

# 目次

## 【最優秀賞 一編】

子供を犯罪から守る活動のあり方……………小西 明 1

## 【優秀賞 二編】

「子供を犯罪から守る」ということ……………岡崎 理香 20

携帯電話・ネットの被害から子どもたちを守るために……………大和 剛彦 35

## 【佳作 三編】

インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングの問題について……………井上 克裕 51

携帯電話・インターネットから子どもを守るために必要なこと……………谷口 真理 69

薬物から子供を守り、日本の将来を築くために大人ができる役割とは

　　～日本を薬物大国にしないために～……………山川 賢治 83

子供の安全をいかに守るか～おはよう～から始まる明るい一日～……………新木 繁男 106

子どもの安全をいかに守るか～親への警鐘～	飯塚 宏之	122
子供の守り方	小柳津昌久	140
危険の芽を摘む、市町村型子育てコミュニティの醸成	川角 一郎	160
子供の安全を守るためにできること	木村 敏勝	172
子供の安全をいかに守るか～市長が歌った「となりのトトロ」～	古池 季	188
子供の安全をいかに守るか～大人から変わっていじめ根絶を目指す～	杉山亜矢子	206
子供の安全をいかに守るか	清宮 正人	232
子供たちへの贈り物～「いじめ」の視座から～	高山 秀幸	250
危機に立つ社会―《ヤングホン》で子供を守る―	玉木 彰	265
子供の安全と専業主婦	長島 幸二	282
子どもの健やかな成長を願って	中村みどり	297
学校を基軸とした地域コミュニティ再編による子供（児童）の安全確保について	松永 恭武	309
平成二一年度懸賞論文「子供の安全をいかに守るか」の応募要項		323
平成二一年度懸賞論文「子供の安全をいかに守るか」応募者一覧		328

この論文集に掲載した原稿は、応募者各人の個人的なご意見を紹介したものであり、必ずしも財団法人・公共政策調査会等の主催者及び後援・協賛各団体の見解を示すものではありません。

【最優秀賞】

# 子供を犯罪から守る活動のあり方

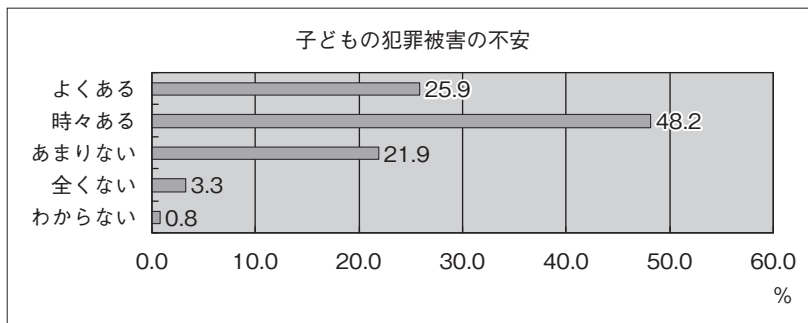
警察官（広島中央警察署  
生活安全課長）

小西 明（49）

## 一 はじめに

全国的に子供が被害者となる犯罪が発生し、子供が犯罪被害に遭う不安を抱く者は少なくない。平成一八年八月、内閣府政府広報室が発表した「子どもの防犯に関する特別世論調査」の概要によると、「子どもの犯罪被害の不安」について「よくある」と回答した方は二五・九パーセント、「ときどきあ

## 資料1 子どもの犯罪被害の不安



出典：「子どもの防犯に関する特別世論調査」の概要（平成18年8月 内閣府政府広報室）

## 資料2 子どもの防犯のために効果的と思う地域や家庭の取り組み（複数回答）

○ 防犯パトロールといった地域住民が行う防犯活動を盛んにすること	51.5%
○ 近所の人たちと情報交換の場を作ること	46.2%
○ 子どもに、防犯ブザーなどの防犯グッズ（商品）を持たせること	42.5%
○ 近所で不審なことが起きていないかどうかなどについて子どもと話し合うこと	41.2%

出典：「子どもの防犯に関する特別世論調査」の概要（平成18年8月 内閣府政府広報室）

「と回答した方は四八・二パーセントで、両方を併せれば全体の七四・一パーセントの人が、子供が犯罪被害に遭う不安を抱いている。（※資料1参照）

また、「子どもの防犯のために効果的と思う地域や家庭の取り組み」（複数回答）として最も多い回答は、「防犯パトロールといった地域の住民が行う防犯活動を盛んにすること」（五一・五パーセント）である。（※資料2参照）

このような意識を反映し、全国的に子供を犯罪から守る活動が盛んに行われているが、その活動の多くは登下校時の見守り活動や通学路の防犯パトロール活動が中心となっている。しか

し、こうした活動において、大人が地域の全てに目を行き届かせようとしても、そこには限界があり、万一その隙に、不幸にして子供が犯罪者に遭遇すれば、最後は子供自身が自分の身は自分で守らなければならぬ。子供が犯罪被害に遭わないためには、子供は無防備でいいはずはなく、被害に遭わないための意識を育てる防犯教育にもっと力を入れていく必要がある。

また、子供の見守り活動や防犯パトロール活動の担い手は、多くが地域の高齢者であり、保護者や若者層の参加が少ないのが実情である。

さらには、近年の経済不況に伴い、公的機関の財政は緊縮し、地域ボランティアに対する活動資金の支援は多くを期待できないなど、子供を犯罪から守る活動は様々な問題を抱えている。

私は警察署で勤務する警察官として、こうした問題の解決に向けて実践している取り組みをいくつか紹介しながら、子供を犯罪から守る活動のあり方について、私なりの考え方を述べていきたい。

## 二 子供の防犯教育の問題点

今、一般的に子供たちに対して行われている防犯教育は、「防犯ブザーを持つ」「何かあったら大声で助けを求める」あるいは「護身術を教える」といった、犯罪者に遭遇した際にどのように対処・抵抗するかという内容が多くみられる。

こうした防犯教育は、実際に子供が犯罪者に襲われたとき本当に役に立つのであろうか。なかでも護身術については一度や二度習ったところで、いざというとき犯罪者に通用するのか大きな疑問を感じるとこ

ろである。

子供は、犯罪者に襲われて恐ろしい目に遭うよりも、そのような目に遭わないに越したことはない。私は、子供たちが犯罪者に襲われた場合、十分に機能するか分らない「対処法」を習得させるより、犯罪に遭わないための「予防法」を教えることに重点を置くべきであると考ええる。

今、我々が犯罪に遭わないために「予防法」として子供たちに教えていることは、「不審者」や「知らない人」に注意することである。これは犯罪が発生する前では、誰が犯罪を起こす人なのか誰も予測することができないため、主観的に疑わしいと感じる「不審者」や得体が知れない「知らない人」に対して注意することを教えているのである。

子供に対して「不審者」に注意しなさいという指導は、子供は不審者とはどのような人なのか理解できず、サングラスをした人、マスクをした人、見た目が変わった人、人相が悪い人等が不審者として扱われるようである。時には知的障害者やホームレスが不審者扱いされる場合もある。しかし、こうした人が必ずしも犯罪を起こす人ではない。また、子供に対して「知らない人」に注意しなさいという指導は、子供は全ての知らない大人を警戒し、地域の挨拶運動ができなくなる場合がある。

私はかつて勤務していた警察署において、不審者が出た場所や犯罪が発生した場所を地図に落とし、これを公開して注意を喚起する取り組みを行ったことがある。その結果、地域住民の警戒心が高まり、住民からの不審者情報は急増した。多くの不審者情報が寄せられる中で「人を警戒する」という意識が過度に高まり、その街では川土手から望遠レンズで渡り鳥を撮影していた写真家が盗撮犯人として警察に通報さ

れたり、熱を出して小学校を早退していた男児を心配して声を掛けた男性が、連れ去り犯人と間違われ、パトカーが出動するなどの事態が生じたのである。

広島市においては、平成一七年十一月、下校中の小学生女児が殺害される事件（あいりちゃん事件）が発生した。当時、私には市内の小学校に通う娘がいたが、犯人が「外国人」であったことから、誰が教えたのか、子供たちの間で外国人が注意すべき対象という意識が一時広まったことを覚えている。

このように、子供たちに「不審者」とか「知らない人」に注意・警戒するという「人」に注目した防犯教育を行うと、特定の人が不審者や犯罪者扱いされ、差別や人権侵害を助長するとともに、子供があらゆる大人を警戒し、本来子供を守るために必要とされる地域社会の連携が希薄化するという結果を生じることになる。

### 三 地域安全マップづくりの取り組み

広島県では、地域社会の連携を強める新たな子供の被害防止教育として、平成一七年度から立正大学文学部社会学科小宮信夫教授が開発された地域安全マップづくりの取り組みをはじめた。

地域安全マップづくりは、子供たちが「危険な人」に注意するのではなく、「犯罪が起こりやすい場所」に注意するという意識を持たせようというものである。

小宮教授によれば、「犯罪が起こりやすい場所」とは、「領域性」と「監視性」が低い場所であるという。「領域性」とは、犯罪者の力が及ばない範囲を明確にすることである。例えば犯罪者が侵入する際に物



理的な障害となる仕切を設置し、あるいは周囲の人が犯罪者の侵入を許さないという意識が高い場所では、犯罪者は容易にターゲットに接近できないため、犯行を躊躇・断念する可能性が高い。一方で、物理的な障壁がなく、誰が侵入しても怪しまれないような「領域性が低い場所」では、犯罪者は容易にターゲットに接近でき、犯行後も逃走しやすいため、犯罪を実行するには都合がよく、このような場所では犯罪が起こりやすい。

次に「監視性」とは、犯罪者の行動を監視することである。物理的に見通しがよく、あるいは心理的に誰もが何か起きないかと関心を示している場所では、犯罪者は犯行に及んだ場合に発見されやすいため、犯行を躊躇・断念する可能性が高い。一方で、物理的に死角が多く、何が起ころうとも周囲の人が無関心であるといった「監視性が低い場所」では、犯罪者自身が身を隠し、犯行に及んでも目撃される可能性が低いため、犯罪者は安心して犯罪に着手でき、このような場所では犯罪が起こりやすい。

こうした「領域性」と「監視性」が低い場所について、小宮教授は「入りやすくて見えにくい」というキーワードで子供たちに理解させている。

地域安全マップづくりは、子供たちを小グループに分け、実際に街に出て、「領域性」と「監視性」の低い場所を調査し、その結果をマップ（地図）にして発表させるものである。

地域安全マップづくりに参加した子供たちは、どのような場所で犯罪が起こりやすいのかを考え体験することで、犯罪が起こりやすい場所を予測する力を身につけることができる。そして、こうした場所では十分に注意力を高め、あるいは回避することができると、犯罪被害に遭う可能性が低くなるのである。

私は、平成一七年の夏、広島市内の国立小学校において、広島県で初めて小宮教授が開発した地域安全マップづくりを指導した。子供たちは地域の危険箇所調査を通じて、犯罪が起こりやすい場所を正しく理解してくれた。また地域の危険箇所調査において、子供たちが地域の方に犯罪が起こりやすい場所についてインタビューを行ったことで、子供と地域の方が顔見知りとなり、後で挨拶を交わすようになったという話も耳にした。私は、地域安全マップづくりを通じて、子供たちが犯罪が起こりやすい場所を理解し、地域の方と触れ合うことで、被害防止能力やコミュニケーション能力を高めていくことを実感した。

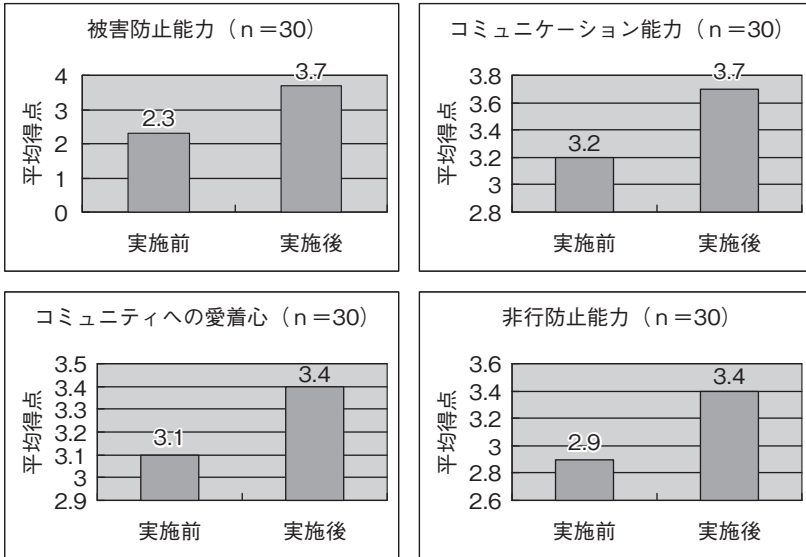
小宮教授は地域安全マップづくりに期待できる効果として、被害防止能力やコミュニケーション能力の向上のほか、子供たちが地域の様々な魅力を発見することで地域の愛着心を向上させ、さらに地域社会の安全に貢献することで子供たちの社会性や市民性が身につき非行防止能力を向上させることができることを挙げている。

福山大学人間文化学部心理学科平伸二教授の研究においても、地域安全マップ作製前後に小学校児童を対象とした質問紙調査を実施し、これら全ての点について効果が得られたことを実証している。（※資料3参照）

地域安全マップづくりは、子供たちが把握した地域の危険箇所を大人が改善する取り組みにもつなげることができる。

私は、子供の被害防止能力を高め、地域社会の連携を強める地域安全マップづくりが今後も各地で広がっていくことを大いに期待している。

資料3 地域安全マップ作製前後に実施した質問紙の結果



出典：福山大学こころの健康相談室紀要第1号 地域安全マップの作製とその効果測定  
(福山大学人間文化学部心理学科 平 伸二 教授)

#### 四 大学生による地域安全マップづくりの指導

地域安全マップづくりは、少人数に分かれてグループ作業を行うため、グループごとに指導者を配置することが必要である。広島県では、地元の大学生ボランティアを指導者として育成したところ、別の大きな効果と期待を生み出した。

大学生は子供たちにとって近い将来の自分の姿であり、年齢が近いため子供たちは大人よりも大学生に親近感を持つようである。大学生から地域安全マップづくりを学んだ子供の中には、指導した大学生について「凄くかっこよかった。」とか「僕も大学生になったら、子供たちに地域安全マップづくりを指導したい。」という感想を述べる子供もいる。

こうした子供たちの中には、地域社会に貢献する活動をしてみようという意識を持つ者もいるはずである。かつて、広島市は暴走族で全国的に有名となった時期がある。この時期は特攻服を着た少年が街の公園や広場を占拠し、法秩序を無視して暴走行為を繰り返す光景が街のあちこちで見られたものである。こうした環境に育った子供たちの中には、暴走族の姿に憧れを抱き、誘われれば暴走族に加入する者もいた。また、子供たちの中には、テレビで見るアイドル歌手やスポーツ選手等に憧れを抱く者も少なくない。しかし、多くの子供がこの憧れを実現できる訳ではない。

こうした暴走族や雲の上の憧れではなく、子供たちにはもっと実現可能性の高い、地域で身近に存在する憧れの存在が必要ではないのだろうか。

犯罪心理学を専門とする福山大学人間文化学部心理学科平伸二教授は、子供たちが規範意識を形成する際には、善悪を行動で実践する大人が身近に存在することが必要であり、大学生が一生懸命に地域安全マップづくりを指導する姿は、子供たちの規範意識や地域社会に対する愛着心に大きな影響を与えることができるという。

大学生も実際に子供たちに指導するとなれば、それなりの勉強が必要である。自らの勉強と子供を指導する経験は、大学生にとっても大きな成長へとつながっていく。中でも小学校教諭を目指している大学生は、地域安全マップづくりを通じて実際に子供たちと触れあい、子供たちを指導することにより、教諭となるための多くの経験を積むことができる。

このように大学生ボランティアによる地域安全マップづくりの指導は、子供や大学生など、次世代を担

う若者を育成する人づくりにもつながるものである。

実際、広島県では地域安全マップを指導した大学生の中から、その後小学校教諭として採用され、今では学校現場で子供を犯罪から守るための活動に活躍している者も出てきている。

## 五 大学生ボランティアの活躍と大学の知的財産の活用

大学生ボランティアの活躍は地域ボランティアの活性化にもつながる。

地域安全マップづくりの指導者を養成する研修会では、大学生ボランティアの若いパワーに地域ボランティアの人が引っ張られ、大きな盛り上がりが見られた。そして、何よりも大学生が介在することにより、年齢層の垣根が取り払われ、良好な雰囲気の中で活動は活性化した。

大学生ボランティアの活躍は地域安全マップづくりの指導にとどまらず、某大学ではメディアを学ぶ大学生がボランティアで地域安全マップづくりを解説する教材ビデオを製作した。大学側もビデオを作成するために必要な収録機材や編集をするためのスタジオの使用等に協力していただき、業者に発注すれば多額の製作費用がかかるところ、一円の支出を伴わず教材ビデオを完成することができた。

また、別な大学では美術を学ぶ学生が、小さな子供でも犯罪が起こりやすい場所を正しく理解できるようにと絵本や紙芝居を作成した。

こうした実例を見ても、子供を犯罪から守る活動は大学生の若いエネルギーと大学の持つ知的財産等を活用することで、地域活動の活性化や教材開発等、大きな成果を生み出すことができるのである。

私は、大学生を中心とした若者層が防犯活動等の社会貢献活動に参画してくれることを大いに期待している。

## 六 インターネット犯罪から子供を守る取り組み

子供に対する犯罪被害は、誘拐や性犯罪といった身体犯だけでなく、携帯電話等を利用したインターネット犯罪に関するものも深刻である。

子供がインターネット犯罪の被害に遭わないためには、フィルタリング機能を利用して物理的に有害情報を遮断するなどのハード面対策と共に、子供がインターネットを適正に利用するための意識づくりというソフト面対策が必要である。

携帯電話は、子供と親が連絡を取り合ったり、GPS機能による子供の位置探査ができるなど防犯上有効な機器でもある。一方で、出会い系サイトを利用した児童買春、悪質な犯罪予告や中傷誹謗の書き込みなど、インターネットという世界を通じて犯罪と接するリスクを持ち合わせている。

また、携帯電話等を利用したインターネットに関する知識は、保護者よりも子供の方が進んでおり、子供が携帯電話等を適正に利用するための防犯教育は専門的知識を有する指導者が少ないのも実情である。

このような中、私が勤務する警察署では、インターネットに関する専門的知識や技術を有する携帯電話会社、インターネット犯罪の実例を多く持つ警察、防犯教育の機会や場を持つ教育委員会の三者が連携し、「携帯電話等を適正に利用するための防犯教育活動等に関する協定」を締結する試みを行った。（※資料

## 資料4 携帯電話等を適正に利用するための防犯教育活動等に関する協定

## 協 定 書

広島中央警察署（以下「甲」という。）、広島市教育委員会（以下「乙」という。）及び株式会社NTTドコモ中国支社（以下「丙」という。）は、青少年の携帯電話等の利用における防犯教育活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、携帯電話等の電子メディアを通じた有害情報が青少年に及ぼす悪影響を鑑み、甲、乙及び丙との相互協力により、青少年が携帯電話等を適正に利用するための防犯教育等を行うことにより、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子メディアとは、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク、テレビジョン放送及び映像又は文字が記録された電磁的記録媒体をいう。
- (2) 青少年とは、18歳未満の者（婚姻をしたことにより成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。
- (3) 有害情報とは、青少年の性的感情を著しく刺激し、残虐性を生じさせ、若しくは助長し、又は自殺若しくは犯罪を誘発する等青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認められる情報をいう。
- (4) フィルタリング機能とは、インターネットを利用して得られる情報の中から有害情報の受信を防止することができる機能をいう。

## （運用の基本）

第3条 この協定は、甲、乙及び丙の相互理解による高い信頼と協力関係を基本とする。

2 この協定は、甲、乙及び丙が行う通常業務を制約するものではなく、それぞれに特別な権限を与えるものでもない。

## （活動の内容）

第4条 この協定に基づき、甲、乙及び丙が相互に協力する活動の内容は、次のとおりとする。

- 1 青少年が携帯電話等を適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるための防犯教育の推進。
- 2 青少年が利用する携帯電話等のフィルタリング機能の利用促進。
- 3 携帯電話等の電子メディアを通じた有害情報が青少年に及ぼす悪影響についての啓発及び各種情報の提供。

## （個人情報の取り扱い）

第5条 甲、乙及び丙は、この協定による活動に関して知り得た個人のプライバシー等に関する個人情報や犯罪捜査に関する情報を、第1条に規定する目的以外に利用し、又は第3者に漏らしてはならない。

## （協定の解除）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定に違反している、又はこの協定に規定している活動・役割を果たしていないと認められるときは、甲、乙及び丙の話し合いにより、この協定の一部又は全部を解除することができる。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成20年10月22日

甲	広島県広島中央警察署長	小笠原 尋文
乙	広島市教育長	岡本 茂信
丙	株式会社NTTドコモ中国支社長	井手 明子

#### 4 参照)

協定は、三者が持ち合わせる専門的な知識や技術、情報を共有しながら協力関係を構築し

- ① 青少年が携帯電話等を適正に利用するために必要な知識や能力を習得させるための防犯教育の推進
- ② 青少年が利用する携帯電話等のフィルタリング機能の利用促進
- ③ 携帯電話等の電子メディアを通じた有害情報が青少年に及ぼす悪影響についての啓発及び各種情報の提供

に取り組んでいこうというものである。

携帯電話事業者は自らの事業者責任として、これまでも携帯電話等の利用に関する防犯教育を進めているが、警察や学校においても同様の防犯教育の取り組みを進めているところである。こうした同じ目的の取り組みを各自が個別に行うだけでなく、相互が対等な立場で協力関係を構築し、それぞれが保有する専門分野を生かしながら効果的に進めていくことが必要であるという考えに基づき、三者協定を締結したのである。

私は、協定の締結により、三者がそれぞれの専門的知識・技術・情報を共有・駆使して防犯教育活動等を推進し、今後の活動のスキルアップにつなげていくことを期待している。

#### 七 企業のCSR活動を活用した財政的支援の取り組み

地域の自主防犯ボランティア活動は、殆どが十分な財政的支援が見込まれない。昨今の経済不況は、公



的財政を緊縮させ、地域ボランティアの活動資金の補助は年々削減されている。多くの地域防犯ボランティアの活動資金は、活動者が自前で持ち出しているのが実情である。

特に、平成二〇年の世界的なガソリン価格の高騰は、青色回転灯を装着したパトローカー（以下「青パト」という。）による防犯活動を直撃した。燃料代を全て自前としている青パト運行者は、子供の安全を守るために青パトが十分に運行できない状況となったのである。

こうした中、私が勤務している警察署では、飲料水メーカーがCSR（社会的責任）活動として始めた地域支援型自動販売機を警察署内に設置した。

この取り組みは、警察署内に設置している自動販売機の売上金の一部をNPOや防犯組合を介して警察署管内で活動する青パトの燃料代として支援しようというものである。当初の試算では、年間約10万円の支援が見込まれていたが、実際にこの自動販売機を導入したところ、警察署の職員の協力もあり、半年間で約13万円を地域の青パト防犯活動に支援することができた。

自動販売機の売上金の一部は、青パトの燃料代支援に限らず、防犯活動全般の活動資金として支援することも可能である。

広島県内では、既に同様の自動販売機が数十台設置され、地域の自主防犯活動の資金として支援されている。なかでも広島市西部を活動区域とする防犯パトロールチームは、活動エリアにこの自動販売機を3台設置し、自らの活動の自主財源として活動用の帽子やTシャツ等の購入資金に充てている。

こうした自動販売機の設置・導入は、行政等の公的機関においても協力できるものである。例えば、行

政機関の庁舎、公民館、児童館、スポーツ施設、文化施設等の公共施設に地域支援型自動販売機を設置することで、その施設を利用する子供たちの安全を守る活動の資金として支援することが実現する。

子供を犯罪から守る地域の自主防犯ボランティア活動に対して、今後も公的な支援が期待できない中、この自動販売機の設置による自主財源の確保という取り組みも一つの有効な手段であると思われる。

私は、他の飲料水メーカーにおいても同様のCSR活動の参画を期待するとともに、行政による地域支援型自動販売機の設置協力について積極的に検討していただくことを願っている。

## 八 子供を犯罪から守る活動のあり方

以上、子供を犯罪から守るための活動について、私なりに実践してきた施策や考え方について述べてきた。最後に今後の活動に向けて、私は次の五点を提言としてまとめたい。

### ① 子供と大人が関わり合う地域社会の実現

我々は、地域の子供と大人が相互に関わり合う地域社会を目指し、各地で挨拶・声かけ運動などの取り組みを進めているが、一方で子供が犯罪被害に遭わないために、子供たちに人を警戒することも教えている。

こうした指導は、子供たちは知らない人に挨拶をしてよいのか、あるいは警戒すべきなのか分からなくなり、混乱をするばかりか、知らない大人に対する不信任を高め、地域社会の連携を阻害する可能性が

てくる。

子供を犯罪から守る活動は、地域コミュニティが活発化し、地域ぐるみで子供を守り育むことが大切である。子供たちを地域の大人から引き離すのではなく、地域安全マップづくりなどの取り組みを通じて子供と地域の大人が関わり合い、地域社会の連携を強めていく取り組みを進めていくことが必要である。

### ② 活動の後継者を育成する

子供を犯罪から守る活動の担い手は、多くが地域の高齢者であり、保護者や若者の参加が少ないのが実情である。活動が将来にわたって継続するためには、活動の担い手となる後継者を育成することが重要な課題である。

将来の子供を犯罪から守る活動の担い手は、現在、守られている側の子供たちである。

子供たちは、大学生ボランティア等を中心とした地域安全マップづくりなどの取り組みを通じ、地域を愛し、地域のために貢献する喜びやその意義を知り、次世代の活動の担い手として育ってくれることが必要である。

### ③ 大学生ボランティア等の積極的な参加

子供を犯罪から守るための活動を活性化させていくことは容易ではない。

私は、大学生ボランティア等の若者が地域の活動に参加することで、カンフル剤としての機能を発揮し、地域の防犯ボランティア活動を活性化させるものと信じている。

地域の子供を犯罪から守る活動を盛り上げるためには、大学生ボランティア等の若者が多く参加し、若

い力を中心に、幅広い年齢層が参加する活動を推進していくことが必要である。

④ 企業等が参画した取り組みの推進

近年、企業等が参画した子供を犯罪から守る活動は、「子供一〇番のお店」や「子供一〇番の車」など広がりつつあるが、まだまだ少ないのではないかと感じる。

私は、それぞれの企業等が保有する専門的知識や技術を地域の防犯活動に活用し、あるいは人的支援や施設を地域に提供することで、新たな大きな成果を生み出すことが期待できるものと考えます。

今後、多くの企業等が子供を犯罪から守る活動に参画し、企業等が保有する各種財産を地域活動に反映させる取り組みを広げていくことが必要である。

⑤ 活動の自主財源の確保

子供を犯罪から守る活動は、公的な財政支援が期待できない中で、自らの活動資金を確保していくことが求められる。

自主財源確保の一例として、私が勤務する警察署では、企業のCSR活動を活用した自動販売機による活動資金の支援を試み、僅かであるが地域の活動者に資金を支援することができた。

昨今の経済不況の中、各企業とも厳しい経営状態に置かれ、今後とも企業CSRを活用した財政的支援は容易ではない。しかし、PTAのバザー収益や地域の祭礼等を利用した寄付等、企業CSRの活用以外にも地域における自主財源確保についての開拓すべき分野は残されているはずである。

お金がないから活動できないという消極的思考ではなく、地域の実情に応じた自主財源の確保に向け、

あらゆる手法を考え、開拓していくことが必要である。

## 九 おわりに

子供の安全は、事件や事故のみならず、食の安全、住まいの安全、環境問題にも発展し、極めて幅広い分野に及ぶ。

私は、生活安全部門を担当する警察官として、第一線の現場において、地域の方々と共に子供を犯罪から守る活動に取り組んでいる。

今、私が心配していることは、今行われている子供を犯罪から守る取り組みが一過性に終わらないかということである。

私は、現場の実務を通じて感じた問題点を踏まえ、これまで進めてきた取り組みの実例をいくつか紹介しながら、私なりの考え方を提言としてまとめてみた。

この論文を読んでもいただいた方が、少しでも今後の子供を犯罪から守る活動の参考にいただければ幸いである。

## 引用文献

1 「子どもの防犯に関する特別世論調査」の概要

(平成一八年八月 内閣府政府広報室)

- 2 地域安全マップ作製マニュアル  
(立正大学文学部社会学科 小宮信夫教授 東京法令出版)
- 3 犯罪は「この場所」で起る  
(立正大学文学部社会学科 小宮信夫教授 光文社)
- 4 福山大学こころの健康相談室紀要 第一号  
地域安全マップの作製とその効果測定  
(福山大学人間文化学部心理学科 平伸二教授)

## 【優秀賞】

## 「子供を犯罪から守る」ということ

(主婦・桐蔭横浜大学大学院研究生)

岡崎 理香 (49)

一 私たちのまちは危険なまちなのか

「守ってあげたい」

午後一時三〇分、松任谷由実の歌「守ってあげたい」のメロディーが地域無線から流れてくる。もうそんな時間かな、と思いつながら窓から外の通りを眺めるが誰も通る気配がない。庭に出て花木の手入れなど

をしていると、三〇分ほどして遠くから子供達のかん高い声がだんだん近づいてきて、家の前を横切つてまた遠くなっていく。たまに「お帰り」と声をかけると「ただいま」と答えてくれることも。近くの小学校の一年生たちが今日も元気に帰つて来たことを確認し家に入ろうとすると、「お帰り、今日は早かったね。」というお母さんらしい声。自転車で途中までお迎えにきたらしい。

私の住む八王子市では数年前から、小学校低学年の下校開始時刻にあわせて平日毎日午後一時三〇分に、ユーミンこと松任谷由実さんの「守ってあげたい」のメロディーが地域無線を通じて流れることになっていく。それを聞いたら、もうすぐ一・二年生が下校するから地域の人はなるべく表へ出て子供達の下校を見守りましょう、という趣旨からだ。この時間に犬の散歩をするもよし、お買い物ものに出かけるもよし、戸口の掃除をするもよし、ということだろう。私も家に居るときはなるべく前述のように、通りに面した庭にでたり窓から子供達の下校の様子を見ていたりすることを心がけている。ちなみに松任谷由実さんは八王子市出身で、彼女のヒット曲である「守ってあげたい」を小学生の下校時間のお知らせに使用するということは、誰が思いついたかピタリといった感である。この下校のお知らせは、私の記憶では二〇〇五年～二〇〇六年頃に連続して起きた児童殺傷事件や誘拐事件の後に、地域としても子供達を見守ろうと、八王子市が試験的に行つたものが今でも継続して定着したものだ。

確かに、栃木、広島、西宮等の女兒誘拐・殺害事件や、神奈川県の高層マンションの階段から小学生の男子児童が投げ落とされて殺害された事件など、その時期児童を狙つた犯罪が多発し、連日テレビ・新聞等で大きく報道されるにつけ、子どもを持つ私達母親はもとより国民全体が震憾し、「子供が危ない！子

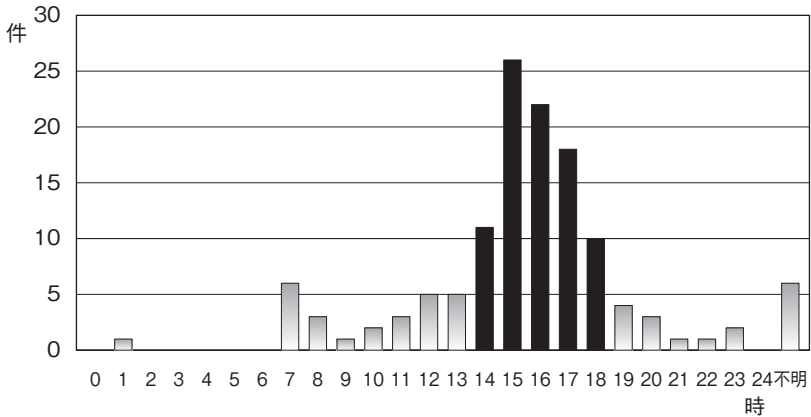


供の安全を守らなければ！」と学校、地域をあげての大混乱になったことを記憶している。その結果、「『不審者』情報メール」が飛び交い、私達母親は『不審者』に振り回されることになった。

『不審者』ってどんな人？

送信されてくる『不審者』情報は、「○月◎日△時頃、××公園で小学校低学年の女兒に不審者が一緒に遊ぼうといって手をつかんだが振りはらって逃げた。不審者は黒っぽい帽子に黒っぽい服装。」といったようなもので、当初は「××公園ならすぐ近くだから子供に近づかないように注意しよう。」とか、「変な人がいたら、すぐ逃げて来なさい。」と子供達に注意を与えたりしていたが『不審者』は神出鬼没で、内容が大雑把過ぎる不審者情報をいくら教えてもらってもあまり役に立たないことに気付き始めた。「○さんのご主人が出張から早い時間に帰って来たので、公園によって子供が遊んでいるのを見ていこうと思つたら、不審者に間違えられたんですって。黒いコートを着ていたらしい。」等という冗談のような話も聞かえてきた。私も下校途中の子供達に庭から声をかけても、怪訝そうな顔で無視されることもある。これでは気軽に子供に声をかける人達みんなが不審者になってしまうではないか。結局このような不審者探しは、子供にも大人にも他人に対する「不信感」を煽るだけで、子供の「見守り活動を通じて地域のコミュニケーションを図ろう」というせつかくの「見守り隊」の活動も、地域コミュニティの再生どころか崩壊にもつながりかねない。現に小さい子供を持つ親達は、子供達がノート一冊買いに行くのにも、友達の家に行くのにも車で送り迎えの現状なのだ。私の居住地は近くに数多くの公園があるが、平日の午

23 「子供を犯罪から守る」ということ



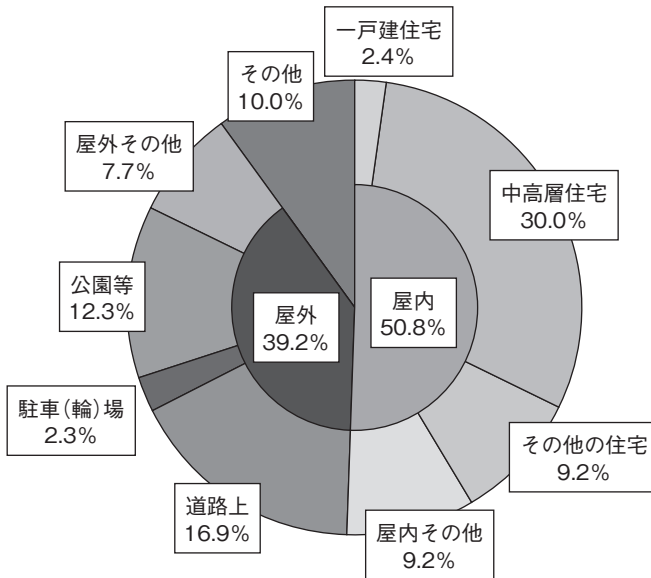
(警視庁ホームページより)

図表1 13歳未満の性犯罪発生時刻状況 (平成20年)

後は子供達が遊んでいる姿をほとんど見ない。本当は家でゲームをして過ごすよりも、子供には外で元氣よく遊んで欲しいのだが、「××公園は不審者が出るから行かないでね。」ということになる。

親達の心配を裏付けるように警視庁の統計資料では、都内における一三歳未満の年少者に対する性犯罪は午後二時から午後六時台に多く、特に午後三時から午後五時台の発生が多いという結果である。(図表1) また発生場所についても、屋内の中高層住宅が最も多いものの、屋外では道路(一六・九%)に次いで公園等(二二・三%)での発生が多い。(図表2)

私達は「子供の安全」を守るために、やはり子供達に「人を見たら不審者と思ひ、学校から帰ったら公園や人通りの少ないところへは行かないこと。」と教え込み、それを徹底させなければ子どもの安全を守れないのであろうか。



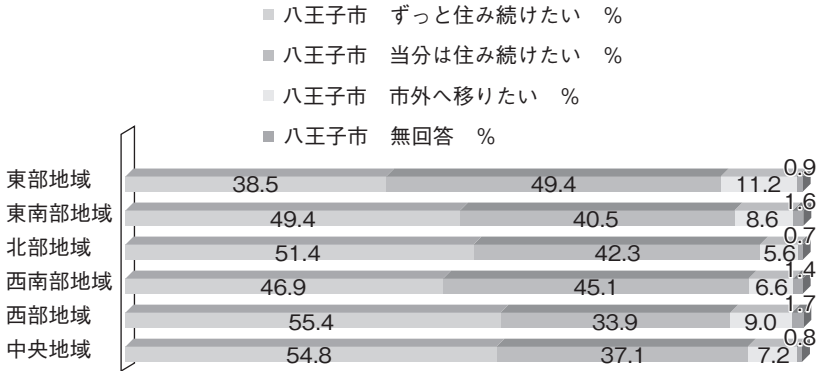
(警視庁ホームページより)

図表2 13歳未満の性犯罪発生場所 (平成20年)

### 「近所の底力」

私が以前好んで見ていたテレビ番組の一つに「近所の底力」というものがあつた。地域の困った問題に、住民が力を合わせて協力しあい、試行錯誤しながら解決に向かう過程を紹介する番組である。この番組では、防犯やごみ問題、高齢者の問題や商店街の活性化等様々な具体的な問題が登場するが、町会・自治会や団地管理組合、PTA、商店街などの「コミュニティ」が底力の担い手として活躍するのである。一人では解決困難な問題でもこの小さなコミュニティが難問解決に挑戦する過程を見ると、本当に地域力、コミュニティ力の凄さ、大切さを痛感するのである。それならば、子供の安全を守るには、やはり「地域の力」「コミュニティの力」で解決できるのではないだろうか。

## 八王子市にずっと住み続けたいか

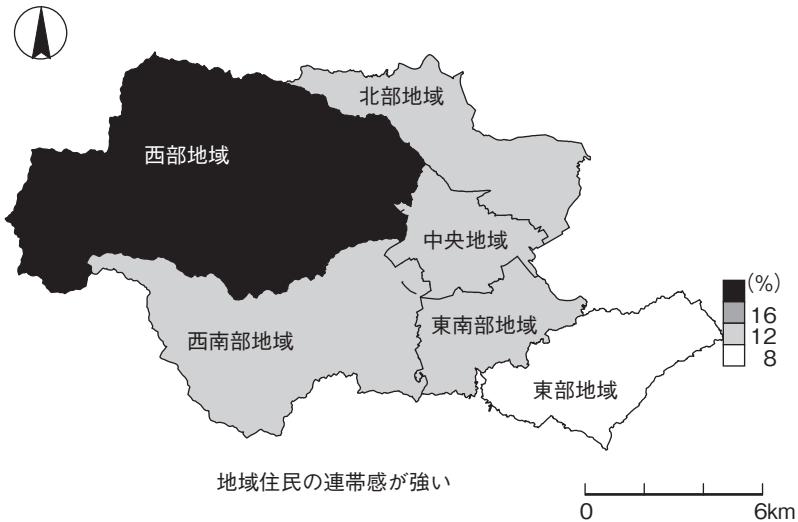


図表3 八王子市世論調査より（平成20年度）

私の住んでいる八王子市では、毎年市内居住者から無作為に抽出して市政世論調査を実施しており、その結果を市民にも公開している。平成二〇年実施の第四〇回調査において興味深いものがあった。「自分の居住地域に住み続けたいか」という質問に対して、「ずっと住み続けたい」と答えた住民が最も多い地域は、八王子市を六つの地域に分けた時の西部地域、逆に最も少ない地域は東部地域であった。東部地域は「市外へ移りたい」という回答でもトップであった。（図表3）西部地域は八王子の歴史上でも古くから存在している地域であって、町会・自治会の組織率、加入率も高い地域であるのに対して、東部地域はその住民の大半が多摩ニュータウンとして新しく開発された街に居住している。町会・自治会の加入率も低い。

「地域住民の連帯感は強いと思うか」の質問でも、六地域のなかで最も高い比率であったのが西部地域であり、最も少ないのが東部地域であった。（図表4）

更に「自分の居住地域は安全だと思いか」との質問には



図表4 八王子市世論調査より 地域の連帯感強いと思うか

「危険である」と答えた割合が東部地域では他の地域と比較しても高い比率であり、市政への要望の第一位も東部地域は「防犯対策」を挙げている。(他の五地域については「防犯対策」は三～五位である。) ちなみに、犯罪発生数が東部地域において特に高いということはないということであった。(市役所生活安心課からヒアリング)

#### 地域の連帯が安心を生む？

東部地域は、新興の戸建てやマンションが連立するニュータウンであって、街なみも整備され公園も多い。統計的にも犯罪多発地域とはいえないのに、なぜ住民の体感治安が悪いのであろうか。上紀の世論調査の結果を考えると以下の事が推論できないだろうか。

- 一 地域コミュニティがしっかり機能しているところは、近隣住民の活動も活発である。

二 そのような地域では住民同士の連帯感、信頼感が醸成される。

三 その結果、その地域においては住民の「安心感」もうまれる。

このように考えると、「子供の安全をいかに守るか」という問題においても、親、学校、行政などが個々に対策や行動を講じても効果が低いのではないだろうか。近年「協働」という言葉を頻繁に耳にするが、やはりこの場面においても地域コミュニティとの協働、パートナーシップの確立こそがこの問題の解決の大きなポイントになるのではないか。既に行政の各分野においても其々の政策を策定・実行するにあたって、地域コミュニティとの協働は当たり前のこととなっており、「パートナーシップがうまく機能するところほど政策実効性も高い」ということも各分野において報告されていることである。ご近所の底力が町会・自治会や団地管理組合、PTAや商店街のような小さなコミュニティが中心となり、またそのネットワークを広げていくことでより大きな力となって發揮されたように、「子供の安全を守る」ためにもご近所の底力が必要であり、その存在を認識できることが私達に「安心感」を与えてくれるのだ。

毎日午後一時三〇分、「守ってあげたい」が流れるまちで私達ができることは何だろうか。子供達に安心と自信を与えるために何ができるのだろうか。子供を持つ母親として、地域住民として提案したい。

## 二 安全を守る「ひと」と「まち」

地域コミュニティの活性化が子供を守る

母親としての経験を言うまでもなく、子供達は外で遊ぶのが大好きである。また下校途中もふらふら寄

り道したりするのが常である。それなのに最近の「危険なまち」への不安から、「危険な場所（漠然過ぎて屋外全体をさすようにさえ聞こえる）で遊んではいけない。」「寄り道せずまっすぐ帰ること。」「知らない人に声をかけられても無視すること。」と学校でも家庭でも教え込まれている。これでは先述のように、「守ってあげたい」と外に出て子供達に声をかけてもかえって『不審者』にされてしまい、誰も「見守ろう」などと思わなくなってしまふ。ユーミンの「守ってあげたい」も昼下がりの誰もいない通りに虚しく流れるだけである。

### コミュニティの和・環！

公立の小学校、中学校には安全ボランティアというものがあつて、保護者を中心にパトロールを行つている。しかし保護者だけでは仕事の都合などで毎日行うことは負担であり、継続するのが難しくなる。ここでもっと地域の人達の協力を得ることができないだろうか。もちろん今までも呼びかけてはいるが、その情報発信が不十分である。行政側をはじめ呼びかける側では十分周知の方法をとつていふと言うが、実際住民側としては安全ボランティアのことも、なぜ午後一時三〇分に「守ってあげたい」が流れるのかも知らない人が多いのが現状だ。

地域のなかにはいろいろなコミュニティが存在している。町会・自治会をはじめ団地管理組合、PTA、老人会や各種サークル、ボランティア団体など。この様なコミュニティに働きかけて、自分の都合のいい時、ちょっと思い出した時に子供達に目を配ってほしいのだ。そして、子供達は「地域の子供」とし

て、地域住民が守る、育てると意識をほんの少しだけ持つてもらうことから始まるのではないか。勿論そんなことは当たり前だと言われるかもしれないが、私の住んでいる八王子市の東部地域ではまだまだ不十分のようなのである。近所の子供達に気軽に声をかけ、顔見知りになってほしいのである。

### お祭り・イベントの活用

子供達はイベントが好きである。それがたとえ美化活動などのボランティア活動だとしても、何かイベント性のあるような催しが好きだ。ゴミ拾いや公園の花の手入れなどのボランティア活動や、地域のお祭り、学校の行事などに子供達を含めた地域全体が積極的に参加できるといい。地域全体が顔見知りになれば、子供達を見守る目も増える。子供達もまちで知っている人をみれば安心するし、声を掛け合えば、なにより「まち」が元気になるだろう。本当の『不審者』が好きなのは、人の目が届かないところであり、人がいてもお互い無関心なところである。前述した警視庁の資料で、一三歳未満の性犯罪の発生時刻が午後二時から六時台に集中していること、場所も屋外では道路、公園等が多いという結果は一般的には驚きであるが、まだ昼間の時間帯に道路や公園での犯行が可能なのは「人の目」がないということなのである。私達昼間にそこにいる者の責任を感じる結果である。確かに多くの人は自分達のまちでありながら周囲に無関心ではないのか。『不審者』は、住民同士が声を掛け合う元気なまちは嫌いなのだと思う。

子供に限らず、お祭りが嫌いな人は多くはないだろう。地域のお祭りやイベントを大いに利用して、また企画して、楽しみながら地域コミュニティの和を環にすることに努めたい。祭りやイベントの企画段階



から参加することはより一層の連帯感を創り上げることであろうし、いくつかの小さなコミュニティのネットワークを拡げることで「地域力」はより強くなれるのだ。その昔、祭りは男女の出会いの場であったと言うが、現代においても祭りやイベントは「ひと」と「ひと」を繋ぎ、「コミュニティ」と「コミュニティ」をネットワークするツールとなることであろう。

このように、地域のなかで顔見知りが増えて、互いに声を掛け合える元気なまちになれば、子供達も自然と「どんな状況において」「どんな人が『不審』であるのか」を見分ける力を養うことができるのではないか。地域が子供を育てるのである。

### 子供の居場所づくり

子供を犯罪から守るということは、子供を犯罪の被害者にしないという事と同時に加害者にもしない、という事も含まれるのではないかと考える。いじめの問題やインターネットを使った犯罪など、いま多くの子供達の置かれている環境は脆弱で、いつでも犯罪の被害者にも加害者にもなりうるからである。

私は少年犯罪の専門でも心理学の勉強をしたことも無いが、犯罪や非行を犯した少年達の多くは「自分の居場所がなかった。」「孤独だった。」と言っているということがある。核家族化や少子化、また女性の生き方・働き方の変化によって、日本はかつての家族の固い絆が弱くなったということがよく言われている。高学歴社会の影響で、親達の関心事が学業成績に偏重しているということもあるかもしれない。確かに家庭・家族の変化というものがあるのは事実だ。しかし、地域社会の変化ということもそれ

と同じ位の比重において影響していると思う。私達が子供の頃は親が仕事で遅いなどいない時には、平気で隣の家で晩御飯を食べていたし、道端で転んで泣いていると近所のおばさんが赤チンをぬってくれて、家まで送ってくれたりした。一人ではないという安心感があった。昭和のノスタルジーに浸っているわけではないが、確かに今はそんなことは皆無とは言わないが珍しいことになっただろう。立派なソファに座って大型画面の液晶テレビでゲームをしていても、子供達には安心して安らげる場所ではないのかもしれない。

子供達は遊ぶのが好きである。特に外で遊ぶのが好きである。しかし何度も繰り返すが親としても安心して送り出せる遊び場がない。子供の遊び場と居場所の確保、このことは行政側もいろいろと対策を講じて工夫しているところであるが、まだまだ不十分であるのが現状だ。

前にも述べたが、子供の安全は地域としての取り組みが重要である。そして子供の遊び場・居場所は人の目のあることが必要であり、多くの人と触れ合える場所であることが理想である。いろいろな人との交流や遊びを通じて子供達は多くのことを学び、エンパワメントを引き出すことができるからである。

私は以前から、私が居住している地域のコミュニティセンターや公民館が普段は固く閉ざされていることが気になっていた。団地やマンションの集会所も同様である。あるいは放課後の学校の空き教室など。近くに人が溜まれる場所はあるのに活用されていない。それらを利用して、地域住民のPTAやボランティアなどにお任せ企画をさせて、子供もお年寄りも、もちろん大人だって楽しめるような居場所づくりを推進することを提案したい。児童館や市の公民館などでは遠すぎるし、地域に密着していないと意味が

ない。地域の人たちの出会いの場、交流の場であり、子供達を地域の人達がしっかりと見守る場だからである。公園についても同様に、安全ボランティアや住民有志などで公園での遊びの企画・プログラムを作り、人のいない公園にしない工夫をしてはいかがだろうか。高齢者も楽しめ、集えるようなプログラムを企画すれば、高齢者の引きこもり対策にもなり、地域の安全・安心が増すものと思われる。

以前私はPTAの役員の仕事をお手伝いした経験があるが、保護者・家族の方たちの人材の豊富さと能力の高さに驚いたものである。お父さん、お母さん達の職業は多彩であるし、おじいちゃん、おばあちゃん「技」や「知識」に子供達は大喜びであった。この様に、「子供達の安全を守る」という共通の目的の下に地域の様々な活動が考えられるのであって、いままで職場と家庭の往復のみだったお父さんや、地域と関わりあいたくてもその契機を見つけれないでいたお母さん、歳をとるに従って地域との関わりが無くなりかけていた高齢者の方などが、地域の一員となる、あるいはもう一度地域に帰ってくる契機となるのである。そしてこのような活動を通して地域が再生・活性化することは、ひいては「安心・安全のまちづくり」に直結することであり、子供達の安全を守る役割を私達大人が無理せず行える早道なのではないだろうか。

### 子供を非行や犯罪から守ること

子供達が犯罪の被害者になることと同様、加害者になる危険性もあることは先述した。私達は親として、地域コミュニティの一員として、子供達を犯罪者から守るとともに子供達が犯罪や非行を犯さないように

見守る責任がある。「子供の居場所」作りでそれをすべて解決できるとは勿論言えないが、このようなボランティアアワードで運営するような地域密着型の居場所を確保することで、まず自ら参加しているという意識が生まれることに期待したい。そこでの同年代との遊びや、様々な年代の人との交流を通じてコミュニケーション力を養い、地域の一員としての社会性や市民性が養われれば、自分の存在を肯定することもでき非行防止にも役立つのではないかと考えるのである。「守ってくれる人達がいる」という安心感が大切なのだ。

もっとたくさん遊んで欲しい

私がこの論文を書こうと思った動機は、私の家の周りの公園があまりにも寂しいからである。街なみも美しく整備され、計画的に公園も配備されているニュータウンであるが、なんとなく「まち」として無機的な感じがするのである。そして、母親たちは「不審者は郊外のニュータウンを狙っているよ。」と『不審者』情報に振り回されている。こんなに素敵なまちが危険なまちであってほしくないし、危険なまちにはしたくない。どうすれば子供達が安心して外で、公園で元気いっぱい遊ぶことができるのだろうか。と常々思っていたからだ。地域の一市民として思いつくまま自分なりの提案を書いたのであるが、しかし子育ての経験から学んだことは、子供はたくさんのお友達とたくさん喧嘩することで社会のルールを学びながら成長するということであり、そのためには、私達大人が安全な遊び場を提供し、見守ってあげなければならぬということであった。子供を尊重し、信頼してあげること、子供達は生き

る力を自ら伸ばし、危険からも犯罪からも自らを防ぐ力を身につけていくのだと子供達を見ながら体感した。だから子供達には元気に安心して、もっともっと遊んでほしい。私達大人が「子供の安全をいかに守るか」知恵を出し合い、試行錯誤しながらも見守っているのだから。

以上

【優秀賞】

# 携帯電話・ネットの被害から子どもたちを守るために

高等学校教諭（市立札幌大通高等学校教諭）

大和 剛彦（43）

## 序章

昨今、携帯電話やインターネットの急激な普及に伴い、多くの問題が浮き彫りになってきた。

学校、行政、家庭、携帯電話会社やインターネット接続プロバイダなど、子どもを取り巻く大人たちの組織が、その責任の所在を明確にしてこなかったために、今でもネット問題の対応が進まない現状がある。

これらの各立場における問題点を指摘し、その対策について記してみる。

### 一 学校や行政に望まれる対策

当初、I Tと呼ばれていたものがI C Tという用語に変わったあたりで、社会全体が、なにか問題に気づき始めたような気がする。多くのデジタルデバイスに囲まれていることで、教育レベルや文化レベルが豊かになったと考えてしまう傾向が強かったが、やがて、デジタルデバイス万能の考え方から、次第に「コミュニケーション」を重視したものへとシフトしていった。それがI C Tという表現を生んだのかもしれない。

教育現場での、教員の指導方法の一つとして、便利になったI C T機器をうまく利用した授業が注目されるようになった。しかしその影に忍び寄る、I C Tのマイナスの部分（闇の部分）の教育界への浸透に気づく教員はそれほど多くなかったはずだ。

教育界におけるI C Tのマイナス部分とは、「携帯電話やインターネットの爆発的な普及による多くの弊害」である。

確かに、学校に対するコンピュータ等のI C T機器のインフラは、都市部を中心にかなり普及した。また、教員のスキル向上のために、各教委とも教員向け研修を精力的に取り入れている。しかしながら、現場や教委など、教育界全体は、携帯電話やインターネットの爆発的な普及には対応しきれず、対策を講じる前に、多くの問題が子どもたちが、ネット社会の闇に巻き込まれ、現場などの教育界末端がその対応に

奔走するということが繰り返されてきた。結局、大人が万全な対策を講じる前に、子どもたちが、「携帯電話やインターネットの普及の弊害」という魔物の餌食になったのである。これは、言うまでもなく大人の責任である。

もともと、教育界には「教員の資質の問題」や「いじめ問題」など、多くの問題が山積している。それに加えてネット社会の到来により、教員たちが対応しなければならぬ問題がさらに余計に増えたのである。それに素早く対応できた教員と、できれば退職までの残り数年間はICT機器などに関わりなく生活したい教員とが、今日も現場で子どもたちに関わっているのである。

さらには、ICT機器についての知識を豊かに持ちながらも、授業実践など、授業の中での有効活用することだけに熱心になり、マイナスの部分（闇の部分）を見ようとしなかった教員も多いはずである。彼らこそ、本来であれば、ネット社会の到来とともに押し寄せてくる闇の部分を一いち早く認識できていたはずである。

教員を取り巻く環境も多様化した。背景には、家庭の形態や、考え方の多様化による、各家庭に対する対応の難しさが挙げられる。核家族化、少子化、離婚率の上昇などが原因で、子どもは過度に守られ、なにか一つ声高に指導しようものなら、槍玉に挙げられてしまう。確かに昔とは違う問題点が生まれたことは、理解できなくもない。しかしながら、間違いないと言えることは「教員は変化する環境のせいにするのみで、自らの研鑽のための努力を怠ってはいないだろうか」という視点を持つべきである」ということである。社会や家庭が多様化するならば、それに即座に対応するだけの能力が教員に求められていることは間違



いない。教員採用試験の段階から、教員にはICT機器のみならずICT技術、ネット社会や携帯電話の問題点と対応についてのスキルと知識を問うべきである。ひいては、教員養成系の大学の講義の中に、生徒指導論・児童心理学論と同様な、ネット社会対応論や携帯電話対応などの事例研究などを組み込むべきである。

教職の門である教員採用試験を見直すとともに、現存する多くの教員のICT対応能力を向上させる手立てを、地方自治体レベルではなくて国家レベルで確立すべき時でもある。ゆくゆくは、アメリカのように、教育現場に警察官が常駐するという、教育と生徒指導を完全に独立させることも一考に値するが、警察官の常駐とネット社会問題は関係が薄いので、どのみち、国家としての対策を講じる必要があるが、その意味では、文科省のリーダーシップが求められる。

しかしまた、有効な長期的戦略的対応は、おそらく「国家百年の計」にならざるを得ないため、即効性のある対応の確立も急務である。

全国webカウンセリング協議会のネットいじめ対応アドバイザーという認定制度があるが、私はこの認定を受け、小中学校・高校のPTAや生徒指導担当の依頼で講演活動を展開している。その中での実践から得られた切実な思いは「語り部があまりにも足りなすぎる」ということである。

中学・高校の講演活動では、活動の効果は非常に大きいが、同時に三年経つと生徒がすべて入れ替わっているという問題もある。小学校向けの話、それも低学年向けと高学年向け、そして中学生向けと内容は異なる。その意味では各学校において三年に一度は講演をすべきである。しかしながら、急速に変化し危

險が増大するネット社会の危うさを、子どもたちに理解してもらうには、年一回以上の講演を持つべきと考えている。

しかし、ネット社会の危うさを子どもたちに伝える大人の数が、あまりにも少ないため、年に一回の講演ができる学校の数はほんの一握りである。これはとても大きな問題である。

理想としては、各校に最低一人以上、それが無理としても少なくとも行政区や自治体に最低一人、ネット問題の専門家がいることが望ましい。しかし、その専門家の養成や援助のシステムも構築されていない教委や地域が多いはずである。

教員を一から指導してネット問題専門家にするか、あるいは、外部に講師派遣を依頼するか。これには、自治体の教育予算との関わりもある。低コストで大きな効果を得るには、後者の「外部講師派遣」型が望ましい。これは将来的な教育のアウトソーシング化の一つのモデルにもなり得るものである。とかく、教育は国家の支柱になるために、民間介入をよしとしない嫌いがある。民間校長の導入への反発などがその良い例である。しかし、現存の教員がネットの指導を専門的にできない以上、教員が行うのと同様かそれ以上の効果がある外部講師に指導を依頼することは必要なことである。指導と言っても、講演か講話をするだけのことであり、参加した教員はその内容を適宜、子どもたちにかみ砕いて説明を加えるだけでよいのである。

具体的には、教委が募集し、その結果認定されたネット問題専門チームに対して、「ネットマスター」という資格を与え、各学校へ、派遣させるのである。各学校では、行事や会議が年間予定の中に所狭しと

入っているが、年間計画を立てる二学期後半から三学期始めをめどに、教委側から、講師の派遣日を半強制的に指定するのである。政令指定都市では教委の抱える学校数が多くて手数がかかる可能性があるが、そのようなときは、行政区に分割してとりまとめればよいのである。

もちろん、この動きと平行する形で、各校の生徒指導部の中にはネット専門の教員組織を組み込むべきである。大規模な学校では生徒指導部と別個に「ネット指導部」があってもかまわない。中規模校では生徒指導部の中に「ネット問題担当係」を設置しても良い。規模の小さな学校ではなかなか難しい提案かもしれないが、ネットに詳しい教員が、おそらく学校の教務支援的な部署に就くはずなので、生徒指導部との兼任で対応することが望ましい。

小学生ではやや難しいが、高校生レベルになると、携帯電話やネットに関する知識は大人以上である。であれば、彼らの豊かな知識を大人たちと共有する方法を模索することも、有効な資源活用の一つの方法である。例えば、携帯電話の利用ルールを、生徒主体で考えさせ生徒総会レベルで討論させたり、コンピュータ部のメンバーにネット問題についての本音を語ってもらい、その対応も同時に検討させる、といった方法も可能である。

## 二 家庭やP T Aに望まれる対策

各家庭とP T Aについて、まとめて述べることは現実的ではない。本来であれば各家庭の意向がP T Aで取り上げられ、またP T Aの意向が各家庭に尊重されるべきなのであるが、現実はそうっていない。

残念ながら、かなりの度合いで双方は乖離しているのが現状である。

そのような現状のもと、まず、各家庭で取り組まれるべき内容を述べてみる。

様々な場所で言われているが、子どもの携帯電話の所有率は上がっている。年々上がっているが、あるところまでくれば横ばいになるものと思われる。それでも、小学生の半数程度、中学生の七割、高校生の九割以上が持っている状況が、減少傾向を見せることは望めない。

そのような中で、携帯電話・ネットの犯罪や問題に、多くの子どもたちが巻き込まれていることを今更説明する必要がある。なぜこれほどまでに、子どもたちがネット問題に巻き込まれるのだろうか。

その一番の原因は、家庭の指導力であることは間違いない。もちろん、前述の通り、ICTデバイスに対する、教員の指導力の低さも問題ではあるが、携帯電話を持たせたのは基本的には家庭である。学校が生徒や保護者に頼んで持たせた例などないはずである。持たせたは良いが、指導できないのが各家庭の現状である。加えて、夫婦間・親子間のコミュニケーションの希薄さも手伝って、指導している「つもり」の親が多いことも問題を大きくしている。

保護者のそのような姿勢を一方的に責めるのは簡単であるが、時代背景としてやむを得ない部分もある。現在の小中学生・高校生の保護者が一〇代だった頃、世の中には携帯電話・インターネットは存在しなかった。それゆえ、若い頃に携帯電話やインターネットを使ってコミュニケーションをとる経験もなければ、その特徴や注意点も理解する機会もなかったのである。当然、若い時分に大人から指導されたことがないのである。つまり、今まさに、我が子への指導方法がわからずに、暗中模索の状態に置かれている

のである。

それを補足するため、文科省・経産省などが、ネット利用のマナーなどの啓蒙を行っているが、残念ながら急激な効果は望めない。それどころか、次から次へと起こるネット犯罪の報道を見るにつけ、親たちは、ますます指導に躊躇するようになるのである。

そのような状況下で、家庭ではどのような対策が考えられるだろうか。

まず、一番の取り組みは「携帯電話を持たせない」ことにすることである。かなりの普及率を示している携帯電話所持率に対し、現実的ではない上に、賛否両論あるだろうが、携帯電話を持たないならば、少なくとも携帯電話に関する問題は避けられるのである。これはどんな問題においても共通である。交通事故も、家から出なければ遭遇する確率が限りなくゼロになることと同じである。しかし、家から一歩でない訳にはいかないのと同様に、携帯電話を一生持たないで生活することは難しい。

やはり、遅かれ早かれ携帯電話を持つことになることを前提に対策を講じなければならぬ。

ではまず、これから携帯電話を買い与える家庭での話である。

買い与えるときに、その後の生活に影響する、重要なポイントが存在するのである。基本的には三点ほどのポイントを押さえればよいはずである。

一つめは、携帯電話やネットを使用するにあたっての「我が家ルール」を親子で相談して設定し、これを守らなければ、即、解約するあるいは没収するという条件をつける。現在の携帯電話会社の料金設定では、解約をするために数万円かかる場合もあるので、親がそれを承知するにも覚悟があるが、それくらい

の真剣さが子どもに伝わる必要もある（利用停止であれば、毎月の基本料金はかかるが、解約違約金ほどは額が大きくならないことが多い）。そして、約束を間違えずに履行する趣旨の「同意書」を作成し、子どもにサインさせ（あるいは押印させ）子ども部屋あるいは台所などの目立つところに貼るのである。これはかなり子どもの意識付けには有効である。

二つめのポイントは、「我が家ルール」は、より現実的なものを設定する、ということである。さらに、必要に応じて、その時々で付け加えることが望ましい。子どもの友人関係をよく調べ、友人の保護者と連携を密にし、友人同士の共通家族間ルールを設定することも有効である。また、一度緩めてしまったものを再び締めることは意外と難しいので、ルールの緩和に対しては消極的であってよい。

金額やパケット数、時間帯、メールの相手などの条件を設定する家庭は多いが、実は一番検討が必要なのは、盲点である「暇な時間の過ごし方」である。これはゲーム機と同じことだが、子どもたちは、宿題をし食事を食べて風呂に入って歯を磨けば、残り時間は自由だと考える傾向が強い。しかし、時間がある若い時期であるからこそできる読書、あるいは家族との会話を大事にしなければならない。

食事中、入浴中、トイレでの携帯利用の禁止も触れておくことよい。さらに、後述するフィルタリング機能は、絶対に外さないことも是非盛り込むべきである。

三つめは、会社の月例会議のように、月例の家族会議において、今月の携帯電話に関する使用状況と約束の履行状況をチェックすることである。約束をきちんと守れたのであれば、誉めてやるべきである。しかし親の見えていないところで約束を破っていた場合などについては、その度合いによって没収・解約あ

るいは、数日間の取り上げや利用禁止を申し渡しても差し支えない。それでキレるようであれば、携帯電話を持たせる以前の問題があるので、そちらの対処が先になってくる。キレなくなる指導が済んだ上で、携帯電話を買い与えることを検討すべきである。

次に、保護者としては、やはり家計からの出費である「利用料金」で頭を痛めることが多いと思われるが、これに関して注意が必要な点がある。

現在の携帯電話は、もはや電話ではない。電話の機能だけ備わっているのであれば「電話」と呼んでも差し支えないが、通話機能以外に、メール機能、デジタルカメラ機能、GPS機能、カレンダーや電卓機能、ゲーム機能、ワンセグ視聴機能にウェブ機能など、非常に多くの機能が標準で搭載されている。特に子どもたちとの関わりで注意を払う必要があるのが、ウェブ機能、すなわちインターネット機能である。

インターネットの閲覧は「パケット」というデータの固まりの送受信量で料金が課金される仕組みになっている。メールを送っているだけではそれほど多くのパケット量を要しないが、携帯サイトの閲覧、そして通常のPCサイトの閲覧や、音楽ファイルのダウンロード、ひいては動画のダウンロードになると、そのパケット量はもはや天井知らずとなる。一般に使用パケット量と料金は比例するが、制限なく使われたパケット料金は、やがて尋常ではない額にまで跳ね上がり、それは家計を圧迫する大問題となる。しかし、携帯電話各社とも「パケット定額制」を導入しているため、最大でも、パケット料金だけならば五、〇〇〇円程度で収まるようになっていく。これはある意味便利な仕組みのように感じるが、ここにも問題が潜んでいるのである。

それは、携帯電話の料金設定を一番低いコースに設定することに始まる。保護者としては、とにかく安く抑えようというのが、当然の心理である。ところが、詳しく知らない子どもは、ネットの機能を使ってウェブに接続し、音楽をダウンロードしたり動画を見たりして、翌月の請求額が三〇万超になって保護者のもとに届く、といった話がある。これに反省した保護者が、翌月からはパケット定額制にするのである。すると、いくらウェブ機能を使っても一定額しか請求されないので一件落着に見える。

ところが、子どもの考え方はそうではない。子どもは「親に使いたい放題にしてもらった」と思うのが普通である。そこで、親が設定してくれた使いたい放題コースを思う存分楽しむのである。それこそ、いくら使っても一定額しか請求されないのが、ますます子どもを携帯漬けにするので、保護者としては要注意である。パケット定額制による携帯漬けを防ぐには、揺るぎない家庭内ルールの設定と保護者の徹底的な管理以外、有効な方法はない。

次にPTAとして、どのような対応が必要なのかを述べてみたい。

小中学校において、PTA広報部などが年に数回、広報部日より、またはPTAだよりのようなものを印刷紙配布することが多く見られる。その中でも、携帯電話・ネットに関するアンケート調査の結果を載せることが多い。それ自体に問題があるわけではないが、残念なのは、そのアンケートが単発企画で、翌年以降に継続しないことがあり、かつ、問題提起にまでは至らないことである。

携帯電話を持っている・持っていない、などのアンケート調査は、もちろん、我が校の状況を知りたい



という思いで行われるのだろうか、それはそれでかまわない。しかし、それをするのならば、数年にわたって継続的に行うか、近隣の学校のPTAと協力して、さらに広域的に調査すべきである。また、地域による差を比較することも、垣根のないネット社会では、あまり意味のあることではないと思われる。多少の差違こそあれ、日本国内であれば、だいたい同じような結果が出るものである。地域の特異性を述べたところで問題解決の糸口になることは考えづらいのである。

闇雲にアンケート調査を行うより、PTAの研修会担当者が、ネットや携帯電話についての、昨今の心配な数々の問題について、積極的に講師を外部から招いて話を聞く機会をつくることに力を注ぐべきである。

最近では日中働く母親も多くなってきたため、平日の夜の開催は人を集めるためには好ましくないようである。工夫して、開催を週末に設定して、多くの親子が集まれるような環境を設定すべきである。

また、かつて、私は、いくつかのPTA主催の講演会に招かれたが、PTA役員の意識の高さあるいは温度差のようなものによって、集まる人数が全然違うことにも驚かされた。本当に「わが子たちの問題だ」と強く考える地域での開催であれば、必然的に集まる保護者の数は多くなる。しかし、消化試合的な考えで開催される集会には、集まる人数もちらりほらりである。

講師を依頼する機会が得られ、また、要望を挙げられるのであれば、単調な話のみの講演ではなく、視覚的な説明を求めることは当たり前としても、より実演的・実践的な内容をお願いするべきである。例えば、プロフィールサイトの製作実演・演習や、サブアドレスの取り方の実演を、母親や先生たちと一緒に

行えるプログラムをお願いするとより有効である。ただ漫然と見ただけの知識と、自らの指で触れて五感で得た知識とは、当然、問題点と危機感の大きさ自体が、まったく異なると考えられるのである。

また、PTAとして、講師を依頼し講演会を開催するだけが、ネット問題から子どもを守る活動ではないことも理解していただきたい。例えば、学校のネット問題の対応に疑問を感じれば、ネット対策の勉強会を職員会議の中などで行ってもらおうよう、校長に意見する立場にあるのもPTA役員である。また、親たちの中で噂として出回っている、掲示板での学校の悪口、生徒同士の中傷書き込みなど、学校が知らない情報を提供して、協力しながら対応していくなどの方法もある。ネットパトロールをPTA主催で行うことも大切である。もちろん、親たちの中で転送されている教師の悪口メールなども、子どもの指導上良いものではないので、「やめるべきだ」と声を上げられるのもPTAの役員であることを忘れてはならない。

### 三 携帯電話会社やプロバイダに望まれる対策

携帯電話会社は、企業であるが故に、当然利益を上げないことには話にならない。しかし、子どもたちを危険にさらしてまで利益を上げようとするならば、それは企業倫理以上に、企業の持つ社会貢献性そのものに問題があると認識すべきである。企業とは、社会への貢献があつてはじめてその存在価値があるのである。子どもの生き血を吸って儲けようなどと言う浅ましい考えは、持つべきではない。

そうであれば、携帯電話各社は、どのような立場をとるべきだろうか。それは、社会全体への貢献や奉

仕は当たり前としても、その上で、いかに安全で素晴らしい製品を社会へ送り出せるか、という点を重視して経営を行うことである。

例えば、販売してしまった、使用中に発火するような不良家電製品を、一戸一戸回収してまわり、消費者に迷惑をかけずにいたいという姿勢で経営をしている家電メーカーを見たことがある。これは一流企業の一流たる姿の例である。消費者の信頼こそ、一番大切にすべき価値あるもの、という理念を強く感じる。

ところが、携帯電話はどうだろうか。販売は、それこそ家電量販店でも行われている、まさに家電の一つである。この携帯電話という家電は、まれにバッテリーの発熱膨張などで回収や無料交換されることがあったが、行われるのは、そのような物理故障の回収のみである。携帯電話の「機能」が持つ危険性については、各社ともほとんど何も手を打たずに来たのである。あるセミナーで参加者の方が「道具というのは安全に使えなければ販売されてはならない。安全な製品でないとマーケットに出すべきではない」という旨の発言をされていた。携帯電話を使った犯罪や事故が後を絶たない昨今、各携帯電話会社、およびそれを製造している製造業界は、何か対策を施しているのだろうか。

今の技術で簡単に実現できそうな安全装置としては、「親の携帯電話からのリモートコントロールで、子機が使用不可あるいは可能にできるようにする」、「学校や公共施設においては携帯電話の電波を強制的に圏外にする」「通話しかできないようにする」あるいは「特定の相手とのみ通話・メールができる」などがある。「ウェブ機能は一八歳以下は利用できない」などのような仕組みは、造作なくできることである。このような即対応可能な対策を施さないのは、各携帯電話会社が、自社利益優先型の経営を行っている

ことが大きな要因である。

さらに大きな問題は、フィルタリング設定の基準である。

携帯電話会社、ならびに、携帯電話用コンテンツ製作会社などの業界団体が、フィルタリングの基準を設定する目的でつくったE M Aという組織がある。正式名称は一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構である。E M Aは、「子どもを有害サイトから守る」ことを目的につくられたというポスターをつくっている。そのE M Aが、審査コンテンツに対してお墨付きを与えると、そのコンテンツは（審査を通ればどのような内容であれ）、各携帯電話会社のフィルタリングをぐり抜け、子どもたちの携帯電話に到達するのである。

問題は、自分たちのコンテンツを自分たちで審査しているに過ぎないということである。もちろん、フィルタリングにおいて一定の役割を果たしているものの、現実には、有害サイトが、フィルタリングをぐり抜けて携帯電話で、閲覧可能な状態になっている。

この問題を正すには、携帯電話会社やコンテンツ制作会社とは全く独立した、公正なフィルタリング決定組織を早急に発足させるべきである。もちろん、それに対しては、P T Aや文科省、警視庁などが意見すべきであるし、子どもの健全育成型のフィルタリングを目指すという方針を一貫して主張し続けることが求められる。

また、この問題に対しては、各家庭において、「フィルタリングは、機械まかせにするのではなく、最後は、親が自らの目で認めたサイトを見せる」という、原始的だが最も有効な手段を講じる以外に方法は

ない。そのような意味では、親も携帯電話をしっかりと使いこなす必要がある。

家庭の中で、かなりの出費を割いている携帯電話会社に対しては、社会に対しての貢献度をもっと高めべきだし、より安全に使える製品を世の中に提案していくべきであると考ええる。斬新なデザインや高性能である前に、「子どもでも安心して使える」製品を世の中に送り出すべきである。自社製品の安全をうたう「安全携帯教室」など論外である。

#### 四 今後のネット社会と子どもたち

以上、三つの観点において、子どもを取り巻く携帯電話・ネット社会のあり方を提言した。

「教育行政・家庭・携帯電話ネット業界」のそれぞれの立場の大人たちが、責任ある立場として、子どもを大切に育てるという意識を持たないならば、子どもたちは、まっすぐに育つことができないのである。この三つの支えがあつてこそまっすぐに育つのである。

携帯電話・インターネットという便利なツールも、大人たちの与え方一つ、そしてその与える環境一つで、命綱にも凶器にもなり得るのである。また、子ども自らが、ネット社会の被害者にも加害者にもなり得るのである。

それを知ったならば無関心であることは、大人として許されないはずである。

社会に対して「かくあるべき」と声を上げ、後世を担う子どもたちに「安全なネット社会」を引き継ぎたいものである。

【佳作】

# インターネットにおける違法・ 有害情報フィルタリングの問題について

会社員（富士通株式会社勤務）

井上 克裕（36）

はじめに

私の現職は情報技術産業であり、インターネットが草創期から発展期に入る一九九〇年代半ば頃から、その劇的な普及進展を一専門家として目の当たりにしてきた。その高い利便性の反面、悲しいことに、インターネットにはわいせつ画像などの違法な情報や、誇張された誹謗中傷など違法とまでは言えないが

「子供の安全」にとって有害だと看做しうる情報が数多く存在している。

これら違法・有害情報の存在とその影響が一般の人々に広く認識されるようになったのは、これもまた悲しいことに、有害情報を見て深く傷ついた子供の自殺といった各種悲劇的事件の報道を通じてである。専門家として、もっと早く警鐘を鳴らし悲劇を未然に防げたのではないか、という悔やみがある。

この警鐘を、子供とその保護者を含む一般の人々の耳に届く届けるには、広範かつ継続的な政治・行政の対応が不可欠である。ここ数年の行政は、違法・有害情報を選択的に排除する「フィルタリング」という方式の有効性に着目し、その研究と実用提言及び各種支援を推進しているが、違法・有害情報が醸成する社会的不安が薄まったという実感にまでは至っていない。

以下、インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングに関し、より効果的な政策実現が可能ではないかとの仮説のもとに、ここ数年の政策を見返した上で、改善提案の検討を行いたい。

### インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングの問題について

当稿におけるフィルタリングの定義については、総務省が各種研究会や報道発表で用いている「インターネット上のウェブページ等を一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能のこと」という定義と同一とする。また、違法・有害情報についても、同様に総務省による「違法な情報とは、法令に違反したり、他人の権利（法律上保護される利益を含む。以下同じ。）を侵害したりする情報をいい、有害な

情報とは、違法な情報ではないが、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受け止められる情報をいうものとする。」という定義と同一とする<sup>二〇</sup>。

(一) インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングに関する政策議論の経緯

■ I T安心会議三 (二〇〇五年八月最終とりまとめ四)

「内閣総理大臣を本部長とし、その他すべての国務大臣及び有識者を構成員とする」 I T戦略本部 (二〇〇一年一月設置) に対し、「国内外のインターネット上の違法・有害情報に係る基本的対策のうち重要なものについて」議論の上報告する目的で設置されたのが I T安心会議である。

当会議での議論の結果、基本対策として二〇〇五年六月に取り纏められたのが「インターネットにおける違法・有害情報対策について」と題された決定事項報告である。当議論の主要題目は「表現の自由や通信の秘密などに配慮」しつつ、インターネット上での違法・有害情報での対策を取り纏めることになったことから、「フィルタリングソフトの普及等」、「プロバイダ等による自主規制の支援等」、「違法・有害情報対策に関するモラル教育の充実」、「相談窓口の充実等」の四本の支柱的対策が提示された。

■ インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会五 (二〇〇六年八月最終報告六。以後「研究会」)

I T安心会議取り纏めにおいて提示された対策のうち、特に「プロバイダ等による自主規制の支援等」に関する具体的な施策として、総務省主催での「インターネット上の違法・有害情報について、プロバイダや電子掲示板の管理者等による自主的対応及びこれを効果的に支援する方策等について検討する」ため



の研究会を二〇〇五年八月から開催することとなり、二〇〇六年八月に最終報告が取り纏められた。

フィルタリング、特に情報の受信側で実施するものについては、この報告において「受信側の対応については、受信者の選択により導入されるものであるため、法的な問題（送信防止措置等の対応に伴う法的責任）を回避することができること、日々新たに流通に置かれる違法・有害情報に迅速に対応することが可能であることなどの利点があり、積極的に推進していくことが重要である。」と提言されている。

しかし、「フィルタリングサービスについては：まだその存在や内容が十分に認知されていない、導入の手續が面倒そう等のイメージがあることから利用率が低い状況にあるといえる。」とも報告されており、それまでの普及啓発活動に加え、更に積極的かつ広範な普及啓発活動の展開が必要だと提言されている。

■有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の普及促進に関する携帯電話事業者等への要請（二〇〇六年十一月報道発表七）

「研究会」の報告・提言に基づいて、総務大臣より「未成年者が使用する携帯電話における有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の普及促進を図るため、携帯電話事業者三社（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）及び社団法人電気通信事業者協会に対し、自主的取組を強化するよう要請」と発表された。

事業者等への具体的要請の内容は、フィルタリングサービスの推奨活動の強化、フィルタリングサービスの周知・啓発の一層の促進、ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供、フィルタリングサービス普及に関する定期的な評価実施の四点である。

■携帯電話におけるフィルタリング（有害サイトアクセス制限）の普及促進について（二〇〇七年二月報道発表八）

事業者等への要請に続いて、総務省・警察庁・文部科学省による「都道府県、教育委員会及び都道府県警察等に対し」「インターネット上の有害な情報から子どもを保護するため」、「携帯電話におけるフィルタリングの普及促進について、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むよう」依頼する報道発表がなされた。また、こういった啓発活動に対する行政の具体的支援として、二〇〇六年四月から総務省・文部科学省ならびに関係団体によって実施されている啓発講座「e-ネットキャラバン九」等が紹介されている。

■インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会二〇（二〇〇九年一月最終とりまとめ一）  
以後「検討会」

携帯電話事業者等による自主的取組の強化要請や、地域団体による啓発活動の推進依頼といった各種行政対応にも関わらず、二〇〇七年内には、十八歳未満の青少年が犯罪に巻き込まれる事件の発生や「学校裏サイト」におけるいじめの問題などがマスコミを賑わしたため、「『研究会』で最終報告を取りまとめから一年ほどしか経ていないにもかかわらず」、総務省は二〇〇七年十一月から当検討会を開催した。

検討会はその最終とりまとめにおいて、二〇〇八年六月に制定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年六月十八日法律第七十九号）」いわゆる「青少年インターネット環境整備法」の理念に沿う形で「安心を実現する基本的枠組の整備」、「民間の自

「主的取組促進」、及び「親子のICTメディアリテラシー向上支援」、の三つを柱とした総合的な政策パッケージである「安心ネットづくり」促進プログラムの策定を行っている。

青少年インターネット環境整備法については、法案の国会審議において「民間における自主的な活動に期待」「表現の自由に配慮するために、国は民間の自主的かつ主体的な取組を尊重」「国の有害情報の判断基準への関与に関しては、憲法における表現の自由にかんがみ、想定はしていない」「国の関与というものを行わないようにすることが非常に重要なポイント」「透明な形での運用」といった答弁が行われている。

また、検討会の最終とりまとめでは、「青少年インターネット環境整備法は、携帯電話等のインターネットへの接続手段を青少年から取り上げるのではなく、むしろ青少年が主体的に情報通信機器を使うことを認め、インターネット上で流通する情報を取捨選択して利用し、インターネットによる情報発信を適切に行う能力を習得するために必要な措置を講じるため、啓発・教育活動を行っていくことを重視している」と報告されている。

## (二) インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングに関する政策の問題点

インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングについて、国は、表現の自由尊重という憲法上の要請に従って、利用者や事業者による自主規制の支援以上のことに関与しない方針を一貫している。支援においては、啓発・教育活動を推進しつつも、たとえば「検討会」の最終とりまとめにあるように、「これまでに行われてきた取組については…使用される教材がICTサービスの進展のスピードに追いつけな

い：等々、改善の余地が残されているとの声もある。」という状況が見受けられる。

実際に、インターネット上での情報やサービスの流量と移り変わりの速さは驚異的であり、しかもその範囲は全世界に及んでいる。そのような中で、「何が」違法・有害情報であつて、それを「どのように」選択排除できるのかについて、確固とした方針を持ち、かつその有効性を維持することの困難さは理解できる。しかし、専門的アドバイザーを多く擁する行政ですら「進展のスピードに追いつけない」ならば、自主的取組みを要請された個々の利用者側、特に子供やその保護者にとって、より一層の困難が生じることもまた想像に難くない。

このような状況は、インターネット利用の全面禁止といった極端な議論に発展してしまう危険性がある。実際に、この危険性が現実のものとなりつつある兆候も見えている。石川県議会が保護者に対して小学生から中学生に携帯電話等を持たせないよう要請する条例が二〇〇九年六月に可決されたが、提案理由の説明の中で「保護者の携帯電話に関する意識は低く、子供から友達が持っているからと言われれば簡単に買い与えてしまう。しかも持たせるに当たってルールをきちんと決めている保護者はほとんどいないのではないではないでしょうか。」と指摘<sup>二</sup>されている。この指摘の趣旨は、あくまで保護者の問題認識の程度が低いということに注意を喚起するものだが、実際に各家庭の保護者が「ルールを」「きちんと」設定できるのであれば、所持の禁止を条例で推奨するといった極端な対応にまで至る必要があつたのかどうか、疑問を残している。

さらに、全面禁止是非の議論を通じて、より切実な課題が見えてくる。どのような政策であれ、その効

果は統計的に実証されるべきだが、そもそも「検討会」の現状認識は、「インターネット上の違法・有害情報の流通と、青少年被害の増大や犯罪の増加等の影響について：インターネットが社会基盤としてあまりにも急速に浸透した結果、インターネットの影響だけを切り出して分析することは、現実的にはもはや不可能に近い」といったものである。すなわち、全面禁止の良否を判断する土台となる統計が存在していないばかりか、そのような統計を得ることは原理的に難しいという見地が示されている。

### (三) 「子供の安全」の汎用的意味に立ち返った、新たな視点

それでも、私は、「全面禁止」という極端な政策議論の方向性は長期的に正しくないと主張する。現在の日本という狭い視野を超え、より広く長期に亘る視野で考えるならば、「子供の安全」が必要だという状況、すなわちいろいろな危険が存在するという状況は、その反面で、多くのことを学習するという利益をも同時に生み出している。以下、このことについて、一旦フィルタリングの問題を離れた汎用的な視点から詳述する。

#### ■延長された「ヒト」の子供の成長期間

馬や牛の子供は、生まれてから数時間もしないうちに立ち上がって歩くことができるが、「ヒト」すなわち人間の新生児は寝返りをうつことすらできず、数ヶ月ほどしてようやく這いまわれるようになり、立ち上がるとなると半年から一年ほどかかるのが通常である。生物学的存在である「ヒト」は、哺乳類の中では相対的に未発達な状態で誕生し、その後の成熟にかかる期間も長い。アメリカの進化生物学者であるステイブ・ジェイ・グールド氏はその著書「ダーウィン以来」一三の中で次のように書いている。

「…われわれの歯は遅くなって生え、われわれが成熟するのは遅く、そしてわれわれはより長く生きる…チンパンジーとゴリラでは、生後一年目の初期に、脳は最終の大きさの七十パーセントに達する。われわれ人間がこの数値に達するのは、ようやく生後三年目の初めにおいてである。子どもの発育の専門家で指導的な立場にいるクログマンは次のように書いている。『ヒトが、あらゆる動物の中で最も長い乳児期、幼児期、少年期をもっているのはたしかである…』」

■延長された成長期間の適応的意義

グールド氏は、この延長の意味について一つの主張を行っている。

「…ところで、発育遅滞そのものはどんな適応的意義をもっているのだろうか。この問いに対する答えは、たぶんわれわれの社会性の進化の中に潜んでいる…われわれの長所は、経験から学ぶすばらしい能力をもっているその脳にある。性成熟とともに独立への若者らしいあこがれが芽生えてくるが、ヒトは自分たちの学習を強化するために、その性成熟を遅らせて幼児期を引き延ばしたのである。ヒトの子どもはより長い間両親に結びついており、その結果、自己の学習期間を増加させただけでなく、家族の紐帯をも強くにしたのだ。」

この主張が正しいとすれば、われわれは、子供の「安全」の意味を、単に危険や事故からの「安全」だけだと考えてはいけけない。なんらかの理由で延長されたヒトの子供の成長期間は、それだけ長い間保護を必要とするというリスクを、ヒトにおける社会性の発展という適応上の利益に転換する機会を提供しているのである。そして、その期間に家族の絆を深め、助け合うことの大切さを実感し、それをまた次の

世代へ伝えていくという連鎖の継続が、生物学的に特殊なヒトの成長期間に適応上の合理性を付与しているのである。

このグールド氏の見解は、青少年インターネット環境整備法の第三条一項における次の理念とも整合的である。すなわち、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得することを旨として行われなければならない」。先端技術がもたらす高度なリスクに対応するための能力を、経験を通じて身に付ける潜在的可能性を最も高く有しているのは、他ならぬ子供たちなのである。繰り返すが、インターネットの「全面禁止」という形では、せっかく延長された成長期間における学習の好機を看過することになってしまう。

#### （四） 汎用的視点での「子供の安全」における保護者の役割

リスクに直面しながら学習していく子供に対し、保護者に期待される「自主的な活動」とはどのようなものだろうか。インターネット上の情報・サービスの変化の速さを考えると、フィルタリングすなわち違法・有害情報を選択的に排除する方式の実効性を継続的に保証することは困難だというジレンマに陥る。しかし、少し視点を変えると、これはさほど大きなジレンマではなくなる。

#### ■ かつての保護者たちの対応

インターネットは、多くの保護者にとって、彼らが子供だった頃には存在していなかった。そこで、保

護者にとって馴染みのあった娯楽、たとえば野球などのスポーツやテレビについて、当時の保護者がどのような役割を果たしていたのかを以下考察する。

スポーツ選手の親がスポーツ選手だとは限らない。では、スポーツ選手になれそうな可能性を發揮しつつある子供を持った普通の保護者は、どういった対応をしていたのだろうか。子供が柔軟な適応能力や学習能力を真に發揮し得る領域、つまり洗練された能力領域を開発していくのに対し、愛情のこもった側面的な支援が重要であったことは論を俟たない。キャッチボールの相手をしたり、精神面で励ましたり、試合を応援しに行ったり、経済的に可能であれば専門のコーチを雇ったりなど、技術面以外でも支援できることは数多くあった。

次に、テレビについてはどうだろうか。子供と親と一緒にテレビを見ていて、たまたま流れている放送に対し親が「これは見ないでおきましょう」と子供に語りかける、もしくはチャンネルを変えようとしたときに子供が「これは見ていいの」と親に聞く。素直に従う場合もあれば、議論になる場合もあるだろう。いずれにしても、一緒に視聴することで、実際の放送内容に対してその場で判断・対応することが可能となる。裏番組やほかの時間帯の番組を含めた全ての放送内容に対して取捨選択をする必要は勿論ない。

こう考えると、「インターネットを適切に活用する能力」を發展させようとする子供に対して、一般的な保護者がその技術的な側面を全て把握しておく必然性は決して自明ではない。全知全能であることは普通の保護者に期待できないし、されてもいない。大切なのは愛情ある「応援」である。「コスモス」などの著者で有名な米国の天文学者カール・セーガン氏は次のように語っている一四。「どうも大人たちは、子



供に科学的な質問をされると機嫌が悪いようだ。どうして月はまるいの、と子供はたずねる：大人だつて知らないことがあると認めてもいいではないか　：　たとえ不十分な説明だったとしても、子供にはそれが安心と励ましになる：賢くて好奇心旺盛な子供は、国の、そして世界の宝である。彼らは大切に世話をして、励ましてやらなければならない。」

### ■愛情ある「応援」の重要性

愛情ある「応援」は、個々の家庭での技術的支援の困難さを穴埋めするだけのものではない。その普遍性と重要性は、今日の社会問題の根本原因がその欠如に起因しているのではないかという可能性によって、逆説的に強調される。

一九七五年にアメリカの発達心理学者ジェームズ・プレスコット氏が発表した「肉体的喜び、そして暴力の起源」という論文<sup>一五</sup>では、四百もの原始社会の文化標本を調査した文化人類学者テクスター氏の調査を参照しつつ、次のように結論している。「乳幼児に対して肉体的な愛情を注ぎ、かつ婚前性交渉に寛容な社会が、物理的に暴力的な社会となる可能性は二パーセントであり、このような関係が偶然によって発生する確率は十二万五千分の一である。私は、発達に関する変数の中で、これほど高い予測上の有効性を持つものを知らない。よって、われわれは『肉体的愛情を持つ人間社会が、暴力的社会となることはまづ有り得ない』という、確固とした基盤を持つ法則を手にしていると言える。」

そもそも、インターネット上の違法・有害情報への対応が喧伝される原因となった「学校裏サイト」問題は、一部の同世代の子供や大人たちが子供の安全を脅かしているというケースである。プレスコット氏

の研究は、こういった事件の起きる社会は「愛情を持つ人間社会」ではないことを示唆している。脅威の元となっているのは、愛情を注がれることのなかったかつての子供たち、すなわち次世代の子供に愛情を注ぐことの甘美を知る機会を奪われたまま成熟した今の大人たちであり、またそのような大人が作った技術や社会制度である、といった歴史的悪循環がそこに見出しうる。

プレスコット氏の言う「肉体的愛情」には、抱擁や触れ合いだけではなく、なんらかの形で物理的に愛情を示すことも含まれている。当然、大事なときに傍にいて、話しかけたり応援したりすることも、その一部だろう。そのような行為だけでも、「暴力的社会」の出現を予防する効果は見出しうることになる。

要するに、保護者が最低限果たすべき役割は非常に素朴なものである。保護者は、子どもの傍で一緒に「何が」「どのように」を相談しつつ個別判断し、子供が変化の激しいインターネットを利用する能力を高めていくのを「応援」するのが望ましい。ただし、保護者のほとんどは仕事や家事を持っており、そのような環境で具体的に実現可能な「応援」の方法とは何かを考えてはならない。

#### (五) ペアレンタル「コントロール」からの脱却〜ペアレンタル「サポート」への政策的転換

子供によるコンピュータもしくは携帯電話を経由したインターネット利用の場合に想定される環境としてもっとも一般的なのは、親の目のとどかないところで子供がインターネットを利用するという状況である。こういった状況を想定したフィルタリングの効果的な方式として、「検討会」の報告で「ペアレンタルコントロール（保護者による子どものネット利用に関する適切な監督・管理）」が紹介されている。これは、特定情報へのアクセス禁止もしくは許可を事前登録することで、子供が意図的もしくは不意に違

法・有害情報に触れないようにするという方式である。さらに、子供のアクセス履歴を事後にチェックし、有害な情報閲覧の記録があれば今後閲覧できないようにアクセス禁止登録をするという形で、予想外の抜け穴を事後に塞ぐこともできる。

しかし、この方式は、インターネット利用の「全面禁止」といった極端さはないにせよ、子供の知らないところで保護者が情報を遮蔽することで、やはり子供の成長期間における学習の好機を逃してしまうという問題を抱えている。加えて、「監督・管理」の効果を保全するためには「何を」「どのように」選択排除するべきかについて、保護者側に常に高い知識レベル（「リテラシー」）が必要となり、結果、高度かつ迅速な技術発展に追いつけないというジレンマに立ち戻ってしまう。

■「コントロール」からの脱却と「サポート」のあるべき姿

「検討会」の報告でも、「ペアレンタルコントロール」方式に伴う問題点を脚注で次のように指摘している。「検討会WGの議論の過程で『ペアレンタルコントロール』という言葉自体が、子どもに対する親の優越的地位を前提とした表現に過ぎるという意見もあった。実際、日本におけるICT（情報通信技術）社会の健全な維持と発展を担う主体として青少年を捉え、彼らの自律的な情報社会への参加に向けた未来志向の教育のための活動を行っていくことこそ重要である。」

このように、問題の根源は「監督・管理（コントロール）」という発想にあるのだとすれば、それを「応援（サポート）」という概念に転換してみるとどうなるか。「応援」の鍵となるのは、これまで述べてきたように、保護者が子どもの傍で一緒になって「何が」「どのように」を相談しつつ個別判断していくこと

である。翻ってみれば、「監督・管理」方式の持つ歪みの源泉は、「一緒に」ではなく、保護者だけの判断で「事前の禁止項目登録」を行う点に集約される。

となれば、個々の情報について許可・禁止を設定するという方式は活かしつつも、「事前」ではなく、同時かつ子供と保護者の双方向コミュニケーションによる対話を通じて個々の情報への対応基準を共に学び共に決定していくという方式へ転換することで、「コントロール」の歪みから免れ得るだろう。これは「ペアレンタルサポート」と称されるべき新しい方式であり、具体的には以下のようなものが想定される。

■ペアレンタル「サポート」の技術的可能性

子供がコンピューターや携帯電話でインターネットにアクセスしているときに、もし、子供が今までに見たことのない情報サイトや、「モバイルコンテンツの健全な発展と、青少年の発達段階に応じた主体性を確保しつつ違法・有害情報から保護することを目的」として二〇〇八年四月に発足した一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）のような機関が警告しているサイトにアクセスしようとしたときには、保護者の携帯電話に同時に連絡が行く。その時点では、まだ子供はそのサイトを見ることはできない。保護者はそのサイトの内容をその場で確認し、問題なさそうだと思えば「許可」の連絡を子供に送り返す（この「許可」は、実際に子供がサイトを見ることができるよう技術的な設定を即時に変更する電子的な指令を伴っている）。問題がありそうなサイトの場合は、見てはいけないということをメールでも電話でもその場で丁寧伝えればよい。会議中で手が離せないなら「三十分ほど待って」などと連絡し返してもよい。

この方式であれば、仕事や家事のある保護者でも離れた場所から「応援」を実現可能であり、かつ禁止・許可項目の事前登録の必要がなく、「何が」「どのように」の判断は個々の場面での積み上げによって、家庭個別の事情に合わせた適切な基準を自然に構築できる。実際に閲覧するかしないか分からないような情報サイトも含め、インターネットの全貌を継続的に把握しようと努力する必要性は生じない。

これをペアレンタル「サポート」の基本技術として、製品・サービス化や普及を行うのに、政策的支援を与えるべきである。支援の内容は、技術開発への補助・奨励金や、普及への宣伝・啓発活動もしくはその財政的支援、といった内容が想定できる。ここで、メーカーや事業者の独自開発ではなく政策的支援に訴える理由は、生物学的視点まで含めた長期的視野、さらに愛情と社会問題との関連の研究にまで至る巨視的な視野でこの解決方法の利点を語る役割こそ、政府が率先して果たすべきであり、またそれ以上にふさわしい者はいないと思われるからである。

### おわりに

今日、インターネットを使いこなしている子供たちは、友達やあるいは全く知らない人とでも同時あるいはそれに近い高度なコミュニケーションを行っている。しかし、その相手としてほぼ確実に例外になっているのが、まさに保護者なのである。日本ではミクシイなどが有名なソーシャルネットワークワーキングサービス一六の一つに、フェイスブックというアメリカのサービスがあるが、最近「自分の両親がフェイスブックを始めた！人生終わりだ！」という笑い話を紹介する情報サイト一七が登場している。

しかし、笑い話には必ず救いがあるので、「このサイトは、両親をととても親愛している人によって編集されています」というメッセージが付されている。こういった微笑を誘う愛のある光景は、百万語の理を尽くすよりも単刀直入に「子供の安全」というもののあり方を示しているのではないかと思われるのではない。

- 一 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2007/070216\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070216_5.html)
- 二 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2006/pdf/060825\\_6\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/pdf/060825_6_1.pdf)
- 三 <http://www.it-anshin.go.jp/policy/index.html>
- 四 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/kettei.pdf>
- 五 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/internet\\_inoyugai/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_inoyugai/index.html)
- 六 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2006/060825\\_6.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/060825_6.html)
- 七 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2006/061120\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2006/061120_1.html)
- 八 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2007/070216\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070216_5.html)
- 九 <http://www.e-netcaravan.jp/>
- 一〇 [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/policyreports/chousa/internet\\_illegal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/internet_illegal/index.html)
- 一一 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/2009/090116\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2009/090116_1.html)
- 一二 石川県議会 平成二十一年六月第三回定例会(六月十七日)〇二第発言集のり
- 一三 ステイブーン・ジェイ・グール下著、寺田鴻訳「ターウィーン以来—進化論への招待」早川書房出版
- 一四 カール・セーガン著、青木 薫訳「カール・セーガン 科学と魂を語る」新潮社
- 一五 <http://www.violence.de/prescott/bulletin/article.html>

- 一六 インターネット上で友人を紹介し合って、個人間の交流を支援するサービスであり、友人からの紹介がないと参加できない仕組みなどが設けられている。
- 一七 <http://myparentsjoinfacebook.com/>

【佳作】

## 携帯電話・インターネットから子どもを守るために必要なこと

大学生（慶應義塾大学経済学部3年）

谷口 真理（21）

### 一 はじめに

日本の少子化が叫ばれて久しい。少子化の問題はとどまる事を知らず、厚生労働省の人口動態統計によれば平成二〇年の合計特殊出生率は一・三七となっている。昔は珍しかった一人っ子も今となれば決してそうではないだろう。また、現在の不況によって雇用は不安定さが増し、経済的に結婚に踏み切れない、



あるいは結婚した場合でも子どもを持つことができない人は少なくないはずである。当たり前に子どもを持つことが難しくなってしまうこの世の中において、健やかに成長するべき子どもの安全が確保されていない環境が目の前にあるのなら、早急に改めなければならぬ。子どもが絡む犯罪は連日のように報道されている。被害者が子どもであるだけでなく、加害者が子どもである場合も含めてである。特に最近目立ってきているのはインターネットを用いた犯罪である。インターネットはここ一〇年で急速に普及した。パソコン教育は学校でも当たり前になっており、子どもの方が親よりもパソコンの操作に詳しいことでさえ往々にしてあるだろう。物心がつく時には既に家にパソコンがあり、当然のように調べ物はインターネットで行う。社会科の授業で新聞を作成する時は学校の図書室に行くことが当たり前だった時代から、その手前のパソコン室で曲がり、必要な情報を探すだけでなく新聞そのものをパソコンで作成するようになったのはいつからであろう。我が家にパソコンが登場したのは今から六年前、中学三年生の時だった。きっかけは高校受験を控え、学校情報をホームページから得る必要に迫られたからだだった。パソコンは本来に便利なものであり、これがなくなれば世界が機能しないことは考えるまでもなくわかる。しかしインターネットは使い方を誤れば、もちろん危険が溢れている。パソコンはまだ良いのかもしれない。今の子どもたちも自分専用のものが与えられていることは少ないのではないか。家族共有のものであれば、ある程度は監視の目が行き届く。それよりも身近になったものは、携帯電話である。

本論文で取り上げたいのはインターネットを用いた犯罪の中でも、特に携帯電話のインターネット機能を使ったものである。携帯電話と子どもの話題に関しては、世間の注目度も高く、大阪府がほぼ全域で公

立小中学校への児童生徒の携帯電話の持ち込みを禁止する方針を発表するなど記憶に新しい。大阪府のケースでは、勉強の妨げになることや携帯電話がネットいじめの温床になっていることを挙げたが、学校に持ち込めなくなったからといって、それらの問題が解決するわけではない。現在の子どもたちを取り巻く携帯電話、インターネットの状況や、そこに存在する様々な問題を解決するために、どうするべきなのかを探っていきたい。

## 二 子どもを取り巻く携帯電話

休み時間になると、さまざま携帯電話を取り出す。授業中にバイブ音が鳴り、隣にいる講師に気まずそうな視線を向ける。個別指導の塾でよく見られる光景である。生徒は主に中学生だが、そのほとんどが携帯電話を所持している。自分が中学生だった頃とは状況が違うことを、肌で感じる。小学生や中学生が当たり前前に携帯電話を所持し、インターネットを使用している状況において、犯罪はすぐそこまで忍び寄っている。ただし、「ネット世界もリアルな世界も、危険が存在する割合は同じである」(注1)とある。ネットが特別危険だということではなく、ネット世界とリアルな世界の決定的な違いは、「アクセス制限をかけていない限り、ネット世界であれば世界中のどんな危険地帯にも子どもが一人で行けてしまうこと」(注2)である。携帯電話なら尚のこと、誰の監視の目を受けることもなくボタン操作一つで危険な場所に足を踏み入れてしまう可能性が大きくなるのである。現実の世界ならば目の前で感じる恐怖から警戒心が働くこともあるだろうが、携帯電話を使用した場合は目に見えない相手とのやり取りに警戒心が湧きづ

表1 データ

	出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数(人)	携帯電話普及率(%)	被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段が携帯電話の割合(%)
H16.3	1,085	85.1	96.4
H17.3	1,061	82.0	96.4
H18.3	1,153	85.3	96.6
H19.3	1,100	88.0	96.5
H20.3	724	90.5	98.6
H21.3	530	90.2	99.6

データ出所：警察庁サイバー犯罪対策 統計  
内閣府 消費動向調査

らく犯罪に巻き込まれるまで本人が危険性を自覚しないことが多い。

## 二―一 携帯電話と犯罪の関連性についての実証分析

ここで、子どもが巻き込まれるインターネット犯罪の例として出会い系サイトの被害を用いて、携帯電話との関係を簡単にではあるが分析してみることにする。携帯電話によって、犯罪は本当に増えたのか。出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数を、携帯電話普及率と被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段が携帯電話であった割合で説明できるかを回帰分析にかけることで、携帯電話が犯罪に影響を与えるという判断材料の一つにする。出会い系サイトを利して犯罪被害にあった児童数を被説明変数、携帯電話普及率を説明変数一、被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段が携帯電話であった割合を説明変数二としている。回帰分析の結果の見方としては、重決定 $R^2$ が一に近いほど、ここで挙げた説明変数で説明しているということを表す。

また、P値は回帰係数がゼロに等しいという帰無仮説が

表2 回帰分析の結果

概要		係数	標準誤差	t	P—値	
		切片	19287.93	1959.611	9.842734	0.00223
回帰統計		携帯電話普及率	9.087674	11.55494	0.786475	0.488992
重相関 R	0.987826	アクセスが携帯	-196.559	27.45707	-7.15878	0.005614
重決定 R <sup>2</sup>	0.975799					
補正 R <sup>2</sup>	0.959666					
標準誤差	50.91545					
観測数	6					

正しい時、観測された検定統計量の値もしくはそれ以上の値が得られる確率を表し、一般に $0.05$ より小さい場合に、その説明変数が有効であるとされる。

回帰分析の結果(表2)、重決定 $R^2$ が $0.976$ となり出会い系サイトを利用して犯罪被害にあった児童数が、携帯電話普及率と出会い系サイトへのアクセス手段が携帯電話である確率によってほぼ説明されていると言って良い。説明変数である、アクセス手段のP値は $0.0056$ で $0.05$ よりも小さいので有意になる。携帯電話普及率のP値は $0.489$ と大きな値となつてしまつたが、多重共線性が疑われるため相関分析を行なつた。多重共線性とは、重回帰分析において、説明変数間の相関関係が強いため本来有意である説明変数の係数が有意でなくなつてしまうことである。相関分析の結果(表3)、携帯電話普及率とアクセス手段が携帯電話の割合は、 $0.804$ という高い相関関係を持つことが確認された。そのため、P値が高かつたのは説明変数間の強い相関関係があつたためであるということが出来る。

この分析により、携帯電話は出会い系サイトを利用して犯罪被害

表3 相関分析結果

	携帯電話普及率	アクセス手段（携帯電話）
携帯電話普及率	1	
アクセス手段（携帯電話）	0.80376936	1

にあった児童数に影響を及ぼしていると実証した。

## 二―二 保護者の監視が行き届かない世界

上記の分析の結果、やはり携帯電話の利用によって、ネット犯罪は増加していることがわかった。実際に子どもが携帯電話を使用した援助交際等の犯罪で補導されたケースでは、保護者はわが子が買い与えられた携帯電話をどのように使っているか把握していないという。さらには携帯電話を使ってそんなことができることさえも知らないこともある。保護者は、使い方をわからないものを子どもにせがまれて、または保護者との連絡手段という名目で易々と買い与えてしまっている。保護者は何も知らないと同時に、知ろうとしていなかった人が多いのではない。携帯電話はもはや電話やメールができるだけのものではない。携帯電話は立派なメディアであり、「親に知られず、干渉されず、情報コミュニケーション行動をとることができる」（注3）という性質をよく理解すべきなのである。子どもは親が干渉しないことを良いことに、危険なものだという認識を持たずに足を踏み入れていく。必要なことは、携帯電話を禁止することでもなければ、取り上げることでもない。保護者自身が携帯電話の持つ機能、誤った使い方をするとどのような危険に遭遇する可能性があるのかを熟知した上で、子どもに早い段階で教えることである。子どもと一緒に学んでいくのではなく、「実際に使わせる前に予備知識を与え、「自分の身を守る」という意識を子ども

に持たせる必要がある」(注4)とある。

読売新聞の掲載記事に、『親は知らない』というシリーズ記事がある。一回の連載が三〜五部で構成されており、今までに三回掲載されている。特集の中では、子どもの携帯電話を中心に広まっているプロフィールと呼ばれる自己紹介ページ、掲示板、親が知らない子どもの携帯電話使用の実態、姿を変えるネット社会の闇やそこに待ち構える危険性について実際に起きた事件と共に迫っている。

読売新聞の連載記事(注5)によると、千葉県君津市で二〇〇八年五月九日、中学三年の女子生徒(一五)が襲われた殺人未遂事件において、被告と被害少女の接点となったのは、携帯電話サイトのプロフィールだけだった。少女はプロフィールに自分の顔写真や住所まで掲載していた。被害少女の父親は、娘の安全のために買い与えた携帯電話が引き金となって事件が起きたことに動揺し、後悔を隠せないでいる。「子供にとって、ケータイは自己表現でき、交友関係を広げられる手段」としてその魅力を認めつつも、「次々とサービスは出てくるが、自制心や判断力が未熟で無防備な子供は、使いこなす能力が追い付かない。いつトラブルが起きてもおかしくない」として警鐘を鳴らす。

所謂不良ではない、真面目な子どもが事件に巻き込まれるケースが増加している。個人情報を書かないことは当たり前、は子どもには通用しない。皆がやっているから、ほんの興味本位で危険な目に合ってしまうのが、インターネットの世界である。そのため、保護者によるきちんとした教育・保護が必要なのではないだろうか。

また、石川県野々市町では「子供には持たせない」という選択をした。(注6)二〇〇三年から行政と

学校、地域が一体となって、「携帯を持たせない運動」を始めた。携帯の危険性を親子で考える授業を開いたり、チラシや小冊子を配るなどした結果、携帯保有率は今年一月時点で小学生が六・三%、中学生は一五・三%となった。全国平均の小学生三二・三%、中学生五七・六%に比べ、かなり少ない。親だけでなく、地域が一丸となって積極的に動いている地域もあるようだ。しかし、そのような所はまだ多くはなく、頼ることができない状況においては、各自が動くより他はないのである。

私はこの親による事前の教育について、予防接種のようなものだと考えている。今、新型インフルエンザが世界中で大流行しており、日本においても死者が出ている。これから冬に向けてウイルスがより毒性が強いものに変異する可能性があるとも言われている中で、新型インフルエンザに罹らないようにするために、または罹っても軽症で済むように、ワクチンを接種する。新型インフルエンザの場合には、国民全員分のワクチンが確保できないということで、ワクチン接種の優先順位が厚生労働省によって発表された。携帯電話のメディア教育においても似ている部分があるのではないか。携帯電話という今までになかった高機能を備えたものが出現した時に、それが少しでも危険を伴うものであれば、免疫をつけておくべきである。子どもに携帯電話の危険性について考えさせる。事前にやることでその効果は格段に高まる。ネット犯罪に巻き込まれそうになっても、「これはいけないことだと教えられた」記憶があれば、犯罪に巻き込まれるリスクは軽減される。優先順位をつけるとしたら、小中学生から高校生へと危険に気づくことがより難しい年代の子どもたちに特に重点的に施すべきである。幸いなことに、インフルエンザワクチンとは異なり、事前の教育に数的制約はない。教えるということとは、完全な理解の下でのみ成り立つべき

である。親は誰かに頼るのではなく、自らが問題についてきちんと理解し、子どもが直面し得るリスクを積極的に軽減するべきである。そのような親が増えてくると、今度は地域が問題解決に向けて動き出すことになり、それが全国へと波及していく可能性がある。

### 三 子どもが加害者になる危険性

二章までは、子どもが犯罪の被害者になる場合を考えて展開してきたが、三章ではそれとは逆に子どもが加害者になる場合を考えていく。ネット犯罪で子どもが加害者になる場合とは、いったいどのようなものであるか。例えば、オークションを使ってお金を騙し取る詐欺行為や、ネットに猥褻な写真を公開するなど、興味本位で犯罪に関わってしまうケースも少なくない。また、現在話題になっている学校裏サイトや掲示板への書き込みでいじめに加担することで加害者側になることもある。ネットの匿名性によって表現が過激になる、面と向かつては言うことができないうことまで軽い気持ちで相手におつつけてしまう事も起きている。「文字による匿名コミュニケーションの利点の裏返しは欠点になる。たとえば匿名だから人間関係のわずらわしさを考慮せず、本音が言える。反面、相手への配慮が弱まり感情的な表現から誤解や対立を招く。文字情報だけで相手を判断するから思い込みが生じ、相手を誤って理解したり、逆にだまされやすくなる」(注7)という指摘がある。「未熟な判断能力や自制心の弱い子どもらが、このパワフルなメディアを使って他人に害を与えたり、犯罪者になって人生を台無しにしたりする事件が増えている」(注8)のである。例えば二〇〇四年には、長崎で小学校六年生の女子児童が同級生を殺害するという事



件が起きた。この事件の原因はホームページへの書き込みを巡るトラブルであった。小学生が無料のサイトを通じて自分のホームページを作成し、殺害されてしまった女子児童はホームページに悪口を書き込んだ。二人はホームページの作成・変更機能管理のためのID・パスワードをお互いに教えあっていたので、加害児童は悪口を書き込まれたことへの怒りや不満から、被害者のホームページを初期設定の状態に勝手に変更してしまったようだ。インターネット上でこじれた関係は修復されることなく、女子児童を殺害するという方向へ向かわせた。仮に、彼女たちがきちんとしたインターネット教育を受けており、ID・パスワードを教えあっていなかったら、悪口を書き込んでいなかったら事件は起きていなかったのだろうか。(注9)

小学生、中学生くらいの年齢では必ずといって良い程いじめは起こる。陰で悪口を言われる、仲間外れにされるといったことが昔からあったであろう。しかし、学校で起きていることであれば、周りの大人が気がついて改善策が取られることもあれば、いじめに同調しない友達が手を差し伸べてくれることもあるだろう。しかし、いじめがインターネット上にまで移行している現在では、周囲の人間がいじめの実態について気がつかないことも多い。また、学校から帰宅した後も常にいじめから逃れることのできない状態に追い込まれることになる。ここでも、やはり必要なことは教育である。利用するな、というのは無理のある話であり、現実的ではない。学校で行なわれるインターネットのモラルに関する教育には限界があり、個別のケースには対応することはできない。子どもに対してきめ細やかな教育、指導を行なうことができるのは、保護者だけである。子どもが大きな事件を起こすと、当然マスコミは大きく取り上げて、毎日報

道する。加害者の性格、近所の住民へのインタビュー、卒業アルバムを仕入れては過去の様子をさらけ出す。なぜそのような行動に出たのか、それを未然に防ぐ手立てはなかったのかについては軽く流されて、報道することがなくなると人々は事件のことを忘れ、風化してしまう。事件が起きた背景を深く分析し、策を講じることもなく、次の事件を迎えてしまうのである。加害者が残虐性の高いゲームにのめり込んでいたという情報から、普段から殺人について関心があったという面ばかり見るのではない。インターネットのホームページが絡んだ事件ならば、ID・パスワードは他人に教えないことや、ホームページは個人の日記ではなく不特定多数の人が見るものであるから、内容については十分考えることなどを事件から伝えなければならぬことは山ほどあるのではないか。文字は、一度書けば、削除しない限り永遠に残るものである。書かれた側はそれを目にする度に何度でも傷つくことになる。それにより恨みの感情を募らせていくこともある。加害者側を分析する必要があるのは、加害者に対する同情を集めるためではない。二度と同じ事件が起きないように、小さなことでも改善していくことが大切だからである。インターネット利用に関する教育活動ならば、一朝一夕にできることではない。保護者を中心に日頃から子どもに注意を払い、子どもの関心の移り変わりを捉えながら話し合いの場を何度も作る必要がある。目に見えて効果が現れるかもわからない、そして一回言えば終わりではなく、その後も監視が必要だ。また、目まぐるしく変化するインターネット社会に合わせてその都度教育もメンテナンスをしなければならぬ。一連の根気の要る行動を一貫してとるべきなのは、やはり保護者ではないのか。

#### 四 提言

この章では今までの総括として子どもの携帯電話、インターネットを用いた犯罪を防止するための提言をすることにする。

まず、子どもの携帯電話、インターネットの使用の前にはきちんとした準備が必要であるということだ。準備とはすなわち事前教育のことである。買いつけてからでは子どもは目の前の物に夢中になり、誰が何と言おうとも耳に入らない可能性がある。その前に予備知識を入れておくことが大切である。携帯電話やインターネットの機能、危険性、使い方を誤ると人に迷惑をかけることにもなるし、加害者の立場になることもある。実際に起きた事件について触れる、身近なトラブルの例を挙げながら子どもにも現実に取り得ることとして、イメージが湧くように工夫すると良いだろう。実際の画面を見せながら話し合うことも有効であろう。

そして、この事前教育を行なうことができるのは保護者である。学校の教育は、一人一人の子どもの状況に合っているとは言い難い。必要な時に必要なことを知識として教えるには、学校をあてにするのではなく、子どもを被害者・加害者にしないために保護者が教えるべきである。そのためには、日頃から子どもとしっかりした関係を築いておく必要がある。普段あまりコミュニケーションを取っていないにもかかわらず、いきなり携帯電話、インターネットの使い方について説明されても鬱陶しいと思われるだけであまり効果はないように思われるからだ。コミュニケーションを大事にすれば、子どもの学校での出来事や

周りの様子、興味について情報を得ることができるよう。子どもが携帯電話について興味をもつようになれば、保護者は与える前の段階的な準備が必要であるし、子どもの変化を感じることであっても、日頃からあまりコミュニケーションを取っていなければ変化を感知しないことも往々にしてある。被害に合っている時は、必ずSOSを出している。気づいてあげるのは、保護者の役割であり、使命でもある。子どもにもっと関心をもつて接することが何よりも大切である。

各家庭である程度の教育ができるようになれば、それを学校や地域に広げることができたら更に良いだろう。各家庭に任せきりでは、教育の水準に違いが生じる。それが学校や地域に広がれば、見落としていた点や、自分では目を向けていないが重要なこともあるだろう。家庭から地域へ、波及効果が現れたならば教育の質は向上し、より良い効果が子どもたちにも与えられることになる。

このように、保護者の役割が充実することで、学校や地域へそして全国規模での子どもの携帯電話、インターネット利用の意識改革へと繋がる可能性もある。携帯電話もインターネットも便利な道具であり、使い方を間違えることがなければ、非常に利用価値の高いものである。しかし、これらは単なる道具の一つであり、例えばコミュニケーションを取るにしても、これらを使うことが絶対ではなく、全てではない。そのことに気づかせるような教育が、子どもたちの安全な環境作りの第一歩として確かな道筋をひく事になると考えられる。子どもたちが自立できるようにするまで、周りの確かな目で見守ることが必要なのである。

## 参考文献

- 注1：『ケータイ不安ー子どもをリスクから守るー五の知恵』 加納寛子・加藤良平 日本放送出版協会 二四頁
- 注2：注1に同じ
- 注3：『ケータイ・リテラシーー子どもたちの携帯電話・インターネットが危ない！』 下田博次 NTT出版株式会社 二〇〇頁
- 注4：『ネット犯罪から子どもを守るー被害者にも加害者にもしないために親がすべきこと』 唯野司 毎日コミュニケーションズ ションズ 六八頁
- 注5：読売新聞（二〇〇八）「親は知らない」（上）プロフに個人情報 中三女子刺される（連載） 二〇〇八年八月一日 朝刊三五頁
- 注6：読売新聞（二〇〇八）「親は知らない」（下）「カキコして」娘に別の顔…親に話さぬ世界（連載） 二〇〇八年八月三日 朝刊三〇頁
- 注7：注3、二九二頁
- 注8：注7に同じ
- 注9：注4、二四〇四三頁

【佳作】

# 薬物から子供を守り、日本の将来を築くために 大人ができる役割とは

〜日本を薬物大国にしないために〜

警察官（大阪府警察本部刑事部  
薬物対策課係長）

山川 賢治（33）

はじめに

今年の八月初め、日本列島に衝撃が走った。国民的人気のある芸能人が、合成麻薬の使用や覚せい剤の所持違反で相次いで逮捕されたからだ。舛添厚生労働大臣や河村官房長官も薬物に関する異例の記者会見を行うなど、薬物乱用に対する国民の関心の高さが伺える。

最近の薬物汚染は芸能界を蝕むだけではない。青少年を中心に、平成一三年以降、大麻・MDMA等の合成麻薬事犯の検挙人員が増加しており、薬物乱用の低年齢化が進んでいると考えられる。<sup>(注1)</sup> その顕著な例として、大学生を中心とした若者による大麻乱用が、新聞紙面をにぎわしたことは記憶に新しい。また今年<sup>(注2)</sup>の二月には、大麻を所持していた高校一年生が京都府警に逮捕され、六月には、兵庫県下で女子中学生に向精神薬を譲り渡した男が逮捕されている。<sup>(注3)</sup>

このように低年齢化する薬物乱用は、子供らの生命、身体に危害を及ぼすのみならず、家庭を崩壊させ、学校や社会における人間関係の秩序を乱し、周囲への薬物連鎖に繋がる。そして新たな犯罪を助長し、最終的には次世代の活力を低下させるなど、その害悪は計り知れない。<sup>(注4)</sup>

子供は将来の国を担っていく宝であることから、いかにして危険な薬物から遠ざけて育てていくかが、警察を初めとする行政機関や教育機関、地域社会の課題である。<sup>(注5)</sup>

薬物によって生じる多くの問題点に対しては、古くから政府も基本方針を掲げて各種の施策を提言しているが、子供らは現在なお薬物の危機にさらされている状態である。このように、問題の解決は一朝一夕でできるものではなく非常に困難であるが、かといって手をこまねいているわけにはいかない。薬物の危機にさらされている子供らの現状をよく見極めて、その中から見えてくる新たな課題や問題点を分析しなくてはならない。<sup>(注6)</sup>

この問題への対応を考える上で、諸外国の対策は日本の対策と大きな隔たりがあることから、諸外国の施策を参考にしてそのまま取り入れることはできない。<sup>(注7)</sup> よって、日本の特色を踏まえた独自の対策を考察

図1 MDMA等麻薬検挙人員

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
MDMA等麻薬検挙人員	102	117	256	417	403	370	296	281
少年	5	7	29	67	63	31	24	25
構成比 (%)	4.9	6	11.3	16.1	15.6	8.4	8.1	8.9
うち中学生	0	0	1	1	1	2	2	0
うち高校生	1	1	6	12	12	6	3	5

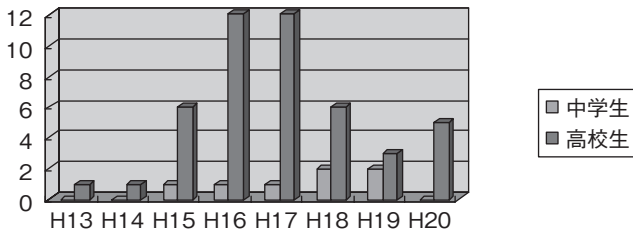


図2 大麻検挙人員

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大麻検挙人員	1,450	1,748	2,032	2,209	1,941	2,288	2,271	2,758
少年	176	190	185	221	174	187	179	227
構成比 (%)	12.1	10.9	9.1	10.0	9.0	8.2	7.9	8.2
うち中学生	4	4	3	6	5	4	1	2
うち高校生	39	33	38	37	42	21	28	48

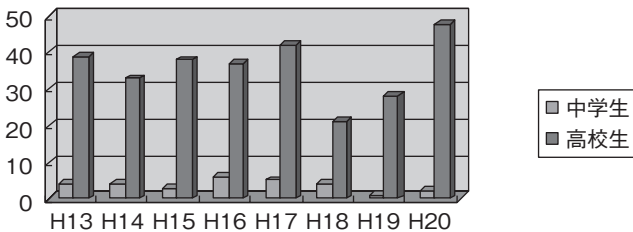




図3 覚せい剤検挙人員

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
覚せい剤検挙人員	17,912	16,771	14,624	12,220	13,346	11,606	12,009	11,205
少年	946	745	524	388	427	289	305	249
構成比 (%)	5.3	4.4	3.6	3.2	3.2	2.5	2.5	2.3
うち中学生	45	44	16	7	23	11	4	8
うち高校生	83	65	36	38	55	44	28	34

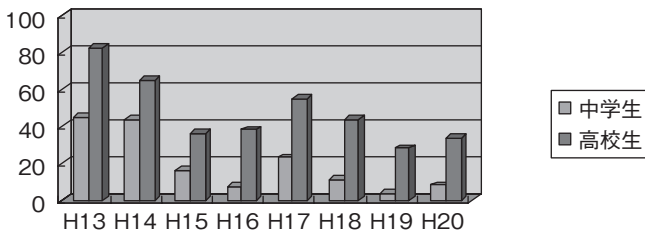


図1～図3データの出典 警察庁組織犯罪対策部 薬物銃器対策課  
「平成17年中の薬物・銃器情勢」「平成18年中の薬物・銃器情勢」  
「平成19年中の薬物・銃器情勢」「平成20年中の薬物・銃器情勢」  
グラフは上記のデータに基づいて筆者が作成したものです。

し、日本の行う対策が他国の手本となるように真剣に自覚を持って取り組むべきであると考ええる。

もちろん、薬物乱用の問題点・対策は多岐にわたるため、その全てを本稿で扱うことは不可能である。そこでここでは、警察官としての立場で、子供らからいかにして薬物を遠ざけるかという視点で諸対策を考察した。子供らから薬物を遠ざける方策には、大きく分けて次の二つの内容があると考えられる。

まずは「最初の一步を踏み出させない」ことが大切である。薬物を一度でも使用すると、中枢神経や脳が侵され、決して元に戻ることはなく、その弊害は一生ついて回ることから、子供らにはつきりと薬物の恐ろしさを認識させる必要がある。

図4 薬物常習者による凶悪犯検挙人員

薬物常習者による刑法犯及び特別法犯検挙人員の推移												
	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
刑法犯検挙人員	818	879	958	993	985	954	1,011	971	1,103	934	770	809
凶悪犯合計	60	74	74	85	92	84	69	84	90	75	68	68
殺人	6	18	16	20	20	22	12	16	19	11	19	17
強盗	31	25	38	40	49	40	38	45	51	53	42	39
放火	9	9	9	12	12	10	10	5	8	4	2	6
強姦	14	22	11	13	11	12	9	18	12	7	5	6
粗暴犯合計	146	141	159	204	210	157	177	184	205	172	612	146
暴行	11	18	24	21	19	15	17	24	32	32	22	23
傷害	85	75	83	109	111	96	95	94	102	98	90	80
脅迫	7	4	8	19	11	11	9	8	6	4	9	5
恐喝	43	44	44	55	69	35	55	58	65	36	41	38
凶器準備集	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0
窃盗犯	422	472	531	470	482	497	507	466	526	472	349	404
その他	190	192	194	234	201	216	258	237	282	215	191	191
特別法犯検挙人員	6,943	6,374	7,260	7,823	7,165	6,543	5,981	4,200	4,063	3,724	3,774	3,403
銃刀法	51	51	45	40	25	26	28	26	27	24	10	10
その他	6,892	6,323	7,215	7,783	7,140	6,517	5,953	4,174	4,036	3,700	3,764	3,393

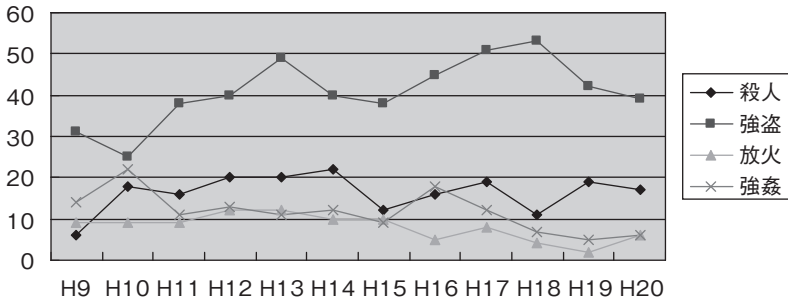


図4 データの出典 警察庁組織犯罪対策部 薬物銃器対策課  
 「平成18年中の薬物・銃器情勢」「平成19年中の薬物・銃器情勢」  
 「平成20年中の薬物・銃器情勢」  
 グラフは上記のデータに基づいて筆者が作成したものです。

次に、薬物に対する法基盤を、整備・強化をすることが必要である。アダルトショップやインターネットでは「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」と称する違法ドラッグが法整備の網の目を潜るかのようにして公然と販売されていることから、新たな薬物に対する規制を強化すべきである。また大麻などの違法薬物が若年層への乱用拡大に繋がっていることから、大麻取締法の改正についても視野に入れて考える必要がある。

そこで以下では、まず、現在の社会に与える影響及び我が国の子供らにおける薬物乱用の広がり現状を詳細に確認した上で、そこにおける諸問題を明らかにする。そして、その後に上記二つの内容のそれぞれについて対応策を具体的に検討する。

## 一 薬物乱用の現状及び問題点について

### (一) 子供らに蔓延する薬物

警察庁の統計では、平成一三年から平成二〇年までの間に、青少年の覚せい剤事犯の検挙者数が減少傾向となるなど、これまで政府が進めていた薬物防止の啓発活動が一定の成果をあげているものと認められる。しかし冒頭でも述べたとおり、大麻、MDMA等の麻薬については、青少年を中心に乱用されている状況が継続している<sup>(注8)</sup>。また、二〇〇六年に実施された国立精神・神経センター精神保健研究所の実態調査において、何らかの規制薬物を今までに一度でも使用したことのある割合は中学生で一・二%となっており、諸外国に比して高率とは言えないまでも、低年齢の薬物乱用経験者が存在している。そして、これら

の各薬物の乱用にはそれぞれに強い関連性が見られ、薬物が青少年にとって想像以上に身近な存在である一方、薬物乱用への対処能力は十分とは言えないことなどが見えてきている。

その他では、民間リハビリ施設「ダルク」の調査によると、薬物を使い始める年齢は平均一六歳、常習的に使用するようになるのが平均一八歳で、どん底まで落ちてダルクにたどり着くのは平均二八歳であると報告している。<sup>(注9)</sup>

こうした子供らに薬物が蔓延する原因を的確に分析し、適切な薬物乱用防止対策を推進するシステムを構築することが、重要な対策の一つである。

特に中学生の薬物に関する補導状況を考慮すると、小学校から発達段階に応じて、薬物乱用防止についての正しい知識や、友達からの誘いを断る勇気と技術を身に付けさせる普及活動をどのような形で継続して行えるかが問題となる。

## (二) 誤った情報の拡散

次に、子供らを取り巻く環境についても大きな変化が生じている。薬物の乱用を指南する反社会的且つ有害な情報が氾濫し、子供らが薬物に対する誤解を招く大きな原因の一つになっている。

例えば、インターネット上では「やせ薬として使える」「大麻はタバコやアルコールよりも害が少なく、取り締まる必要がない」「海外では大麻は違法ではない」といった明らかに誤った情報が公然と溢れているのである。<sup>(注10)</sup>

こうしたネット上の有害情報は、情報発信元に対して対策を講じることが出来れば、極めて有効な手段

となるが、表現の自由との関連で厳格に取り締まることは困難であり、事実上、野放し状態となっていることが、子供らに薬物を身近に感じさせる要因になっている。

この他にも、インターネットや携帯電話といった情報通信装置を通じて薬物が非常に簡単に入手にしやすいようになってきていることも問題点の一つと言える。インターネット特有の匿名性を悪用して、「覚せい剤購入場所」<sup>(注11)</sup>を掲載し、電子掲示板では「エスあります。〇・二g 一マス」<sup>(注12)</sup>等と掲載して薬物の購入を勧誘している。こうした内容を電子掲示板に書き込むことは当然犯罪であり、警察も取締りを推進しているが、子供らにとっては、例え薬物を購入しなくても身近に感じる原因となり、精神的に悪影響を及ぼすことは明らかである。

### (三) 薬物密売人によるマーケティング戦略

違法取引されている薬物の中には、ピンクや青色のカラフルなデザインでラムネのような錠剤になったものが見られ、実際にこのような形態の覚せい剤が発見押収されている。また、覚せい剤や麻薬を含む錠剤を「ダイエット薬」と称して危険でないという印象を与え、痩せたいと思う女の子の願望につけ込んで狡猾に密売されている。こうした錠剤は注射器を使うことがないので、子供らにとっては薬物を使用することに対して、抵抗感が薄らぐのである。他には、有名ブランドのロゴをあしらったものや、ニコちゃんマークやミッキーマウスの図柄などのアニメのキャラクターを錠剤に刻印して子供受けを狙い、<sup>(注13)</sup>薬物使用の罪悪感や恐怖感を薄れさせるといった、薬物密売人の巧妙な手口も見られる状況である。

(四) 子供らに影響力のある人間による薬物乱用

冒頭でも述べたとおり、今年（平成二十一年）に入ってから、スポーツ選手や社会的影響力のある人気俳優等の芸能人が、大麻や覚せい剤及び麻薬の所持罪で逮捕されている。報道によると、逮捕された芸能人の中には幼い子供を養育している者もいるようである。親が逮捕されることで、子供は深く傷つき、その影響については計り知れない。逮捕された彼らは、社会的に影響を与える立場であるにもかかわらず、こうした自覚のないままに安易に薬物に手を出している。

多くの子供らは、自分の両親はもちろん、有名人や憧れた人の考え方に影響されたり、その行動を真似したりする傾向がある。よって、社会に影響を与える立場にある人達は、自らの行動にもっと責任を持つべきである。

(五) 環境の悪化

一般に、薬物の売買は繁華街や暴力団が関係する場所で行われていると考えられている。しかし現実には、高級住宅街である東京の白金や麻布で薬物が売買され、大阪市西成区では小学校から約一〇メートルの距離で、焼き芋の屋台を装って白昼堂々と密売が行われていたのである。<sup>(注14)</sup> また、同市の国道沿いでは密売人がキャンペーンで宣伝するかのごとく堂々と販売している。こうした子供らにとって最悪の環境を打破するには、警察を含めた行政機関がスクラムを組んで対処方法を考えなくてはならない。

(六) 子供側から見た原因

何故薬物に手を染める子供らがいるのか。その理由は様々であるが、私は自らの経験を踏まえて大き

く分けて三つのケースがあると考ええる。

一つ目は、自ら薬物に手を出す場合である。発達途上にある子どもらは、成長過程で異常な経験をすることで（幼少期の虐待やいじめ等の心の傷、身体的・精神的ストレス等）不安を持つことが多い。多くの子供にとって不安は一時的なもので、長期的には健康な大人になると考えられるが、親との相談頻度が低い場合や、親しく遊べる友人がおらず、孤独で居場所がない子供らの中には、大人のように心の変化を言葉でうまく表現することができない。そこで、こうした不安が長く続くと、ストレス過剰となり、身体症状や乱暴な行動など、行動の変化に表れると考えられる。その結果、一部の子供らは孤独を埋める為に薬物へ依存していくのである。そしていったん薬物に依存すると、更に身体と行動・情緒のバランスをくずし、家庭や友人との生活に支障をきたすことになる。<sup>(注16)</sup>

二つ目は、集団を通して薬物に入る場合である。つまり、友人との交友手段として薬物に手を出す場合がある。ファッション感覚や、かっこいいからといった理由で友人に勧められるまま安易に規制薬物に手を出してしまい、取り返しがつかなくなる程、薬物に依存してしまうのである。平成一八年四月に内閣府が発表した薬物乱用に関する世論調査では、薬物使用に誘われた時に「相手によっては断り切れないかもしれない」、「断らないかもしれない」が一〇代では二一・三％に上っていることから、子供らの弱さが見て取れよう。

三つ目は、規制薬物よりも比較的簡単に入手できる向精神薬から規制薬物に入る場合である。精神科や心療内科を受診して処方薬をため込み、複数の病院を掛け持ちすることで集めた処方薬や市販薬の過剰摂

取（オーバードーズ）を繰り返すことにより、より多幸福感を求める為に規制薬物に手を出してしまうのである。

こうした三つのケースの共通事項は、子供らに対して薬物が危険であるという認識が少ないことにある。よって、こうした原因を踏まえた対策が必要となる。

## 二 子供らから薬物を遠ざけるために取り組むべき諸対策について

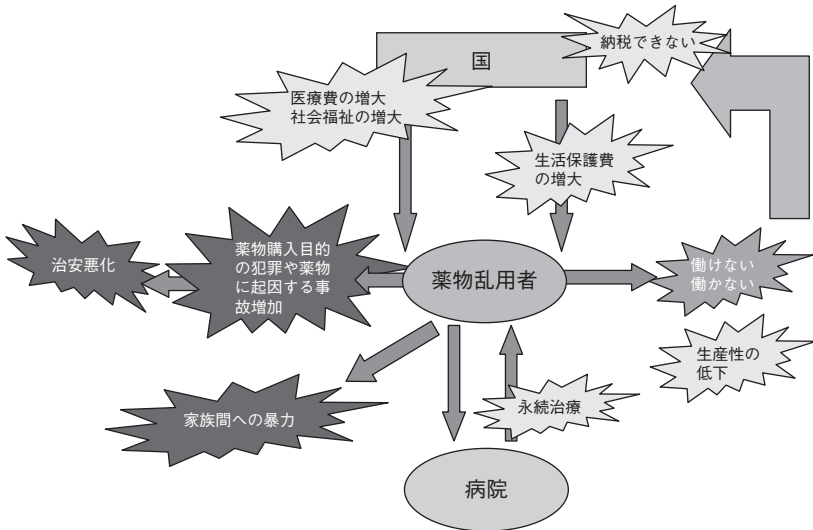
以上のような現状から明らかになるのは、このまま子供ら及びその周囲に薬物が蔓延すれば、次世代の日本の活力が失われることである。

すなわち、薬物は一度の乱用で終わることは稀であり、必ず次なる乱用の呼び水として断ちがたい連鎖の起点となる。とりわけ、心身共に発育発達途上にある低年齢の子どもが薬物に手を出すと、これを止めさせることは非常に困難であり、薬物依存患者となること<sup>(注17)</sup>で、当然国内の生産性は落ち、医療費は増大し、新たな犯罪を生み出すことになるのである<sup>(注18)</sup>。

こうした状況は、歴史からも学ぶことができる。一八世紀後半にイギリスはインドでアヘンを作り、清国へ密輸入し、その代価で貿易決済を行っていた。清国側からすれば、財貨が流出する一方でアヘンが入り、これを吸引する清国民の中毒者が増加し、生産性は落ち込み、さらにアヘン密輸入増加という悪循環を生み出していた。その結果は周知の通り、国家間の紛争にまで発展したのである。



図5



薬物依存者においては、薬物を摂取するということが、生活の中心事になるので、何とか薬物を手に入れる為に、多額の借金をしたり、万引き、恐喝、あるいは暴力団の手先になって密売したり、売春するなど、反社会的な問題も引き起こすようになる。このような薬物入手の為にを行う行動を薬物探索行動という。

警察学論集 第57巻第2号

小沼杏坪「薬物依存者に対する治療・処遇の体制の現状と課題」参照

(一) 取り組みに際しての基本方針

薬物乱用防止対策には三段階がある。まず、一つ目は、広く国民一般に対して啓発を行う第一次予防、次にハイリスクな環境にある人たちに絞って重点的に早期発見・早期対処を行う第二次予防、最後に乱用問題を抱える人を対象とした離脱支援や再発防止を中心とした第三次予防である。これら三つの活動が相互に有機的に結びついてこそ、薬物乱用に害されない健康な社会を作り出すことができる。しかし私の考えは、薬物に入っていく子供らに限って言えば、「最初の一步を踏み出させない」ことが最も大切なことであり、特に第一次予防に重点を置くべ

きだと考える。

具体的には、犯罪機会を減少させる理論の一つである「割れ窓理論<sup>(注19)</sup>」をここに応用し、事後の刑罰や病院での治療よりも未然防止に重点を置くことが必要である。徹底した啓発活動により、初めの一步を踏みとどまらせるのである。

特に小学生、中学生等の早い時期から教育活動の一環として薬物乱用防止啓発活動を繰り返して行うことが重要である。その為には、関係機関と教育現場とがスクラムを組んで活動を展開していくことが望まれる。薬物乱用の経験開始は若いときからであることが多いことから、早期の教育が最も大切である。

例えば、小さい頃から家庭教育や学校で「刃物や火が危ない」と言われ続けられることで、どんな子でも刃物や火は危険なものであると当然理解することができる。この教育手法は薬物においても当てはまり、啓発活動に早すぎることはないと考えられる。もちろん、子供らの理解の程度は個人差があり、一律ではない。しかし、一般に小学生の高学年ともなれば、社会情勢の把握、善悪の判断力や人間関係の処理能力において一定程度の理解はあると思われる。

啓発活動と平行して更に必要なのは、子供らの手に届く位置から薬物を排除することである。そのため効果的な対策について、以下で具体的に述べる。

## (二) 子供に対する啓発活動

### ア 正しい情報を与える

薬物の怖さは、薬物に手を染めたが最後、容易に抜け出すことができず、新たな犯罪の連鎖に繋がりがり、

乱用者だけではなく、家族を含む周囲の人の人生を壊してしまふところにある。そこで、早くから正しい知識を伝えることに主眼を置いた積極的な取り組みを行うことが大切である。

よって、子供らには薬物乱用にかかわる科学的な理解を促し、薬物乱用をしない価値観やモラル、乱用を促す心理社会的要因への対処能力を高めることで、薬物を乱用しない意志を持ち薬物乱用を避ける行動が自発的にとれるように指導することが大切である。

「自分の体だからほつといて」「他人には迷惑をかけないからいいじゃないか」という安易な子供の声に對しては、「一度でも薬物を使用すると、容易に薬物から抜け出すことができなくなり、一生をふいにし てしまふ」と思考の奥深くで薬物の恐ろしさを認識させるのである。

アメリカでは、覚せい剤乱用者の「使用前」「使用后」の顔の変化を示した一連の写真が話題となり、 インターネットの動画サイトや多くの関連サイトにも掲載されている。また、以前の日本政府広報CMで 「覚せい剤やめますか、それとも人間やめますか」といった薬物の怖さを表現したものもある。

子供に説明するからといって、オブラートに包んで一律に漫画で解説するよりも、こうしたインパクトのある情報を提供することでショックを与える教育も必要であると考え<sup>(注20)</sup>。

イ 未成年者のタバコやアルコールは違法薬物への入り口(ゲートウェイドラッグ)

警察庁の調査によると喫煙による補導件数は平成一一年から平成二〇年までほぼ横ばいである。タバコやアルコールは子供らにとつては、違法薬物へのゲートウェイドラッグとなりうる<sup>(注22)</sup>ことから、積極的に有害性について教育する必要があることは当然である。

例えば、小学生に対してはニコチンやアルコールの害をネズミやミズミズなどを使った実験で直接的な怖さを実感させ、中学生に対しては、胎児への影響や、肺ガンでの死亡率を具体的に指導することが必要である。

こうした取り組みの積み重ねが、違法薬物への入り口を狭めることに繋がるのである。

### (三) 子供を取り巻く環境の整備

#### ア 親を含めた規範意識の徹底

子どもの人格形成や人間関係の構築においては、家庭が最も重要な役割を果たすと考えられる。しかし最近では、家庭での親と子のふれあいが少なくなるなど、親子関係が希薄になり、自分の子どもの飲酒、喫煙等の不良行為を知らなかったり、また知っていても黙認している親が見受けられる。まず家庭において、善悪の区別や社会のルールを守ることなどについて、幼児期から親がしっかりとした自覚を持って躾を行っていくことが大切である。

薬物に手を出さないことは、社会のルールとして当然である。単にルールや法を守れというだけでなく、健全な人格を作るためにも家庭や学校において規則正しい生活習慣をつける。

#### イ 指導者に対する啓発活動

教育者や親も、薬物に対する知識を充分に得ることが大切である。「うちの子は関係ない、うちの生徒に限って」「本当にみんな覚えい剤をやっているのか、実感が湧かない」という他人事の間接的なままでは、適切な指導を行うことができない。いくら小中学校の授業で他機関の講師が子供らに薬物に関す

る正しい知識や乱用の恐ろしさについて指導教育をしても、直接的に指導できる立場である親や教師の理解が得られなければ、真の問題解決には結びつかない。薬物乱用を許さない環境作りの為には、子供らを取り巻く存在としての親や教師の関与が不可欠だからである。よって、親や教師は自らも主体的に薬物に関する知識を身に付けなければならない。<sup>(注24)</sup> 具体的には、まず教師については、教師を目指す段階で薬物に関する知識を向上させるために研修カリキュラムに組み込むことも検討すべきである。次に親についてもPTA集会や親が参加する行事など、機会があるごとに研修を行うことが大切である。

#### ウ 法律の整備

##### (ア) 大麻取締法の改正に向けた論議

大麻取締法は、昭和二三年に施行されてから以後六〇年以上が経過したが、その後大きな改正は一度も行われていない。

このため、法律が時代遅れになっていることも汚染拡大を生む要因の一つである。当初は、大麻吸引についても違反となる規定が置かれていたようであるが、施行の際は除外された。理由については不明であるが、現在でも大麻を吸引しただけでは罰則規定がないという他の薬物とは対照的に変則的な法律<sup>(注25)</sup>である。

こうした変則的な法律による弊害として、自己使用目的で栽培するための発芽能力のある品種改良された大麻の種子が大量に出回り、インターネットや雑貨店などで半ば公然と販売されている状況がある。<sup>(注26)</sup>

よって、吸引罪も含め、ネットで簡単に入手できる大麻の種子についても厳しい規制の網を掛けるこ

とを検討し、現実には即した法律へと改正する必要がある。

(イ) 条例を含めた法律の制定

デザインードラッグと呼ばれる未規制薬物は、次から次へと出現しており、毒性等の生体影響について研究が追いついていない。<sup>(注27)</sup> 新たに出現する未規制薬物は、製造者側も成分を十分にコントロールできないと推測され、こうした粗雑な薬物は健康への悪影響を及ぼすのみならず、ゲートウェイドラッグとしての側面があることも無視できない。早急に法律を整備する必要がある。

私は、未規制薬物の乱用が拡大する前段階において、規制の対象とすべきであると考える。確かに、薬事法改正で指定された違法ドラッグについて、製造・輸入・販売目的による貯蔵等の規制は可能となったが、使用や所持に關しての規制はなく、現在の状況ではまだまだ不十分であると言える。

そこで、米国における薬物規制も参考にして、①指定する薬物には乱用の危険性があり、②日本国内において一般に認められた治療の為の医学的用途がなく、③医療一般に認められた安全性が不足している等の一定の条件がそろえば、安全が確認出来るまで期限を定めて使用や所持についても規制することが出来るように法律を変える必要がある。

米国では、国民の安全に差し迫った危険を避けるため、必要と認められるときには、司法長官が暫定的に規制物質に追加できる制度がある。<sup>(注29)</sup> この規制の期限は一年であるが、最長で更に六ヶ月まで延長できる。

但し、日本国内において暫定的に薬物を規制対象とする場合、一定期間内に有害性が立証されずに指

定を解除する時には、指定期間中に摘発された者に不公平が生じないように、刑事立法上の問題について十分に検討すべきである。

### 工 身近な環境における取締りの徹底

学校や住宅街で行われる覚せい剤の取引きに対しては、従来どおり徹底した取締りを推進し、インターネット上の違法・有害情報については早期に捜査や削除を行うことが必要であると考ええる。

その為には、警察庁が設置している「インターネット・ホットラインセンター」<sup>(注30)</sup>の存在を周知させる様に啓発活動を行い、サイバー・パトロールを展開して、子供らに少しでも有害情報を与えないように監視すべきである。

### おわりに

現在の日本における子供に対する薬物汚染は、確かに諸外国に比べると、相対的には低水準を保っている。しかし、戦後は良いことも悪いことも一〇年サイクルで米国から入ってくると言われている現状を考えると、薬物乱用問題は、現在においてこそ、きわめて社会的な問題として受け止められるべきである。薬物乱用が深刻化している欧米先進諸国において、共通して指摘されているのは対策が後手に回ったことであり、その結果、多くの分野で多大な社会的負担が生じているからである。<sup>(注31)</sup> 我が国の薬物乱用問題においても、このまま放置すれば欧米先進諸国と同じ道を歩み、ますます低年齢化していくことは必至である。こうした現状に歯止めをかけ、我が国から中毒性薬物による災禍を一掃するために、本稿では、①子供

の時から徹底した啓発活動を行うこと、②広範な国民の協力の下に、法律改正も視野に入れ、関係機関や団体が一体となって、薬物乱用を拒絶する社会環境作りを努めること、の二点を強調した。

もちろん、本稿で指摘したのは、ほんの入口に過ぎない。少子化が進む現代社会において、社会の宝である子供達を薬物から守るためには、何よりも社会全体が明確なビジョンと理想をもって薬物対策に取り組むことが必要不可欠である。現在、一つの薬物を法規制すると、代替の薬物が現れて取締りはイタチごっことなっている感があるが、今後も継続してこの問題に取り組み、よりきめの細かい効果的な対策を検討し、速やかに実行していくことが、われわれに課された重要な責務であると言えよう。

(注1) 図1、図2、図3参照

(注2) 関西大学生による大麻事件

<http://www.kansai-u.ac.jp/presweb/news/message/detail.php?i=5>

同志社大学生による大麻事件

<http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/081209/crm0812092019026-n1.htm>

(注3) 読売新聞 平成二年六月一七日付け朝刊

(注4) 現在の我が国においては、覚せい剤や麻薬、大麻のように所持や使用が法律により禁止されている薬物だけではなく、有機溶剤（シンナー・トルエン）や向精神薬などの乱用も問題となっている。

(注5) 図4参照 薬物常習者による犯罪

平成一六年には、中学二年男子がMDMAの代金支払い名目で強盗事件を犯している。

(注6) 昭和六二年六月一日に当時の厚生省と警察庁の所管法人として財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターが発足



また、平成二〇年八月に薬物乱用対策推進本部が、第二次薬物乱用防止五か年戦略を打ち出している。

(注7) オランダを初めとするヨーロッパの一部の国々では、「寛容政策」の名の下に、大麻に対する取締りの緩和政策等が実施されている。

(注8) 平成二二年上半期の薬物・銃器情勢参照

[http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubututyuki/yakujyuu/yakujyuu3/h21a\\_jyousei\\_yakuzyuu.pdf](http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/yakubututyuki/yakujyuu/yakujyuu3/h21a_jyousei_yakuzyuu.pdf)  
 今年上半期に全国の警察が大麻に関連して摘発した人数は昨年同期を二五四人上回る一、四四六人で過去最高であった。このうち、摘発者の年齢別は高校生一八人だったほか、中学生も四人摘発されている。

また、米国の二〇〇九年版「国際麻薬統制戦略報告書」も「日本で大麻の使用が広まっている」と警告している。

(注9) ダルクホームページ参照

<http://www.yakkaren.com/index.htm>

(注10) ① オランダのソフトドッグ政策を偏回解釈していると思われる。大麻の使用は不法行為とはされていないが、これは日本でも同じである。オランダではソフトドッグ（大麻）の使用者が社会の隅に追いやられ、より有害なハードドッグ（覚せい剤、麻薬等）にさらされることを防ぐ意味から、コーヒーシヨップという施設のみソフトドッグを使用することができる。よって、実際にはソフトドッグであってもコーヒーシヨップ以外で所持すれば犯罪となる。このように、大麻取締りの規制がゆるやかになってきている国はあるものの、どの国においても決して大麻は合法化されていない。

② 大麻合法化の論拠の一つに医療用としての有用性がある。抗ガン剤の副作用によるむかつきや嘔吐の抑制、HIV患者の食欲増進、緑内障やぜんそくの治療などに大麻製剤が有効であることが確認されており、医薬品の開発を進めている国もある。

(注11) 2ちゃんねる等で掲載されているが、詳細については犯罪を助長する虞があるので省く。

(注12) 「覚せい剤めりまふ。〇・ニグラムで一円田」という意味。エスは覚せい剤の隠語。

- (注13) 大阪府警ホームページ参照 薬物事犯の現状  
<http://www.police.pref.osaka.jp/>
- (注14) 毎日新聞 平成二〇年一〇月三〇日  
<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20081030-00000013-mai-soci>
- (注15) 産経新聞 平成二〇年五月一九日付け朝刊  
大阪府警ホームページ参照 薬物事犯の現状  
<http://www.police.pref.osaka.jp/>
- (注16) 青少年問題第六三五号 P二九参照  
国立精神・神経センター精神保険研究所によるとシンナー経験者で「親しく遊べる友人がいないケース」は男子が一五・六%で、女子は一九・一%である。またこれら経験者は、「親との相談頻度」「家族との夕食頻度」についても低いという結果が出ている。
- (注17) 国立精神・神経センター精神保険研究所ホームページ参照  
<http://www.ncnp.go.jp/ninh/division/yakubutsu.html>  
国立精神・神経センター精神保険研究所による調査によると、精神科病院に薬物関連精神疾患で受診する患者の五〇%は覚せい剤使用が主な原因となっている。
- (注18) 図5参照
- (注19) G. L. ケリングが提唱した理論である。割れ窓理論とは、犯罪原因論から犯罪機会論へ焦点を合わせた理論である。犯罪機会論とは犯罪性が低い者でも機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高い者でも機会が無ければ犯罪を実行しない論理である。よって、ここでは薬物に対する機会を徹底して与えないことに重点を置く。
- (注20) 弁護士小森榮の薬物問題ノートから参照 <http://33765910.at.webry.info/>  
① [http://www.drugfree.org/Portal/DrugIssue/MethResources/meth\\_mouth.html](http://www.drugfree.org/Portal/DrugIssue/MethResources/meth_mouth.html)

Brush Up on the Facts About Meth Mouth (メタンノエタミンと歯に関する真実をブラッシュアップする)

② [http://www.drugfree.org/Portal/DrugIssue/MethResources/faces/photo\\_1\\_1.html](http://www.drugfree.org/Portal/DrugIssue/MethResources/faces/photo_1_1.html)  
Faces of Meth (メタンノエタミンの顔)

(注21) 警察庁ホームページ 少年非行等の概要参照

[http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen38/syonenhikou\\_h20.pdf](http://www.npa.go.jp/safetylife/syonen38/syonenhikou_h20.pdf)

(注22) 薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査(二〇〇六年)では、喫煙は有機溶剤乱用から大麻、覚せい剤乱用へと続く流れがあること強く示唆している。

(注23) 毎日新聞 平成二〇年四月二日付け朝刊

パート従業員の母親が高校一年の長男の喫煙を黙認していたとして、広島県警福山西署が母親を未成年者喫煙禁止法違反容疑で書類送致した。

(注24) 産経新聞 平成二二年七月二二日付け朝刊

副校長が覚せい剤使用で逮捕された。教えるべき立場である教師が逮捕されることがあってはならないのは当然である。

(注25) 縄文時代以降、麻は日本人に親しい植物の一つであった。福井県鳥浜にある縄文遺跡からは、一万年前の麻の種子や麻縄が発掘されている。これは、麻の製品としては、確認できるもので世界最古のものであると言われている。この様に、麻に慣れ親しんだ日本人には大麻を悪用するという概念がなかったことに起因すると考える。

(注26) もちろん大麻汚染が進む理由は、単に法律による弊害のみならず、薬物乱用を助長する情報の蔓延や規範意識の低下等にも起因している。

(注27) 新たな薬物の流通や使用の実態を把握し、規制の必要性を検討するためには、薬物を特定し、生体影響の評価に必要な調査を迅速に行う必要がある。未規制薬物に関しては、物質の特定や、その特性を評価するための情報収集・解析を迅速に行うことが重要である。そのためには、薬物に関し、海外における研究状況、規制の有無などについて

て情報を収集する必要がある。また、十分な量の試料が得られないことも想定し、化学構造や文献情報から、薬物の生体への影響を評価することについても検討する必要がある。大阪府警においては、科学捜査研究所がこれまでの技術や経験を基に、更に高い調査・分析能力を獲得し、規制すべき薬物の迅速な特定に努めるとともに、評価の為に必要な調査研究を推進している。

(注28) 薬事法の改正により、平成一九年四月から大臣が指定した薬物については違法ドラッグとして全国的に規制されることとなった。

(注29) 米国における薬物取締法 (Controlled Substances Act) に基づく薬物規制

(注30) 平成一八年六月に運用を開始し、インターネット上の違法・有害情報の通報窓口としている。薬物に関する情報だけではなく、児童ポルノや出会い系サイト、自殺誘因等の有害情報を受け付ける。

(注31) 世界日報 平成一六年一月二七日記事参照

例えばアメリカにおいては、平成一六年一月にブッシュ大統領は一般教書演説で次のように述べている。「われわれは、健全で責任感のある子供たちを育てるのを手助けするために、われわれの家庭と共に踏みとどまらなければならない。子供たちが正しい選択をするよう手助けすることは、われわれ全員の務めである。子供たちが行う最悪の決断の一つが、麻薬に彼らの命と未来を賭けることだ。わが政府は、積極的な教育、治療、法的処罰で、親たちがこの問題に立ち向かうのを支援している。高校生の麻薬使用は、過去二年間に一一％減少した。違法薬物を使用する若者の数は、二〇〇一年より四十万人少なくなった。私は予算において、違法薬物の需要を減らすために積極的な地域主体の戦略を継続するよう、新たな拠出を提案した。学校での薬物検査が効果的であることが分かっている。私は今夜、子供の生命を救うための道具として薬物検査の実施を望む学校のために、二千三百万ドルの追加拠出を提案した。その狙いは子供たちを処罰することではない。『あなたたちを愛している。あなたたちを失いたくはない』というメッセージを送るためである。」この演説からも分かるように、アメリカではこうした社会的負担が生じている。

# 子供の安全をいかに守るか

くおはようぐから始まる明るい一日く

無職  
新木 繁男 (62)

## 一 おはようぐと三つ子の魂

どこの家庭もそうだと思うが、我が家の一日もおはようぐで始まる。まず、私と家内のおはようぐ、そして私達夫婦と子どもたちのおはようぐから一日が始まる。続いてご近所の方々や通りすがりの顔なじみとおはようございますぐの挨拶が飛び交う。おはようぐこの一言で相手の体調や元気度までが伝

わってくる。おはようとは不思議な言葉である。

昨年春、故昭和天皇の誕生日に初孫が生まれた。女の子で名は咲来（さくら）である。春に生まれ、誰からも愛され明るく育って欲しいと名づけた。孫の咲来は、私達の家から二―三軒離れた処に住んでいる。一歳と四ヶ月が過ぎ、よちよち歩きだが、毎日我が家に遊びに来る。理屈ではない。とにかく可愛いものだ。「目の中に入れても痛くない」とは良く言ったものだ。その通りなのである。孫が来ると家内と私は忙しくなる。私達が「おはようございます」と言うのと、頭をペコと前後して満面の笑みを浮かべ、「おはようございます」とお辞儀をするのである。そう、私達にはちゃんと「おはようございます」と聞こえるから不思議だ。そして、ジージ…バーバ…と大きな声を出す。一歳過ぎたばかりなのに…。この爽やかな物凄い嬉しさは爺婆達しか判らないと思う。私達は、生きる喜びを孫の咲来から貰っているような気がする。

手をつなぎ散歩に行く。ご近所の方にもご挨拶、ワンちゃんを連れてお散歩中の人や、通りかかった学生や道路工事のおじさんたちにも、おはようございますと頭をさげ、バイバイと手を振るのである。ご近所の方々も、ワンちゃんとお散歩中の方も、通りかかった学生さんも、道路工事のおじさんたちも、孫の笑顔につられてみんな満面の笑顔になる。車椅子に乗り、無表情で散歩しているお爺ちゃんだって笑顔になる。子どもの笑顔は何にもまして周囲を幸せにしてくれる。ご近所に幸せの種を蒔いてくれるようだ。

よちよち歩きながら、しばらく歩くと「抱っこ」とこちらを向いて手をあげる。みていると抱っこにも

優先順位があるようだ。母親しかいなければ母親に抱っこをねだり、パパがいればパパにねだり、バーバ（婆）の姿が見えるとバーバ（婆）にねだり、ジージ（爺）の姿があればジージ（爺）にねだる。四人いればジージ（爺）にねだる。一番無理しても抱っこしてくれる人を判っているのだ。しかし、なんといつても母親が一番であり、少し顔が見えないと、ママ・ママ…と探すのである。やはりスキンシップの多さが子供の心に安心感を与えるのだらうと思う。母親、そして父親。そして爺婆の愛に守られ包まれて育つ孫の姿を、目を細めて眺めていると安心感が湧いてくる。そして、このまま何事も無く健やかに育つて欲しいと願うのである。

自分の子どもに虐待を行う母親は、子どもの頃に自分も虐待を体験した事例が多いと聞いた。親の愛情は、子どもその後の人生に大きな影響を与えることは間違いないだらう。三つ子の魂百まで」と言う。父親と母親そして爺婆の節度ある愛情に包まれて育てば、人様に迷惑を掛けるような悪い子には育たないと思う瞬間でもある。一日は目覚めた瞬間から始まる。そして、人と人の間は、おはようの言葉から始まるのである。どこの家庭も、明るい笑顔で、おはようの挨拶を交わしたいものだ。

## 二 子ども犯罪と被害の現状

次に示す表は二〇〇五年警察庁のデータである。半年で、一〇、八四六件発生している。一年間を推定すれば二二、〇〇〇件にもなる。警察庁二〇〇五年上半期犯罪情勢より（〇才～五歳の未就学児を含む）。いずれの場合も被害にあった子どもたちには大きな心の傷となつて残るだらう。また、殺人も半年で

## 小学生以下の子どもの犯罪被害件数

窃盗	9230件
強制わいせつ	600件
暴行	425件
傷害	224件
恐喝	118件
略取・誘拐	63件
公然わいせつ	60件
殺人	57件
脅迫	29件
強姦	28件
強盗	6件
詐欺	6件

五七件発生している。現在の報道で知る範囲だが、恨みなどよりも自分より弱いと思う子どもたちへの無差別攻撃が多いと言う。殺人事件の五七件は、子どもが三日に一人、犠牲になっていることになる。今、私の周辺では子どもが巻き込まれた事件があったと言う話は聞かないがこの表から見ると、身の周りでいつ発生してもおかしくない状況にある。何故、凶悪犯罪に巻き込まれてしまうのか悲しいことである。

ちよつと前になるが、テレビ報道された事件では、母親を迎えに行った女の子が、母親が仕事でたったことで友達の外に遊びに行くと言って一人になり、誘拐され殺された。同様のケースは多いと思える。親御さんや周囲がちよつと目を離れた隙に、そして一人であるときに狙われたのである。周囲が、ちよつと目を離れた隙、一人であるときに危険と言う事が判る。いくらしつかりしている子どもでも、一人である処を襲われれば、また言葉巧みに近寄られたら、大きな声を出すことも、抵抗することも出来ないと思う。

話は違うが、大人の女性だって電車の中で痴漢にあうと大きな声を出すことはかなりの勇気がいることだと聞く。大人でさえそういう状態なのである。小学生以下の子ども、特に女の子の場合を考えればなおさらである。その他にも、窃盗事件は日に五〇件発生し、強制わいせつは日に三件発生し、暴行、傷害、



恐喝、略取誘拐、公然わいせつと続く。事件のおきない日はないのである。

ハインリッヒの法則では、一件の重大事故発生の陰には、一…二九…三〇〇の法則があると言われる。事故と事件は違うが、事件発生も同様に考えたい。たいした問題ではないと、私やあなた、そして地域が三〇〇回見過ごしたとすれば、重大事件が発生すると考えるのである。子どもだけでない、子どもから高齢者まで危険な状況にある。だから、地域の皆さんの目、見守りが必要なのだ。

私が子どものころに良く見た西部劇の構図は、無関心でいる町の人の隙に乗じて、悪人が町を乗っ取り、町の人は恐怖に小さくなって過ごすが、保安官が来て、最後は町の人も立ち上がり、悪人を追い出すものが多かったと記憶する。今だって無関心でいられては困るのである。

### 三 コミュニケーションの前にあるもの

私は、母親が認知症を患い介護の甲斐もなく他界したことで、介護体験を地域で活かす事を考え、練馬区が行なっている「地域福祉パワーアップカレッジねりま」一期生として二年間地域福祉を学び、この七月に卒業した。

同時に幾つかのボランティアを地域で行ってきたが、娘に子どもが出来たこともあり、生まれてくる孫を意識してか、子どもの安全に大変興味を持った。

そこで、私と家内は近所の小学校の校長先生から依頼された「学校安全安心ボランティア」を引き受け、朝夕の通学時間帯に、ニコちゃんマークと「学校安全安心ボランティア」と大きく書かれた緑の

チョッキを着て学区内のパトロールを行っている。

最初の一日―二日は恥ずかしい気持ちもあったが、すぐに慣れた。夏休みなどの長期休みのあいだも行う。体調不良を除き、年間三五〇日は「パトロール」を行なっている。安全安心の抑止力には、休みは無いと考えるからである。

はじめのうちは、すれちがう小学生に「おはよう」と声をかけても返事はなかった。「知らない人に声をかけられても返事はしない事」と教わっているらしい。たしかに、この物騒で危険なご時勢である。なるほどと思った。そこで、家内と話し合い、小学校の校門で毎朝「おはよう運動」で挨拶している校長先生と数分であるが、ある期間お話ししている姿を子どもたちに見ていただく事にした。その甲斐もあり、パトロールをして半年が過ぎると一／五の子どもたちから「おはようございます」と声が返ってくるようになった。そして、一年が過ぎると、更に多くの子どもたちから「おはようございます」と声が返ってくるようになった。今では子どもたちの方から先に「おはようございます」と笑顔で挨拶を頂く事もある。心身ともに健やかに成長していることを感じる証であり、嬉しいことである。そこから、ボランティアは子どもたちとのコミュニケーションの前に、安全な人だと知ってもらう事、顔を覚えてもらう事が大切だと学んだ。

孫を公園に連れて行くと「ボランティアのおじさん」と声を掛けてくる子どもも現れた。私は孫の安全と同時に公園で遊ぶ子どもたちの安全にも気を配るのである。私も家内も最近、ボランティアのチョッキを着て公園に行くようになった。

更に、こんなこともあった。私達夫婦が、学校安全安心ボランティアのチョッキを着て、子どもたちの見守り活動と同時に「六五歳以上の一人住まい高齢者見守り訪問活動」を行っていると、フィールドワークで登下校時の危険な場所と回避方法を先生と一緒に調べている小学生のグループに出合った。そして、インタビュー受けた。おじさんおばさん、インタビューしても良いですかと言う。良いよと応え、子ども一一〇番を知っていますか？と訪ねられた。私達が知らないと思えると、子どもたちの避難所だと説明を受けた。そして「子ども一一〇番」に参加して欲しいと頼まれた。私達夫婦は判りましたと応え、次の朝、学区域内パトロールの途中で家内が校長先生にその話をしたところ、直に「子ども一一〇番」と書かれ、カンガルーの親子の絵が描いてあるプレートを持参してくれたのである。すぐに通りに面した目立つ場所に掲示した。半年前のことである。その後、女の子が四人、男の子が一人、オトイレ貸して下さいと駆け込んできた。そんな時は、勿論家内の出番である。家内が聞いてみると、先生から困ったときには、あそこの家に行きなさいと言われていたことであった。事件性のある話ではないが、子どもたちの役に立った事例ではある。地域が子どもたちと繋がりを持つことが大切と感じ学んだ。子どもたちは、地域で安心して付き合える大人を必要としているのだ。

一方、テレビや新聞で報道される、子どもが被害に遭った事件は、子どもが一人になった時に狙われるケースが多いと思う。経済環境が悪化した現在は、今まで以上に共稼ぎが必要な時代である。親が、子どもを一日中見守ることは難しいのが実情であり、子どもたちは、年々増える子どもを狙った危険な状況の中におかれていることも確かなのである。

私は最近近所の子どもたちと接する機会が増えたが、子どもたちは、子どもたちなりに安全意識をしっかりと持っていると感じているのである。知らない人とは口をきかないし、挨拶だつてしない、勿論目もあわせない。しかし、大人だつて子どもだつて気が抜ける瞬間はある。特に一人でいる時。周囲に目が無い時、油断が生まれれば、そこに犯罪者がつけこむ隙が出来るのだと考える。だから、子どもたちを一人にしてはならない。子どもたちは、将来の日本を支える宝物なのだから。身守るのは、親の責任でもあるが、地域の責任でもあると考えたい。子どもたちは、地域の安全で安心な大人たちを必要としている。安全で安心な大人である事を早く認知してもらい、子どもたちを見守って欲しい。

#### 四 未然防止に一步踏み出せ 〳〵地域の目〳〵

経済状況が一〇〇年に一度の大不況の中にある。それにより将来への見通しを失った場合、犯罪行為に走ることは充分に考えられる。経済状況を好転させ不安定な収入、不安定な精神状態からの早期脱却や、子ども向け犯罪の抑止的政策など、行政がやらねばならないことは沢山あると思うが、時間と費用がかかり、また、即効性では疑問が残る。将来も大事だが、今も大事なのだ。

だから地域が足元を見直し、犯罪を未然に防ぐ活動が大切だと考える。地元警察のパトロール（パトローカーでの巡回や自転車での巡回など）は最も有効な手段と言える。しかし、人的にそして負荷的に問題もあるだろう。そこで、それを補う手段として地域住民のボランティア活動が重要になる。地域のコミュニティを最大限活用するのである。現在、私は「学校安全安心ボランティア」で学区内のパト

ロールを行っているが、地域の多くの目で子どもたちを見守ることは即効性があり、有効な手段と考えているからである。地域で、誰にでも簡単に出来る犯罪抑止力を考えた時・・・遠くから見ても一目瞭然にパトロールである事が判る事、そして、地域コミュニティがしつかりしていることを感じ取らせることが望ましいと考える。そこで、次のような提案をしたい。

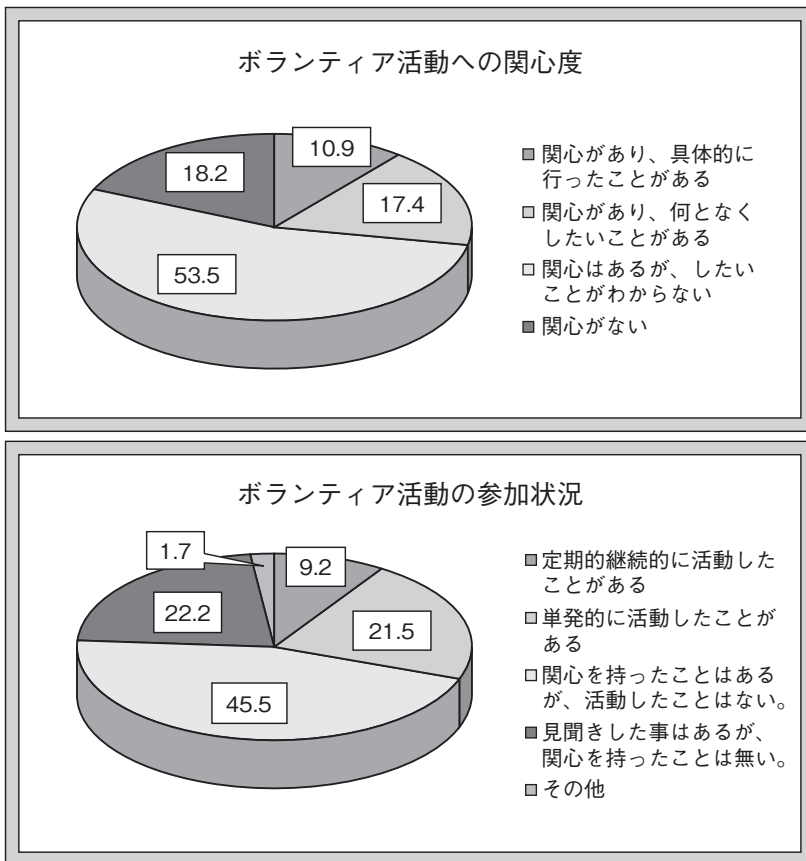
- ① 腕章やチョッキを着用し、学区内パトロールを行なう（チョッキや腕章を着用することで、遠くからでも一目でパトロールだと判る）ボランティアの募集。
- ② 朝夕の通学時間帯には家の前に出て「おはよう」「お帰り」の声かけを行なうボランティアの募集。
- ③ ご近所では、ワンちゃんを連れてお散歩する方が多い。その方々に、腕章やチョッキを着用しての、お散歩兼パトロールが出来る方の募集。
- ④ 民生・児童委員や主任児童委員に、地域を巡回する時に腕章やチョッキを着用して頂く事をお願いする。
- ⑤ 町会・老人会・自治会関係者が地域を回る時にワン章やチョッキを着用して頂く事をお願いする。

・・・などである。

ここで問題になるのは、ボランティアの働きかけを誰が誰に行なうのかである。ボランティアとは本来「自発的に行なうもの」である。

二〇〇四年に文部科学省の委託で実施された「ボランティア活動を推進する社会的気運醸成に関する調査」によると、ボランティア活動に関心を示す人は八割を越えているにもかかわらず、活動の経験者（現

2004年 文部科学省の委託調査結果



在活動中を含む）は三割で、関心はあるにもかかわらず、活動したことが無い人が四五％に達している。次に、その調査結果のグラフを掲示する。

この結果から、多くの方は関心はあるが、活動はチョットと言うことが読み取れる。

ボランティアに対する意識調査結果からも判るように、多くの方々は、ボランティア意識はあるのだが、行なったことが無いのである。行政は、団塊世代が大学して退職

しているこの時がチャンスだと考え、将来の日本を支える子どもたちを守ることの大切さを教宣する必要があるだろう。

団塊世代の私は、練馬区が行なっている「地域福祉パワーアップカレッジねりま」で二年間学ばせていただいたこともあり、今年の夏、仲間と3期生募集活動の先頭に立ち地域福祉活動の喚起を積極的に行なってきた。その活動は小さいことかも知れないが、地域の団塊世代に「地域福祉パワーアップカレッジでねりま」で学んでいただき、地域貢献に目覚めて欲しいと願うからである。ボランティア活動とは本来自発的に行なうものであり、内面から湧き出る心の動きが重要なのである。

私達夫婦の友人である西東京市に住む高橋さんご夫婦は、ご高齢にも関わらず私達と同じ安全安心パトロールを行なっている。グループのメンバーが通学路に立ち並び、おはようございますと子どもたちに声を掛けている。高橋さんと知り合ったきっかけは、家内が、花が好きで家の周りを一年中花で飾り、地域の方々に楽しんでいただいているが、その花と私の母親の認知症介護がきっかけで知り合った。今、高橋さんは、ボランティア組織を立ち上げ「子ども安全・見守り犬」の活動を行なっている。警察出身の高橋さんは、一一〇頭の「見守り犬」登録を目指すと言われた(二〇〇九年七月二九日読売新聞武蔵野版に掲載された)。素晴らしい活動である。良いことはまねをしたい。

一方、この種の活動は将来にわたっても継続することが望まれる。行政はボランティアリーダーを養成し、地域貢献活動の母体を広げて欲しい。私もその先頭に立ち地域での活動を今まで以上に広げて行きたい。同時に、従来から地域での活動母体である民生児童委員&主任児童委員&町会&自治会の会長や役員

などが先頭に立つての活動が自然なのではないか、と考える時もある。自然と地域に広がって行く事が望ましいと考えるからである。事件があるかと無かろうと、毎日多くの目で地域を見守り続ける事が肝要で未然防止に繋がるのだと肝に命じたい。子どもたちを一人にしない。目を離さない。犯罪へつながる隙を与えない。地域の目が重要なのである。誰にでも出来る地域での役割はある。気がついた方から、早く一歩を踏み出して欲しい。

## 五 行政に望むこと

地域でボランティア活動に対する意識を高めることが大事だと考える。そのために何が必要なのかを考えた。現在、行政と地域貢献活動を行う団体やグループの活動形態は、多くは「協働」と言う形をとっている。これはこれで良いと思う。しかし、私の身の周りを見渡したとき、子どもの安全確保などの活動は、活動費の捻出が難しく、個人や小規模グループが個人の財布から活動費用を捻出し行なっているにすぎない。地域で将来に渡って、子どもたちを見守る活動を続けることを考えると、常に、次の世代の方々にも興味を持って頂く事が大切である。そこで：

- ① 町会&自治会&民生児童委員&住民有志などで、組織を横断した組織を立ち上げ、毎日地域パトロールを行なう「子ども見守り組織」あるいは「地域見守り組織」を作るのだ。そしてここには、「子どもたち見守り活動費」又は「地域見守り活動費」として、使い道の明確な活動費の支給を行ない、地域力を高めるのだ。パトロールを行なうと言う事は、子どもたちの安全安心に繋がると同時に、地



域全体の防犯や交通安全にも繋がるのである。地域で「犯罪ゼロ」のスローガンを掲げるのも良い。

犯罪が無くなれば、地域は更に明るくなり、地域の活性化にも繋がることは間違いない。地域が活性化すれば、お父さんお母さんも元気になり、虐待事件だって減るだろう。

### ② 治安向上（犯罪の減少・事故の減少など）表彰制度の設置

地域の定義は必要になるが、地域ごとの治安向上を表彰の対象にする。区長賞でも市長賞でも警察署長賞でも防犯課長賞でも校長賞でもよい。地域の治安向上に対する貢献市民（区民）、団体の表彰を行い続けて欲しいと願うのである。それは、地域のモチベーションを高め、活動を継続していくことが望まれるからである。善行表彰の枠と定義を拡大することを望みたい。

### ③ 居場所づくり

遅くまで子どもを預かる保育所や放課後施設の拡充は急務だ。保育所も早い時間に終わり、学校も早い時間に終わる。また、放課後活動も共稼ぎの家庭では両親の帰りが間に合わず「鍵っ子」になる。大変危険なのだ。周りを見渡したとき、どこの町会にも空き店舗はあるだろう。自治体が借り上げ、保育所の補助や子どもたちの放課後補助で使えるようにすればよい。私の友達の多くは、場所さえあれば、宿題を見てあげたり、英語やお習字、パソコン、その他の習いものを無償で教えると言ってくれる方々も多くいる。子どもが安全な状態にあれば、両親も安心して働き、休みも減り、雇用状態も安定する。その結果、購買意欲も高まり、税収だって増えることに繋がると考えたい。

## 六 まとめ

与えられたテーマ「子供の安全をいかに守るか」を：副題「おはよう」から始まる明るい一日」に置き換えて私の考えを述べさせて頂いた。そこから導かれた結論は、下記の通りである。

未来を見詰めれば、各家庭が両親の明るく大きな支えの中で、子どもたちを明るく伸び伸びと育てることが必要だと考える。

簡単そうで難しいことなのかもしれないが、朝の食事は家族が笑顔で顔を合わせ、おはようの挨拶から始まり、そして欲を言えば、夕飯には家族が揃って、笑顔の会話の中で頂きたいものだ。

その中で、テレビや新聞のニュースを見ながら、親子で共に考える習慣も作りたい。

日々事件は発生する。

自分だったらどうするのか、親子で普段から意見を交わすことが特に大切だ。危険回避のシミュレーションにもなる。

しかし、あらゆることで格差が広がった現在は、両親に余裕がある家庭ばかりでは無い。

家庭が子どもを育てることは判っていても、それは永遠の課題なのかもしれない。

その代替案があるとすれば、「地域が子どもを見守り育てる」ことではないのか。

地域の大人たちが地域の子どもの見守り、声をかけ、地域が心を開いた子どもたちに育て上げるのである。

遠回りかも知れないが、他人に迷惑をかけること、道徳的にいけないことは、やってはいけないという心を育ててあげることが、未来を作り上げるのだと考える。

私が生どもの頃は、家々の境に垣根もなく、どこの家の庭でも遊ぶことが出来た。

悪いことをすれば隣の叔父さんや叔母さんにも怒れたものである。

そして、良いことをすれば褒めてくれた。

だが、高度成長期に核家族化が進み、家の周りに垣根が出来、近所の

お付き合いもだんだんと疎遠になっていった。

既にある垣根を取り去ることは難しいが、ご近所付き合いを盛んにすることは可能だと思う。

今、高齢者が増え、社会の大きな問題になっている。

超高齢者社会も直そこに迫っている。

だが、孫と笑顔で、おはよう〴〵と挨拶を交わす地域の方々は、全ての人が明るい笑顔だ。

団塊世代も含めた高齢者たちが中心になり、子どもたちを見守り、地域を見守り、その触れ合いを通して高齢者たちの生き甲斐に繋がれば、更に素晴らしい地域になる。

一方、行政にお願いしたいのは、子どもたちが大人になり、この国を支えていくのだから、しっかりした中長期ビジョンの上に立って「子供の安全をいかに守るか」を体系的に考え、一步一步確実に進めてくれることをお願いしたい。

私は、八月二十九日に日本ボランティアアコーデイナー協会が初めて実施した「ボランティアアコーデイ

ネーター」の資格試験に挑戦してきた。

勿論、私も地域の先頭にたち「子供たちの安全をいかに守るか」を今まで以上に考え、仲間を増やし地域の目となり今後も実践していくことを約束する。

笑顔で、おはよう。

「おはよう」から始まる明るい一日は、子どもたちの心を健やかに育て、地域の目は「子どもたちの安全を守り」、「地域の安全を守り」、未来へ続くと信じている。

# 子どもの安全をいかに守るか

## 〜親への警鐘〜

### 第一章 はじめに

#### 親への警鐘

未来を担う子供たちには健やかに育ってもらいたい。これは親だけでなく、世の中全ての人の願いであるはず。しかし子供たちを取り巻く社会環境は必ずしも安全とは言えず、むしろ危険に満ちている。その

飯塚 教諭  
宏之 (52)

危険をもたらしているのは特別な人間ではない。むしろごくごく身近にいる親であり、祖父母であり、近所のおじさん、おばさんである。つまり、一般に善良な市民と言われている人々が子供を危険な世界へと導いているのである。

その論拠となるのは「子供は親の背中を見て育つ」という事である。身近な大人の行為を見て、うらやましいと思ひ、かつこいひと感じ、真似をしてみるのは、子供としての当然の心理であり行動である。大人が間違つた行動を、日常的に平然とすることが子供の犯罪を助長し、子供の将来を含めて、大変な危険をもたらすのである。

繰り返すが、特別に悪いことをする大人が子供たちにとって危険な存在ではなく、親をはじめとして、身近な善良な市民が子供を危険な世界へと導いている。これが、私が教師生活三〇年を通して学んだ結論である。

具体的に例を挙げて、その正当性を証明していきたいと思う。

## 第二章 交通マナー・交通違反

駅前の放置自転車の総数は年々増加しており、自治体によっては市民からの血税を使って放置自転車を撤去する有様である。置いていく人の気持ちとしては、「みんな置いているじゃないか」「ここに置かなくては不便」「私一人くらいどうにかなるでしょう」など、様々な理由付け（言い訳）がなされる。まじめに置かない人はもちろん、一般の通行人にとっては迷惑千万な話である。放置自転車のおかげで歩道が

占拠され、自転車を避けながら安全に気を配って歩かなければならないからだ。特に高齢者にとっては、危険きわまりない場所になっている。

身勝手甚だしい大人がこの世にはあまりにも多く溢れている。しかし、そういう大人でも、いつもは躰に厳しいお父さんであったり、お母さんであったり、近所のいつも優しいおじさんやおばさんであったりするのである。

この現状を「マナーが悪い」の一言で片付けてはいけない。いつもは躰に厳しい親であっても、優しいおじさんやおばさんであっても放置自転車は立派な犯罪である。罰を受けるべきである。

(参考資料、内閣府)

■ 放置台数は減少だが、撤去台数は増加

放置自転車台数は表面的に見れば減少傾向にある。総務省（現内閣府）が二年に一回実施している調査（各都道府県の市、東京二三区、三大都市圏内の町村が対象）によると、一九九九年時点の放置台数は五六万三、〇〇〇台で前回調査時（九七年）に比べ一三・〇%の減少となった。全国の放置自転車台数は公式統計が取られた七五年以降増え続けてきたが、九一年をピークに減少を続けている。

しかし、利用者側が自転車を駅前などの路上に放置する問題が改善されたとは言えない。そのことが裏付けられるのは放置自転車の撤去台数の増加だ。内閣府の調査によると、全国の撤去台数は一貫して増え続けている。八二年には三九万台だったが、八六年には一六万二、〇〇〇台と一〇〇万台の万台を突破。

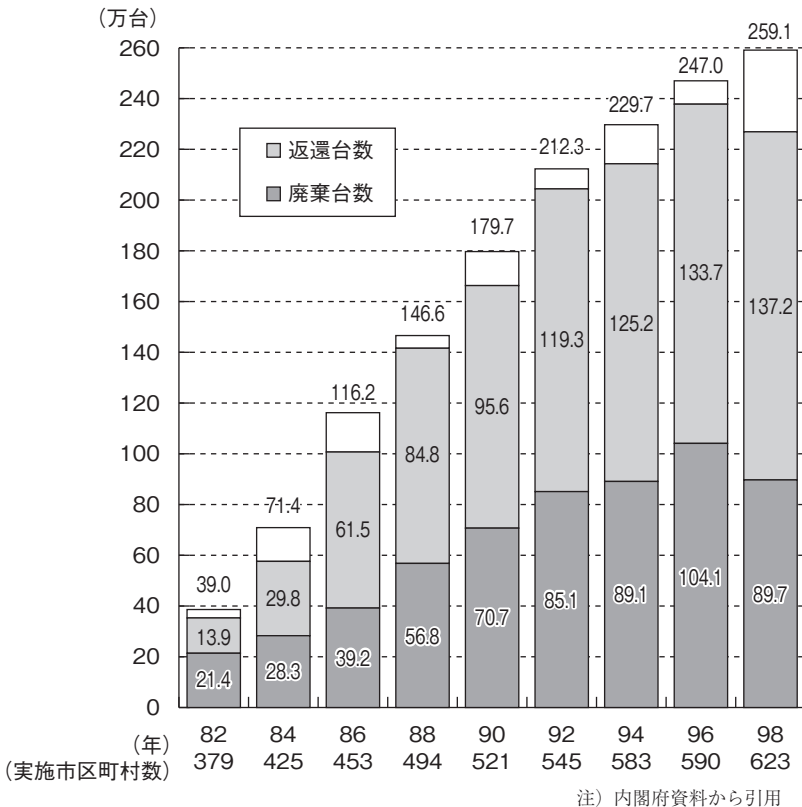


図 全国における放置自転車撤去台数の推移

それ以降も増加し続け、九八年には二五六万一、〇〇〇台と九六年調査に比べ五%増えている。撤去活動の手をいったん緩めれば、再び放置は増える可能性が高い。

また、同じ自転車でもその乗り方についても、無灯火、信号無視、許可されていない歩道および横断歩道の走行、車道の逆走など道路交通法から見てもはなはだ許されざる行為を繰り返している。その行為が、父であり母であり、一見いいおじさん、おばさんである。

このような日常繰り返し返され



ている犯罪を、見て見ぬふりをしている警察や社会が、子供の安全を守ることができのだろうか。いや、現在は子供であっても、時がたてばその子は一見いいおじさん、おばさんになり同じことを繰り返し、将来は犯罪者となる社会になってしまっているのではないだろうか。

そうだとすれば、子供の安全を守ることは、特別な犯罪や特別な危険行為から守るのではなく、日常生活の根底にある社会ルールを身近な大人が守り、警察は罰を受けるべき大人にはしっかりと罰を与え責任をとらせる世の中にしていくべきである。

道路交通法でも

- ・二列走行、二人乗りについては二万円以下の罰金又は科料
- ・無灯火については五万円以下の罰金
- ・信号無視、右側通行については三ヶ月以下の懲役又は五万円以下の罰金。
- ・酒気帯び運転については五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金
- ・傘さし運転、ヘッドホンを付けての運転は五万円以下の罰金（県条例）

このような法律が施行されているのに、自転車の違反で取り締まりを受け、起訴された人を私は知らない。おそらく、子供のほぼ一〇〇%が知らないであろう。その結果、自転車の乗り方に関して「何をやっていいんだ」「何をやっても許されるんだ」という恐ろしい芽が子供たちに育っているのは確実である。当然のことながら交通事故は起こるべくして起こる。子供の安全を守るということは、大人が子供に範を

示すということではないだろうか。私は、教師としての仕事を通して常々感じていることを、学校という狭い範囲の中で実行している。つまり「範を示す」ことである。しかし限界も感じている。教室の中では良くても、校外の生活、特に家庭での生活について親が行っている行動が、子供にどのような影響を与えているのか。子供にどのような目で見られているのか。子供の将来に対して恥じない後ろ姿をきちんと示せているのか。とても気がかりでならない。なぜならば、それが子供を守ることにつながるからである。

### 第三章 携帯電話の恐怖

電車・バスは言うまでもなく、公共の場で携帯電話を使用している大人の多さには目を覆いたくなる状態である。日経マガジン二〇〇九年七月号の調査では、

- ・ 電車内で着信音を鳴らすのはマナー違反と感じる。七二%
- ・ 電車内で操作音を鳴らすのはマナー違反と感じる。七七%
- ・ 電車内で会話するのはマナー違反と感じる。八五%

と、一定の常識的な反応は見せている。

ただ、私の知るかぎり、マナー違反と感じると答えた人も含め、マナー違反に当たる行為を平然と行っている大人は世に溢れている。大人がマナーも守らず自由に携帯電話を使用している姿を見て、子供が興味を持たないわけがない。便利さゆえに、親は子供にせがまれるままに携帯電話のマナーや恐怖を教えず

にただ買い与えているのが現状である。

#### 携帯電話の所持率

小学生・・・三〇・六％  
 中学生・・・四七・八％  
 高校生・・・九二・三％

(ベネッセ教育研究開発センター)

#### 携帯電話トラブル

携帯電話を所持している小学六年生の・・・三割  
 携帯電話を所持している中学二年生の・・・七割  
 携帯電話を所持している高校二年生の・・・七割  
 がトラブルに巻き込まれた経験がある

(文部科学省)

#### プロフ使用率

- ・ 高校生でプロフを公開した事のある割合四四・三％
- ・ 一方、自分の子供がプロフを公開していると思う保護者一六・五％

初めのうちは携帯電話の便利さに親も子も満足している。しかし、子供が使用する対象者が親子ではなくなり、友人になってくると様子は一変してくる。仲の良い友達とのメール交換がいつの間にか、軽い冗談のつもりでメールやネット掲示板に級友の秘密を書き込んだり、友達と喧嘩して腹が立ったため、嫌がらせに友達のうその噂を作り、クラスメートに送ったりしてみんなから無視されるように仕向けたりする。さらに発展して「学校に来るな」「殺す」「死ぬ」「自殺しろ」など精神的に追い込んでいくまで言葉の暴力は横行している。もちろん誰が送ったかわからないようにである。

また別の例では、メールは今や手紙と同じ時差があるものという感覚は子供の世界では通用しない。メールを送ったら即座に返事が来るものと認識している。逆に、メールをもらったら即座に返事を送らなければならぬと一種の強迫観念にかられ、肌身離さず携帯電話を持っている。信じた話だが、トイレに入るにも、風呂に入るにも、もちろん寝るときも枕元に携帯電話を置いておき、メールを受信したただちに返信する必要に迫られる。恐怖の道具に変身しているのである。もし、返信が遅れたり忘れたりすると次の日の学校では友達からの目は変わり、親しくしてくれる友達はいなくなる。自分がいじめの対象になるとわかっているからである。

親は携帯電話にそのような恐怖がつきまといっていることを知っているのだろうか。この責任は携帯電話の使い方のマナーはもちろん、その恐怖も教えなければならぬ。知らないなら、親が学ばなければなら

ない。ただ子供にせがまれるまま買ひ与えてしまった親には重い責任がある。ネットで送った一言が、脅迫罪、暴行罪の教唆、威力業務妨害、名誉毀損、信用毀損、侮辱罪になることを知っているのだろうか。いや、知るべきであり、知らなければならぬ義務が親にはある。

私は自分の娘を信じている。けっして間違つた道に進むことはないし、他人に迷惑をかけることもないと。しかしそれでも高等学校を卒業するまでは携帯電話は買ひ与えなかった。「どんなに友達が持っているから」といわれても「急な連絡には絶対に必要だから」といわれても、「塾の送り迎えの時に、塾が終つて親に連絡をいれるために必要だ」といわれても「公衆電話で十分だ。」と答えてきた。そして、私の勤務している学校で被害に遭つている実態を話し、携帯電話の恐怖についてとことん話し合つた。おかげで、高校卒業まで加害者にも被害者にもならないですんだ。それでも大学生になつてからは自己責任。親として教えるべきことは十分教えたので携帯電話を持たせることにした。

小中学生に、自己責任を追究するのには無理がある。やはり親自身がしっかり管理してあげることが必要である。親がその責任を果たした上で買ひ与えるのであれば、その責任は親自身が招いた責任であり、親自身が解決する必要がある。それを学校の責任に押しついたり、不特定多数の罪のない生徒にその矛先を向けるのは筋違いであろう。

少なくとも、フィルタリングサービスを利用して法律に違反している情報や、青少年に有害な情報に接しないように利用して、安心・安全に携帯電話を使うことができるようにしてあげることが、最低限の親としての義務ではないだろうか。

#### 第四章 身近な防犯はゴミステーションから

月・水・金あるいは火・木・土など各自治体よって、また種類によってゴミを出す曜日は決まっている。しかもたいはは早朝から午前八時まで（自治体によっては夜間収集をしているところもある）の間に出すようになっていいる。しかしこれがなかなか守られていない。仕事を終えて自宅への帰り際ゴミステーションを通りかかると、またゴミの山。しかも燃えるゴミが袋の中に入っているのならばまだ少しは許せる。しかし、それどころか粗大ゴミがそのまま、ひどい時には布団やガスレンジやタイヤまでが放置されているのである。私の住んでいる自治体ではこれらは、有料ゴミとして市役所に連絡をして、近くのコンビニ等で粗大ゴミ廃棄券を購入して貼り付けておかなければならないゴミである。

先日、日曜日にゴミステーションをたまたま何度か通りかかったところ、ゴミが次第に増えていくのが分かった。ゴミの回収日でもないのにである。「ゴミを運んでいる人がいるな」とピンときた私は、ゴミステーションの脇に立って待ちかまえていた。すると、歳は三〇代後半の父親と五歳くらいの息子がゴミを運んできていたのである。私は、その場で父親を引き留め、注意をし、二度とそのようなことのないよう諭し、息子の教育には決している影響は与えないことも教えた。ところが、私の話をまともに聞くとはせず、悪びれた様子もなく、何も言わずに帰って行ってしまった。もし、この父親が自分の学校の生徒ならば、このままにはしておかないな。などと思いつながら、相手は大人だからあの話で分かってくれるだろうと甘く考えていた。しかし、夕方再びゴミステーションを通りかかり愕然とした。さつき

の父親が捨てていたゴミと同じ種類のゴミが、さらに三倍くらいの量となって捨てられていたのだ。しかも散乱して。きっと息子と一緒に私の姿が見えなくなったのを確認してから、再びゴミ出しに励んだのであろう。

あの三〇代後半の男性は、息子をどのような人間に育てていこうとしているのか、強い恐怖を覚えた。ルールを無視しても自分の都合を優先させる姿勢にである。

子供を大切にすることは、子供を正しく育てていくことに他ならない。外敵から身を守ってあげるべき親がその外敵になっている。子供の将来は何があるか分からないが、「育てたように育っていく」のが常である。この子供も親の背中を見て同じ道を歩んでいくのであろう。

学校でいくら道徳だ、マナーだ、環境教育だ、など教えても馬の耳に念仏である。親の言葉が一番。子供を大切にすることの一番の責任者は、他ならない親自身であり、「親の背中が子供を守る一番の盾である」ことを肝に銘じてほしい。

この子供は親の教育、しつけの通り、ルールを守らない他人の迷惑を顧みない、身勝手な少年から青年、そして大人へと成長していくであろう。そして子供を持った親となったとき、かつて自分が少年であったときに父親がやったことと同じことを、繰り返す行おうことだろう。悪の連鎖を断たなければ、この世は悪の巣になってしまう。

そうならないためには、法の強制力を強化するのも一つの方法だが、それには賛否両論あると思う。しかし地域の大人同士がコミュニケーションを深め、隣に住んでいるひとは何という名の人で、仕事は何を

して、家族構成はなどと興味を持つこと。「おはようございます」の朝の挨拶や、ちょっとした会話。「おばあちゃんお元気ですか」の一言。こんなコミュニケーションがとれる地域になるよう、大人が成長、成熟していくことが一番大切なことではないでしょうか。人間的に成長し、成熟していく親の姿を子供は誇りをもって見つめていくことになる。子供は敏感にその姿に感動し、素直に社会へ適応できるようにすることだろう。

学校現場の中での実例を挙げると、昔は先生は黙っていても、いや、先生がいなくても生徒は掃除をしっかりとするものであった。しかし今は違う。掃除をまじめにやる生徒はほとんどいない状態だ。驚かれるかもしれないが、今、学校の中で一番掃除を一生懸命に行っているのは先生だ。箒を持って床を掃き、ぞうきんを持ってはいつくばって床を拭く。重い机を運ぶ。毎日汗びっしょりである。そんな中学生がいやでも掃除に取り組んでくれれば、目指していた掃除に関心を持って取り組む姿へと近づいてくれる。そしていつの日か、自主的に掃除が出来る日が来ることを信じて、教師としての、いや、人間としてのあり方を掃除をする人の背中を通して示しているのである。

教育には時間がかかる。我々教師の指導の一端である。

また、警察の方と話す機会があり、伺ったところ、泥棒をはじめとし暴行、ひったくり、恐喝、暗い夜道の痴漢行為などの犯罪が少ない地域は、ゴミステーションがきれいになっているところが多いとのことだった。

私の教師としての経験上でも学校のトイレを見れば、その学校は荒れた学校なのか、落ち着いた学校な



のかが分る。

きつとゴミステーションを見て落ち着いた地域なのかそうでないのが犯罪者には分かるのであろう。だからこそ余計に大人がしっかりとルールを守り、安全な街づくり、安全な地域コミュニケーションづくりをしていくことが子供を大切に安全に守っていくことになるのではないだろうか。

## 第五章 危機回避能力の育成

先日、学校内での保護者と担任教師との会話の一端である。

保護者「先生、うちの子は家庭学習やってますか？」

担任「良くやっていますよ、ノートはいつもきれいに書かれていますよ。」

どこか変だと思わないだろうか。家庭学習は家庭でやるから家庭学習なのであって、その家庭学習を子供がやっているかどうかを、親が知らないのである。私が勧める最良の家庭学習は、親子で一緒に取り組む家庭学習であり、顔をつきあわせながら一つの問題に親子で取り組む姿である。しかし、共働き家庭が増えてなかなかなかなか一緒に学習できなくなってきた。ならば次に私が勧める家庭学習は、どのような学習をしたのか親が「確認」することだ。「確認」である。「点検」ではない。親子の会話の中から、今日はこんなことをやった、こんなことができるようになったと、親に褒められれば褒められるほど、子供は自分の家庭学習内容を報告し、親は「確認」できるのである。

いずれにしても、我が子が家庭学習をしているかどうか、親が知っていなければならぬことを、先生

に尋ねるといふのは無責任である。同じようなことが他にもある。「箸の持ち方が悪いので先生、教えてやってください」「鉛筆の持ち方が悪いので教えてやってください」「ひもが結べないので教えてやってください」などなど。家庭でやるべきしつけと学校という集団の中でやるべきしつけはおのずと違ってくる。家庭でやるべきしつけを親にはしつかり指導してもらいたい。それが親の責任である。

しかし、間違ってもらっては困る。子供をしつけるということは、親が子供を手なずけやすくするために行うものでは決してない。子供の将来の幸せを考え、子供が自立し自分自身の理想とする大人像へと近づけるよう援助することである。それが、「愛」である。

その子供に注ぐ愛には「子供を保護する愛」と「自立を促す厳しい愛」がある。我々大人として、その自立にどのように援助出来るかが、今一番大切な時代になってきているように思う。具体的に項目をあげると、

- ① 事実を通して自分の非を見つめさせ、温かさを持つて接すること。
- ② 自分を含めて「人間を大切にする」行為がもつとも価値のあること。
- ③ 子供の「自立」と「将来」に関することはとても大切な問題であると認識すること。
- ④ 自分の肯定面を見つめさせ、自信が持てるように仕向けていくこと。
- ⑤ 褒められた行為が「子供の自立」と「将来の見通し」に結びつくこと。
- ⑥ 自立への苦悩をわかってやれる人間になること。
- ⑦ 「任せる」ことは見守ること。

愛情たっぷり受けて育った子供は、決して自分を粗末にしない。自分は大切な存在だと知っている。他人の痛みもわかる。つまり自立した存在へと成長していく。この自立した子供は、自分に迫り来る危機を感じ、回避する方法を自ら考えようとする。そして行動するのである。子供の安全を考える上で、危機回避能力を高めていくことが親として、大人として、子供を育てることの中で、一番大切なことではないだろうか。

それが「愛」であり「躰」ではないだろうか。

加藤縮三著「アメリカインディアンの教え」に「子供たちはこうして生き方を学びます」という教えがある。これは、親も学びながら子育てしていく事の大切さを教えているのではないだろうか。

- ・批判ばかり受けて育った子は、非難ばかりします。
- ・敵意にみちた中で育った子は、誰とでも戦います。
- ・ひやかしを受けて育った子は、はにかみ屋になります。
- ・ねたみを受けて育った子は、いつも悪いことをしているような気持ちになります。
- ・心が寛大な人の中で育った子は、がまん強くなります。
- ・はげましを受けて育った子は、自信を持ちます。
- ・ほめられる中で育った子は、いつも感謝することを知ります。
- ・公明正大な中で育った子は、正義心を持ちます。

- ・ 思いやりのある中で育った子は、信仰心を持ちます。
  - ・ 人に認めてもらえる中で育った子は、自分を大事にします。
  - ・ 仲間の愛の中で育った子は、世界に愛を見つめます。
- 子どもたちは、こうして生き方を学びます。

『アメリカ・インディアンの教え』より引用

## 第六章 まとめ

- ・ 「子供の安全」とはいったい何なのか。
- ・ 交通事故
- ・ 危険性のない遊び場、遊具
- ・ 犯罪に巻き込まれない防犯体制
- ・ 少女に対するわいせつ行為
- ・ 誘拐・暴力・犯罪
- ・ 親からの虐待
- ・ インターネット犯罪

これらはいずれも事件・事故が起こってしまったてから、地域の人々は、子供のために「なぜ安全対策を

講じなかったのか。」「警察や、自治体は何をしてくれたのか。」など他人に責任を押しつけた要求をする。社会の一人員として、自分はいかに防犯活動に関わってきたのかを語ることはなかった。それもそのはず、防犯活動に関わった人間はあまりにも少ないからである。

しかし、自分の子供の安全に関することならば別である。被害に遭い、傷つき、もがき、苦しむのは自分の子どもである。親として、後悔と責任の念、将来への絶望や不安を抱いた日々を送ることになるだろう。

ならば、被害に遭わない安全な生活を送れるよう、親としての日々の努力はもちろん、親も子どもの自立を考え学ぶこと、試行錯誤することである。そして何よりも大切なことは、多くの問題を避けて通るのではなく、大切な子どもと本気で正面から向き合って語ることが「子どもの自立」を促し、「子どもの安全な生活」を送ることにつながるのではないだろうか。さらに、地域コミュニケーション作りに熱心に参加する親の姿を見て、子どもは地域から守られていることを実感し、安心して生活ができるのではないだろうか。

つまり「親の背中を見て子どもは育つ」のである。

加藤諦三氏著「アメリカインディアンの教え」には、「子ども達はこうして生き方を学びます」という教えがありますが、これは現代の子ども達の実態にも適切に当てはまり、親に対する教育指南書ともいべき内容である。親も学び、行動を起こして子どもを育てていくことが大切である。

最後に、「親の背中を見て子どもは育つ」これが私の結論であり、「親への警鐘」である。

**参考文献、調査**

- ・ 親は子に何を教えたらよいか 坂本 光男 著（明治図書）
- ・ 思春期の子をどう導くか 坂本 光男 著（明治図書）
- ・ アメリカインディアンの教え 加藤 諦三 著（ニッポン放送出版）・日経マガジン二〇〇九年七月号「マナー調査」（日本経済新聞社）
- ・ 内閣府「全国における放置自転車撤去報告」調査
- ・ ベネッセ教育研究開発センター
- ・ 文部科学省

# 子供の守り方

中部管区警察局三重県情報通信部

小柳津昌久（31）

## 一 はじめに

現在の日本の子供が生きている社会とは、いったいどのようなものであろうか。

近頃は、「不安社会」などという言葉に表されているように、自分自身や自分に近い人々にいつ何時、どのような形かわからないが、とにかく人為的な不幸が襲ってくるのではないかという漠然とした不安を

覚えさせる社会情勢となっているように感じる。人通りの少ない場所にいれば、ひったくりや通り魔が現れたり、車内に引きずり込まれて乱暴されたりしないだろうか。そうかと言って人混みの中にいれば安心というわけでもなく、記憶に新しい秋葉原連続殺傷事件のような無差別な凶悪犯罪が発生し、巻き込まれるのではないか。満員電車の車内にいれば、痴漢被害に遭うのではないか、あるいは痴漢の犯人と間違われはしないだろうか。こうやって自分自身は身構えていても、今度は家族の誰かが心配になってくる。最近老けこんできた両親は、巧妙になってきた詐欺に騙されていないだろうか。息子や娘の通う学校に不審者が侵入して来たりしないだろうか。子供の遊ぶ遊具に欠陥があつて、大けがを負わないだろうか。

このように、考え始めたらしきりがなくらいの不安感が社会を覆っているように思われる。テレビや新聞の報道でも、日常の安全や安心を侵害する危険の存在を特集で取り上げることが多い。また、平成二一年度の警察白書の特集は、「日常生活を脅かす犯罪への取組み」と題して、振り込め詐欺や商取引に関する知識に乏しい人への悪質商法、食品や製品の安全性を脅かす悪質な事犯が後を絶たず、警察として取り組むべき課題や対策の現状を挙げている。「不安社会」と言われる現状を意識し、安全・安心な社会の実現を強く志向したものとなっている。

特に、子供の犯罪被害に対する社会の反応は非常に大きい。子供が被害者となった事件の中でも衝撃的で記憶に新しいものとしては、たとえば大阪池田小学校事件（二〇〇一年）、奈良幼女誘拐殺人事件（二〇〇四年）、千葉県東金市女児誘拐殺害事件（二〇〇八年）などがある。こうした事件は、子供を公園や学校や塾からの帰り道で連れ去り、殺害するというものであったり、学校に侵入して無差別に子供に



対して加害行為をするというものであったり、いずれも子供の日常に犯罪者が侵入して悲劇を起こしたかたちとなっている。大人ですら不安を感じる社会であるのに、こういった事件が起きたことを耳にすれば、弱者である子供が安全に生活するのは難しいのではないかという思いを人々が抱くのも当然であろう。

もちろん、こうした「不安社会」は幻想であるという見方もある。大阪池田小学校事件のような特異で衝撃的な事件をメディアが過剰に報道すると、現実の犯罪発生と無関係に治安が悪化していると人々が感じ始め、犯罪不安が拡大していく「モラル・パニック」と呼ばれる状況に社会が陥ってしまう。このパニックは時間の経過とともに沈静化していくが、行政や政治家・専門家、市民運動家が鋭敏に対策に乗り出し、新たな社会問題として制度変更などを行うと、恒久的な社会問題となってしまい、いつまでも不安が消えなくなってしまう（浜井・芹沢 二〇〇六 pp.六一―一二）。

確かに、不安を感じさせる情報のほとんどは治安悪化を肌で感じるという体験的なところから得たものではなく、テレビニュースや新聞報道から得たものである。また、積極的に危険そうな場所に近寄ろうとしなければ、実際に犯罪に巻き込まれるという経験をすることは滅多にないだろう。

さらに、実は私の住居からほど近いところで刃物を用いた凶悪犯罪があったのだが、近隣の人々は、事件後しばらくするとまったく以前と変わらない生活を送り始め、凶悪犯罪に怯えて過ごしているような気配はまったくない。近所の子供は相変わらず、事件現場近くの公園で元氣よく遊んでいる。それからは、似たような凶悪犯罪発生の話はまったく聞かない。それも凶悪犯罪に対する自治会の対策や警察の重点的なパトロールの開始など、ほとんど目や耳にしないにも関わらず。こうした体験をすると、「不安社会」

とは確かに幻想であり、少し敏感になりすぎているのではないかとも思われる。

しかしながら、明らかにになった社会病理に対して対策を講じ、一つ一つ解決していく姿勢は、少なくとも行政にとって欠くべからざるものである。私も行政の一端を担う職員である以上、社会にはびこる不安などは幻想に過ぎず、のんびり構えていればそのうち良くなるだろうとは言ってられない。もちろん、いたずらに不安を煽るようなことは控えるべきであるが、特異な事例だからとか発生頻度は極めて稀なものであるからとかいう理由で対応を疎かにすべきではない。一つの大きな問題・特異な問題は氷山の一角であり、海面下にはより多くの関連する問題が潜んでいるという指摘は周知のものである。子供の安全が確保され、健やかな成長を期待できる持続的な社会をつくりあげるためには、些細な問題すら見逃さず、かといって神経質になるわけでもなく、冷静に社会問題の背景を探り、対応策を講じていく必要があるだろう。以下では、子供を脅かすさまざまな状況のうち、特に子供が被害者となる犯罪と不慮の事故について概観したうえで、こうした脅威からどのようにして子供の安全を守るかという点についていくつかの考察を加えていきたい。

## 二 子供の安全を脅かすもの

### (一) 子供の犯罪被害は拡大しているのか

人口動態統計によれば、他人からの加害により傷害を負うおよび死亡する五歳未満、五歳以上一〇歳未満の子供の数は減少傾向にあるという明るい兆しが指摘されている（浜井・芹沢、二〇〇六、p. 四〇）。

このデータによれば、現在の社会は、子供に対する暴力がはびこるような社会に向かっているわけではないと考えることも可能である。

他方、子供の犯罪被害は、「不安社会」を象徴するような状況となっており、決して楽観できないという指摘もなされている。

二〇〇六年の犯罪の認知件数のデータであるが、被害者を一三歳未満の子供に限ると、殺人や強盗・放火などの凶悪犯が一八六件、暴行や傷害などの粗暴犯が一、九〇〇件、強姦や強制わいせつなどの暴力的性犯罪が一、二一四件となっている。さらに、多くは性犯罪が目的の未遂事案と考えられる「児童に対する声かけ」は二、六六四件にもなる。こうした件数から、現在の社会の構図の一部は、一日平均で一〇人近い子供が犯罪の被害者となり、その周辺には子供に対する犯意を鬱積させた何倍もの数の大人がいるというものになっていると考えられる（後藤 二〇〇九 p 二七）。なお、平成二一年版の警察白書によれば、刑法犯に係る一三歳未満の子供の被害件数は平成一四年以降減少傾向にあるとされているが、それでも平成二〇年中の強姦・強制わいせつといった暴力的性犯罪の被害件数は一、〇〇〇件を超えている（「児童に対する声かけ」は紹介されていない）。

この二つの主張は、依拠するデータにおいて、調査対象の子供の年齢層も異なるし、扱う犯罪にも違いがある。また、前者が数年間の傾向を分析しているのに対して後者は一年間の件数から犯罪状況を分析している。こうした違いから、これらの主張を単純に比較することはできないが、たとえ暴力をふるわれて怪我をしたり死亡したりする子供は減ってきているにせよ、一日平均で約一〇人もの子供が何らかの犯罪

被害を受けているという近時の状況は、必ずしも楽観的に理解することはできないだろう。

## (二) 子供への脅威

奈良市の幼女殺害事件のように、ペドファイルの男によって幼女が街頭で連れ去られ、殺害されるといふ事件が大きく報道されると、人々は子供だけで家や学校の外で遊ばせるのは危険ではないかという気持ちになる。子供への犯意を持った悪い大人や子供を歪んだ性愛の対象として見ている不気味な大人が徘徊する危険な世界に、か弱い子供を置くわけにはいかないと、少しでも格好や挙動のおかしな大人を見つけると不審者ではないかとかいうような警戒心が社会に蔓延していく。しかし、子供の安全を犯罪行為によって脅かす存在は、家の外の世界にいる見慣れない不審者だけではない。子供への脅威として特に社会的にインパクトの強い殺人・傷害及び性犯罪の特徴はどういったものであろうか。

統計上、子供が不審者により路上で誘拐されたり殺されたりする確率よりも家族や親戚・知人から殺傷される確率のほうが、はるかに高い。実際、神戸市の連続児童殺傷事件（一九九七年）、高崎市のマンションの隣家の男性による小一少女殺害事件（二〇〇四年）、京都の塾講師による少女殺害事件（二〇〇五年）、秋田の女性が自分の子供と隣家の子供を殺害した事件（二〇〇六年）などは大きく報道された事件であるが、いずれの事件でも被害者である子供にとって、加害者は知り合いか信頼を寄せられる人であったという（森田 二〇〇六 pp. 五五―五六）。また、こうした特異な事例以外であっても、経済的困窮等を原因とする一家心中により子供が殺されたり、育児放棄や内縁の夫からの暴力等の児童虐待が行われたりといった新聞記事等で頻繁に目にするような事件も、路上ではなく家庭内で行われ、子供にとって近し

い人が犯行に及んだものである。

それでは、子供を狙った性犯罪の状況や特徴はどのようなものか。先述した二〇〇六年の犯罪認知件数を見てもわかるように、子供の犯罪被害の件数の中でも性犯罪被害の件数が比較的多い。「児童に対する声かけ」すべてが子供を狙った性犯罪の未遂であると断言することはできないが、それでも年間約三、七〇〇件もあったのである。この性犯罪についても、殺人事件等と同様に、加害者は被害者である子供にとって身近な存在であることが多いという指摘がある。たとえば、親・兄弟、学校の教師やスポーツ教室の指導者である。大きく報道される事件のような、見知らぬ不審者により性的加害が行われ、なおかつ殺害や傷害に至るといったことは特異なものであり、極めて稀にしか発生しない。子供が被害者となる性犯罪の多くの場合、加害者は逮捕されないように細心の注意を払う。加害者は子供を言い含めたり、脅したり、買収したりして沈黙を強制するため、被害者である子供は助けを求める声をあげることができず、犯罪事実の発見が難しい。さらに、それが家庭内で行われるものである場合、家族がその事実を隠そうとするため事件が表面化しない（森田 二〇〇六 pp. 一一三―一一四・森田二〇〇八 p. 五一）。したがって、あるいは子供の性犯罪被害の実際の件数は、警察の把握する性犯罪認知件数を大きく上回る可能性も十分にあると考えられるのである。

### (三) 子供の命を脅かす不慮の事故

子供を脅かすものは犯罪だけではない。日常生活においては、交通事故をはじめ、さまざまな事故に遭うかも知れないというリスクが常に存在する。たとえば、公園に設置されている箱型ブランコで遊んでい

る際に揺れ戻ってきたブランコに挟まれて死亡したとか、プールの排水口に体を吸いつけられ溺死したとか、自動回転扉に挟まれて死亡したとか、エスカレーターに衣服や履物を挟み込まれ大怪我をしたとかいう事故は、テレビニュース等でも取り上げられた。

このように、近年、子供が被害者となる事故の多発により、子供の事故が社会問題化している。日本では、一九六五年以来、一歳から一九歳までの子供の死亡原因の第一位は、事故に起因する障害である。こうした状況は日本に限ったものではなく、先進諸国においても同様であり、国際的にも子供の事故は子供の安全を脅かす最大の問題であると認識されている（西村・本村・北村・山中 二〇〇九 p 一六）。もちろん、事故に起因する障害により死亡に至ることがなくても、子供にとっては重大な障害が残ることもあるだろう。このような社会状況は、子供の健やかな成長に対する大きな障害であり、改善の必要があると思われる。

### 三 子供を守るための取組み

#### (一) 子供の犯罪被害に対する取組み

平成二一年版の警察白書には、犯罪から子供を守るために警察が取り組んでいる施策が紹介されている。以下に、その概要の一部を簡単にまとめる。

- ① 警察官による通学時間帯に重点を置いた学校周辺のパトロールの強化や警察官OB等をスクールサポーターとして学校に派遣するなどして学校及び学校周辺における子供の安全確保を推進。

② 子供が参加・体験できる防犯教室を幼稚園や小学校等で開催。また、教職員に対して、不審者侵入時の対応要領を指導。

③ 子供が被害に遭った事件等の発生に関する情報を、迅速に児童・保護者に提供できるようにするための体制の整備

④ 防犯ボランティア団体に対する資機材の提供や活動拠点の整備等の積極的な支援

⑤ 児童買春や児童ポルノの取締りの強化等、福祉犯の取締りと被害少年の発見・保護の推進

⑥ 児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のために、児童相談所・学校・医療機関等の関係機関との連携を強化

このように、子供を守るためにさまざまな取組みがなされているのだが、その主な特徴として、警察だけで子供の安全を確保しようとするのではなく、学校や地域ボランティア等との協働を重視している点が挙げられよう。警察庁では、平成二一年度予算において警察官の増員を行い、子供や女性が被害に遭う犯罪が後を絶たない現状に対応するための体制を強化したが、それでも一日中、町内を隈なくパトロールしたり、どんな些細な事件に対しても即座に対応したりするだけの警察官の数を確保するのは不可能である。したがって、子供を守るためには、こうした関係機関・団体との協働や連携は、今後も拡大させる必要があるように思われる。

しかしながら、こうした取組みに対して次のような懐疑的な見方もある。

前述したように、子供への加害者は、不審者よりも家族や親族・知人であることが多く、犯行場所は家

など建物の中であることがほとんどである。したがって、いくら防犯パトロールを増強したところで、労力をかけた割には子供の犯罪被害を減らすことにはつながらないはずである。

このように有効性に疑問があるだけでなく、次のような弊害が生じる可能性もある。

一つ目の弊害は、防犯パトロールの活動が増強されることで、本来ならば子供だけの自由な空間である学校からの帰り道に大人の監視の目が入り込み、子供がのびのびと過ごせる場所を奪ってしまうことである。このことにより、子供の成長に少なからず悪影響が出るかも知れない。子供のための基本的な安心の確保は必要であるが、必要以上の監視は子供に息苦しさを感じさせてしまう。

二つ目の弊害は、不審者から子供を守るという目的の設定は、積極的に過度な不審者狩りにつながる可能性が大きいということである。本来であれば、子供の安全が確保されていれば防犯パトロールの役割を十分に果たしていると言えるのに、何事もない日々が続くとパトロール活動継続のモチベーションが低下し、発奮材料として地域社会の敵である不審者を見つけ出さずにはいられないという集団心理が働き始める。こうなった場合、まったく子供への犯意を持っていない人に対して不審者ではないかという疑惑の目が向けられる可能性が大きくなり、あるいは冤罪事件にまで発展しかねない（森田 二〇〇六 pp. 五四―七四）。

また、直接、子供を守るためのパトロール活動に触れたものではないが、警察と地域の防犯ボランティア団体との協働による繁華街・歓楽街における環境浄化活動に対して次のような指摘がある。

健全な街の再生を妨げる違法駐車や不法就労者・ホームレス等の「無秩序」を取締り、排除するには、



極めて慎重な手続きを経なければならぬ。最低限、「無秩序」として指示される対象を含みこんだ民主的な討議や施策を、第三者的な観点から評価する外部組織の設立が不可欠であり、こうした手続きを持たなければ、健全な街を再生しようとする試みは、閉鎖的な社会を生みだしてしまう可能性がある（山本二〇〇七 pp.130—1）。

これらの指摘に対しては、次のようにも考えられよう。

まず、防犯パトロールの有効性についての疑問に対しては、確かに、子供にとって身近な人からの犯行が家の中などで行われるケースでは、学校周辺等を巡回するパトロールでは防ぐことができない。この点については、たとえば家庭に対して行政が早期介入できるような法制度の整備に努めるなど別途、対策を講じる必要があるだろう。しかしながら、だからといって現状の防犯パトロールの取組みにまったく有効性が認められないというわけではない。なぜなら、警察が把握している防犯ボランティア団体数は平成一五年の三万五六団体から平成二〇年の四万五三八団体へと増加しているが、その間、刑法犯に係る一三歳未満の子供の被害件数は着実に減少しているからである。もちろん、社会病理である犯罪の原因は、さまざまな社会問題が絡み合う複合的なものと考えられているから、この被害件数の減少の要因を、単純に防犯ボランティアの活動の成果であると言うことはできない。しかし、子供の犯罪被害の減少に対して一定の効果があつたことは認められるだろう。

また、防犯パトロールの弊害として指摘される子供の自由の抑圧という点については次のように考える。確かに、大人の監視の目が多くなれば子供は窮屈に感じるだろう。私も子供の頃は、大人の目の届か

ない秘密基地を友達とつくりあげ、自由な空間を持つ喜びや楽しみを満喫した記憶がある。しかし、昔は防犯パトロールなどの活動が少なく、大人の監視の目が緩やかであったため、子供は自由を謳歌し、のびのびと遊んでいたとは必ずしも言えない。子供の活動範囲は狭く、遊び場所となる範囲もせいぜい小学校の校区内であり、必然的に周囲には怒ると怖い顔なじみの大人ばかりであったため、悪さや危険な遊びをしていけば叱られるというプレッシャーは頻繁に感じていた。むしろ、地域の人々のつながりが弱くなっていると言われる現在のほうが、子供に対する大人の監視の目は緩やかになっていてのではないだろうか。そして、そういう状況が一日平均約一〇人の子供が犯罪被害に遭うという事態を招いた原因の一つであると考えられる。

なお、防犯パトロールが、不審者狩りや「無秩序」の過剰な排除につながるのと指摘については、確かに注意が必要であると思われる。防犯パトロールを通じて地域の人々のつながりを強め、そのつながりとパトロール活動とが相乗効果を生むことができれば、子供の安全が確保される健全な地域社会の実現に近づくだろう。しかし、パトロール活動が不審者狩りようになってしまえば、住民は些細なことで不審者というレッテルを貼られかねない。目の前で転んだ子供を助け起こそうとしただけで、誘拐犯と勘違いされて通報されるかも知れない。こんな社会では、他者に関わらずに無関心でいるほうが無難であるという気持ちになるだろうし、必然的に人々と幅広いつながりを持つことは困難となるだろう。これでは、地域社会の中に子供を見守る大人の目は増えていかない。不審者を何とかして見つけ出そうという不安と警戒心に囚われた目だけがぎよるぎよるしている地域社会では、子供が健やかに育つとは考えられない。防犯

パトロールに対する何らかのチェック体制を確立する必要があるように思われる。

## (二) 子供の事故防止

子供の命を脅かすような重大な事故に対する取組みの状況はどのようなものであろうか。この点については、次のような指摘がなされている。

子供の数が漸減しているのに、以前から子供の死亡事故件数には顕著な減少は見られない。つまり、日常生活における子供と人工物との関わりの中で起きる事故に対する対策は、ほとんど効果がなかったのである。その原因としては、事故に関わる人工物に潜在する原因の究明や設計の変更というアプローチが希薄であったこと、軽微な傷害につながる危険性と潜在的で重篤な傷害につながる危険性が混同されていたこと、事故や傷害に関する情報を蓄積する仕組みがないため科学的アプローチが不十分であったことなどが考えられる。

こうした原因から、たとえば子供が公園の遊具で遊んでいるときに怪我をした場合は、単に子供の遊び方のまずさや親の監督責任を追及したり、事故のあった遊具を撤去したりするという従来の対策だけでは不十分であるといえる。遊具に潜む構造上の危険性を工学的に解明し、その情報を遊具の改良や別の製品の設計に活用することや親・子供に提供して注意喚起することで、子供の安全の確保を図ることが重要であるとされる（持丸 二〇〇九）。

二〇〇八年に樹脂製サンダルがエスカレータに巻き込まれる事故が多発していることを受け、経済産業省がメーカーや販売業者等に製品の改善や注意喚起を要請した。同省に報告された事故のうち、半数以上

は子供の事故であった。当時はテレビニュース等で扱われ、樹脂製サンダルでエスカレーターに乗ることの危険性が強調されていたが（もちろん、正しくエスカレーターに乗れば巻き込み事故は発生しない）、現在ではあまり注意喚起の声を聞かない。それでは、メーカーにより製品の改良がされたのだろうか。しかし、メーカーのホームページを見てもサンダルを改良したとの報告はなく、エスカレーターの正しい乗り方をするように注意喚起するページを置いているのみである。デパートなどでは、相変わらず樹脂製サンダルを履いてエスカレーターに乗っている子供を見かける。親に付き添われてじっとしながら乗っている子供だけではない。親の手を離れて、元気よくエスカレーターを駆け上がったたり、駆け下りたりしている子供も多い。デパートによっては、エスカレーターに乗るときは正しい乗り方をするように注意するアナウンスを流しているところもあるが、子供の多くはその注意に耳を傾けているようには見えない。このケースは、命を落とすような事故につながるものではないにせよ、事故の教訓・情報があまり活かされていないように感じられる。

先に「モラル・パニック」について触れた際に、メディアの過剰な報道によりつくられた事件・事故に対する不安というパニックは、時間の経過により沈静化するものであるが、行政等が対策に乗り出すことで、その不安が社会問題化し、いつまでも人々の心の中に残るということを述べた。あまり騒ぎ過ぎると、不安を煽ることになってしまうのだ。しかし、子供の事故については、その原因を簡単に忘れさせるわけにはいかない。この場合は、「モラル・パニック」の効果をポジティブな方向で用いることが有効であろう。もちろん、事故の記憶の風化はいずれ起こるものである。長期的に見れば、子供の人工物による事故を

防ぐための最も有効な手段は、事故から科学的に得られた安全知識を商品改良・商品開発に活かすことであろう。こうした取組みは、非営利団体や業界団体により後押しされているようだが、行政も積極的に支援に乗り出す必要があると思われる。

また現在、製品による事故については、その発生状況等を消費者庁が一元管理し、インターネット上で公開している。こうした情報を企業や専門家に積極的に提供するだけでなく、親や子供への周知方法を工夫するなどして、行政・企業・家庭が一体となって子供を事故から守っていく体制を早期に確立することが重要であろう。

#### 四 子供の安全基地

これまで、子供を取り巻く社会状況や子供への脅威、その脅威から子供を守るためのさまざまな取組みについて述べてきた。ここからは、現在の取組みの効果をさらに向上させるにはどういった方策が有効であるかということについて考えていきたい。

##### (一) 子供の安全を守るための地域志向型多機関協働のあり方

「船頭多くして船山に上る」というたとえがあるが、この戒めは、地域住民と複数の関係機関とが協働して子供の安全の確保を目指す地域志向型多機関協働についてもあてはまるだろう。それでは、子供の安全を守るためには、この、地域志向型多機関協働の取組みはどうあるべきだろうか。

警察法第2条第1項にあるとおり、犯罪の予防すなわち防犯活動は本来、警察の責務である。また、他

機関に比べると、当然ながら犯罪実態に関する情報や防犯活動に関するノウハウの蓄積量は警察のほうが多い。こうした点を考慮して、地域における防犯活動を含む犯罪抑止対策の総合的な展開については、警察自らが担うべきであるという主張がある。この主張は、犯罪のさまざまな要因はそれぞれの犯罪類型ごとに存在するのだが、それらの要因を熟知する警察が司令塔となり、効果的に犯罪要因を排除・改善する方策を各機関・団体に示し、有効な防犯活動を促すべきであるというものである（後藤 二〇〇九 pp. 一六三―四）。

確かに、総合的な防犯活動において多機関協働で取組む場合は、この主張のように警察が頼れる助言者としての役割を果たすことができるだろう。しかし、取組む対象が子供の安全の確保である場合は、別の考え方もできるのではないだろうか。

なぜなら、この場合、子供に関する情報量や子供との接点の数において、警察は必ずしも他機関に比べて多くを有していないからである。したがって、この点を考慮した場合、子供の安全の確保のために地域志向型の多機関協働で取組む際の司令塔の役割を果たしうるのは学校、特に地域との密着度の大きい公立小学校なのではないかと考えられる。

## (二) 子供の安全基地としての小学校

近時の警察は、市民の便利屋として扱われている側面があり、雑多な要望に応じなければならぬために限られた資源を有効に活用できていないという指摘が多方面から聞こえる。特に、都市部において現場活動にあたっている警察官は息つく暇もないようである。

ところが、小学校の教諭も警察官に負けず劣らず多忙であると聞く。学力低下が社会問題とされたことにより、小学生の基礎学力向上を求められたり、部活動の指導をしたり、家庭における躾と学校における規律教育との境界線確定問題に悩まされたり、保護者からのクレーム対応に追われたり、家庭訪問や保護者面談をしたり、いじめや不登校の問題の解決を求められたりする。

それならば、このうえさらに、公立小学校に子供の安全の確保について司令塔の役割を任せるのは不可能ではないかとも考えられる。

確かに、小学校の教諭にその役割を担ってもらうのは困難であろう。しかし、公立の小学校ほど地域に密着し、子供との接点の多い機関はない。そこで、子供の安全の確保の司令塔は、「教諭」という「人」ではなく「小学校」という「場」に担ってもらうことはできないだろうか。

この点について、アメリカの取組みが参考になるのではないかと考える。アメリカでは、犯罪予防理論として有名な「割れ窓理論」の考えに従って、警察が地域住民や関係機関とパートナーシップを組み、問題解決手法を用いて秩序違反行為に対応するという「コミュニティ・ポリシング」という方法を採用している。この手法の一つとして、警察官を学校に常駐させて、教師・取締官・カウンセラーの三役を担わせている州もある。また、司法機関の中には「コミュニティ・ポリシング」に対応して、地域奉仕活動や社会福祉プログラムを管理・運営する各種機関の事務所を設置し、一つの場所で複数のサービスが提供できるワンストップサービスの仕組みを実現させ、被害者支援活動や地域安全ボランティア活動の拠点となっているところもある（小宮 二〇〇五 pp.1〇八―一二五）。

同様の仕組みを公立小学校においてつくりあげることができれば、防犯パトロールだけでは対処の難しい家庭内において子供が被害を受けるケースについても対応できるようになるのではないかと。さらに、教諭の業務のうち子供の安全に関わる分野を警察や社会福祉部門等の多機関協働で対応できれば、教諭の業務負担を大きく軽減できるし、また家庭問題の解決と子供の安全を確保するための早期介入に資するのではないだろうか。

また、子供の事故防止という観点からも、小学校には子供の事故情報の収集と発信の前線基地局という役割がふさわしい。インターネットを使用しない家庭の子供でも、学校の先生からの注意によって危険な人工物についての知識を得ることができると。さらに、事故原因を調査し、科学的に分析する専門機関との連携を確保し、危険な遊具等の使用についての注意喚起を正しく行うことができれば、単純に遊具を撤去するという子供の遊び場を奪うような対策をとる必要はなくなる。子供の楽しみを失わせず、少なくとも命を落とすような重大事故の発生は減らすことができるだろう。

もちろん、権限や責任の所在等の行政組織法上の問題もあり、このような方策の実現は困難かも知れない。しかし、公立学校の中には地域との交流を志向し、さまざまな独自の取り組みを行っているところもある（志水 二〇〇八）。また、近年においては、犯罪発生前の早期介入を一種の行政サービスとして求める国民が増加し、市街を監視する防犯カメラへの評価も否定的なものではないということから、安全に対するニーズは非常に高まっていると考えられ、国民の意思を踏まえたうえで早期介入等と内容とする予防法制の積極的な構築が必要であるという主張もある（田村正博 二〇〇八 pp. 一一二―一三二）。子供の安全



のために、地道な防犯活動を続けることはもちろん大切であるが、地方が独自性を発揮しやすくなり、また行政の適切な早期介入のニーズが高まっている昨今においては、思い切った施策を実施することも重要であると思われる。

## 五 まとめ

本稿においては、子供を取り巻く社会環境と、その中で子供の安全を守るためにどのような取組みがなされているか紹介し、それらの成果や課題について検討した。さらに、現在の取組みの効果を向上させるための方策として、公立小学校のワンストップサービスセンター化が有効なのではないかという提言をおこなった。

しかし、子供の安全は被害防止の観点から考えるだけでは不十分である。子供が加害者となる少年犯罪の問題も、子供が健やかに成長するためには解決しなくてはならないものである。本稿では、この問題について触れることはできなかったが、多くの調査や研究がなされている分野であるため、それらを踏まえながら、今後の課題として考えていきたい。

## 参考文献

- 警察庁編（二〇〇九）『平成二十二年版 警察白書』、ぎょうせい  
浜井浩一・芹沢一也（二〇〇六）『犯罪不安社会 誰もが「不審者」？』、光文社

- 後藤啓二(二〇〇六)『日本の治安』、新潮社
- 森田ゆり(二〇〇八)『子どもが出会う犯罪と暴力 防犯対策の幻想』、日本放送出版協会
- 森田ゆり(二〇〇八)『子どもへの性的虐待』、岩波書店
- 西村佳史・本村陽一・北村光司・山中龍宏(二〇〇九)『子どもの事故予防のための日常生活インフォマティクス』、『バイオメカニズム学会誌』第三巻一号
- 山本奈生(二〇〇七)『「安全」と「安心」のユートピア 京都市における取締り政策を事例として』、『犯罪社会学研究』第三二号
- 持丸正明(二〇〇九)『子どもの安全とバイオメカニズム総論 子どもの事故の現状と工学的アプローチ』、『バイオメカニズム学会誌』第三巻一号
- 小宮信夫(二〇〇五)『犯罪は「この場所」で起る』、光文社
- 志水宏吉(二〇〇八)『公立学校の底力』、筑摩書房
- 田村正博(二〇〇八)『犯罪予防のための警察行政法の課題』、渥美東洋編『犯罪予防の法理』

# 危険の芽を摘む、市町村型子育て コミュニティの醸成

一 はじめに く地方自治体における安全・安心のまちづくりく

今、地方自治体において安全・安心のまちづくりへの機運が高まっている。平成二〇年三月に京都府亀岡市が、WHOセーフコミュニティ協働センターから日本初のセーフコミュニティ認証を受けた。そして平成二二年八月には青森県十和田市が日本で二番目の認証を受けている。

地方公務員（戸田市役所）

川角 一郎（31）

このセーフコミュニティとは、事故やけがは偶然の結果ではなく、予防できるといふ理念の下、地域住民と行政等が協働して「地域の誰もがいつまでも健康で幸せに暮らせるまち」を創ろうという取組みである。認証基準となる指標を達成後、審査を経て、WHOセーフコミュニティ協働センターから認証されるというもので、今後日本全国の地方自治体に広まっていくものと思われる。

筆者の勤務する埼玉県戸田市においては、防犯は最重要課題のひとつである。「戸田市犯罪のないまちづくり基本方針」のもと、職員や民間委託による防犯パトロール、小学生への不審者対策講座など、様々な防犯の取組みを行っている。

このように、地方自治体では安全・安心のまちづくりに非常に熱心に取り組んでいるのだが、本論文では子どもの安全をいかに守るかということに対して、もっと根源的な部分からアプローチしたいと考えている。具体的には、現在の深刻な少子化についてである。少子化という側面から生まれる危険に対する、地方自治体としての施策を明らかにしていきたい。

なお、子どもの定義は制度上明確なものはないが、本論文は対象を幼児から小学校低学年までに絞って論じるものである。

## 二 少子化による子どもの安全への影響

周知の事実ではあるが、子どもの数が本当に減っていることを改めて思い知らされる瞬間がある。例えば、地元の小学校に合併話が持ち上がる。かつて子どもで溢れ返った団地は老夫婦ばかりになり、月に何

度かは救急車のサイレンが聞こえる。また、大学全入時代と言われて久しいが、経営破たんする私立大学が後を絶たない。少子化は現実問題として、我々の意識レベルまで迫ってきているのである。

そして、少子化によって子どもたちの生活様式も変化していくのではないだろうか。

子どもの安全について論じる前提として、まず子どもの生活様式の変化について考察したい。

#### (一) 小学生の行動範囲が広がっていく

まず、小学生はかつてよりも広い範囲から、特定の場所へ集まらなければならぬと想定した。

その理由としては、合併や廃校による小学校数の減少がある。文部科学省学校基本調査によると、平成二〇年の小学校数は二万二二五八校で前年比マイナス二一八校であった。五年単位での下がり幅を見ると、平成一五年からの五年間ではマイナス一一五七校で、平成一〇年から平成一五年までの五年間のマイナス六六二校と比べると急速に小学校の減少が進んでいることがわかる。

小学校の減少により、ひとつの小学校がカバーする地域は広くなる。よって、子どもは以前より広い範囲から通学する必要が生じると言えるのではないだろうか。

そして、少子化により、かつてのように近所に子どもがたくさんいる状況ではない。学校以外でも、友だちと遊ぶために遊び場や友だちの家へ出向くのに、かつてより長距離を移動することが多くなるであろう。

これらのことから、子どもたちの行動範囲は広がっていると考察するものである。

ちなみに、子どもの行動範囲の広がりということから逆に見ると、少子化以外にも、郊外化の影響も考

えられる。現在は大都市圏を中心に都心回帰が進んでいると言われていたが、一方地方ではニュータウンの建設も進んでいる。そういった地域では一時的に人口が増加するが、小学校の新設が追いつかず、隣接する従来の居住地域の小学校に通う、というケースがある。

## (二) 幼児の居場所が、親の行動パターンに大きく影響されるようになる

先に小学生のことを述べたが、次に自分で移動することができない幼児のことについて考察する。

少子化によって幼児の居場所、具体的には遊び場において、その親の行動パターンの影響がかつてより大きくなるのではと想定した。

その理由は、以下のとおりである。少子化により、近所に同じ月齢の幼児が少なくなってきた。幼児においては、同年生まれでも月齢による成長差が大きい。同じくらい月齢の子とも遊ばせるために、保護者は公園や児童施設へと連れて行かなければならない。しかし、かつてのように近所のちょっとした公園や、団地の階段の下で、という状況ではなくなってきたのである。これは都心から離れた地域において顕著だが、市内の大きな公園に自転車で行くならまだしも、車で行かなければならない、というレベルである。連れて行く親からすればある程度の努力が必要となる。意図的に親が子どもを連れて出かける習慣がなければ、子どもはなかなか他の子どもと遊べなくなってしまうのである。

九〇年代には「公園デビュー」という言葉も流行したが、そもそも親たちが自分の子どもを連れて公園ないしその他の施設へ入っていくのはちょっととした勇氣が必要なのである。

幼稚園に子どもを行かせる理由として「他の子が行くから」というのがある。つまり、他の子が幼稚園

に行くとは昼間遊ぶ相手がなくなるので自分の子も行かせる、ということである。それだけ他の子と遊ばせるといのは親にとつての重要事項であり、それゆえに子育てにおけるストレス要因にもなり得る。

親たちは「遊ばせなければならぬ」という切迫感にかられるなかで、さらに近所の顔見知りではない集団に飛び込んで行かなければならない。遊ばせることは物理的にも精神的にも大変になってきているのである。

そして、親たちが外へ出ることをやめれば、子どもは家の中に居続けることになるのである。

### (三) 不特定の親・子どもと接するようになる

先に述べたように、小学生は広範囲から小学校に通うようになり、遊びにおいても遠くまで出かけるようになる。幼児の親たちは子どもを遊ばせるために皆が集まる大きな施設へ参集する。これらのことによつて、顔見知りでない集団に身を置く機会が多くなると考えられる。かつてのように幼児期の遊び友だちがそのまま小学校、中学校と登っていく、というわけではなくなった。

これは子ども同士、親同士、そして子どもと他の子の親についても言えることである。

### 三 こどもの安全への影響はあるか

次に、少子化による子どもの生活様式の変化が、子どもの安全にどのような影響を与えるかを以下に考えてみる。

(一) 外部的な危険に遭遇する可能性

まず、子どもの行動範囲が広がっていくことから、その移動の間、単純に一人でいる時間が長くなる。それによって、不審者や事故といった外部的危険に遭遇する可能性が高くなることが考えられる。

そしてそういった危険が近づいた時に、付近に居合わせた大人が対処するということが難しくなる。自宅から遠く離れた場所では、これまで各地でなされてきた、近所の大人による声掛け・見守り、ということも限界があるであろう。子どもの行動範囲が広がるために、大人の目は行き届かなくなるのである。

また、親は子どもが今どこで何をしているのか、子どもが行っている場所には危険が無いか、ということとを把握しにくくなってくる。そのため、何かがあった場合の対応の遅れにつながる可能性がある。

(二) 子どもが人間関係を構築できなくなる

幼児の居場所が親の行動パターンに大きく影響され、遊び場へと出られなくなる幼児が増えることから考えられる。これは子どもとのコミュニケーション能力の発達に関わることである。もし親が、外に出て月齢の近い他の幼児と遊ばせることをしなかった場合、幼児は親以外の人間とのコミュニケーションが極端に少なくなってしまうのである。子どもが成長していく上で、人間関係を構築していくコミュニケーション能力は欠かせない。小学校、中学校と元々顔見知りでない集団に属することが多くなる世代において、コミュニケーション不全は大きな歪みを生むであろう。極論かも知れないが、いじめや登校拒否、そして非行につながりかねない。



### (三) 子育て中の親が孤立する

少子化によって、ますます子どもを他の子と遊ばせるのに苦勞する親達は、さらに公園や児童施設ですぐに出来上がっているグループへと入っていかねばならない。それ自体が非常にストレスであり、親同士の交流が持てない、持とうとしない親が増加することが考えられる。そういった親達が、悩みや不安を抱えたまま家庭内に孤立するという状況は、場合によっては虐待などにつながる可能性が考えられる。

## 四 市町村型子育てコミュニティの提言

先の章では、少子化による子どもの生活様式の変化と、それによって考えられる危険について述べた。その危険に対して、本論文では「市町村型子育てコミュニティの醸成」を提言したい。

ここでいう市町村型とは、まずは面積としての範囲を指している。ご近所とはいえないが、集まって顔を合わせることができる範囲、というイメージである。また、地方自治体による政策の及ぶ範囲も指している。子育てコミュニティとは、現在子育てをしている親たちの生活上のつながりのことである。よって、多くの地域でなされている近所の大人たちによる見守り・声掛けや、インターネット上の子育て情報を共有するサイトとは趣が異なるものである。

この市町村型子育てコミュニティの理想形は、言うならば昔ながらの「ご近所の人間関係」である。近所の顔見知りのような人間関係を市町村レベルの範囲でつくりたい。そのために対象を子育て中の親子に絞り、地方自治体によってそのきっかけを提供するべきだと筆者は考えている。

ここでは市町村型子育てコミュニティの期待できる効果と、子育てコミュニティに関する、地方自治体によるこれまでの方策を述べたい。

#### (一) 市町村型子育てコミュニティの重要性

まず、小学生の行動範囲が広がっていくにつれて、大人の目が行き届かなくなり、不審者や事故といった危険から守りにくくなることに對しての効果である。

先に市町村型子育てコミュニティの理想は、昔ながらの近所の人間関係と述べた。実際のところ、自宅から遠く離れた小学校や公園への道程で、顔見知りの大人をつくるというのは大変難しいことである。しかし、日頃から共に支えあうという意識が高まれば、他の子どもが危険に近づこうとした際には知らない子どもも叱る、危険時には助け合う、といった土壌がつくられる。

また、子どもが誰と、どこで、どういった遊びをしているのか、といった情報を得るには、子どもとよく対話するとともに親同士の情報網も有効である。

次に、子育て中の親が孤立し、それに伴い子どもとのコミュニケーション不全が生じる危険に対する効果である。コミュニティづくりによって、不安や悩みを相談できるような相手ができる。孤立する親は減少し、虐待などを抑制することができる、または虐待の事実に対して周囲が気づけるような環境ができる。幼児は充分に他の子どもと遊べるようになり、遊びの中からコミュニケーション能力を培う。さらには、大人へと成長していく過程において、いじめや、不登校、非行および犯罪などが起きる原因を子ども自身が排除できるようになることが期待できるのである。

以上に述べたことは、危険に対して遠回りな対策で、論理の飛躍かもしれない。しかし、現代の子ども  
の健全な発育のために、コミュニティが大変重要であることは間違いないと考えるものである。

## (二) 地方自治体のこれまでの取り組み

地方自治体のこれまでの取組みとしては、筆者の勤務する埼玉県戸田市を一例に挙げる。

平成一七年三月に策定された「戸田市次世代育成支援行動計画」のなかでは、子育てコミュニティづくりとして、大きく二項目を掲げている。まず、保護者が相互に交流・情報交換できる機会や憩いの場、情報の提供などに努めること。そして、子育てをともに進め、助け合う仲間づくりを促進することである。

具体的には、小学校の学童保育室や福祉センターを利用した親子ふれあい広場や子育て支援センターなど、交流スペースを提供し、そこで子育てアドバイザーや保健師に育児相談もできる体制づくりがある。そこでは親たちが育児サークルを作り、そのサークルへの参加を支援センターの職員が手助けしている。また、保育園や公民館において、親子で楽しめるミニ運動会などのイベントや、体操・絵本・折り紙といった講座を催している。

市民への情報提供としては、市内を走るコミュニティバスの路線に沿った育児施設案内や、親子で楽しめる公園の一覧に、設備や遊具の詳細な情報とおすすめポイントを記載したものをホームページや冊子で提供している。

## (三) 地方自治体のこれからの課題

戸田市の例に漏れず、子育てコミュニティづくりのために、各地方自治体は様々な取組みをしていると

思うが、どうしても母親中心になっている面がある。父親が参加しやすい活動も標榜はしているが、父親自身からすると、なかなか重い腰が上がらない。そのことから地方自治体のこれからの課題として以下の三点を挙げたい。

- ① 父親の参加の推進
- ② モチベーションを喚起する内容
- ③ 取っ付きやすさ、敷居の低さ

父親が地方自治体の催す育児イベントに積極的に参加するように、内容を工夫していかなければならない。そして、その内容は父親から見ても興味を持って、かつ一步を踏み出せる敷居の低いものでなければならぬ。その例としてひとつ、次章にて提案したい。

### 五 JFA公認キッズリーダー(U-6)の養成講習会の開催

JFAとは財団法人日本サッカー協会のことで、このキッズリーダーとはJFA公認指導者ライセンスのひとつである。基本的には各県のサッカー協会が養成講習会を開催している。

JFAの指導者ライセンスにはプロを指導できる公認S級コーチから、子どもたちに体を動かすことの楽しさを伝えるキッズリーダーまであり、このキッズリーダーは満一六歳以上であれば誰でも取得することができる。養成講習会は、各県によって異なるが、だいたい講義一・五時間、実技一・五時間で、費用も三〇〇〇円程度となっているようである。

キッズは、U-6、U-8、U-10の三つの区分があるが、本論文ではそのうちのU-6（六歳以下）を提案したい。U-6については、自身のサッカーの技術はほとんど必要なく、いかにボールと楽しく遊べるように導くか、ということに主眼が置かれている。

地方自治体で、このキッズリーダー養成講習会を父親向けに催してはどうだろうか。

Jリーグチームを擁する広島県では、県内の一市一二町からなる広島広域都市圏形成懇談会で、すでにこのキッズリーダー養成講習会の実績がある。

このキッズリーダーは、あくまでも「公認ライセンス」という資格である。そこが、父親たちの自己啓発欲を刺激し、モチベーションを喚起できるのではないだろうか。そしてサッカーの技術がほとんど必要なく、気軽に養成講習会に参加することができ、父親同士の交流も深められる。

各県のサッカー協会と地方自治体が連携して、父親の積極的な参加を促すことができるのではないだろうか。

## 六 おわりに くまずは土壌づくりから

本論文では子育てコミュニティの醸成によって、少子化に起因する危険の芽を摘み、子どもの安全を守ることを提言してきた。これは危険に対する直接的な対処方法では決していない。しかし、根源的な部分を考えると、やはり地域での支えあい、そして子ども自身が自分の身を守るように成長していくことに行き着くように思う。そのために、まずは土壌づくりから、である。

コミュニティの推進自体はこの地方自治体でも以前から行われてきていることであるが、その効果が実証しにくい分野でもある。行政は常に現状を分析し、優れた政策を形成することを怠ってはならない、そして誤りがあれば軌道修正していく柔軟性が必要だと考えるところである。

# 子供の安全を守るためにできること

地方公務員（群馬県健康福祉部医  
務課 主任）

木村 敏勝（37）

## 一 はじめに

少子化社会という言葉が使われるようになって久しい。第二次ベビーブームの一九七三年には二〇九万人だった子どもの出生数は、二〇〇八年には約半数近い一〇九万人にまで落ち込んでいる。

合計特殊出生率は、二〇〇五年の国勢調査において一・二六人と過去最低を記録し、その後やや回復し

たが、未だ一・二七人に止まり、日本の人口置換水準二・〇七人をはるかに下回ったままとなっている。

少子化問題の原因や理由については、未婚化・晩婚化の進展、女性の社会進出、若年層の経済的不安定、高い教育費、保育施設の不足、仕事と育児の両立の負担、結婚や子どもを持つことに対する価値観の変化など、様々な事柄が指摘されるが、この他にも小児科や産科で深刻な医師不足や、治安の悪化による不安なども一因とされている。

子どもは、次の世代を担う未来の大人、未来からの預かり人である。

未来の大人たる子どもたちが、安全で健やかに育つことができる社会環境をつくることは、今の大人である我々の本分である。そして、深刻な少子社会の現代にあつては、その役割はより一層強く求められるべき事項であろう。

少子社会に生きる子どもたちの健やかな成長を願いつつ、今回は、子どもの日常の生活場所ごとに、どのような安全対策が求められるかについて、具体的な事例を挙げながら考察して行きたい。

## 二 子どもの生活場所と被害

子どもの安全について考えるに当たり、まずは普段、子どもたちがどこで生活をしているのかという「子どもの生活の場所」についてと、どういった被害から子どもを守るのかという「子どもが被害となる事項」について、いくつかのモデル化を試みながら、あらかじめ考えてみたい。



### (一) 子どもの生活の場所

子どもたちの日常生活を考えると、主な生活場所として「家庭」「地域」「学校」が挙げられるだろう。理想としては、子どもたちがそれぞれの「家庭」から「学校」までの間を「地域」の人々とふれ合いながら登下校する、といったところだが、少子社会の昨今、子どもと地域社会との交流は極めて乏しいのが現状であり、子どもの意識としては、「家庭」の次に「学校」の存在があつて、「地域」という存在はその次の居場所といったところであろう。

また、携帯電話やインターネット等の普及によりつくられた「ネット社会」についても、これら3つの場所を取り巻く子どもの生活場所として捉えて、検討しておく必要があると考えられる。(図1)

### (二) 子どもが被害となる事柄

子どもの安全といったときに、何から子どもを守るのかということを考えたい。

ここでは、刑事事件や犯罪、交通事故や不慮の事故等の事案を想定した「事件事故」と、いじめ問題に代表されるような、時に埋もれてしまいがちな被害である「不適切な対人関係問題(対人問題)」という二つの軸で考えてみようと思う。(図2)

### (三) 事件事故と対人問題の相互関係

不適切な対人関係の問題は、多くは家庭や地域で解決すべき事柄にとどまるが、時に犯罪事件として警察が関与する事案もあり、相互の関係は、全くの境界線が引ける関係ではない。そのため、対人関係問題が深刻化する前に、行政や警察等の専門機関の助言等を受けながら、解決を図るという手段が取りえるこ

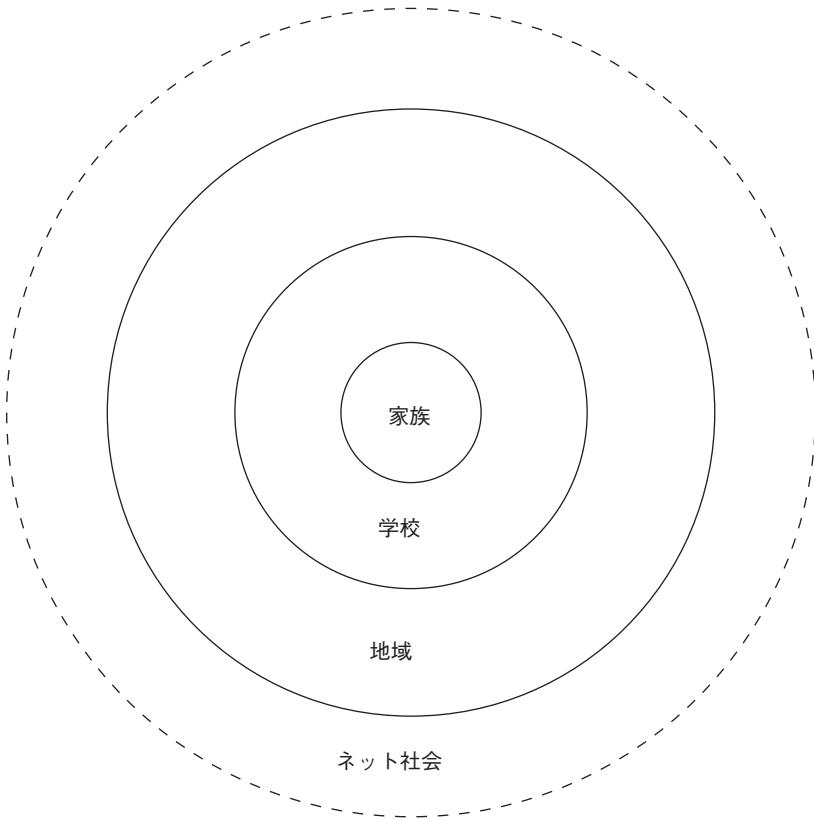


図1 子どもの生活の場所

とも可能となる。

この対人問題は子どもに限った問題ではなく、当然、大人社会にも存在するものであり、例えば配偶者間暴力問題（DV被害）などが挙げられるだろう。

（図3）

ただし、子どもの場合には、不適切な対人関係の問題に直面した時に、自分がどのように行動すべきかという問題解決能力が未発達である以上、トラブルの解消や未然防止のためには、積極的に大人が関与することを求められる場面が出て

場所 被害 の事柄	家 庭	学 校	地 域	ネット社会
事件や事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不慮の事故</li> <li>・けが、病気</li> <li>・火災、地震等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者侵入</li> <li>・犯罪予告</li> <li>・けが、病気</li> <li>・火災、地震等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者出没</li> <li>・連れ去り</li> <li>・交通事故</li> <li>・水難事故</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンクリック詐欺</li> <li>・出会系サイト</li> <li>・性的被害</li> </ul>
不適切な対人 関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待</li> <li>・DV</li> <li>・過保護</li> <li>・養育放棄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無関心</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ</li> <li>・誹謗中傷</li> <li>・チェーンメール</li> </ul>

図2 子どもの生活場所と被害に遭いやすい事柄

	子 ども	大 人
子ども	<b>【子ども】 → 【子ども】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ</li> <li>・無視</li> </ul>	<b>【子ども】 → 【大人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内暴力／家庭内暴力</li> <li>・オヤジ狩り</li> </ul>
大人	<b>【大人】 → 【子ども】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待</li> <li>・体罰</li> <li>・援助交際</li> </ul>	<b>【大人】 → 【大人】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV</li> <li>・セクシャルハラスメント</li> <li>・パワーハラスメント</li> <li>・モンスターペアレント</li> </ul>

※ 矢印は不適切な人間関係における不当な圧力の方向性を示したもの

図3 不適切な対人関係

くる。

### 三 子どもを守るための対応

「子どもの生活の場所」ごとに、「交通事故」や「不適切な対人関係問題」から子どもを守るため、私たち大人が、具体的にどのように対応をしていけばよいのか、起こりやすい事例等を踏まえながら考察を進めたい。

#### (一) 家庭での事件事故

家庭は正に子どもの生活の中心基盤であり、乳幼児期から大人になるまで、多くの時間を過ごす場所である。子どものライフステージごとに様々なトラブルがあるが、特に幼児期には、子どもが思いがけない行動をとるため、注意が必要だ。

例えば、テーブルクロスを引っ張って、上に置いてあったやかんが倒れて火傷を負う、目を離れた際に包丁で遊んでいたなどの事例が考えられる。家庭に潜んでいる危険に関する知識を高めていくことが大切である。

誤飲であれば、特に危険なのは、タバコのニコチンが溶け出た液体である。タバコそのものはパサパサしていて、さほど食べられないが、タバコが浸った水はニコチン濃度が高く、飲むと体内で吸収されやすいため、少量でもニコチン中毒を起こす危険性が高い。

ジュースの空き缶に水を入れて灰皿代わりにする人もいるが、子どもが間違っただ中のニコチン水を飲ん

でしまう危険性があることを認識する必要がある。

また、乳幼児期は、何でも物を口にして確かめる行動をとるため、異物吸引による事故も起こりやすい。気管に詰まると呼吸ができなくなって窒息してしまうこともある。子どもの喉を通過する大きさは、おおむね縦径三二ミリ、横径五七ミリということであり、これより小さい物は気管に詰まる可能性があることになる。

特にナッツ類は気管支に詰まると、除去しようと試みてもグズグズになってしまうので、乳幼児がいる家庭にはピーナッツなどのナッツ類は置いておかないというのが小児科医にとっては常識ということである。

その他に家庭内で起こりやすい不慮の事故としては、浴槽の溺水や階段の転落、ドアの挟まれ等、様々な危険が考えられる。突然の発熱や下痢、嘔吐などの病気のケアも含めて、不慮の事故が起きた時の子どもの救急等の対処法について家庭での知識を高めることが必要であろう。

近年、子どものちょっとした体調の変化等であっても休日や夜間の救急病院を受診してしまうコンビに受診が社会問題化している。これは、核家族化や少子化を背景に、家庭の子育て機能が低下していることの表れとも考えられる。

また、行政等の役割としても、家庭内での危険事例（ヒヤリハット）の情報収集や情報提供、子どもの救急時に家庭でできる医療的ケアの方法について啓発活動を行うなど、地域や家庭に働きかけることが有効だろう。

## (二) 家庭での不適切な対人関係

家庭内での不適切な対人関係として最たるものは児童虐待の問題であろう。平成二〇年度に児童相談所が対応した児童虐待相談件数は速報値で四万二千六百二件となっており、過去最悪を更新している。本来最も子どもを守るべきはずの保護者が加害者であることが、児童虐待問題の最大の特徴点であり、悲しむべきところである。

児童虐待問題においては、育児に関する不安や負担等がその原因に挙げられることが多いが、実際には、保護者自身の生育歴や生活基盤、地域社会からの孤立など原因が多岐にわたることがほとんどであり、一つの機関だけで対応することは困難な場合が多い。

学校や保健センターを始め、福祉、保健、医療、教育、警察等地域で子どもに携わる関係者による協力、連携体制の構築が、児童虐待の発生予防や早期発見、早期援助に繋がる。

もしも我々の周りで、子どもへの虐待が疑われる家庭がある場合には、迷わず市町村や児童相談所に通告することが重要だ。通告は、歪んでしまった親子関係修復に向けた援助活動のきっかけをつくる第一歩である。一人ひとりの行動が、子どもの虐待を認めない社会づくりにもなるだろう。

## (三) 学校での事件事故

学校は子どもたちが、事件から身を守るには最も安全な場所の一つであろう。だが、学校への逆恨みから脅迫や犯罪予告をしたり、不法侵入をするといった事件が起きている以上、万一の対応を怠ることはできない。不審者侵入等の犯罪に対する危機意識を高く持つことが必要だ。

想定外の不測の事態に見舞われたとき、瞬時に判断し、適切な行動をとるということは相当に難しいことである。頭で理解していても、体が動かない、大きな声が出ないという状況に陥らないためにも、不審者侵入等に備えて、実地練習型の模擬訓練や防犯研修を定期的に行うことが重要であろう。

また、万一の事態に学校だけで備えるには、資金的にも、設備・人的にも困難であると思われる。安全な学校にするためにも、施設をする、しないといった物理的な意味合いではなく、地域や関係機関との関係において「開かれた学校」にすることが大切ではないか。

例えば、図書の読み聞かせや昔遊びなどの地域住民のボランティア活動等を取り入れることは、子どもとの地域交流や世代間交流を図るだけでなく、複数の大人の眼を持つことに繋がり、防犯対策上も有効であろう。また、普段とは違った視点から、地域やボランティアの人たちに校庭の遊具や建物の陰、校舎内の設備などを多角的にチェックしてもらえば、不慮の事故防止にも繋がること期待できるだろう。

児童相談所や警察等の関係機関とのオープンな協力体制を構築することも必要だ。日頃から相談をしやすい関係を構築しておくことで、万一の備えと、日々の防犯対策上の情報の共有化を図ることができる。

現在、市町村等において要保護児童対策協議会の設置が進んでいる。これは、先ほど述べた児童虐待問題を中心に、関係機関のネットワークによる協力体制で子どもや家庭に援助活動を行うための組織である。この協議会は、児童虐待防止以外にも非行や不登校、いじめ等、子どもに関わる諸問題も取り挙げることができるといえる組織である。

相互の機関には個人情報保護のための守秘義務が課されるため、個別具体のケースについて話し合うこ

とができる。何より、子どもに携わる関係機関が一堂に会し、お互いに顔がわかる関係になっておくことは、日々の綿密な連携を図る上で重要だ。

このような協議会の場に学校が積極的に参画をして情報交換をしていくことも有効であろう。

#### (四) 学校での不適切な対人関係

学校での不適切な人間関係として、いじめ問題がある。「いじめを苦にした自殺」などの報道を見るにつけて、言いようのない悲しみを覚える。いじめ問題は今も変わらず、深刻かつ重大な社会問題である。

いじめ問題に特徴的な点を考えてみると、まず、傍観児の存在が挙げられる。加害児、被害児のほかに傍観する子どもが存在して、いじめが成立する。というのも、加害児は傍観する児の視線の注目を集めているかどうかを絶えず気にしているものだからだ。次に、加害児と被害児とが入れ替わりやすいという点がある。傍観していた子どもがいじめのターゲットにされたり、今度は逆に加害児だった者がいじめの対象になったりする。

いじめ問題の対応は、いじめを発見することから始まるが、その有り様が暴力行為だけに限らず、無視したり物を隠すなどの形跡の残らない事例も多く、また、いじめの主体が変化しやすいこともあって、いじめの発見を難しくする要因となっている。

いじめ問題の対処は難しい課題であるが、学校においては教師同士の連携の良さや、子ども同士でいじめの問題が共有できていることなどが、いじめの解消に効果的と言われている。家庭と学校との連携も重要であろう。



また、子どもにしてみれば、いじめを受けることも辛い体験であるが、それを大人に打ち明けるのも、とても勇気がいることだと思う。いじめ問題の発見のためにも、私たち大人の日頃からの態度や子どもとの接し方が肝要だろう。

普段から、子どもに悩みを相談してもらいやすい雰囲気づくりをしているか、相談をすれば解決のために一緒に考え、行動をしてくれるに違いないと、子どもから頼られる存在になっているか…。

あらためて自分自身、日々の態度や行動について、心がけたいと思う。

#### (五) 地域での事件事故

地域においては、子どもを事件事故から守ることが最優先課題である。子どもの連れ去りや不審者出没、水難事故や交通事故など、多くの事案が考えられる。

これらに対応するため、最近では地域の安全マップづくりが進められており、とても有効な方法と思われる。

大人と子どもが協力して安全マップをつくることで、安全な場所の確認だけでなく、地域の危険箇所について情報を視覚化、共有化することが主目的だが、さらに、把握した危険箇所について、どのような対処や改善方法があるのかを子どもと一緒に考えるという作業が重要である。

危険な場所を少なくするにはどうしたらよいか、危険な状態がすぐに解消されなときは、当面の間、どのような対処方法があるかなど、子どもとともに考える作業を通じて、子どもたちに、自分で物事を考える習慣を身に付けていくことができる。

現状を判断し、臨機応変に対処する能力は、大人社会においても重要なスキルである。また、危険箇所を的確に伝え、現状を改善するためには、コミュニケーション能力も必要であろう。安全マップづくりは、少子社会において不足しがちであるこれらの教育機能も補完するものと考えられるし、時に市役所や警察等に危険箇所の報告をするなど、社会貢献にも繋がる場合もあるだろう。

見た目がよい地図をつくるのが目的ではないが、このようなマップづくりは父親の方が向いている場合が多いのではないか。パソコンやデジカメを活用してみてもよいだろう。

平日は仕事で子どもと関われない父親が多いと思うが、週末、運動不足解消も兼ねて、子どもと通学路と一緒に歩いてみてはどうだろうか。きっと何力所か気がかりな場所が見つかるにちがいない。

それに、大人の男性が歩いているだけでも、十分に地域の防犯効果もあるのだから。

#### (六) 地域での不適切な人間関係

地域での不適切な人間関係についてであるが、逆説的になるが、あまりにも地域の人間関係が疎遠になってしまったということが、不審者の出没や連れ去り等の社会問題を起こしていると言えるのではないだろうか。

好意の反対は憎悪でなく、無関心だという言葉がある。私たちが住んでいる場所。そこには、どこか良いところがあるはずである。地域の良いところ、地域にできるだけ好きなことを見つけ、自分のできる範囲で貢献をしていくことが大切ではないかと思う。

道路わきに花を植えること、奉仕作業で草刈をすること。人の手の行き届いた場所は、それだけで犯罪

や事件を遠ざけるだろう。

また最近、不法看板の撤去活動を市民ボランティア等に委託する取組が自治体で出始めている。いわゆるヤミ金融や風俗営業等の広告が不法に電柱等に貼られたり、設置されている場合があるが、地域の景観を損ねるだけでなく、看板が風に飛ばされたり、落下して事故に繋がることも考えられる。

行政だけで不法看板の撤去活動を行うのではなく、地域住民と行政とが一体となつて違法広告物の除去に取り組む姿は、連帯感のある安心の町をアピールすることにもなる。

個人一人だけの力では多くのことはできなくても、ちょっとしたことの積み重ねや行政等と連携することで、地域の防犯力は大きく変わるのでないだろうか。

#### (七) ネット社会の事件事故

携帯電話やインターネットの普及はめざましいものがある。「メル友」等の言葉があるとおり、「ネット社会」は子ども同士の交流の場であり、子どもの生活の一部として考える必要がある。

インターネットや携帯電話については利便性、有用性が高く、生活の基本的なツールとなりつつあるが、出会い系サイトやワンクリック詐欺、インターネットを使った犯罪予告など、ネット社会が生み出す負の部分についても注目せざるを得ない。

ネット犯罪から子どもたちを守るため、有害サイトへの接続をブロックするフィルタリングサービスの取組が進んできている。これ自体は有効な手段の一つであるが、フィルタリング機能だけに頼るというのでは、やや安直に過ぎるであろう。

大人よりも子どもの方が新しい環境に対する適応能力、興味関心は高い。インターネット等に精通するのも早く、子ども同士の情報交換で、有害サイトへの利用制限をかわす方法を見つけることも十分にありえることだからだ。

また、自治体によつては小中学生に携帯電話を持たせないことを保護者の努力義務とする条例等を制定するといった取組もあるが、リスクがあるから子どもに携帯を持たせないという手法だけでは、実現可能性や実効性の観点から、やはり疑問が残る。

ネット社会であれ現実社会であれ、犯罪を犯す大人が現に存在すること、いかに便利な技術やツールであつても、有益に使う人間と違法不当に悪用する人間がいること。これが事実である以上は、むしろ、保護者自身が子どもと一緒に携帯やインターネット等の有益な部分も認めた上で、どうすればネット被害に遭遇しないかを共に考える姿勢の方が大事ではないだろうか。

保護者に携帯サイトでの被害等の実態を知ってもらい、保護者自身を「ネットインストラクター」に養成する取組も始まりつつある。

講習を受けてインストラクターに認定するわけだが、技術面では専門のプログラマー等には及ばないだろう。だが、講師と受講生が同じ年頃の子どものもつ保護者同士となるため、悩みや課題も共有できるといふ利点もあるということだ。このような取組が広がっていくことで、保護者自身がフィルタリングの役割を果たせるようになることが、一番望ましい姿だと思われる。

インターネットや携帯も社会生活上の道具である以上、危険な使い方はしないように子どもに教えるこ

とが先決ではないだろうか。

#### (ハ) ネット社会の不適切な人間関係

ネット社会では、時間や場所を選ぶことなく、容易に何度も接触できるという利点がある。また、相手の顔を見ないですむため、自分自身の胸の内や辛い思いなどを表現し易いことも特徴であろう。

そのため、現実社会よりも急速に人間関係が進展する場合があるが、その反動で、ひとたび関係が悪化した場合には、過激な誹謗中傷をされたり、ストーカー行為を受けるなどの被害も起こりやすい。

人間は、相手の顔や声、反応などが直接感じられないときほど、過激な攻撃言動になる傾向があるため、陰湿で残酷な言葉が並ぶネットいじめという新たな問題も生じている。

ネット特有の匿名性から起きる問題について保護者自身が理解を深めるとともに、現実社会におけるいじめ問題への対処と同様、日頃から子どもに相談をされやすい関係をつくっておくこと、悪質ないじめについては警察等の専門機関に相談することなどが重要であろう。

## 四 まとめ

ここまで、家庭、地域、学校、ネット社会といった子どもの生活場所について、それぞれ犯罪や人間関係といった面から、子どもの安全を守るための方策について、具体的事例を通じて検討を行ってきた。

このように考えてみたときに、それぞれの場面ごとの対処法が、他の場面においても有効な手段となり得る場合があるのではないかと思われた。

例えば、地域において有効な安全マップづくりという手法は、地図をつくるという作業を通じて、大人と子どもが危険箇所の情報を共有することが目的である。

この考え方を応用して、例えば家庭や学校で、家の中や校舎内を、子どもの目線に立って危険が隠れている箇所はないか、改善すべきところはないか、夫婦同士、あるいは教師同士が共通認識を持つことで、未然に防げる事故もあるのではないだろうか。

また、家庭や学校で、子どものいじめを早期に把握するため、日頃から相談をされやすい雰囲気をつくっておくことは、地域の子どもたちとの交流においても大切である。

旗振り当番のときなど、「いつてらっしゃい」「運動会の練習は順調？」など、ちょっとした声かけ活動をしてみてはどうだろう。そうすることで、普段と違う子どもの様子などから、見落としがちな子どもが抱えているトラブルに気付くこともあろう。

家庭、学校、地域で立場は違っても、子どもたちの安全を願う気持ちは同じである。

より安全な社会を構築するため、子どもを中心に考えて、それぞれの立場で何かできることはないかと考えて行動すること、ほんの僅かな工夫と行動が、いずれ大きな安全に繋がっていくのではないだろうか。

子どもたちのために今できることを自分なりに考えて、日々を過ごして行きたいと思う。

# 子供の安全をいかに守るか

「市長が歌った「となりのトトロ」」

警察官（長野県警察本部交通部  
運転免許本部

東北信運転免許センター 警部

古池 季 (50)

## I 制服の威力

### 一 明治維新の侍

昭和五三年、運よく長野県警察官の採用試験に合格し、以来数年間の交番勤務以外は、警察人生の殆どを交通警察一筋で歩いてきた私でしたが、平成一八年春、せつかくならば警察以外の職場も体験し

てみたいとのわがままが通り、上田市役所（市長 母袋創一氏 人口一六万人）に去向をさせていただく機会を得ました。

このことは、警察とは違う立場で市民と接することが出来たことで、私の人生の中でも大きな価値ある二年間となりました。

専ら交通警察を歩んだ私は、制服勤務が多く、いつしか「手を上げれば車は止まるもの。」「免許証を」と言えば見せてもらえるもの。」という権力依存の観念が心のどこかに生じていたことは否定できません。が：しかし、制服を脱ぎスーツ姿で市民の前に立った時、非力でなんの能力も持ち合わせない自分を痛感せざるを得なかったのです。

警察官は、その組織に属しているからこそ、法的な権限が付与されていることが、頭では分かっているもそれを実体験してみると、「明治維新で刀を取られた侍の心地」とはこのようなものであったのかと想像を廻らせる体験ができました。

とはいえ、役所からも、自治会からも「あなたは警察から来た人でしょう…」という期待？には応えなければなりません。

警察では出来ないけれど、市役所だから出来る安全対策は何かを模索する出向当初の日々が続ききました。でも私としてはその中で「警察から来た誇り」を大切に、市民一六万人の代表である市長に、アニメソング「となりのトトロ」を歌わせ、「子供の安全対策」を具現化するという奇抜な方法を講じた経過を紹介してみたいと思います。



## 二 子供の目線

もちろん、出向当初からこんなことが出来たわけではありません。

私が配属された部署は、市民生活部生活環境課、その課長補佐との職名で配属されたのですが、自分直属の部下はいませんでした。幸いなことに警察官の初任科の同期生も私と期を同じく上田市へ出向となった為、二人であれやこれやと相談しては対策を練り、実現していったのです。

安全対策は、机上で出来るものではありません。

まずは、守るべき対象である子供たちに、色々な知識を伝達することから始まります。

そして、親、地域を巻き込んでいかなければ、一歩も前には進みません。

ところが、なんとと言っても面食らったのは子供の反応でありました。

警察官をしていた頃、「筆者は現在：警察官に復職していますが」制服姿で子供の前に立てば、子供は黙っていても私の方に注目してくれました。

でも背広姿の「おっさん」に子供達は無反応です。呼びかけにも応じてくれません。

オジザンはね、この間までは「お巡りさんだったんだあ」などと言ったところで虚しい時間が過ぎるだけです。

そんな背広姿の「おっさん」に、「知らない人についていってはだめです。」とか「交通安全に気をつけましょう」などという話をして子供たちの心には全く響かないことは推して知るべしであります。

「参ったなあ〜」どうしよう。

正直、警察官時代には、安全教育にはそこそこの自信があっただけで、この時は本当に途方にくれました。

このままでは、ただやっただけで真の意味で子供の安全につながらない。

親や地域への説得力もなく無為な時間の浪費となる。

なんとかせねば：気ばかり焦る毎日でした。

おりしも、全国各地で幼い子供が被害者となる事案が続発したことに對し、市としても何らかの具体策はないのかとの市議会への一般質問が出されるとのことであり、背広姿の「おっさん」は警察官であったことの誇りにかけて、知恵を絞らなくてはならなくなりました。

### 三 それまでの対策

どこでもやっているとありますが、

① 青色回転灯のパトカーで、登下校の見回りをする。

② 背広姿のオジサンと、都合がつけば地元交番のお巡りさんが一緒になった安全教室をする。

③ 地域ボランティアを募って週末の繁華街のパトロールとゴミ拾い

これだけでも、筆者が今まで巡ってきた警察署から見た県内の他の自治体と比較すれば、頑張っている方だとは思いましたが、より高みを目指すためには、現状満足では足りません。

役所でも自治会でもそこに「警察官だった」という私たちに対して要求をしているわけでありまして、何か具体的な成果として残していくことが使命となるわけです。

## II 市長が歌った「となりのトトロ」

### 一 閃き

青色パトカーに乗って、子供たちに「気をつけて帰れよ」と声をかけながら市内を巡行する毎日。音もなく青色パトカーが通っただけでは振り返る者もなく寂しい。

これでは本当にパトロール効果があるのか、

「見回りをしているんだよ」

「気をつけて帰ってね」

「悪い気持ちの持っている人は、思いとどまってね」

というこちらの気持ちを子供達にも地域の住民にも届けたい。

何かアイディアはないか。

そんな時、ふと思いついたのが「となりのトトロ」のオープニングテーマソングである「さんぽ」だったのです。

「歩こう 歩こう 私は元気」

で始まるあの曲は、広く国民に愛される子供の元気な姿を象徴する素晴らしい歌です。

私たちが今の子供たちに体験してもらいたい原風景そのものがあのアニメにはあります。

この曲を青パトから流しながら走れば、いいかもしれない。

よし、これを使ってなんとかなるかも。

## 二 「となりのトトロ」で安全・安心プロジェクト

自分で勝手に名付けて、よっしゃと研究を開始しました。

この歌をそのまま流せば…どうなる？

CDを購入してそのまま流すのは、工夫がないと思いました。

今、自治体でも警察でも協働という理念が強く作用しています。何か施策展開を行うにも、市民参加を仰ぎ、結果を享受することが求められます。

それをここに結び付けなければ、青パトはただのカラパトになってしまいます。

さて、どうするか…。

「さんぽ」の歌詞を読みました。

「さんぽ」をすることで、目に映り体験できる自然の姿をリズムカルに読み込んでいることは改めてわかったものの、安全を訴えたい私たちとしては様々な体験をして欲しいものの「道草」はなるべくして欲しいはありません。

そこで、「替歌」にしてはと次の段階に進みました。

試行錯誤を繰返し、勤務中にヘッドホンをかけてカラオケをやるという姿を曝さらしながら作り上げた歌詞が次のものとなりました。

歌の名称も「さんぽ」から「良い子の約束」と変更して出来た歌詞は

一番

歩こう 私は元気

私は守るね 大事なきまり

知らない人から 呼ばれても

私は絶対に ついていけないよ

車に だって 乗らないよ

二番

歩こう 私は元気

あなたも 守ろう 大事なきまり

道路は ブンブン 車が走る

急な飛び出し とてもあぶないよ

しつかり 止まって 右・左

三番

歩こう 私は元気

みんなで 守ろう 大事なきまり

いろんな ルールがあるけれど

みんなを守る 大事な約束

あしたも 笑顔 うれしいな

一番…不審者対策

二番…交通安全

三番…ルール全般

の構成にし、かつ原曲の歌詞を活かしつつ、子供たちへの安全の願いを盛込んだものになりました。

三 嬉しかったFAX

ところがここで、大きな課題のあることに気がついたのです。

それは、著作権!!

個人的に歌って楽しむならまだしも、市役所が市民に向けて国民的ソングを替歌で歌うわけでありますから。著作権がクリヤー出来なければ全ては水泡に帰することとなってしまいます。

おそろおそろスタジオジブリの著作権担当者に相談してみました。

回答は

「ならば、企画書を送付して下さい」

とのこと、早速、A四の用紙一枚に趣旨、目的、歌詞を打ち込み祈るような気持ちで送付したのです。

数日後…

スタジオジブリ承認 J A S R A C（日本音楽著作権協会）に所定の料金を支払って用いて良いとの返事が届いたのです。

最高にうれしかった一枚の「FAX」でありました。

後日担当者にお礼の電話を入れたところ

あゝ あれならパロディーではないからですよ

と私の熱い思いとは裏腹にサラリとしたお答えではありましたが、これで大手を振って替歌が市民にアピールできるようになったのです。

J A S R A Cからの承認番号も戴き、所定の使用料を市費から支出していただき、大きな課題をクリアしたのでです。

#### 四 レコーディングをしよう

替歌ですから、もちろんCDなんかありません。誰かに伴奏してもらい、そして誰かに歌ってもらわなければなりません。

ここで、登場したのが教育委員会です。

市役所ですから、ゆりかごから墓場まで市民生活のすべての業務をつかさどっていますので、小学校で歌ってくれるところはないか…という私の願いに対して、即座に市内の歌唱力のある小学校の推薦を得ることができました。

担当教諭との打ち合わせもすんなり出来て約二週間の練習期間を置いてレコーディングの運びとなりま

した。

本来ならば、録音はそれなりのスタジオでとなりますが、残念ながらそこまでの手配が出来ず、小学校の放課後の体育館で自前の録音設備を持ち込んだの収録となりましたが、体育館の反響がかえって子供たちの元気を増幅してくれたようで、とても生き活きとした歌声を録ることができました。

##### 五 タッチ・アンド・ゴー

子供が元気に歌うと次に出てくるのは、体を動かす姿であります。

よし、歌に併せて体操をつけよう。

出来ることなら、防犯体操、交通安全体操にしよう。

防犯体操???コンセプトは立派でしたが、さてどんな動きが効果的か思案に迷いました。

そんな時に目にしたのが、「タッチ・アンド・ゴー」という記事であります。

「タッチ・アンド・ゴー」とは、飛行の操縦訓練で離着陸を繰り返すことでありますが、小さな子供が大人につかまれそうになった時、瞬間的にしゃがみ、捕まえようとした大人の後方にダッシュすると同時に大きな声を出すというもので、その動きが「タッチ・アンド・ゴー」と似ていることから名付けられた対不審者対策の「エスケープ動作」なのです。

とは、言え、体操やダンスはカラキシダメな私であり、とてもそんな創作は出来そうもありません。

そんな時、歌の収録風景を取材した地元テレビ曲から朗報がもたらされ、長野市内でバレエ教室を営むプロのバレエの先生が振り付けを考えてくれるとのこととなりました。

かくして、保育園の協力をいただいて子供たちにも動ける簡単な動作の中に「タッチ・アンド・ゴー」の動きも交えて、ついに歌も体操も完成したのでありました。

#### 六 市長が歌った「となりのトトロ」

次の舞台は市民へのお披露目です。

幸いなことに格好の機会が訪れました。

それは市内の防犯指導員の研修会で市長も来賓として出席を頂く機会があったのです。

市長に体操も：とお願いしたところですが、「歌で勘弁してくれ」とのことでしたが、歌うことについて御快諾をいただき、バックダンサーには保育園児を三〇名ほどをそろえ、集まった約一、〇〇〇名の市民の前で盛大な歌と体操の発表会となりました。

防犯団体、交通安全団体の研修会はお決まりパターンと成りがちですが、この時ばかりは華やかで、楽しい研修会となりました。

ちなみに市議会の一般質問の答弁でも市長がスタジオジブリのご承認を戴き、アニメとなりのトトロのテーマソングであります「さんぽ」の替え歌「良い子の約束」で、子供と地域の安全意識の高揚を図る活動をして参ります。と答弁したことは、言うまでもありません。



### Ⅲ 日本初の電気自動車パトカー

#### 一 劇的「ピフォア」「アフター」

総会での発表の後、早速青パトに歌声を乗せてのパトロールを開始しました。

子供たちの反応には、目を見張るものがありました。

今までは青色パトカーを見て、「何の車〜？」と怪訝そうに眺めていた子供たちでありましたが、「良い子の約束」が流れる車に、子供たちは笑顔で手を振り、またガラガラと歩いていた姿が、突然リズムカルな歩行に変わるのです。

たかが、音楽、されど音楽。

山形県でしたでしょうか、警察のパトカーがチャイムのメロディーを流しながらパトロールすることでパトロール効果が高まったとの話をききましたが、当にそれと同じことが言えているのだと思います。

#### 二 活用その二

録音した音源と体操はCDとビデオテープに入れて、市内の私立を含む全小学校、保育園、幼稚園に配付して子供たちへの周知を図りました。

そして、安全教室で訪れた時にはそれをテーマ曲として歌と体操を取り入れることとしたのです。

ちなみにその頃の私は、背広を脱ぎ捨て

ピエロ「ユッキー」としてすっかり変装して子供たちの前に立っておりまして。

警察官の服装からピエロの服装になった自分の姿を鏡に映したときに

「おい お前 そこまでするか」

と自問自答もありましたが、子供に話す時、その笑顔と真剣さを引き出すためには自分にはこれしかなかったのです。

「ブカブカズボンにフリルの衣装」この姿で子供と一緒に歌って踊り、最後に、ユッキーとの約束なんだっけ…？

止まることでしよう

知らない人についていけないことでしよう

信号守ることでしよう

チャイルドシートに乗ることでしよう

少なくとも、背広オッサン話より、効果を挙げたことは間違いありません。

### 三 eーパト

「良い子の約束」で青色防犯パトカーが市民に親しまれる存在になってきたことから、市長の肝煎りで全国初の電気自動車のパトカーを買っていただけのこととなりました。

その名も「eーパト」

命名の根拠は

電気のelectricの頭文字の「e」

教育のeducationの頭文字の「e」

省エネのecologyの頭文字の「e」

母なる地球earthの頭文字の「e」

良いことの音で「イー」

を頭に付けたパトカーという意味で、商標申請も済ませた優れたものです。

残念ながら私の市役所出向満了数日前の配車であったことから、私自身がこの車で子供たちの教室に行くことは出来ませんでした。後任者からの報告では、子供たちは今もニコニコと手を振ってくれ、巡回した地域では不審者情報は少なくなっているとの報告を受けています。

どうやら、「良い子の約束」は上田市に根付いたようです。

#### IV 皆を巻き込む

筆者の市役所への出向期間は二年間でしたが、最後にもう一つ成功した施策を紹介します。作戦名は「交通安全コロナペタ大作戦」

内容は、自治会、親子、そして市の建設課が協働してカラー舗装を塗るといふものです。

小学校の通学時間には、多くの子供が様々な方向から学校に集まって来るため、学校周辺は乱歩行状態となり、通行規制があっても危険な状況が出てくることしばしば発生します。

そのため、PTAからは、「取締をしろ」などという要望めいた苦情もしばしば提出され、さりとて、

継続的な取締をすることは警察としても人的限界があり、また一時的な取締だけでは不公平感がぬぐいきれません。

そこで、取組むこととしたのが、子供の歩く場所を皆で協働して作ろうというこの作戦です。やり方は簡単で、

- ① 道路の塗装部分をほうきで掃く
- ② 塗りたい部分の車道を区別するテープを貼る
- ③ 塗りたい部分にプライマーを塗る
- ④ プライマーが乾いたら色を塗る

資材は市役所が用意し、手は自治会やPTAが人手を出すのです。

ちなみに、「コロペタ」とは、塗るときにローラーを使ってコロコロ、ペタペタと塗っていくことから名付けたもので、今では上田市内の各所で行われ、ちょっとした地域行事になっています。

反響については、

自分達で塗った道と言う気持ち子供にあるのでしょいかキチンとカラーの上を歩いていますよ。車の人もその上には停めにくいようで駐車も減りましたとのありがたいお答えでした。

## VI 三途の川の渡し賃

私がお世話になった上田市は、真田氏の故郷であり、市内各所に六文銭のロゴがあります。

聞くところによると、六文とは三途の川の渡し賃なんだそうで、御丁寧に信号の地点表示板にも六文銭が描かれており、「うーん 横断は命がけか」と意味深な笑いに誘われました。

そんな、冗談はさておいて、

真田氏は六文銭の旗印を受けたとき、死ぬ気でやれば何でも出来るとの教えを受けたとのこと。

筆者は死ぬ気にはなりませんでしたが、警察官という職を一度は辞してチャレンジした職場でありましたから、多少なりとも近いものはあったかもしれません。

自分をあえてピンチにしてその中で新たな道を模索した結果、今回の成果を見出すことが出来たと思います。

つたない資料ではありますが皆様の、安全対策の一助となれば幸いです。

# よい子の約束

となりのトトロ「さんぽ」より

## 1 ほん

あるこう あるこう わたしは元気  
わたしは守るね 大事なきまり  
知らない 人から 呼ばれても  
私は絶対に ついて 行かないよ  
車にだって 乗らな・い・よ



## 2 ほん

あるこう あるこう 私は元気  
あなたも 守ろう 大事なきまり  
道路は フンフン 車が走る  
急な飛び出し とても危ないよ  
しっかり 止まって みぎ・ひだり










## 3 ほん

あるこう あるこう 私は元気  
みんなで 守ろう 大事なきまり  
いろんな ルールが あるけれど  
みんなを 守る 大事な約束  
あしたも えがお うれしいな  
あしたも えがお うれしいな










## よい子の約束 ダンスの動作解説

振付  
白鳥バレエ学園 白鳥まゆり

	動作	番号	歌詞 & 動作解説
前奏・間奏			右側から、右1回・左1回・まん中三回の順で手拍子します
			この動作を二回繰り返します
I		1 抜こう・抜こう 2 抜こう・抜こう 3 抜こう・抜こう	右足から、歩き出します おおきく手を振って元気に歩きます 歩く歩数は8歩です
II		1 私は 元気 2 私は 元気 3 私は 元気	右手・左手と手を横にして元気をアピールします 元気の歌詞の時、膝を二回屈伸します
III		1 私は 守るね 大事な きまり 2 あなたも 守ろう 大事な きまり 3 みんなで 守ろう 大事な きまり	I と II を繰り返します
III		1 知らない 人から 呼ばれても 2 道路は フンフン 車が走る 3 いろんな ルールが あるけれど	右へ移動して 四歩目で右手を突き上げてパンチ 左へ移動して 四歩目で左手を突き上げてパンチ これを2回繰り返します
IV		1 私は 絶対に 2 急な飛び出し 3 みんなを 守る	右足から三歩後ずさりし、四歩めでしゃがみます

※ この動作がタッチ&ゴーの動きです

V		<p>1 ついていかないよ 2 とても危ないよ 3 大事な 約束</p> <p>ひと呼吸おいて、立ち上がり、一周スキップします</p>
III		<p>1 車にだって 2 しっかり 止まって</p> <p>真っ直ぐに立って、頭と足でリズムをとります</p>
IV		<p>1 乗らないよ 2 右・ひだり</p> <p>右、左の順番で、指さし安全確認をします</p>
エンディング		<p>3 明日もえがお</p> <p>腕を頭の上に組んで、リズムカルに体を振ります</p>
		<p>うれしい</p> <p>軽くジャンプしながら腕を「広げる・閉じる」の動作を二度行います</p>
		<p>な～</p> <p>四歩 歩きます</p> <p>この動作を二回繰り返します</p>
ラスト	<p><b>Yah!!</b></p> 	<p>ヤー</p> <p>元気よく右腕を突き上げます</p>



※ 詳しくはビデオの動き参考にしてください。



# 子供の安全をいかに守るか

〜大人から変わっていじめ根絶を目指す〜

主婦

杉山亜矢子 (49)

## 1、はじめに

現代社会において、子供を取り巻く環境は極めて複雑で危険なものとなって来ている。その危険を与える可能性のあるものは一つにとどまらず、複数考えられ、どれも軽視する事は出来ないが、その中でも年々深刻化し、多くの子供達を心の底から悩ませ自殺にまで追いやるいじめ、実に根絶の難しい【いじめ】に

資①表 いじめの認知学校数及び認知件数（平成18年度）

## 1. 認知学校数

区分	計	小学校	中学校	高 校	特殊教育 諸 学 校
国立	94	36	49	4	5
公立	20,898	10,875	7,403	2,475	145
私立	1,167	71	377	718	1
計	22,159	10,982	7,829	3,197	151
比率	(55.0)	(48.0)	(71.1)	(59.1)	(15.0)

(注) 比率は各学校数に対する割合。

## 2. 認知件数

区分	計	小学校	中学校	高 校	特殊教育 諸 学 校
国立	454	196	239	7	12
公立	119,360	60,380	49,443	9,166	371
私立	5,084	321	1,628	3,134	1
計	124,898	60,897	51,310	12,307	384
比率	3.1	2.7	4.7	2.3	0.4

資料：文部科学省初等中等教育局「平成18年度生徒指導上の諸問題の現状について」2007

ついで様々な角度から現状と実態を見直して、本質を深く分析・考察し、いじめがなくなり子供達に真の笑顔が戻るよう、そして、未来の日本を生き生き背負っていくことが出来る様、手立て・方策を導き出し、提言していきたいと考える。

## 2. 現代のいじめの現状と実態

## ア、いじめのある年齢

はじめに、子供の年齢と人数を、学区区分の小学校（七歳～十二歳）・中学校（十三歳～十五歳）・高等学校（十六歳～十八歳）・特殊教育学校に分けて見ると、平成十八年度におけるいじめの国・公・私立の総認知件数は、小学校児童（六〇、八九七人）中学校（五一、三一〇人）高等学校（二二、三〇七人）特殊教育学校（三八四人）である。「資①表2」言うまでもなく、小学校は学年が一～六年まであり、児童数も多いので単純な比較は出来ず、いじめの認知件数の合計は、小学校が最多だが、一校当たりの認知件数で比較すると、いじめの発生率は中学校が一番多くなっているのが表から見てとれる。又、公立学校のいじめ発生件数の推移を見ると、昭和六十年年度の、いじめ発生件数は多い順に、小、中、高と、小学校がトップである。「資②表」だが、その後平成

資②表 公立学校でのいじめの状況の推移（昭和60年度～平成18年度）

区 分		学 校 数 (校)					件 数 (件)				
		総 数	小学校	中学校	高 校	特殊教育 諸 学 校	総 数	小学校	中学校	高 校	特殊教育 諸 学 校
発 生	昭和60年度	21,899	12,968	7,113	1,818	—	155,066	96,457	52,891	5,718	—
	平成 2	7,454	3,163	3,403	888	—	24,308	9,035	13,121	2,152	—
	7	16,192	8,294	6,160	1,650	98	60,096	26,614	29,069	4,184	229
	12	9,345	3,531	4,606	1,151	57	30,918	9,114	19,371	2,327	106
	13	8,085	2,806	4,179	1,050	50	25,037	6,206	16,635	2,119	77
	14	7,599	2,675	3,852	1,029	43	22,205	5,659	14,562	1,906	78
	15	7,860	2,787	3,934	1,094	45	23,351	6,051	15,159	2,070	71
	16	7,599	2,671	3,774	1,115	39	21,671	5,551	13,915	2,121	84
認 知	17	7,376	2,579	3,538	1,223	38	20,143	5,087	12,794	2,191	71
	18	20,898	10,875	7,403	2,475	145	119,360	60,380	49,443	9,166	371

(注) 1 昭和60年度は、昭和60年4月1日～10月31日の値。

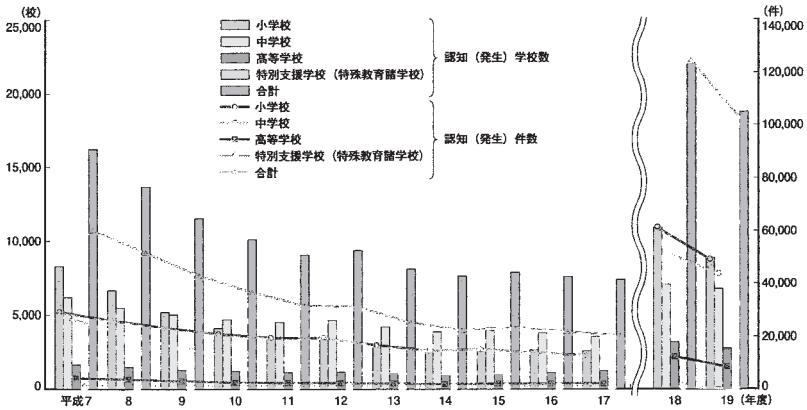
2 平成17年度までは、発生学校数と発生件数。18年度からは、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお起こった場所は学校の内外を問わない。」として認知学校数と認知件数を調査。

資料：文部科学省初等中等教育局「生徒指導上の諸問題の現状について」

十七年度までは、中、小、高と中学校が小学校と入れ替わりトップになり、平成十八年度には再び小学校がトップとなる。「資②表」「資③図」においても、平成十八年度になり、いじめの見直すと、国立学校・私立学校も調査に加えると、いじめ総数は著しく増加し、いじめの多い区分別順位は前述同様、小学校がトップに浮上する。それだけではなく、どの区分層も急増し、いじめが見直される前までは、学校でのいじめは見過ごされカウントされていなかった事が明らかになった。又、国立・私立校でもいじめがある事を意味し、これらを考え合わせると、小学校からいじめが根を張り、中学校になってさらにいじめの比率は高くなり、深刻さが深まってきているのがよく分かる。

平成十九年三月の埼玉県教育委員会の実態調査結果報告書を見ても、いじめの被害経験・加害経験共に多いのは、小・中学校時代であるという結果が出ている。「資④グラフ」又、男女別、学年別いじめの認知件数の平成十八年度調べでは、中学一年生（十三歳）が突出しており、次いで中学二年生が（十四歳）多く、その男女比は、ほぼ同じか男子が少し上回るが、男子は自殺

資③図 いじめの認知(発生)学校数・認知(発生)件数(国公立学校)の推移  
(平成7年～平成19年度)

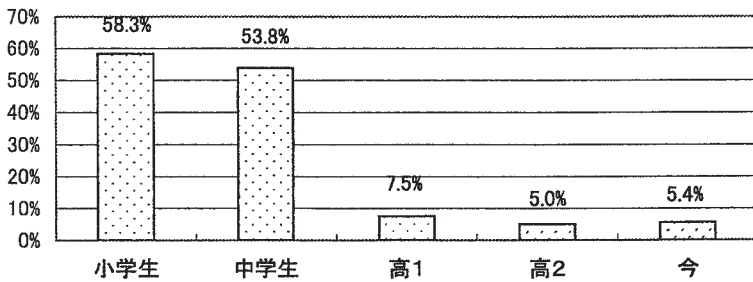


(注) 1 平成17年度までは、公立学校を調査。平成18年度からは国・私立学校も調査。  
 2 平成18年度に調査方法等を見直している。  
 3 平成17年度まではいじめの発生学校数、発生件数。平成18年度からはいじめの認知学校数、認知件数。  
 4 平成19年度から、特殊教育諸学校は特別支援学校。

資料：文部科学省調べ

資④グラフ いじめの被害、加害両経験のある学年校種別の状況

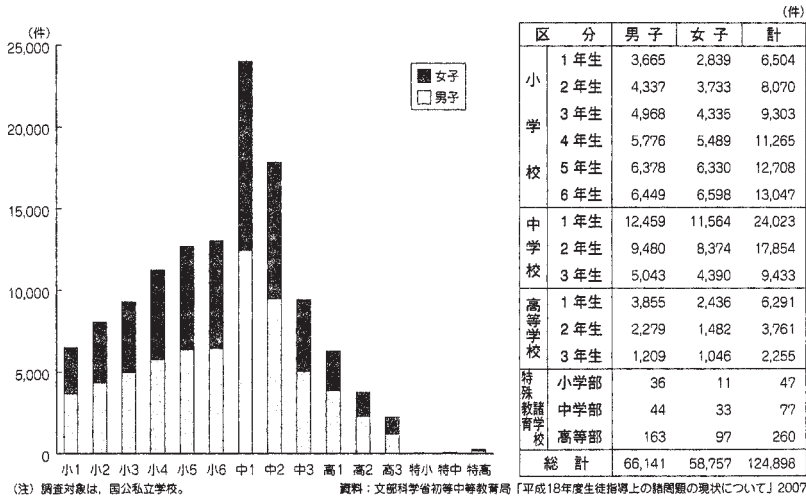
「小学生の頃」が58.3%と最も多く、「中学生の頃」が続いて多くなっている。高校生になってからは激減している。  
 しかし、5.4%の生徒が「今もいじめられている」と回答した。



	小学生	中学生	高1	高2	今	n
高2	375	346	48	32	35	643

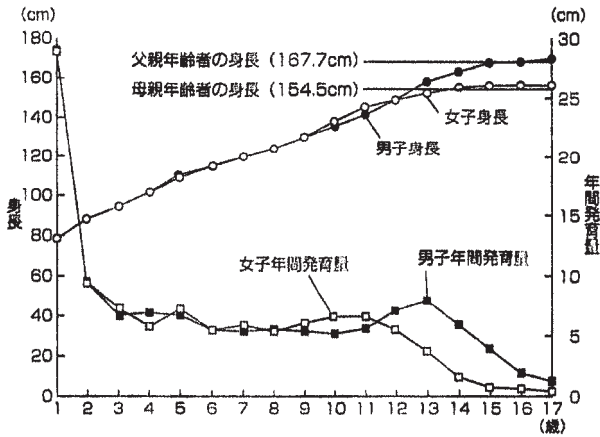
「いじめに関する実態報告書」埼玉県教育委員会（平成19年3月）

資⑤グラフ 男女別、学年別いじめの認知件数（平成18年度）



にまで追い込まれるケースも多い。全体的にみると、小学一年から中学一年まで年齢が高くなるにつれ、いじめは増加し、中学一年でピークを向かえ、高校生になり学年が上がるに従って次第にいじめは激減する。形としては、中学一年を頂点とした山形のグラフになっている。「資⑤グラフ」小学生にいじめは多くても比率は中学生ほど多くはなく、自殺にまでは追い込まれてはいない事を考えると、いかに中学生のいじめがひどいものかと言うことが推測される。どの学年にもいじめはあり、どの時期も心身共に発達途中の未熟な且つ多感な年頃と言えるが、特に中学一年生に多発している事を考えると、中学一年生は常に疲れを訴えていて、成長ストレス、生活スタイルに伴うストレス、学校ストレス等、特に学校の中でもストレスを起すストレスラーが多くなっているという事が言える。身体的変化についても、色々なホルモンの分泌が生じており、こうしたホルモンが大量に分泌され、行動が制

資⑥グラフ 1975年生まれの男女の身長と年間発育量の推移



注：父親および母親年齢者の身長は、40～49歳の平均値を用いた。

御出来なくなると言う報告もある。「資⑥グラフ」

又、インターネットの使用なども関係があるのではないかと推察される。

### イ、いじめの形態

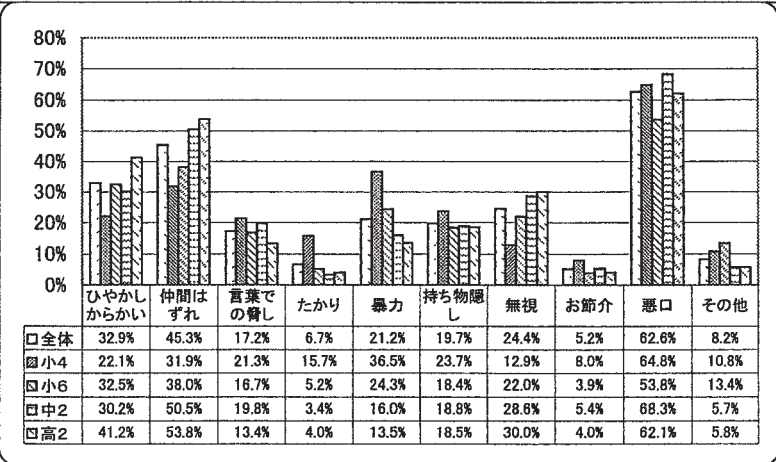
では、どんないじめ方をするかと言うと、まず、悪口から始まって、ひやかし・からかい、無視、仲間はずれ、物隠し、暴力、嫌がる事・困る事・恥ずかしい事を強制する、脅し、金品恐喝、そしてさらに巧妙に携帯電話やパソコンでのネットいじめで、陰湿に執拗に嫌がらせを行うなど、どんどんエスカレートし、プロ顔負けの方法まで考え出す。これが、一対一ならまだしも、次第に一対多になり、いわゆる弱いものいじめが集団で行われ、長期に渡って続けられていき、いじめられる被害者は親身になって相談にのってくれる者も見い出せず、孤独のうち一人困窮を極め、悩み苦しみ、最後には追い詰められ行き場所を失って、自ら命を絶つ事態も出てくる。

「資⑦グラフ」昔に比べて明らかにいじめの質が変わっ

資⑦グラフ

(2) どのようないじめでしたか(複数回答) 図1-8

どの校種も「悪口を言われた」が最も多い。「仲間はずれ」「無視」は、学年が進むにつれ増加している。  
暴力では小4が36.5%と最も多く、学年が進むにつれ減少していく。  
「その他」では、全ての校種で「落書きをされた」「うわさ話を広げられた」「いやなことをされた」等がある。



	ひやかしからかい	仲間はずれ	言葉での脅し	たかり	暴力	持ち物隠し	無視	お節介	悪口	その他	n
全体	567	782	297	116	365	340	421	90	1,080	142	1,725
小4	86	124	83	61	142	92	50	31	252	42	389
小6	99	116	51	16	74	56	67	12	164	41	305
中2	117	196	77	13	62	73	111	21	265	22	388
高2	265	346	86	26	87	119	193	26	399	37	643

【いじめに関する実態報告書】埼玉県教育委員会 (平成19年3月)

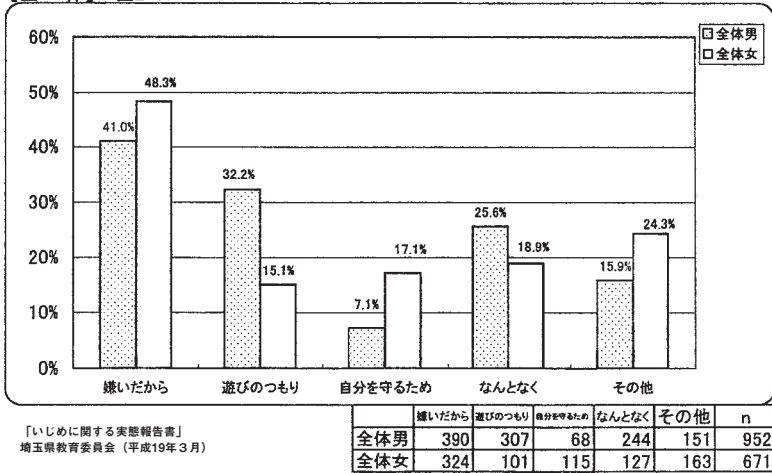
てきたと言わざるを得ない。  
ウ、いじめの背景  
い なぜいじめめるのか(加害者)  
いじめめる理由を大きく分けると三つに分けられる。  
一つは、異質排除。二つ目は妬み・羨望・被圧迫感。三つ目は人権侵害である。  
例えば、どういう事かという  
と、一つ目の異質排除では、良い子ぶる・生意気、力が弱い・無抵抗、態度・動作が鈍い、仲間から離れようとするなど、自分とは異質だと感じ、排除しようとし、自己のいらつき、ストレスを本人にぶつけている。子

資⑧表

(3) いじめをした理由はなんですか(複数回答)

「嫌いだから」「自分を守るため」は女子に多く、「遊びのつもり」「なんとなく」は男子に多い。小4で男女差がほとんどない「遊びのつもり」が、小6で大きく差(男子23.4%、女子7.1%)が現れ、その後も続く。小学校で男女差が少ない「自分を守るため」は、中2で急激に違い(女子19.4%、男子5.9%)を見せ、高2でも同様の傾向である。高2の男子は、女子よりも「遊びのつもり」で「なんとなく」いじめている傾向が他の学年よりも顕著である。

【全体】 図2-30



供達は、総じてこの感情を嫌いだからと述べている。「資⑧表」

二つ目の妬み・羨望・圧迫感では、自分より優れている、先生に可愛がられている、でしゃばり等である事がいじめの側にとって不快に感じられ、いじめと行う行動にでているようである。

三つ目の人権侵害、これは外国人だから、障害があるから、知能が低いから、貧しいから等という理由である。

どの理由も理不尽だが、これは特人間として絶対にはいけない差別である。何か満たされない心を埋めるために、自己の優越感を誇示しているものである。最も恥ずべき行為である。

概していじめの側になる子は、家庭環境、生育歴にも恵まれ、成績優秀な



子が多い反面、他人の心を考えたり、人の身になって物事を見る事が苦手な様である。

ii なぜいじめられるのか(被害者)

なぜいじめられるのかは、いじめる側の種々あげた理由の裏返しになるので省略するが、それはいじめられる理由にもならない理不尽な事ばかりである。だが、被害者は、面と向かって悪口を言われたり、皆に言葉でからかわれたりしているうちに何となく理由を察していく。そこで、清潔を心掛けたり、言動に気を付けたりと、異常な程気を遣い、神経をすり減らしていく。基本的な生活習慣が少しだらしがなかったり、外の者より動きが緩慢だったり、そんな些細な事がきっかけになりいじめのターゲットにされてしまう。また、そのいじめをただただ我慢して、何の抗議も出来ずにいると、益々逃れられなくなってしまう。多勢に無勢、とてつもなく卑怯な相手達にたった一人で太刀打ちするのは並大抵の事ではない。「資料⑨表」

### 3、いじめによる自殺について

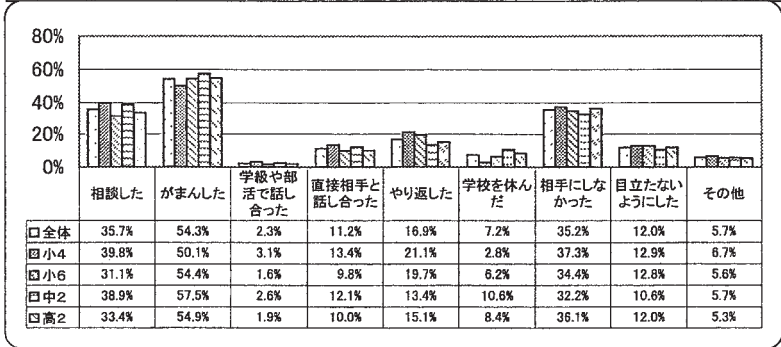
#### A、遺言等による本人の心の考察

いじめによる自殺をした子供達十二人(中学生十一人、高校生一人)と保護者の状況・心情をそれぞれに記したある本があった。そのいじめ自殺の内訳をみると、十二人中九人が男子で、しかもその九人中、五人が中学三年生で、なんと男子自殺者の五六パーセントを越える割合になっていた。長い間いじめに耐え続けた末の自殺であり、なんとも痛ましいとしか言いようがないが、遺書を遺す子も多く、その中には

資⑨表

(4) いじめられたとき、あなたはどのようなことをしましたか 図1-11

小・中・高校とも「がまんした」が最も多くなっている。また、「相談した」「相手にしなかった」も多くなっている。「その他」では、小4が「やめてと言った」「先生に言った」、小6が「他の友達と過ごした」「先生に言った」が多い。  
中2では「他の友達と仲良くした」、高2が「気にしない」「他の友達と過ごした」がある。



	相談した	がまんした	学級や部活で話し合った	直接相手と話し合った	やり返した	学校を休んだ	相手にしなかった	目立たないようにした	その他	n
全体	616	937	39	193	291	125	607	207	99	1,725
小4	155	195	12	52	82	11	145	50	26	389
小6	95	166	5	30	60	19	105	39	17	305
中2	151	223	10	47	52	41	125	41	22	388
高2	215	353	12	64	97	54	232	77	34	643

「いじめに関する実態報告書」埼玉県教育委員会（平成19年3月）

両親に対する感謝・謝罪と、今迄いじめられてきたいじめの内容、いじめた子の氏名、悩み苦しんだ心境などが記されていた。以外にもいじめた子への恨み辛みなどはあまり書かれてはいなかったが、親身になってくれなかった教師への失望は綴られていた。それほどまでに、絶望し、人生に疲れ果ててしまったのである。

〔資⑩⑪遺書〕

イ、遺族である保護者の心中

保護者の心中は、まず、親として気持ち、救ってあげられなかった事への無力感・後悔がある。そして、いじめた子・その保護者や、教師等に向けられる気持ちも強い。特にいじめた子やその保護者、又、周囲の保護者の反省の薄さ、「うちの子はいじめる方だから安心…」など

## 資⑩遺書

## 遺書（全文）

ねえ、この気持ちわかる？ 組中からさげられてさ、悪口言われてさ。あなただったから生きていける？ 私もうその自信ない。せつかく育ててくれたお母さん お父さんには悪いけどさ。お母さん お父さん、ありがとう。本当にありがとう。でも、みんなは、たかが、いじめくらいでと言う人もいるけど、私のはそんなに甘くない。ありがとう、私にやさしくしてくれたみんな、ここまで育ててくれたお母さん お父さん。

私は、この世が大きらいだったよ。

私はあなたたちをゆるさない 一年三組○さん ○さん ○さん ○さん ○さん  
○さん、もうだれもいじめないで……。

## 資⑪遺書

家の人そして友達へ。突然姿を消して申し訳ありません。くわしい事については○とか△とかにきけばわかと思う。俺だって、まだ死にたくない。だけど、このままじゃ「生きジゴク」になっちゃうよ。ただ俺が死んだからって他のヤツが犠牲になったんじゃないんじゃないか。だからもう君達もバカな事するのはやめてくれ、最後のお願いだ。

「せめてあの時一言でも」  
鎌田慧著  
(株)草思社 (1996年)

「せめてあの時一言でも」 鎌田慧著  
(株)草思社 (1996年)

と言う価値観の崩壊した母親の言葉には啞然としたと記している。そして何より許せなかったのは、いじめの事実を知りながら止めようとしなかった教師、いじめの事実を隠べいしようとする、誠意のかけらない学校（校長）、教育委員会には憤り以上の感情と強い不信任がある事が記されていた。

ウ、いじめた子・その保護者、周囲の子供達・その保護者の道徳心

イ、でも述べた様に人間一人の命を不当に奪っておいて、その反省は十分とは到底言えない。周囲の子供も保護者の一部の者は止めなかった事を反省するどころか、自分でなくて良かった自分の子でなくて良かった、とも思えるような言動をしている。「いじめられるより、いじめる方がいい」的な誤った利己的な心がそこには見える。正義感、道徳心・友愛の心はどこかに捨ててしまった大人と子供の姿がそこにはあった。

又、相談施設である児童相談所はどんな手助けをしていたのかも不明である。近年では、いじめによって植物人間にされてしまった子もいるのだ。信じがたい現状である。

#### 4、いじめ行為の被害者・加害者・周りの子供達に及ぼす影響

いじめが発生すると、被害者の生活は一変する。まさに天国と地獄である。毅然として、抗議が出来れば身を守る事も可能だが、それが出来ないとなると毎日が地獄と化する。いじめの張本人の加害者は、ストレスを発散してすつきりし、頭に乗るだけでなく、周りの子供達も巻き込んで調子に乗る。

周りの子供達もいじめを止めようとせず迎合し、次第に一对多になってしまふ。周りの子供達は、恐る

しい事には巻き込まれたくないと言う姿勢が身に付いており、一人をいじめる事で輪を作り友達だと確信しようとして、悪循環に陥っている。当然ながら、被害者にはひとかけらの罪もないが、結局のところ加害者も周りの子供達も自分に自信のない、皆弱い人間なのである。

## 5、いじめの土壌

### ア、人間の本質的な心（深層心理）

人間は弱い部分を心の底に持ち、誰の心の中にも様々な煩惱がある。自分を受け入れて欲しいと思う心、怒る心、嫉妬する心、全てそうである。かつては肌の色が違うというだけで様々な差別が存在していた。日本にも、身分制度や職業による差別もあった。誰に教わった訳でもないのに、無意識の内にそのような人間を何らかの理由で分けようとする作用が心の中で働いてしまう現実があり、それは自分の意思を超えたところに存在する。

### イ、日本人の特性に関わるもの

特に、日本人氣質として、太古の昔から島国であり、国を構成する民族が少数であった為、群れたり、等質性を好みそれを逸脱する事に違和感を持つと言う特性が多少なりとも関わっているように思える。自分が健全で幸福な時は優しく理性的でいられるが、ひとたびストレスがのしかかると、心の奥底に潜んでいたいじめたくなる心を押さえ切れなくなる。また、そのストレスに対する防波堤も年々低くもろくなってきた結果、現在の事態になってしまっている。

資⑫表 共働き世帯数及び割合の推移

区 分	典型的 世帯数	典型的一般世帯		子どものいる 典型的一般世帯			
		共働き世帯数	割合(%)	共働き世帯数	割合(%)		
昭和60年	1985	2,591	722	27.9	1,940	576	29.7
平成 2	90	2,654	823	31.0	1,888	642	34.0
7	95	2,766	908	32.8	1,835	665	36.2
12	2000	2,867	942	32.9	1,791	671	37.5
17	05	2,910	988	34.0	1,742	695	39.9
18	06	2,890	977	33.8	1,715	683	39.8

(注) 1 共働き世帯：夫と妻がともに就業者（うち非農林業雇用者）の世帯。  
 典型的一般世帯：一般世帯のうち、夫婦のみ、夫婦と親、夫婦と子ども、夫婦・子どもと親から成る世帯。各年2月。  
 2 労働力調査特別調査は、平成14年1月より労働力調査に統合された。資料：総務省統計局「労働力調査特別調査」/「労働力調査」

資⑬表 母子・父子推計世帯数の推移

区 分	母子世帯	総世帯に 対する割合(%)	
		母子世帯	父子世帯
昭和50年	374	1.1	0.2
55	439	1.2	0.3
60	508	1.4	0.3
平成 2	543	1.3	0.3
7	463	1.2	0.2
12	597	1.3	0.2
17	691	1.5	0.2
18	788	1.7	0.2

(注) 1 母子世帯・父子世帯：  
 死別、離別その他の理由（未婚の場合を含む）  
 で、現に配偶者のない165歳未満（平成8年以前  
 は20歳以上60歳未満）の女（男）（配偶者が長  
 期間生死不明の場合を含む）と20歳未満のその  
 の子（養子を含む）のみで構成している世帯。  
 2 平成7年の数値は兵庫県を除いたもの。  
 数値は平成9年の定数にもとづく。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

ウ、強い個人主義、競争社会の弊害（政  
 治・社会構造）

戦後、民主化を目指しアメリカに習って作  
 られた、教育基本法の個人主義や物質主義は  
 次第に傾向が強くなり、高度成長計画も加  
 わってあらゆる競争が勢いを増した。勿論、  
 個人の尊重は大切な事であり、戦争に破れた  
 祖国を一日も早く復興する為には必要であつ  
 たが、またこれも急速であつた為に、教育は  
 戦前と間逆になり、受験戦争が勃発、人を押  
 しのけてでも自分が抜きん出るといふような  
 考えも出現し競争は激しくなり、友愛より  
 個、という社会風潮を生み、他人に対する寛  
 容さが失われてしまった。

工、家庭教育力の低下（忙しすぎる大人  
 達・子供達）

現代の日本社会では、人並みに子供を育て

教育し生活していく為には、莫大な費用がかかり、父親の給料がある程度高くないと母親まで働きに出ざるを得ない。以前に比べ、共働き家庭・ひとり親家庭も増加している。又、より豊かな生活を望むのも一因である。「資⑫⑬表」本来家庭とは、父親が家長として絶対的な責任と役割を持ち、家庭教育は母親だけでなく、父母両方が協力して行うべきものである。日常の基本的な生活習慣から始まって、善悪の判断、言葉遣い、礼儀作法、道徳的な事等、言ってみれば学問以外はほとんど全てを生活全般の中で適宜言葉で、あるいは身を持って、子供が成人するまで教え導かなくてはならない。父親・母親が共に家庭における絶対的な教育者なのである。しかし、この当たり前の営みが忙しすぎる為に出来ない事に加え、子供達も塾やら稽古やらにと非常に忙しく日々明け暮れ、結果的に家庭教育どころか会話さえ失い、信頼関係まで無くしてしまっている。又、核家族化が進み、祖父・祖母等との別居が増え、比較的余裕を持って子供を見守る人間が少なくなってきた為、子供も相談をする事が少なくなり、保護者は子供のSOSを見逃してしまい自殺をされて初めて事の重大さに気付くのである。大切なわが子を愛し守り、時間をかけて育てていく、その時間も心の余裕も今の大人にはないのである。少し古い一九九八年の資料ではあるが、世界的に見ても、日本の家庭の躰における価値観は四十三ヶ国中三十七位とかなり低位である。そして子供達も、金銭の価値に重みを感じ他国の子供達に比べて愛他性が低い結果が出ている。「資⑭表」

#### オ、学校教育の崩壊（道徳教育の不足、ゆとり教育の失敗）

学校教育においては、「ウ、」でも述べたように、戦後、教育が知育に偏り過ぎ徳育が軽視され、バブル崩壊で勤勉性は墮落、ゆとり教育では「ゆとり」が「ゆるみ」につながり学力の低下を招いた。アメリカ

資⑭表 青少年の愛他性に関する5ヶ国比較 (1997年)

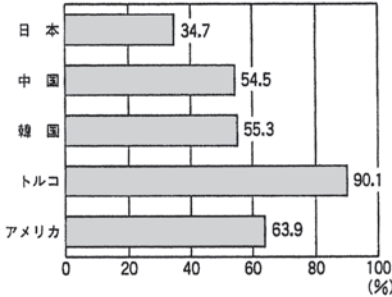


図 1-2 目上の人にていねいな言葉を使う

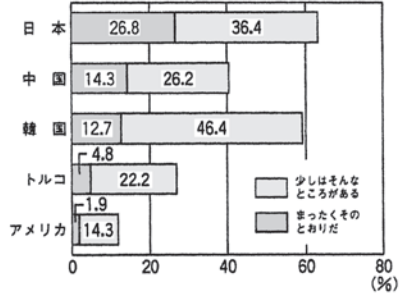


図 1-1 私は人前に出ることがとても苦手だ

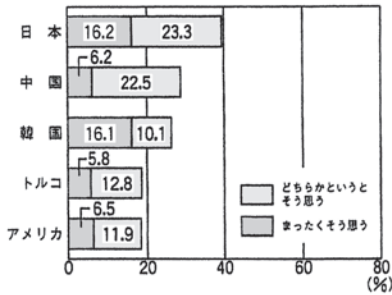


図 1-4 人生にはお金がなにより大切だ

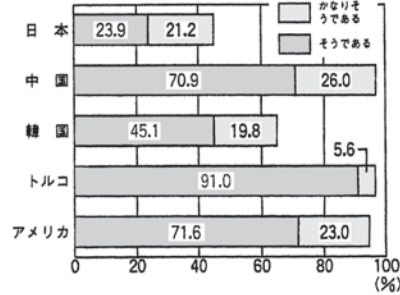


図 1-3 父を尊敬している

のキルパトリックも価値の相対主義ははびこり、子供達は道徳的文盲に陥ったと語った。子供達の価値観は一層混乱し、夢や目標が分かりにくくなった心の隙間にいらいらやストレスが発生し、それは、短絡的にいじめに向けられる様になる。教育における、子供への自己鍛錬への働きかけが不足している、と指摘する学者もいる。事実、我慢や忍耐が出来ない子供が以前に比べ非常に増えた。

**力、人間力の低下**

人間は実は弱い者であり、心の底に怒り・妬み・不条理な面を持っている。確かにその通りである。しかし、イギリスのジョン・ロックは人間も他のものと同様に人類に特有の



存在法則を持っている（自然法）と説く。生まれてから誰にも教わらなくても最低限度の道徳心は自然に備わっているということだ。しかし、それを正しく発揮させる為には道徳教育は不可欠だという。確かに現代は今まで述べてきたように、子供達を正しく強く啓発し、伸ばしてはいないように思われる。また、核家族化による、他世代との関わりの少なさや大人が子供を甘やかすあまり、人間としての資質である理性・道徳心・コミュニケーション能力・己を知る謙虚さ・宿命を受け入れる潔さ・不条理を生き抜くたくましさ・日本人である事の誇り等々がかなり低下し、いじめの抑止力として機能していないと考える。

キ、テレビゲーム等による仮想体験・パソコン等の情報氾濫による実体験不足の為の想像力の欠如

文明の利器はどんどん進化し、まるで留まるところを知らないようだ。始めは良かった。人々の労苦を助け、負担を軽くし余暇を家族の団欒に貢献した。では、現在はどうか、と考える。子供達だけでなく、大人達までが時間の許す限り、パソコンや携帯電話やテレビゲームに支配され、一緒に居ても皆別々にそれらに興じ、ゆっくり話をしようとしめない。まさに、没交渉、個人主義の弊害の極みである。この環境では子供達にコミュニケーション能力が育つ筈もなく、友達関係を築く基礎にすらならないであろう。それどころか、実在の人間・自然・動植物との関わりの中で学ぶべき、命の尊さ・自己以外の存在を尊ぶ心・他人の心を受け入れ思いやる心も又、育つ筈がない。そして、いかに自己が成長していないかに気付くすべもないのである。そんな子供が、安易にいじめに走ってしまうか、己がいじめを受けてしまうのである。

## 6、いじめ根絶に向けての提言、社会の果たすべき役割

### ア、清貧のすすめ（家庭教育の充実）

いじめられる子もいじめめる子も、子供にとって一番大切なのは家族愛である。家庭で大切にされ、暖かく受け入れられ、愛されていると実感させる事はいじめを無くす素地になる。家庭が絶対的な心地良い居場所となれば情緒も安定し、穏やかな心で素直に育って行くのである。つまり、出来る限り母親は働きにせずに家に居て、父親と協力しながらそれぞれの役割を果たし、子供の養育に努めるべきである。出来るだけ子供と触れ合い、遠慮せず様々な事を話し理解を深め合いつつ、学問以外の躰から道徳に至るまで、日常生活の中で随時教え導く義務がある。決してその事を学校任せにしてはならない。何かの事情で保護者が一人の場合は国や行政の助けを借りて、出来るだけ子供と居る時間を長くする努力が望まれる。国や行政は全力で支援すべきである。子供の心は物質ではなく、心を行き届かせる事で育つものであり、清貧は子供を強くする。金銭や物質は必要なだけあれば良いのである。

### イ、学校教育における道徳教育の充実とカリキュラムの見直し（修身的要素の復活）

いくら価値観が多様化したとは言え、普遍的な善悪の基準は存在する。

日本の学校教育は、戦前・戦後と幾度か改革されて来たが、今論じているいじめの根絶において、学校教育で一番足りないものは道徳教育である。

本来道徳教育は各家庭が家庭生活全般において担い、躰と共に主導すべきものであるが、親子共に忙し

すぎたり、親の価値観の変化等からほとんど機能していない。となれば、学校では今まで以上に道德教育に力を入れ強化しなければならない。温故知新、日本古来の修身的精神を部分的にもっと指導内容に入れるべきである。「資⑩教育勅語現代語訳」そこには、親、兄弟、夫婦、友達を大切にすること、徳性を高める事等、今、いじめられ、いじめる子供にとって直接的に作用する必要な精神が掲げられているからである。特にサイドラインを引いた親兄弟を大切にすること、友達を大切にすること、幼いや弱者を助ける等々、現代人の不足している重要な事が記されている。これらを繰り返し教え、家庭教育を後押しせねばなるまい。

### ウ、「人間科」の新設

さらに新たに、週一時間新しく「人間科」という科目を設け、徳の追求が目的の「道德」とはまた違う、生の間を探る。人間の心や・心と身体つながり、人間の複雑さ・多面さを考えさせ、一人人間とはどんなものなのかを皆で真剣に話し合う過程で、自己理解・他者理解を深めさせ、最終的に個性尊重の精神を成熟させ、いじめがいかにエゴイステックで無意味な事に気付かせたい。人間を探るといふ事は時として宗教的・哲学的な話に及ぶ可能性があるがそちらに傾倒しない様バランスよく指導を進めていく事が望まれる。

### エ、多種・多様な実体験の重視（教科学習内にボランティア、職業体験等を取り入れる）

先に述べた様に、今の日本の子供達は、座学やパソコン・テレビゲーム・携帯等仮想体験ばかりが多く、身体を動かしたり、身体を鍛えたりする機会が少ない。頭ばかりで考えていると、そこに何らかのフラ

## 資⑮教育勅語現代語訳

トレーションがたまり、ちよつとした事でキレたり、それを弱者に向けるいじめのきっかけともなりやすい。そこで、自分で考え企画実践することや、先駆的な、又、求めに応じたボランティア活動を行うなど、様々な実体験を豊富にする事（老人ホーム、保育園、病院、清掃活動等）が大切である。勿論、その実施

教育勅語 現代語訳（実際教育勅語は明治23年10月30日に発せられた）

わたくしは、われわれの祖先が、遠大な理想のもとに、道義国家の実現をめざして、日本の国をおはじめになつたものと信じます。そして、わが国民が忠孝両全の道を究うして、みんなて心を合せて努力した結果、今日に至るまで、見事な成果をあげてきたことは、もとより日本のすぐれた国柄の賜物といわねばなりません。教育の根本もまた、道義立国の達成にあると信じます。

国民の皆さん、子供は親に孝養を尽くし、兄弟・姉妹はお互いに助け合い、夫婦は仲むつまじく和らぎ合い、友達は胸を開いて信じ合い、また自分の言動を慎しみ、すべての人々に愛の手をさしのべ、学問を怠らず、職業に専念し、知識を養い、人格をみがき、さらに進んで社会公共のために貢献し、また法律や秩序を守ることは勿論のこと、非常事態が発生した場合は、身命をささげて国の平和と安全のために奉仕しなければなりません。これらのことは、善良な国民として当然のつとめであるばかりでなく、われわれの祖先が今日まで身をもって示し残された伝統的な美風を、さらにいつそう明らかにすることでもあります。

このような国民の歩むべき道は、祖先の教訓として、われわれ子孫の守らなければならぬところとす。それと共に、このおしえは、昔も今も変らない正しい道であり、また日本ばかりでなく、外国に示しても、まちがいのない道であります。従つて、わたくしも国民の皆さんと共に、父祖の教えを胸に抱いて、立派な徳性を高めるように、心から願ひ誓うものであります。

には教師だけでなく、保護者や地域の大人の協力が不可欠である。大人が率先してやって見せ、総動員で子供達を育てるのである。友達と一緒に活動する中で自分の苦労、人の苦労が実感出来、共感出来る心が育てば生の心が分かり、安易ないじめの抑止力にもなるであろうし、自分自身の中で好きな事・得意な事を見つける事が出来ればそれに打ち込み自信を付け、いじめに屈しない強い心もついていくであろう。

#### オ、一クラス二十人制の実施

小学校、中学校、高等学校とも多忙な教師が学業と同時にクラス全員の子供達一人一人に目を配り、心を深く観察・理解する為には物理的になかなか時間が許さないと現実もある。一人一人と向き合って、学業のみならず、心の理解を深め、いじめのSOSに気付くにもいじめの芽を摘むにも、教師の時間・心にもある程度の余裕がなければ無理である。やはり一クラスは多すぎない人数二十人位が妥当だと思われる。いじめられた保護者の方々は様に教師や学校（校長）教育委員会による事実隠蔽を指摘する。なぜ隠蔽しなければならぬのかと言うと、いじめを見逃し適切な指導を行わなかったからに他ならない。確かにいじめの責任は教師のものではない。だがしかし、いじめの防止・救済には決死の思いで向かわなければならなかった。この反省を踏まえ、教師には、一クラスを二十人にして、心の教育に真検に取り組む正義感溢れる先生に変わってもらわねばならない。そして、教師の権限をより大きなものとして与え、保護者、社会に理解させる事が大切である。

#### カ、正しい日本語教育の強化（弁論大会の実施）

近年の日本の特に子供や高校生、若者の言葉の乱れは異常ともいえる。正に心の荒廃を投影している様

に思われてならない。特に、女子高生に至っては、正しい日本語を知りながら敢えて乱暴な言葉や自分勝手な仲間だけの（これも群れなのか）造語・略語を遣い、アクセントまで変えて公衆の場で大声で話している。加えて言語同様、態度までも品性を欠いている。このような言葉を遣っているのは、他の人々との気持ちの良い会話が出来なくなるだけでなく、コミュニケーションによる意思の疎通も難しくなり、次第に社会からも逸脱してしまう。そして、このような言動が学校内で平気で行われたら周囲の人間に多大な悪影響を及ぼす事になる。その根拠のない優越感や傍若無人な態度が弱者に言葉の暴力や誹謗中傷となつていじめの形で向けられかねない。

そのような事が起こらない為にも小学校低学年の内から家庭や学校で徹底して、日本古来の美しい日本語を正しく教え、遣わせ、正しい言葉で自己主張が出来る子供を育てる事が大切である。万一、いじめの様な事に会った時は、その場で即座に臆せず抗議が出来れば、その後のいじめの芽を摘み、自己防御力を見せ付ける事にもなる。言論力を鍛える為にも是非とも校内で弁論大会を実施し、全員に参加させ、正しい言語力を強化していく事が大切だと考える。

#### キ、校内におけるいじめ発見専門員の配置

いじめは、言うまでもなく自力で撃退するのが当たり前である。だが、最近のいじめは大人でさえびつくりする程陰湿である。誰もみていない所で巧妙に行われる。そこで、多忙な教師以外に学校生活全般で子供達を見守る専門員を配置する事が望ましいと考える。学業指導や学校行事等からは一切離れて、フリーな立場で、校内をくまなく巡回し、子供達を観察し、見守り、いじめの発見に努める。時には、声掛

けをして悩みを聞いたたり、喧嘩があれば双方から良く話を聞き助言もする。一方的な攻撃ならその場でピシヤリと叱る事も必要である。加えて、教師や保護者がついていけない程の子供達の深いネット社会に精通している事も不可欠である。このように、心と時間に余裕を持って子供達と気軽に関わり、どんな場所でも、どんな話でも常に受容出来る要員は必要である。そして、いじめの芽を素早く的確に見抜き、出来る限り事前に防ぎ、発見したら迅速に担任教師、校長に報告し、解決に努力する。家庭にも学校にも忙しすぎない人間が必要なのである。このいじめ発見専門員が子供達の癒しとなり、学校での心の拠り所となれたら、少しずついじめも減っていく事と思われる。

#### ク、児童相談所・教育相談所の機能の強化

これまで、子供に何か問題が発生した時には児童相談所や教育相談所が対応して来たが、その対応が不十分であったり、もうひとつ踏み込みが足りず、残念な結果が多かった事も事実である。相談所の存在価値を高める意味においても、今後は先ほどの反省をもとに、いじめに対してもっと積極的に、もっと緊急避難的性格を持たせてサポートするべきである。先にも述べた様に、いじめには稀にいじめられる本人の無自覚や不注意から起こる事もあり、本人の努力によって解決出来る可能性がある事もある為、まず話を全部よくよく聞き全て受容してから、本人にも出来る事、気をつけなければならぬ事を教えていく。もう一つの役割は、明らかに不当ないじめにあった場合は、いじめを受けた子に、受けたいじめに合った対処の仕方を教え、臆さず抗議出来る様、繰り返し練習し、実践させる。あくまでも自力で撃退する事を狙っているものである。

## ケ、「いじめ防止法」の制定

国で、年齢やいじめの程度を良く考慮しつつ、いじめ加害者本人や加害者の保護者に説明や講習を義務付けたり、適当な罰則を与える等の法律を作る。いじめとは誤って行われる性質のものではない。理由はどうか、よってたかつて弱者をいじめ、毎日が地獄だと言わしめる程苦しみ抜けさせ、追い詰め、自殺に追いやる積極的なものである。これは、単なる未熟な子供の過ちとして終わらせるには甘すぎる問題である。一人の人間が一命を落とすと言う事はそれ程重大な事なのである。「ごめんなさい」では済まない。その理由において、苦しみ・被害に応じた処罰が求められるべきだと考える。

## コ、児童生徒のインターネット使用の制限

このところの子供のいじめ自殺において、インターネットは大変な悪影響を及ぼしている。安易に子供がインターネットを操作する事は、いじめのみならず他の事柄においても非常に危険である。GPS及び電話機能以外は、使用を制限する法整備を早急に考えるべきではなからうか。

## 7、終わりに

この度、いじめのテーマで論文を書く事に決めたのは、この問題は非常に根が深いと共にこの事で苦しんでいる子供が大変に多いと思ったからだ。現に、私が小学五年生の時に転校した時がいじめにあっていた。昔のことなので、今のようないじめや巧妙さはなかったが、悔しかった。詳しい内容は省くが、いじめというものは、本人は解決したくても、心が傷ついている自分一人では手段や術が見いだせないものだ。



いじめは大人の世界にも沢山ある。男性にも女性にも。子供と同じで男性の方が多く陰険らしい。そう考えると、子供のいじめは大人社会の縮図でもあるのだ。だからこそ、今、人間だからこそ、我々が元々持っている普遍的な道徳心・モラルの遺伝子を出來得る限り發達させ、開花させて、自殺に追い込む程のいじめはこの社会から、この地球上から抹殺しなければならぬ。自分達の力を信じてまず、大人から。大人が変わらなくてはならないのだ。そして、その為のこれらの提案が実行される事を切に願うものである。

現行の教育基本法の範疇での実現が不可能なら、教育基本法そのものの再確認も考えざるを得ないと考える。

## 参考文献

- ① 「青少年白書」内閣府 日経印刷株式会社 二〇〇九年
- ② 「いじめに関する実態調査報告書」埼玉県教育委員会 二〇〇七年
- ③ 「日本子供資料年鑑」日本福祉法人 恩賜財団母子愛育会編 子ども家庭研究所 二〇〇八年
- ④ 「戦後教育で失われたもの」森口 朗著 株式会社新潮社 二〇〇五年
- ⑤ 「子どもの目線」〈臨床教育相談を考える〉尾木 直樹著 株式会社弘文堂 二〇〇四年
- ⑥ 「ドキュメントゆとり教育崩壊」小松 夏樹著 中央公論新社 二〇〇二年
- ⑦ 「世界の道徳教育」J、ウィルソン監修 押谷 由夫・伴 慎信訳 玉川大学出版部 二〇〇二年
- ⑧ 「道徳教育論」〈価値観多様化時代の道徳教育〉中村 清著 株式会社東洋館出版社 二〇〇一年

- ⑨ 「賢治の学校・2」へいじめを考える／島山 敏子著 サンマーク社 一九九八年
- ⑩ 「中学一年生の心理」へ心とからだのめざめ／落合 良行編著 大日本図書 一九九八年
- ⑪ 「せめてあのととき一言でも」へいじめ自殺した子供の親は訴える／鎌田 慧著（株）草思社 一九九六年
- ⑫ 「いじめ」への取り組みにはどうするか／詫摩 武俊著 サイエンス社 一九九五年

## 子供の安全をいかに守るか

地方公務員（茨城県女性青少年課長）

清宮 正人（54）

「子ども」とは

「子供の安全を守ろう」このスローガンに反対する人はほとんどいないだろう。しかし、「子供とは」と問われると、「二〇歳以下かな」「いや、一八歳未満だ」「親にとっては幾つでも子どもは子ども」など人によって違った概念を持っているのではないか。「子ども」という表記にも「『こども』がいい」とか

『子供』でいいのではないか』『供』は家来という意味なので漢字でなく『子ども』がいい』などと千差万別の意見が出るだろう。これから、「子供の安全をいかに守るか」というテーマを考えるに当たって、まず「子供」の概念から整理していきたい。(なお、以下において、筆者は「子ども」と表記したい。)

「子ども」あるいは類似の概念が法令にどう取り上げられているのか。【表1】は、「平成20年度青少年白書」に掲載されている「各種法令による青少年の年齢区分」であるが、「少年」「児童」「学齢児童」「未成年者」「年少者」「勤労青少年」などさまざまな言葉が、年齢の規定もさまざまに、各法令間での調整がほとんど行われずに使用されているのが分かる。それぞれの言葉に対して法的な意味を後付けしたためと思われるが、一般の間に混乱を招いているのではないかと懸念される。

この表を見ると、「子ども(こども)、子供を含めて」という言葉は、法令では意外と使われていないのに気づく。なお、二〇〇九(平成二一)年七月一日に「子ども・若者育成支援推進法」が成立した。この法律の題名は国会に提出された時点では「青少年総合対策推進法」だったが、「子ども」や「青少年」の定義を巡って論議の末修正が加えられ、この名称に落ち着いたようだ。この法律においては「子ども」や「若者」の定義がなく、意識的に避けられていると思われる。各種法令では「子ども」よりもむしろ「青少年」という言葉が比較的多く使用されている。これらの言葉の混乱に対しては国でも整理を試みてはいない、国(内閣府)の青少年行政の基本指針である「青少年育成施策大綱」(二〇〇八年改定)では、次のような区分がなされている。

青少年…子どもと若者の総称(〇歳からおおむね三〇歳未満までの者)

表1 各種法令等による青少年の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分	
少年法	少年	20歳未満の者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
		乳児	1歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
		少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
母子及び寡婦福祉法	児童	20歳未満の者	
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校（又は特別支援学校の小学部）の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
民法	未成年者	20歳未満の者	
	婚姻適齢	男満18歳女満16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない〕	
労働基準法	年少者	18歳未満の者	
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者	
勤労青少年福祉法	勤労青少年	〔法律上は規定なし〕※第8次勤労青少年福祉対策基本方針（平成18年10月厚生労働省）において、「おおむね35歳未満」としている。	
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者	
	幼児	6歳未満の者	
	大型免許を与えない者	20歳未満の者	
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及びけん引免許を与えない者	18歳未満の者	
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者	
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年	法律上はなし 「子ども夢基金」については、おおむね18歳以下の者	
子どもの読書活動の推進に関する法	子ども	おおむね18歳以下の者	
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者	
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	
(参考)			
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者	

(平成20年「青年白書」より)

大人 … 青少年期を脱した者

子ども … 乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）と学童期（小学生）の者

若者 … 思春期（中学生からおおむね一八歳まで）と青年期（おおむね一八歳からおおむね三〇歳未満まで）の者

このように、国（内閣府）では、乳幼児と小学生を「子ども」と位置付けているが、大綱自体が法令で基づくものではなく、この区分は確立されたものとは言い難い。

### 都道府県条例と「子ども」

子どもたちの安全を守るための根本の部分は関係法令で定められているが、身近な環境の整備については、都道府県の条例で規定されているものが多い。【表2】全国でなぜか長野県だけには条例自体が制定されていない。また、石川県の「子ども総合条例」には、他の都道府県にほとんどない「子育て支援」や「若者の自立支援」の規定もあり独自の色彩が強い。ちなみに石川県の条例では「子ども」は「一八歳未満の者」と規定されている。（「婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く」との規定があるが省略する。他都道府県条例においても同じ。）これ以外すべての都道府県で青少年関係の条例が制定されており、かつては条例の題名を「保護条例」や「愛護条例」「環境整備条例」としていたものが多かったが、現在では「健全育成条例」としているところが多い。

条例の被対象者の年齢の終期はすべてが「一八歳未満」であるが、始期については定めのない（〇歳か

表2 全国都道府県の青少年関係条例

都道府県	条例の名称	名称	年齢始期	年齢終期	規定方法
北海道	北海道青少年健全育成条例	青少年	学齢始期	18歳に達するまで	部分
青森県	青森県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	部分
岩手県	青少年のための環境浄化に関する条例	青少年	6歳以上	18歳未満	
宮城県	青少年健全育成条例	青少年	6歳以上	18歳未満	部分
秋田県	秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例	青少年	6歳以上	18歳未満	部分
山形県	山形県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	
福島県	福島県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	部分
茨城県	茨城県青少年のための環境整備条例	青少年	就学始期	18歳に達するまで	
栃木県	栃木県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	
群馬県	群馬県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	部分
埼玉県	埼玉県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	
千葉県	千葉県青少年健全育成条例	青少年	就学始期	18歳に達するまで	
東京都	東京都青少年の健全な育成に関する条例	青少年		18歳未満	
神奈川県	神奈川県青少年保護育成条例	青少年	就学始期	18歳に達するまで	
新潟県	新潟県青少年健全育成条例	青少年		18歳に達するまで	部分
富山県	富山県青少年健全育成条例	青少年	6歳以上	18歳未満	
石川県	いしかわ子ども総合条例 (独自)				
福井県	福井県青少年愛護条例	青少年	就学始期	18歳に達するまで	
山梨県	青少年保護育成のための環境浄化に関する条例	青少年		18歳に満たない者	
長野県	(制定していない)				
岐阜県	岐阜県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	
静岡県	静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例	青少年	就学始期	18歳に達するまで	
愛知県	愛知県青少年保護育成条例	青少年		18歳未満	
三重県	三重県青少年健全育成条例	青少年	6歳以上	18歳未満	
滋賀県	滋賀県青少年の健全育成に関する条例	青少年	6歳以上	18歳未満	部分
京都府	青少年の健全な育成に関する条例	青少年		18歳未満	部分
大阪府	大阪府青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	
兵庫県	青少年愛護条例	青少年	6歳以上	18歳未満	
奈良県	奈良県青少年の健全育成に関する条例	青少年	6歳以上	18歳未満	部分
和歌山県	和歌山県青少年健全育成条例	青少年		18歳に達するまで	部分
鳥取県	鳥取県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	部分
島根県	島根県青少年の健全な育成に関する条例	青少年		18歳未満	
岡山県	岡山県青少年健全育成条例	青少年		18歳に満たない者	
広島県	広島県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	部分
山口県	山口県青少年健全育成条例	青少年		18歳に達するまで	
徳島県	徳島県青少年健全育成条例	青少年		18歳に満たない者	
香川県	香川県青少年保護育成条例	青少年		18歳未満	
愛媛県	愛媛県青少年保護条例	青少年	6歳以上	18歳未満	
高知県	高知県青少年保護育成条例	青少年	6歳以上	18歳未満	
福岡県	福岡県青少年健全育成条例	青少年		18歳未満	
佐賀県	佐賀県青少年健全育成条例	青少年	6歳以上	18歳未満	部分
長崎県	長崎県青少年保護育成条例	少年	就学始期	18歳に達するまで	
熊本県	熊本県青少年保護育成条例	少年	就学始期	18歳に達するまで	
大分県	青少年の健全な育成に関する条例	青少年		18歳未満	
宮崎県	宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例	青少年		18歳未満	部分
鹿児島県	鹿児島県青少年保護育成条例	青少年	6歳	18歳に達するまで	
沖縄県	沖縄県青少年保護育成条例	青少年		18歳に達するまで	

(平成21年6月：内閣府「青少年保護育成条例集」より作成)

ら」ところと「六歳以上（就学始期）」の二つに大きく分かれる。また、被対象者の名称はほとんどが「青少年」であるが、長崎・熊本両県は「少年」という言葉を使用している。条例全体では「青少年」を三〇歳未満ぐらいにイメージしながらも言葉の定義をあえて避け、「この章において青少年とは一八歳未満をいう」などというように、規制に係る条文に限定して年齢を定義しているところも一四カ所あるが、一つの条例の中で「青少年」という同一語に対する定義が二重になっているのは、規制を主とするため被対象年齢の限定が必要な「環境整備」の部分と、被対象者をできるだけ幅広くしようとする「健全育成」の要素を同居させるための苦肉の策と推測される。

いずれにしても、都道府県条例においては、子どもの安全を守る環境整備の対象者は、乳幼児の取扱いには差があるものすべてで「一八歳未満」となっており、「青少年育成施策大綱」での規定（乳幼児期と学童期・概ね一二歳未満）よりもより一般の感覚に即したものであるかと思われる。このため、以下においては特に断りのない限り、「子ども」を一八歳未満として考察を進めたい。

なお、各都道府県の青少年関係の条例では、「有害興行や有害図書等の指定・観覧の禁止」「有害器具の指定・販売等の禁止」「深夜外出の制限」「深夜の遊技場への入場禁止」「淫行・わいせつな行為の禁止」「インターネットのフィルタリングの努力義務」など子どもたちの安全を阻害する行為の規制等（環境整備）が規定されているが、子どもの安全に悪影響を与えかねない行為には次々と新しい形態が登場し、条例は総じて頻繁に改正されている。



## 子どもの安全と地域活動

子どもの安全を論じるに当たっては、いろいろな切り口が考えられるが、この論文では、特に子どもの安全を守るために必要な地域での取組と、最近問題になってきているケータイ対策に絞って考察していきたい。子どもの安全を確保するためには、実際には専門機関に加えて「地域による子育て」という視点からの取組が必要であり、住民自身による活動が不可欠である。しかしながら、「地域での取組」の前に、「保護者や家庭の責任」と「子ども自身の責任」が最も重要であることを忘れてはならない。

毎日のように家族間での凄惨な事件が報道されている。特に、最近報道されることが多い親や同居人などによる子どもの虐待事件には心が痛むし、ニートやひきこもり、不登校などに起因する家族の苦悩も深刻なものだ。また、家族間でのトラブルが原因の一つとなって、他者を巻き込んだ無差別殺人事件などに発展してしまうことも報道され、失われた家族関係が子どもや若者を犯罪の被害者や加害者にしてしまうことが多いのにあらためて驚かされる。

さらに、幼児同伴で深夜まで居酒屋やカラオケ店で遊興にふける親や、炎天下の駐車場に子どもを放置しパチンコに興じる親が見られるなど、親としての自覚に欠ける者も増えている。子どもの安全には、良好な環境での育成が第一であり、そのためには家族関係が安定し、家庭が子どもの安全で安定した居場所になっていることが重要である。個人の自由（時に身勝手なわがままの場合も）を求める人が増えているなかで家族のあり方をあらためて問い直す必要があるとともに、リストラや大幅な収入減、そしてその原

因となっている経済の低迷や不安定な雇用を改善する国の早急の取組が求められている。

また、「安全を守るのは自分の責任である」ことを幼いうちから子どもに徹底しておく必要がある。交通ルールを遵守することや危険な場所に近づかないことを徹底することはもちろんのこと、人間関係に潜む悪意の存在も教える必要がある。無邪気な幼い子どもに、他者への警戒の必要性を伝えざるを得ないのは非常に残念であるが、危険から身を守るには、子どもを含め一人ひとりが事前に危険を察知し回避する努力をしなければならない。

そのうえで、子どもの安全を守るための地域の取組は非常に重要である。特定非営利法人の日本ガーディアン・エンジェルスのように全国規模で地域安全パトロールや安全セミナーなど子どもを守る取組をしている団体もあるが、こうした取組の拡大が必要である。

茨城県内では、全市町村で「青少年相談員」制度をもっており、その総数は二、五〇〇人近くにのぼる。この相談員は民間有志のボランティアで、子どもたちの実態把握やパトロール、声かけ、相談活動などを行っている。また、相談員は、コンビニ、書店、カラオケ、映画館など子どもたちに関係の深い業種の店舗を訪問し「青少年の健全育成に協力する店」としての登録を促しているが、最近では携帯電話の普及と問題の深刻化に伴い家電量販店や携帯電話ショップなどにも積極的に登録の働きかけを行っている。現在、対象業種の約二、五〇〇店舗のうち、一、八〇〇店余りに登録していただき、登録店ではステッカーを掲示のうえ、深夜には子どもたちの帰宅を促すなど、業種ごとに定めた自主規制に協力していただいている。このような青少年相談員の活動であるが、昨年相談員に対して行ったアンケート調査では「相談員の

高齢化が進行している」「なり手がいない」「店舗の理解が薄い」「一部に負担が偏っている」などの問題点が挙げられており、今後也十分な活動が継続できるかには不安がある。

地域においては、様々な団体が活動しているが、茨城県には小学校区単位のコミュニティ団体が活動している例がある。古河市三和地区には六つの小学校区があるが、一五年ほど前に住民と行政との協働のもと、学区ごとにコミュニティ団体が設立され、それぞれ夏祭りやその他のイベント、素人劇団の公演、学校を舞台にした防災訓練、防犯活動など多彩な活動を行っている。これらのコミュニティの連合組織である「三和コミュニティ連絡協議会」では毎年講演会などを通じて意識の醸成を図っているが、特に子どもの安全に関して立正大学の小宮信夫先生をお招きした講演会を行った際には、「犯罪動機の解明よりも犯罪機会を減らすことが大切」という「犯罪機会論」が紹介され、犯罪の機会につながりかねない通学路の暗闇や生い茂った樹木などをチェックし、「子どもたちと一緒に歩きながら通学路のマップを作ってみる」ことが重要である旨が紹介された。この講演はその後、各コミュニティ団体による防犯活動の取組に活かされており、散歩をする人々にパトロールを兼ねてもらう「お散歩パトロール」などの活動の充実にもつながっている。地域コミュニティで活動するメンバーには、PTAや子ども会育成会、交通安全母の会、交通巡視員、青少年相談員、行政区の役員、消防団などへ参加している人も多く、これらの活動と相まって地域の子どもの安全に取り組んでいる。地域活動は、地域状況の把握、メンバーの親密感、連携などの面から考えて、規模としては小学校区ぐらいの範囲での活動が効果的ではないかと考える。

特に登下校時には、子どもたちが不審者や変質者に狙われるケースが多い。通学路の沿線の店舗や家に

「子どもを守る家」などのステッカーを掲示し、何かあった場合に子どもの拠り所にできるような取組や、インターネットなどを活用して不審者等の出没状況を配信する、行政のパトロールカーのほか住民の自家用車や営業車に「パトロール中」のステッカーを貼って庁内を巡回するなどの取組をしている地域も多い。また、災害時にもらんで有線放送による情報の提供や子どもたちに対して帰宅を呼びかける地域や、商店街などに監視カメラを設置する町も増えてきているようだ。通学時に沿線の高齢者に積極的に外に出てもらい登下校を見守ってもらうよう呼びかけているところもあるが、住民が協力して、できるだけ多くの住民の目で子どもを見守ることが大切である。

このように地域における子どもの安全を守る活動は各地で行われているが、構成員の高齢化や固定化に加えて、行政の財政難による補助金の削減などによる活動資金の不足は、子どもの安全に関わる行政やボランティア団体の多くが抱える問題点であり、地域団体が有効に活動できるための方策が必要である。そのため一つの手段として、国や県、関連団体などが募集している公募型や提案型の事業に取り組むことなどが考えられる。国や県の支援のあり方も、財政難の中でやる気のある市町村や団体のすぐれた提案事業に対して必要な助成を行うというものに変わってきている。

昨年度、茨城県牛久市が取り組んだ内閣府の「子どもの安全確保モデル事業」がその一つの例である。三回にわたって牛久市内などでセミナーを開催するなど、日本女子大学の宮田美恵子先生、全国青少年育成アドバイザーの仮屋茂氏等の協力のもと事業が実施されたが、講演や各地の取組の実例の紹介などを通じて、子どもの安全への市民の関心は高く、予想を上回る多くの住民の参加があった。この講座では宮田

先生が写真を使って紹介した「いかにも危険な場所と同様に、何の変哲もないどこにでもあるような住宅街が凶悪犯罪の舞台になる例も多い」というお話が「どんな場所にも危険は潜んでいる」と参加者にあらためて認識してもらうなど、防犯意識の向上に大きく貢献した。国の事業以外でも、防犯を含むボランティア団体の活動に対する助成制度を設けている都道府県も多く、市町村や地域団体には、有効な補助や委託の制度に注目し、活用しようとする姿勢が必要である。

また、地域で子どもの安全を守るためには、地域住民自らが問題意識をもって行動することが重要であるが、定年退職を迎えふるさとに戻って来た団塊の世代の人々のなかには「地域に貢献したい」という思いを強く抱いている人も多いと思われることから、行政や教育、警察など子どもの安全に関して知識やノウハウのある仕事に携わっていた人たちを含め、地域に貢献しようとする意欲を持つ人たちに積極的にボランティア活動に参加してもらおうよう働きかけるなど、この年齢層の人たちの安全活動への参加を促す仕掛けや、住民の優れた活動に対して行政が適切に顕彰することなども有効と思われる。

### 携帯電話（ケータイ）と子どもの安全

さて、子どもの安全を考える場合に、大きな問題になっているのが携帯電話である。ここからは、子どもと携帯電話について考えていきたい。

現代人にとって携帯電話は生活必需品である。特に、通話よりもむしろインターネットによるホームページやブログの閲覧、メールを使ったやり取りが多くなってきており、こうした場合には「ケータイ」

と片仮名で使われることが多いようだ。世帯普及率は総務省のデータによると、一九九三（平成五）年の三・二％から二〇〇三（平成一五）年には九四・四％に達している。二〇〇四（平成一六）年から三年連続でマイナスに転じたが〇七年には再度上昇し二〇〇八年には過去最高の九五・六％になった。子どもの普及は、二〇〇八（平成二〇）年度の文部科学省調査「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」によると、小学六年生で二四・七％、中学二年生で四五・九％、高校二年生では九五・九％に達している。

インターネット上で青少年に悪影響を与えると考えられる情報には、毒物や麻薬情報、ポルノ画像など法令に違反するものや、他人の権利や利益を侵害する違法情報のほか、違法ではないものの公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の人にとって有害と受け止められる有害情報が、これには出会い系サイトや暴力残虐画像を集めたサイト、他人の悪口や誹謗中傷を載せたサイト、不特定多数の人に対し自殺や犯罪を誘うサイトなどがある。

文部科学省が二〇〇九（平成二一）年二月に発表した「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」によると、中学二年生の約二割が一日に五〇通以上のメール送受信を行っていることや、高校二年生の女子の一五％が三時間を超える長時間の利用をおこなっていること、生活面への影響が見られること、保護者が実態を余り認識していないことなどが問題点として浮き彫りになっている。

有害情報の中でも、特に「学校非公式サイト」つまり「学校裏サイト」については、いじめや自殺につながるものが指摘され、二〇〇八（平成二〇）年四月に文部科学省が発表した調査結果によると、一月から三月までに確認されただけでサイト・スレッド数は、三八、二六〇件にも及んでいる。さらに、書き込

み内容では「キモイ」「うざい」等の誹謗中傷の語が含まれるものが五〇%に及んでいる。この問題への対応にはネットパトロールによる監視などが考えられ、実際に取り組んでいる都県もあるが、略語を使われた場合などに把握が難しい問題点があるほか、ある専門会社によると、学校一校当たり基本として初期対策費に二〇万円、継続対策費に月一〇万円程度が必要になるとのことである。かなり高額であることから、既に実施しているところの費用対効果に注目したい。

ケータイに関する問題に対しては国でもさまざまな取組が行われてきたが、二〇〇八（平成二〇）年五月には「改正出会い系サイト規制法」が成立し、事業者に対して届け出制が導入されたほか、児童が異性を誘ったり、大人が児童を誘ったりする書き込みを見つけた場合の削除義務や、保護者や携帯電話事業者に対して、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリング利用の努力義務が課された。さらに、二〇〇九（平成二一）年四月一日には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）が施行された。この法律では、携帯電話事業者に子どもの携帯へのフィルタリングを義務付けたが、保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合には義務が解除されることや、違反に対して罰則がないことなどからその実効性を危惧する声もある。

子どもをケータイの害から守るための有効な手段と考えられているフィルタリングは、一定の掲載基準を満たした公式サイトのみアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する「ホワイトリスト方式」と、出会い系やギャンブル系サイトなど特定のカテゴリに属するサイトへのアクセスを制限した

「ブラックリスト方式」に大きく分けられるが、携帯電話各社では、主に対象年齢に応じて方式を使い分け、無料でサービスを行っている。なお、適合サイトの認定については、「モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）」がその役割を担っており、五月末現在で二九サイトが適合と認定されている。

フィルタリングの利用状況について、二〇〇九（平成二一）五月に公表された文部科学省の調査では、小学六年生で四三・三％、中学二年生では三六・六％、高校二年生では一三・九％となっている。携帯電話やPHSの全国のフィルタリングサービス利用者数（必ずしも子どもとは限らない）については、電気通信事業者協会（TCA）の調査によると、二〇〇九（平成二一）年六月末現在では、五九三万件余りとなっている。これは、前年の三月から見れば約二五〇万件もの増となっており、数字のうえではフィルタリングが浸透してきていることが伺える。また、携帯各社や販売店でも、ケータイを子どもが利用する場合には親権者から不要の申出がない限りフィルタリングをかける、既存契約者に対しても利用意向確認をし「不要」の申出がなければ設定していくなどの対策を講じている。ただ、店頭で、フィルタリングを巡ってサービスを利用させようとする親と、「音楽がダウンロードできない」「部活の掲示板が見られなくなる」などを理由にそれを拒む子どもの争いも見られ、多くの場合親が押し切られてしまうということで、本当に子どもが言うようなサイトが利用できなくなるのかなどを検証するとともに、保護者のみならず子どもに対しても啓発の強化を図る必要がある。

警察庁の公表によると、二〇〇八（平成二〇）年中に報告のあった出会い系サイト関連の検挙件数は一、五九二件で、出会い系サイトを利用して犯罪被害に遭った一八歳未満の児童は七二四名（うち女性が



七二〇名)であるのに対して、出会い系以外のサイトが原因で被害にあった児童は七九二名とより多くなっているが、これは法規制が行われていないプロフィールサイト(プロフィール)などによるものではないかと思われる。プロフィールは主に女子中高生の間で友達と名刺代わりに交換されているが、友達のプロフィールに自分の写真を載せられてしまった、写真をアダルトサイトに載せられてしまった、プロフィールを見た人からストーリーされてる、などのトラブルに遭う例が多い。今後、法律の効果もありフィリタリングの普及率自体はさらに伸びていくことと思われるが、一方ではフィリタリングでは対応しきれないさまざまなケースが現れることも懸念され、新たな問題の発生には常に目を光らせておくことが必要である。

学校における携帯電話については、「いじめにつながる」「学力低下の一因である」などの観点から弊害が指摘されており、文部科学省では全国の公立学校を対象に二〇〇八(平成二〇)年一月一日時点での調査を行ったが、その結果、学校への持込みを原則禁止としている学校が約九四%、中学校では約九九%、高等学校では約二〇%であった。その後、各都道府県知事や教育長宛に「学校における携帯電話の取扱い等について」の文書が発出されたが、これは小中学校への児童生徒の携帯電話の持込みについては原則禁止、高等学校については校内における生徒の携帯電話の使用を制限することを求めるものである。

子どものケータイ普及は年齢や性別、地域によって大きな差があると考えられることから、対策はターゲットを絞って行う方が効果的ではないかと考える。例えば、出会い系サイト関係事件の子どもの被害者七二人のうち七二〇人が女性であるなど、子どもに関するケータイに絡むトラブルや犯罪の大半が女子中高生に関わるものであることから、警察や携帯電話会社による安全教室などを通じて、特に都市部の女

子中高生に対する指導を徹底することが必要ではないだろうか。

「保護者に対し、子どもには原則ケータイを持たせない義務を課す」、二〇〇九（平成二一）年六月、石川県でこんな趣旨の「子ども総合条例」の改正が行われた。この取組に対しては、「画期的な取組、よく踏み切った」と賞賛する声がある一方、「罰則がなく実効性に乏しい」とか「行政のやり過ぎだ。介入のしすぎは危険」と批判するものなどさまざまな意見が出ている。石川県の条例改正が「子どものケータイ原則禁止」というこれからの大きな流れにつながるものとなるのか注目される。

茨城県では子どものケータイ対策として二〇〇六（平成一八）年度から「メディア教育指導員」事業に取り組んでいる。県のPTA連絡協議会とタイアップし、主に小中学校の保護者のなかから、養成プログラムを通じて必要な知識を習得した方を「メディア教育指導員」として委嘱し、各学校などで保護者などを対象に講習を行うもので、約六〇人が活動しており、「ケータイの危険な側面を保護者に対して保護者自身の目線で伝える」ということから好評をいただいている。なお、同様の取組は群馬県や鳥取県などでも行われていると聞いているが、こうした地道な啓発活動が、ケータイ問題への対応には有効であると考えられる。

また、二〇〇八（平成二〇）年度には、茨城県、県教育委員会、県警察と関連団体、メディア教育指導員や携帯電話事業者などで実行委員会を構成し、文部科学省からの受託事業として、全国Webカウンセリング協議会理事長の安川雅史氏やモバイル社会研究所の遊橋裕泰氏などにご協力いただき、約七〇〇人の参加を得て「子どもとケータイを考えるフォーラム」（水戸市内）を開催したが、二〇〇九年度はより広

がりを持たせ地域に密着したものとするために、前年度より小規模なフォーラムやワークショップを県内数市町村で開催する予定である。

非常に便利な携帯電話ではあるが、子どもにとって危険な側面があることを知ったうえで、正しい使い方をするのが大事であるとともに、「うちの子に限ってトラブルとは無縁」という思い込みが禁物であることを、大人が十分に理解することが必要である。そのための啓発活動が重要であり、メディア教育指導員の活動やフォーラムなどとともに、見て、興味を持って手にとってもらえるようにリーフレットやポスターを工夫していかなければならない。このため、茨城県では県のマスコミキャラクターである「ハッスル黄門」（ケータイバージョン・別図）をリーフレットやポスターに活用し、ケータイの正しい利用に向けた啓発活動に力を入れている。いずれにしても、この問題に関しては、子どもたち自身はもちろん、保護者、地域、携帯電話事業者、家電量販店など関係者が行政や学校、警察と連携を密にして啓発・広報活動に取り組むことが重要であるとともに、誰もが被害者・加害者になりうることを認識しておかなければならない。なお、ケータイに関しては親よりも子どもの方が活用法や機能に習熟している面もあるので、親からよりもむしろ知識が豊富な店頭の販売員がケータイの持つ危険な側面を子どもによく伝えることが効果的である。

## まとめ

今まで、子どもを守る地域での取組や特に最近問題になっているケータイに対する対応などを見てき

た。子どもの安全を守るためには、法令や条例などの整備や住民・関係者によるその遵守が求められることはもちろんであるが、その前提として子ども自身や保護者など子どもを取り巻く人々が安全に対する正しい理解を持つことが重要だと思う。このため、行政の取組としては、あらゆる機会を通じて理解を高めるための啓発活動を進めていくことが大切である。特に、普段地域活動や学校活動に参加することの低い人たちにこそ関心をもっていたくことが大切だが、実のところそのための有効な手段がなかなか見つからないのが現状である。入学式や卒業式、成人式など参加率の高い行事の機会にうまく啓発ができればと思う。

長年にわたって子どもの通学を見守っているお年寄りや、各地で盛んになっているボランティアの皆さんの防犯活動、不審者の進入の防止やいじめ対策など各学校での安全を守るための活動、ケータイの害から子どもたちを守る取組など、全国各地で子どもの安全を守るための取組を行っている方たちがたくさんおられる。今後は、定年退職を迎え地域に貢献したいと考える団塊の世代の方々が、よりこうした活動に参加できるような仕組みづくりが必要である。子どもに対して愛情を持ち、子どもの安全に高い関心を持つ人が増えれば、地域での取組がより有効に機能していくことだろう。

子どもの安全を確保するためには、一人ひとりが子どもを大切に考え、子どもたち自身が希望をもって生活できるような社会を構築していくよう努力していくとともに、家庭、学校、地域、行政そして関係業界などが緊密に連携し、社会全体で子どもを守り将来の日本を支える子どもたちを育成していくことが必要である。

# 子供たちへの贈り物

## 「いじめ」の視座から

千葉県警察本部国際捜査課  
通訳センター 通訳翻訳官

高山 秀幸 (47)

### 序

昨今、子供たちを取り巻く環境は昔と比べて大きく変化している。

都市部などでは道路の大規模な拡張、高層マンションの急増などに伴い、子供たちが土のにおいが漂う道で自動車の横行に何ら心を碎く必要なく、心ゆくまで遊びに興じる、という光景はもはや見出しにくい

時代となった。子供が交通事故に遭わないように指導したり、あるいは不審人物に気をつけるよう子供たちの注意を喚起することは都会の親たちの不可欠な義務であろう。

村落でも昔と比べ環境は変化している。村落と言えればかつてはのどかな田園風景が想像されたものであるが、近年、人里離れた寂しい環境やその人口密度の低さがともすれば子供たちの安全を脅かしかねない要素となっている。現に村落での死角で子供たちに危機が及ぶケースは後を絶たない。

都市部や村落を問わず、残念なことに現在は子供たちの安全が脅かされている時代と考えられよう。

朝、私は通勤の際、時折、小学校へ通学する自分の子供と途中まで歩いてゆくことがあるのだが、その時の通学風景が私が小学生のころなどとは異なっていることに気がついた。

腕章をつけた安全監視員（セイフティ・ウォッチャー）の人たちが通学路で辺りを時には厳しく、そして時には緊張感を持って監視する様子がそこにはある。

このような安全監視員の人々による通学路の安全確立などは以前にはほとんど見られなかったものである、と同時にそれは今の日本社会を象徴する一光景であるように私には思えてならない。

街角で安全監視員の人たちが児童たちの安全を期して監視する光景とは二つの意味で象徴的である。

一つはいわゆる日本社会の「安全神話」が崩壊した「負」の光景の象徴としてである。

「何も起こらないであろう」などという思い込みはもはや観念でしかないことを近年、子供が巻き込まれ被害者となる事件の続発で日本人は否応なく認識させられているはずだ。いや、むしろ「何かが起こるはずだ」という考えを前提として今後日本人は社会の安全の問題を勘考してゆかねばなるまい。現に登下

校時の児童たちの隙を狙った変質的な事件が全国で後を絶たず、そのような状況下であって、遂に各学区においてそれぞれの安全監視体制が作り上げられ、児童たちの安全の確立が図られたのである。

この安全監視員の人たちによる安全監視体制とは、学校と児童たちの家庭が一致協力した上で作り上げられた状況にはかならない。その意味でこれは異なった立場の人々の「連帯による安全の構築」という「正」の光景をも象徴するものではないだろうか。安全監視員たちによる監視体制というのは児童たちの保護者や祖父祖母たちが主に行なう、ある意味ではまことにささやかな活動である。しかしそれが事故、事件から通学途上にある児童を保護するという意味では社会の安全の確立に効果を発揮している有効な一手段であると言える。

だが仔細に見てみると子供たちの安全を脅かしているものはいわゆる「不審者」だけではないことが分かる。一見仲良く通学している子供たちの間でも、実は第三者からは判然としては目に見えない「いじめ」が子供を物理的な、あるいは精神的な危険に追い込んでいることがある。子供の安全をいかに守るか、という主題を考察する際、社会における外的要素を変容させる、あるいは変革することによって子供の安全を守る、という論点もある。しかしまた子供の内部の変革を期することにより子供の安全を確保する方策も忘れられてはなるまい。

子供たちの安全を脅かす「不審者」「誘拐魔」といった存在は子供たちにとっては確かに恐怖の的であるが、こういった手合いが間断なく児童たちの通学路に出没して、常に彼らを不安に落し続けているといふわけではない。

むしろ、子供たちにとって日常に自己の安全を脅かしかねない要因はごく身近に存在する。例えば「いじめ」がそれに当たるであろう。「いじめ」とは何も近年、突然起こった現象ではなく、これは昔からあることは今更指摘するまでもない。ただし、昔の「いじめ」に比して、最近の「いじめ」では驚くことに自殺者が出現するまでになり、大人たちを当惑させ、社会で問題化していることがかつての「いじめ」とは大きく異なる点である。かつての「いじめ」とは往々にしてお山の大将である子供が他の子供たちに影響力を持ち、彼らに命令を下すことであつた。そこにはやや粗暴で荒っぽい子供世界があつたものの人間関係はカラリとしていた。

現在の子供社会では「いじめ」が陰湿化している。お山の大将的な子供の存在が消えた代わりに、性格や特徴が均一化した子供たちの中で、ねちねちと「いじめ」が不可視な場所で行進し、「いじめられっ子」を精神的に追い込んでいく。大人たちが気付いたときには取り返しのつかない事態になっている。

子供たちを取り巻く社会状況が大きく変化したことは先に言及したとおりだが、それは子供たちの精神世界の変容をも強いた。「いじめ」一つをとっても昔のそれとは随分変わったことが指摘できよう。

この視点から本稿では子供たちがこうむる「いじめ」という日本社会における「負」の要素を組上に上げ、如何にして我々が子供たちに「いじめ」を克服させ、どのように自己の安全を確保させるべきかという「正」の要素を探究したい。



## I 「いじめ」は存在する

この世から「いじめ」がなくなればどれほど子供にとってよいだろうか。そうなれば子供もいじめっ子に戦々恐々とすることなく大手を振って通学ができるであろうし、親たちも頭を悩ますことから開放されることだろう。

だが、「いじめ」をなくせ、と叫ばれつつも、世の中で「いじめ」はなくならないし、「いじめ」は頑としてある。

諦観や開き直りでそう言っているのではなく、現実を直視した上でこのように言っているのである。たとえば司馬遼太郎が『菜の花の沖』において江戸時代の若衆宿における熾烈なまでの「いじめ」を描いたように、それこそ「いじめ」は日本の社会の歴史と形影一如としてある。

そもそも「いじめ」のない時代、社会がどこに存在するのだろうか。形態こそ異なれども「いじめ」はどの時代にも、どの社会にも存在する。

私の妻は実はメキシコ出身なのだが、子供のころに「いじめ」にあった経験があるかどうかを尋ねてみた。

「確かにあった」

と妻は答えた。彼女の話によると、小学生のころ同級生から妬みが理由で、持参したお弁当のサンドイッチを隠されたり、いやがらせを受けたという。

ペルー出身の作家マリオ・バルガス・リョサの『都会と犬ども』を紐解いてみれば、そこには士官学校の少年たちの間で繰り広げられる、気弱な少年を死に至らせるまでの凄まじい「いじめ」が描かれており、読む者を慄然とさせる。

このように時代と国を超えて「いじめ」は頑として存在する。

それでも「いじめ」は無論、肯定されたり、いじめっ子の行為が正当化されたりすることは決して許してはならず、これをなくす運動、呼びかけは学校、社会において常に関心が喚起され、持続されねばならないと私は考える。

ただ現在、「いじめ」が重要な社会問題のひとつとして取りざたされているのは、「いじめ」によって自殺者すら出るという異常な状況を日本社会は迎えていることと無関係ではないであろう。

すでに言及したように「いじめ」はなくなるならない。だが、それに屈するかのように子供たちに「死」を選ばせてはならない。ならば、「いじめ」に屈しない、あるいは「いじめ」などをものもしない気骨のある子供を育ててゆき、それによって子供の安全を確保することこそが大人や社会の緊急の使命であり、責任ではあるまいか。

## Ⅱ 「いじめ」を克服する

どの親もが、自分の子供をたくましく勇敢に育てたいと念願していることであろう。と同時に自分の子供を「いじめ」の対象とされることを願っている親などはいない。

「いじめ」を克服できるたくましい子供たちを育てる上で、私は以下の三点を大人が子供たちにさりげなく導入してあげてあげて提唱したい。

まず第一点だが、たとえいじめられても、逃避でき、喜びに浸ることのできる世界を子供たちに持たせてあげることである。

二〇〇二年にノーベル物理学賞を受賞した小柴昌俊博士は幼少のころ小児麻痺に罹患し、それがためにいじめられたという。だが、大好きな物理学の書籍の世界に身を浸すときの充実感に比べれば「いじめ」などなんでもなかった、と言う意味のことを述懐しておられる。

たとえ子供であっても自己が没頭することのできる魅力あふれる世界を持つものは、「いじめ」に苦悩する以上に、その世界への探求に尽きせぬ魅力を感じるものだ。その「魅力あふれる世界」というのが学校の教科であったり、その延長上にあるものならなおさら好都合であることは言うまでもないが、直接学校の勉強に関係していないものであってもそのような世界に没頭できる子供は幸せだ。「いじめ」に悩んだり、自殺を考えたりすることなど、そのような子供にとっては到底割に合うものではない。

さて第二点に、いかなる時でも子供を温かく見守ることのできる包容力のある家庭の構築を説きたい。実はこれこそが「いじめ」の問題を考察する上でのキーポイントではないかと私は考える。というのも、いじめの子供もいじめられる子供も家庭に何らかの問題を抱えている場合が多いからである。

もう数年前のことになるが、私の子供が通う小学校で、ある女兒が別の女兒からお金を巻き上げるといふ出来事が発生した。当時共にまだ一年生でしかなかったが、ある女兒（これを仮にA子としよう）が友

人であるはずの女兒（これを仮にB子としよう）に、「これからも遊んで欲しかったら五千円出しなさい。もし出さなかつたらもう遊ばない」と突如凄んできたという。これまで友人と思っていたはずのA子が突然、そのような態度に出たことにB子は驚き、おそらくパニックになったのであろう、家にあつた自分の貯めていたお小遣いをそつと持ちだし、A子に渡したのである。だが、このことはすぐに周囲に知れた。お金を渡したはずのB子がいわゆる「大金」を親に知らせることもなく勝手に持ち出した良心の呵責に耐え切れず、親にこの出来事を一部始終話してしまったのである。驚いたB子の親は小学校の担任の先生に即座に相談し、それを受けた先生は速やかにA子の親にこの出来事を伝えた。当然A子の母親もわが子の振る舞いに驚き、子供を連れ、B子の家を訪れ、謝罪し、お金を返した、というのがこの出来事の顛末である。

この出来事自体、うわべはA子のB子に対する単なる「いじめ」と捉えられるかも知れないが、実はこのA子の「いじめ」の背景には暗く重い家庭の事情があつた。後に私が知つたところではこのA子の家庭はいわゆる崩壊していたのである。理由は定かではないのだが、このA子の父親は働いておらず、家において、家庭では夜な夜なA子の母親と父親の口を極めた罵り合いが行なわれ、離婚を巡つての口論が続いていたと言う。

このような環境の中にあつてA子が精神的な不安に苛まれていたであろうことは想像に難くない。A子がB子に言つた「これからも遊んで欲しかったら五千円出しなさい。もし出さなかつたらもう遊ばない」という言葉もあるいは両親の離婚の慰謝料などを巡る口論の中でこれの原型となる言葉があつたのではな

いか。つまりA子は自分で考えてB子からお金を取ってやろう、という悪知恵からお金を取ったのではなく、単に両親の言い争いの模倣をしたに過ぎないと考えられる。あるいはA子は両親の口論の模倣をして、抑圧された自分の精神をギリギリの状態でなんとか守ろうとしたのかも知れない。考えてみれば、たかが小学一年生が悪意から人から金を取ってやろうなどと考えつくはずがない。すべては家庭環境に起因する。私自身、最初、このA子のカツアゲ事件を聞いたときには

(今の子供は…)

と慄然としたものだが、やがて彼女の家庭環境を耳にするに及び、真の理由はそこにあることが理解できた。と同時にA子に対する同情を禁じえず、子供のあり方を作るのが家庭環境の他ならないことを認識しないわけにはいかなかったのである。

この出来事の後に夏休みが訪れたが、その間、A子の母親と父親は離婚し、A子は母親に引き取られ、転校した。転校寸前にA子はB子に会う機会があり、その時A子はB子にカードを渡した。それを開いてみると、

〃B子ちゃん、ごめんね〃

そう書かれてあったという。言うまでもなく、それはB子からカツアゲしたA子の謝罪であり、それこそが実はA子が本来持っていた優しい気持ちの表象であったにちがいない。

もしA子が笑いや喜びのある楽しい家庭環境に恵まれていたとしたらどうであったろうか。恐らくは、あのような言葉を友人に対して発することもなく、余計な心配に幼い心を砕くこともなく、そのまま楽し

い学校生活を続けてゆくことができたはずだ。

作家の阿刀田高氏はある作品の中で自分の少年時代に触れ、外でいじめに遭った時でも、温かい家庭に帰った時、心が癒されていったという意味のことを述べている。傷ついた子供を労わり、包み込むことのできる包容力ある家庭には、子供の心の傷を治癒できる温かさが具わっているのである。

また包容力のある温かい家庭は、外の人間関係で傷ついた子供を癒すだけではなく、正常な人間関係を築くことのできる子供を育てる上でも意義深いと言える。渡部昇一氏は家庭の重要性を次のように説いている。

本来、家庭というものは、子どもにとっていちばん安全な場所で、かつ、健全な心と身体を育む大切な場であるはず。その意味において、学校よりも何よりも、子どもの人間形成にとっては重要な環境なのである。<sup>1)</sup>

子供の「いじめ」と言えば、双方の人間関係だけが照射され、それに言及される傾向があるが、実はその根底に「家庭」の問題があることを看過してはならない。先の女兒による「カツアゲ」事件はその証左と言えよう。

さて第三点目だが、自分への自信につながる得意技を子供に身につけさせることの重要性を強調したい。学校の教科でもスポーツでも楽器でも何でもよい。

(これだけは誰にも自分のマネはできない)

そう子供が自信を持つような分野を身につけていけば、その実力を示すことにより、あるいはそのような風聞が広まれば、友人たちより一目置かれることになる。人から一目置かれている子供に容易にはいいめの手は伸びてこないものだ。

米国映画『ベスト・キッド』が人の心を打つのは、いじめられっ子が空手の上達を通じ、自己への自信を深めてゆくという精神の成長が鮮やかに、かつ美しく描かれているからであろう。映画自体はフィクションであっても、そこにあらわれた少年の自信は普遍的な真実として訴える力を持っている。

以上の三点を「いじめ」への喫緊の対抗策として提唱したいと考えるのであるがどうであろう。

### Ⅲ 「たくましくさ」を育てる

子供にとってはまことに酷なことながらも、俚諺に、男は外に出れば七人の敵がいる、と言われてるように成人してからも「いじめっ子」は手ぐすねを引いて待ち受けている。だが、そのような時でも「いじめ」の前に膝を屈し、短慮な行動に出てはなるまい。その意味でも少年時代にたくましさや養っておくことがどれほど大切なことか。私は前章の三つの提言によって「いじめ」を防止したいと考えるが、これらの提唱が遂行されれば子供がいじめられっ子になることを防止するのみならず、いじめっ子になることも自然と防止してゆくのではあるまいか。

わが子がいじめられっ子となるのを見るのは忍びないが、逆にいじめっ子と化すわが子をも見たくはない、あるいはわが子がいじめっ子にもしたくはない、というのが親として当然の人情であろう。

そもそも「いじめっ子」というのは「閑人」なのである。退屈を持て余し、他人に容喙し、自分より弱いものの存在に安心し、認識したがる傾向を持つ。スポーツであれ、音楽であれ、あるいは他の文化活動であれ、本来、自分が夢中になっていることが面白くてたまらず、しかもそれに対して目的意識を明確に持った子供が他の子供をいじめている暇などあるまい。

私は長女と共に二年ほど前から近くの空手教室に通っている。

当時偶々目に入った会員募集のチラシが直接的なきっかけであったが、もともと「いじめ」の防止のため子供に何らかの武道を習わせたい、という希望を私は抱いていた。無論「いじめ」防止だからと言って、実生活で武道の技を直接行使しなくてはならなくなるなどめったにあるものではないだろう。またそのようなことを期して武道を習わせたいなどと思っただけではない。ただし仮に武道を習っている、あるいは武道が出来る、といううわさが娘の身辺にたてば、そう安易には彼女はいじめられないのではないか、一応「いじめ」の抑止力にはなるのではあるまいか、その程度のことを期待して武道をさせようと思っただけである。そう考えていたころ矢先、そういう場があることを知り、長女と共に通い始めたと言うわけである。幸い、というか、ここでは子供たちが中心であるためか、過度に厳しい練習、あるいは時として武道を嵩にかけた暴力的な雰囲気、などはない。

ただし武道とは「型」の正確さを極力重んじた身体運動である以上、誤った動き、明らかに怠惰な動きに対してはたとえ子供といえども指導者による注意が遠慮なく加えられる。ここに私は子供をたくましく育て、かつ、あるべきものを目指して邁進する精神を構築するための重要な要素があると見る。子供にあつ



て、「たくましさ」と「あるべきものを目指して邁進する精神」とは共に「いじめ」をもとめせず、それを粉碎しうる要素だ。これらを子供の内部で育てていくことがどれほど大切かは多言を要すまでもないだろう。

指導者から加えられる注意、というのは大人の理性から判断すればありがたいものである。注意されることにより、「型」の正確性をさらに重んじ、身体の動きを矯正でき、つまりは武道の上達につながってゆくのである。

ところが子供からすればこれが多少つらい。しかもある意味では子供は強烈なまでに自尊心を有しており、自分が正しいと思っただけで行なっていることを注意されたり、叱られたりすると著しく自尊心を傷つけられることがある。だが実はここに子供の「たくましさ」を育てるための要素がある。石原慎太郎氏は動物行動学者のコンラート・ローレンツの見解として次のような言葉を紹介している。

幼い頃肉体的な苦痛をあじわったことのない者は長じて不幸な人間にしかない。2)

ここでいう「肉体的な苦痛」とは無論シゴキや拷問などではなく、物事を習うにあたって例えば指導者から注意されたり、矯正されたりする程度のことと考えてよい。それにより虚心坦懐に自分の誤りを正し、より正確性を追及してゆこうという精神を子供に身につけさせることにより、他人からの注意や叱咤に打ちひしがれない子供の「たくましさ」が養われるのであろう。

子供が武道を習う効用はそれだけではない。指導者から注意を受け、「型」を直されることにより、当然、習う者たちは正しい「型」の探求と獲得を目指す。その過程において得るものが大きいことは空手の「型」に言及した次の斎藤孝氏の言葉からもわかるであろう。

(・・・)「型」に自分をならしていくプロセスで、一種の我慢力がついてゆく。つまり「型」とは、意識を全身張り巡らせる「とぎすます心」と、「耐える心」を培ってくれるのである。<sup>3)</sup>

武道の修練を通じて、「とぎすます心」と「耐える心」を獲得する子供は人生を歩んでゆく上で大きな精神財産を手に入れたと言えよう。

「たくましさ」「とぎすます心」「耐える心」を身につけた子供がやすやすといじめに遭い、それに苦悩することはないだろうし、またそのような精神を身につけた子供が他人をいじめることも考えられない。

つまりは武道の習得を期す子供は「いじめ」を跳ね除ける堂々たる人生を歩む素地を築くことに通じる。この見地から子供の親、保護者は子供に積極的に武道を習わせたいものだが、地域もこの武道誘致には積極的に身を乗り出すことが望ましい。

たとえば小学校などは放課後、体育館が使用されないまませっかくの空間が放置されている。PTAの父兄のスポーツ活動(ママさんバレーなど)が夕方や夜に小学校の体育館で開催される場所もあるが、まずは児童たちが参加可能な楽しい要素に満ちた武道活動が誘致、かつ優先されるべきであることを提唱し

たい。

#### IV 結びとして

ともすれば子供の安全が脅かされやすい今日、大人や社会が子供にとって安全な環境を構築してゆくことが不可欠であることはいうまでもないが、しかし、その安全な環境に甘んじ、自己を防衛してゆく感覚の鈍磨した子供が育つてゆくことはほとんどの親が良しとするところであるまい。

『菜の花の沖』の嘉兵衛のごとく、「いじめ」を果敢に跳ね除け、歩武堂々と社会を闊歩してゆけるような剛胆さが社会人には必要だ。

「いじめ」は必ず起り得る、と、まずはこの「負」の現実を見据えた視座に立った上で、子供の成長を期し、子供を強くたくましく育ててゆかねばならない。そのように子供に向かう親の態度こそが子供にとっての最大の贈り物となり、子供の長い人生での最も価値ある「正」の精神的財産となるであろう。このあり方こそが、まずは子供の安全を守る第一歩につながると私は考えるのである。

#### 注

- 1) 『父の哲学』 第二版、p. 一三四、渡辺昇一 幻冬舎 二〇〇八年三月二〇日発行
- 2) 『日本よ』 p. 一、石原慎太郎 産経新聞 二〇〇七年二月三日
- 3) 『退屈力』 第一版P. 四八、斎藤孝 文春新書 株式会社文藝春秋 二〇〇八年四月二〇日

# 危機に立つ社会

## ——《ヤングホン》で子供を守る——

株式会社青雲システム代表取締役

玉木 彰 (51)

### 一 はじめに

本稿は、危機に立つ日本の未来を担う子供たちの安全をいかにして守るかという、極めて重大なテーマに関する分析、考察及び提言である。

そもそも「子供」とは何であろうか。

一九八九年に制定され日本では一九九四年に批准された「児童の権利に関する条約」(Convention on the Rights of the Child、以下「児童権利条約」という。)は「一八歳未満」をChildと定義し、その権利について定めている。この語に対して日本政府は正式に「児童」の訳語を当てるが、同時に、日本語で「児童」というときには小学生以下の年少者を指すことが多いため、適宜「子供」という訳語を用いることを許容している。実際、同条約の民間訳では、福祉主義に立つ人々によって、一貫して「子ども」という訳語と表記が当てられる。

本稿において著者は、児童権利条約に準じて「子供」を「一八歳未満の者」と定義し、漢字かな混用を避けて「子供」表記を用いる。彼等をいかにして様々な社会的脅威から守るか。それが、本稿のテーマである。

## 二 なぜ子供を守るのか

### (一) 子供は搾取の対象になってきた

「子供は守るべき存在である」——このことは、今日の我々にとって自明の前提に思える。しかし、果たしてそうか。そう考えていない者たちが確実にいるからこそ、子供たちは様々な脅威にさらされ続けているのではないのか。

もちろん、民族の未来を担うべき子供と、それを生み育てる女たちは、男が文字通り命を懸けて守るべき存在である。男の使命は、極言すれば「女子供を守って食わせる」ことにしかない。そして、女の使命

は、男と子供を愛し、いたわり、支えることにある。冷徹な事実として、この鉄則を守る者たち、それが本能としてプログラムされている人々の遺伝子だけが生き残るのだ。

しかし、高度な知性を持ち、複雑な社会を営む生物である人間は、それゆえに本能が機能不全に陥りやすい存在でもある。かの老子は喝破する。「智慧出でて大偽あり」と。愛し、いたわり、守るべき「子供」を利用し、搾取の対象に貶める「大偽」は、古今東西、あらゆる地域において行われてきた。

例えば、かつて日本の遊女たちは「子供」と呼ばれ、まだ幼さ残る数え年十五歳（現在の中学二年生）くらいから春をひさぐ身となっていた。深川で「子供屋」と言えば遊女の置屋で、その女将は遊女たちから皮肉にも「お母さん」と呼ばれた。今日なお、キャバレーやクラブの女性店長は「ママ」である。

また、近代資本主義の黎明期、欧米で児童労働が猖獗を極めたことは歴史的にも名高い。実際、産業革命期のイギリスでは平均で八〜九歳、時には四歳の児童が男女とも暗黒の地下坑道で成人男女に混じって炭鉱労働に従事することさえ珍しくなかったという。しかも、暑熱のゆえに、みなほとんど全裸で作業しており、深刻な道徳的頹廃が指摘された。今日なお、インドなど発展途上国においては、鉱山労働などで児童が酷使されている懸念がある。

さらに、これは発展途上国だけのことではないが、児童買春やチャイルドポルノといった、聞くもおぞましい形での虐待と搾取も極めて重大な問題となっている。江戸時代の日本でも、幼女だけでなく美少年が「陰間」として男色の餌食となった。古今東西、男女を問わずペドフィリア（小児性愛）の変質者、いわゆるロリコンはいくらでもいるのである。

一般に、身体が小さく非力で、知的にも精神的にも未発達な子供たちは、凶暴で狡猾な大人たちの強迫や威嚇に対抗する術を持たず、ただなすがままになるしかない。反抗すれば殴られ、蹴られ、場合によっては殺されるのだ。これは非力な女性についても言えることで、脅かされた「女子供」はやがて陵辱の果てに精神的にも肉体的にも墮落し、業病をわずらって死に至るのである。

## (二) 貧困は弱者を犠牲にする

近代以前、こうした「搾取」が起こる主原因は貧困であった。今日なお、貧しい社会では弱い者、すなわち女性・子供・病人・老人が犠牲になる。日本でも、ついこの間まで、保護者であるべき親が「泣く泣く」娘を女郎屋に売ることとなったのは、要するに「口減らし」を必要とする貧しさゆえのことである。

もちろん、近代以前でも、孤児や貧者を救済するための施策がまったくなかつたわけではない。しかし、何度か映画にもなった英国の作家チャールズ・ディケンズの名作『オリバー・ツイスト』に活写されているように、孤児院や救貧院の機能はしばしばあまりにも不十分であった。この作品では主人公の孤児・オリバー少年が慈悲深い資産家に見出され引き取られ教育を与えられて救われるが、実際にほとんどの孤児を待っていたのは無惨な運命であつたらう。

「それなら、貧困を撲滅すれば悲惨が無くなるのではないか——そう考えたのは、主として社会改革家、心ある一部の政治家と経済学者たちである。産業革命と呼ばれる技術革新を契機として爆発的に発達し普及した産業文明＝資本主義は、農耕文明ではありえなかつた速度で経済成長を達成し、人々の生活を、それまでには考えられないほど豊かにした。その富を広く公正に配分すれば、貧困のもたらす悲惨は必ずや

すべて無くなるであろう——心ある人々がそう考えたのは、当然のことである。

しかし、はつきり言えば、それは間違いであった。彼等は素朴に過ぎた。

今日、我々は新たな脅威に直面している。すなわち「豊かさ」そのものがもたらす逆作用である。

### (三) 「豊かな社会」の新たな脅威

制度派経済学者ジョン・ケネス・ガルブレイスは、『ゆたかな社会』(Affluent Society 一九五八、邦訳版・岩波書店)において、既に「豊かな社会」がそれまでの経済学の基本想定とは本質的に異なるものであることを予言していた。

産業革命がもたらした「豊かな社会」においては、機械が肉体労働の大部分を代替する。それによって、かつては王侯貴族や大商人しか手に入れられなかった豊饒と閑暇が広く大衆の手になるところとなる。そして、ある種の労働は単なる旧約聖書の苦役ではなく、自己実現の手段、生き甲斐となるのだ。

しかし、それでも多くの人にとって労働は依然として「生活のために行う」一種の苦役である。また、それを癒すべきものとされる余暇・閑暇も、多くの人にとって『知的生活』(ハマトン)の時間ではなく、単に退屈をもたらすものであり、それから逃れるために人は様々な刺激を求める。飲食。観劇。博打。それは、耽溺する人々の心身を蝕み、頹廃させ墮落させるのである。

そのような社会を、実のところ、人類は、近代以前、幾度か経験している。古代ギリシア、ローマ、インド、中国などの農耕文明圏における都市生活がそれである。しかし、同時に、古代文明において成立した仏教、キリスト教などの普遍宗教は、ほとんど例外なく、豊饒なる社会を否定的にとらえている。



ギボン『ローマ帝国衰亡史』などにより、もつとも詳しく豊饒のもたらす逆作用、その繁栄と頹廢の構造が知られているのは古代ローマ帝国である。その軍事力と政治力によって周辺地域を属州 (provincia) としたローマは、そこから収奪した富によって文字通り繁栄を極めた。このとき、市民は次第に富裕な商業資本家⇨有産階級と貧困な大衆⇨無産階級に分化し、資産・所得の著しい格差が生じていった。この結果、その不満をそらすために、富裕層がカネを出し合って食糧と娯楽を無償で供与するという政策が採られた。これが有名な《パンとサーカス》である。「サーカス」と言っても、驚異的な身体能力に基づく曲芸を披露する今日のそれとは異なり、巨大円形競技場コロッセウムで完全武装の剣闘士たちが文字通り殺し合うという、凄惨極まるものであった。

しばしばローマ帝国はゲルマン民族大移動によって滅びたとされる。しかし、実のところ、それは最後の一撃に過ぎない。偉大なる帝国・ローマは、その実、頹廢ゆえに既に根本的に墮落し弱体化していたのである。そして、頹廢の原因は、実にその繁栄にある。

今も昔も、豊饒は、一歩誤れば人々を溺れさせ、滅ぼすのだ。

そして、それは、特に、子供たちを頹廢させる。

今日、中学・高校に通う少女たちが、遊ぶカネ欲しさに進んで売春に走る現実を見よ。一部の破廉恥な知識人は彼女たちの行動を《援助交際》と呼んで正当化しさえしたが、実のところ、彼女たちはセーラー服を着た娼婦でしかなく、しかも容易に暴力団の資金源として搾取される身に成り果てるのである。

また、ろくに学校にも行かぬ無知無教養な少年たちが、あるいは窃盗に、あるいは徒党を組んで遊ぶカネ

欲しさの強盗《オヤジ狩り》に走る墮落を見よ。彼等はまさにギャングであり、そこから職業的犯罪者が育つてゆくのである。

さらに言えば、子供たちの一部は、生まれつきの精神的欠陥が放置されるなどの条件が重なれば、取り返しのつかない凶悪犯罪を引き起こす。自分を慕う弟のような幼児を殺して、その首を晒した狂気の十四歳少年、神戸の《酒鬼蕃薇聖斗》。些細な怨恨から級友の首をカッターナイフで切つて殺した小学六年・十二歳《佐世保の首切り少女》。四歳の男児を連れ去り、性的虐待を加えた挙げ句、突き落として殺した《長崎の十二歳少年》。若い母親を殺した上、無惨にも遺体を陵辱し、果ては泣き叫ぶ乳飲み子を床に叩きつけて虐殺した《山口県光市の十八歳少年》。そして、実の祖父の顔を蹴つて片眼を潰すほどの粗暴行為を繰り返した果てに、文字通り縁もゆかりもない一家を襲い、高校生の娘を除く四人を惨殺、その娘をさんざん陵辱した上、殺人そのものさえ押しつけようとした《市川の十九歳少年》。誤解を恐れずに言えば、彼等の更正を期待して死刑を回避することは、人道に対する犯罪でさえある。

そして、彼等の非行を、麻薬・覚醒剤という近代科学の悪しき所産が加速する。いったん薬物依存になれば、理性はたちまち吹っ飛び、その入手のためならどんなことでもするようになる。そのことは、本稿執筆中連日のようにマスコミを賑わした、かつてのアイドル、女優にして歌手の「のりピー」こと酒井法子（三十八歳、本名・高相法子）が夫とともに覚醒剤によって転落していった軌跡を見ても明らかである。

子供たちは様々な脅威にさらされている。彼等を虐待し、搾取し、あるいは誘惑して墮落させる者は、暴力団や悪質風俗業者ばかりでない。時には保護者たるべき親や教師でさえある。高校生や中学生はおろ

か小学生さえその毒牙にかける破廉恥教師。我が子を虐待して死に至らしめる鬼畜に等しい両親。親が小学五年生の長男に万引をするよう囁し（二〇〇九年九月・兵庫県）、あるいは中学生の我が娘に売春を強要する（二〇〇八年二月・和歌山県、同年六月・静岡県、二〇〇九年六月・佐賀県など）事件さえ決して稀ではない。

親や教師さえ子供たちを守らないことがある。守るべき子供たちが、どうしようもなく頽廃し墮落して狂気の犯罪者に成り果てていることがある。このような状況において、我々は一体どのようにして子供たちを守るべきであろうか。

### 三 提言——子供たちを守るための政策

#### (一) 「急所」としての《携帯電話》

そこで、本稿では、近年の社会情勢の変化を直視し、新たに「誘惑」と「脅威」の重大なチャネルとして浮かび上がってきた《携帯電話》について考察するとともに、その妥当な規制方法を提案しようとするものである。

今日、携帯電話は我々の生活の隅々まで浸透している。社団法人電気通信事業者協会によれば、一九八九年に携帯電話加入台数二四万二八八八台であったものが、二〇〇九年六月現在、一億八四八万七七百台。実に、ほぼ国民全員に一台ずつ行き渡るほどの数が登録されていることになる。当然ながら、子供たちの多くが自分の個人携帯電話を保有し、それを生活の一部としている。

携帯電話について重要なことは、それが単なる遠隔音声交換装置でなく、統合情報通信端末だということである。すなわち、今日の携帯電話は、次の三つの機能を兼ね備えている。

- (ア) 電話による一対一の音声通信
- (イ) 電子メールによる一対一又は一対複数の文字・画像通信
- (ウ) インターネット接続等による放送型のデジタル情報通信

これらの機能のうち、問題は(ウ)である。

よく知られているように、インターネットの世界は文字通り玉石混淆である。そこには極めて建設的な学術情報や意見表明から、猥褻なポルノ画像や殺人現場動画のようなグロテスク極まるものまで、虚実取り混ぜて、ありとあらゆる種類の情報が氾濫している。思春期の子供たちだけでなく、大人であっても、その適切な利用にはトレーニングが必要である。

パソコンの場合、こうした情報を条件的に遮断するためのソフトウェアがかなり普及している。「フィルタリングソフト」と呼ばれるものであり、様々なものが市販されているが、いずれも特定の条件を設定して、それに適合するサイト（いわゆるホームページ）しか利用者に見せず、あるいは逆にそれを見せないといった細かな制御が可能である。

しかし、現在、携帯電話には、そのような機能は存在していない。インターネットのURL（ホームページのアドレスと言うべきもの）を直接入力すれば、すべて閲覧することができてしまう。そして、《携帯サイト》には、思春期の青少年をいたずらに刺激して道を誤らせるようなものが少なくない。

## (二) 「出会い系サイト」の歴史と問題点

特に重大な問題を起こしてきたのは、「出会い系サイト」と呼ばれるものである。これは、実のところ、携帯電話だけのものではなく、インターネットの黎明期から存在している。当初は「出会い系サイト」と呼ばれておらず、内容的にも文通相手の斡旋や結婚相談所などの延長にあるもので、何ら反社会的なものではなかった。そして、「電子メールなどから始まる恋愛」はやがて社会現象となり、映画やドラマの題材にもなつて、まさに「若い男女の出会いの場」として認知され、「出会い系サイト」として専門化してゆくのである。

この種のサイトは、当初パソコンからアクセスする無料のものがほとんどであった。文字通信による簡単な即時的対話（チャット）と電子私書箱（メールボックス）、それに掲示板のみがユーザに用意され、気に入った相手と仲を深める、といったもので、要するに現代的な《文通》の一形式である。主催者はサイト内に掲載する「バナー広告」と呼ばれるもので収入を得ていた。しかし、一九九九年から「iモード」など携帯電話によるインターネットアクセスサービスが開始されると、その手軽さも手伝い、それまでの何倍ものユーザ、特に若い世代が「出会い系サイト」に流入するようになった。実際、パソコンを使うには最低限度英数字のキーボード操作ができなければならないが、携帯電話は（あまり能率が良くなくとも）カナ入力が簡単にできるので、コンピュータについての専門的訓練を受けていない若者たちにも使いやすいのである。

実際問題とすると、当初は真剣に「出会い」を求める男女も多数アクセスしていたらしい。しかし、そ

の反面、身元や素性を偽った登録が可能であり、またそれが許容される環境にあるため、濫用された結果、援助交際、詐欺、恐喝、暴行殺人など様々な犯罪の温床になっていった。最近では一部のサイト運営者自身が悪質化し、犯罪の手法も多様化・悪質化しているところである。

こうした事態を重く見た政府は、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法・出会い系サイト被害防止法）を平成一五（二〇〇三）年に公布し、同年九月から施行して規制を開始した。この法律は一八歳未満の児童を性行為目的で誘い出す書き込みをインターネット上で行う行為などを禁じ、罰則化している。さらに、二〇〇九年の改正で、公安委員会への営業届出や、利用者が未成年ではないことを証明するために、免許証やクレジットカードなどによる個人確認が義務化された。この結果、日本国内で運営されている無料の「出会い系サイト」は事実上消滅したと言ってよい。

### （三） 新たなネット上の誘惑チャンネル

これで問題がすべて解決されたかという点、そうではない。問題を既に起こし、あるいは起こす可能性があるサイトビジネスは、他にも数多く存在する。

第一に、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）と呼ばれるものである。これは、一般に「社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス」をいい、紹介制、登録制など様々な形式のものがある。日本では紹介制のMixiが、世界的にはMySpaceが会員数最大であるが、自由に登録できるものも多く、システマ的には出会い系サイトとまったく変わらない。実際、アメリカではツイッターなどの

SNSが出会い系サイトとして濫用されつつあり、二〇〇九年九月八日にはその危険性についてオバマ大統領自身がユーザの一人として公式に言及するなど、社会問題化している。

第二に、プロフと呼ばれるものである。これは「プロフィール」の省略形で、携帯サイトにおける「自己紹介サービス」であり、かつての出会い系サイトと同様、無料で自分の顔写真、住所、氏名、電話番号、趣味などを登録して友人や恋人との出会いを求めるといふ種類のものである。もちろん、すぐ分かるように、一歩誤ればプライバシーの全面公開となる。したがって、実際にも出会い系サイトやSNSと同じくストーカー被害など犯罪の温床になっている。

第三に、ごく普通に存在する、電子掲示板である。こうしたものは交流と意見表明の場であり、言論の自由を担保する上で大変重要な存在であるが、反面、その利用には《大人の良識》が必要になる。特に、若い世代の場合、残念ながら筆が走って個人攻撃や誹謗中傷の舞台になりがちである。実際、かの《佐世保の首切り少女》も、その一方的な思い込みによる怨恨が始まったのは、被害者少女とのインターネット上でのやりとりが発端であった。

#### (四) 携帯電話によるネットアクセスを規制せよ

以上の準備に基づいて著者が提言するのは、「子供向け仕様の携帯電話《ヤングホン》によるインターネットアクセスの規制」である。

もちろん、子供たちをインターネットの逆作用から守るには、「そもそも携帯電話を持たせない」という選択もあり得る。実際、二〇〇九年六月、石川県議会は「いしかわ子ども総合条例」を一部改正し、原

則として小・中学生が携帯電話を所持しないよう保護者の努力義務を定め、児童の携帯電話の所持規制を全国で初めて行った。同条例は二〇一〇年一月一日から施行される。

しかし、誤解を恐れずに言えば、このような条例はまったくの時代錯誤であり、実効性にも重大な疑問がある。そもそも、親が子供たちに携帯電話を持たせるのは、その必要性があるからだ。現代の子供たちは生活時間の大部分を学校や塾など両親の目が届かないところで過ごすのであり、大規模災害のときを典型として、どこにいるか分からない子供たちに個別連絡を取る最良の手段は携帯電話である。さらに言えば、現代の情報機器である携帯電話の適切な利用方法を身につけるには、それを実際に持つ必要がある。携帯電話がインターネットを通じた非行の原因になっているからと言って、それを「持たせないようにする」のは、単なる過保護であり、かえって本人に危険をもたらす。

アクセス規制の問題については、先の衆議院議員選挙で政権党となることが確定した民主党の「違法・有害サイト対策プロジェクトチーム」が、二〇〇八年五月に「有害サイト規制法案」の骨子をまとめている。この法案は携帯電話企業に対して「保護者の反対の意思表示がない限り、一八歳未満の未成年者にフィルタリングサービスを提供すること」を義務付け、コンピュータメーカーに対してもフィルタリングソフトのプレインストール（購入時組込済仕様）を義務付けるなどとしている。下野した自民・公明両党によっても既に同様の検討が行われていたということであるから、近いうちに実現する可能性が高い。

しかし、私見によれば、個人任意のフィルタリングや「一八歳未満か否か」という荒っぽい切り方は、実効的にも教育的にも不十分である。今は小学生でさえ携帯電話を持つ時代なのだ。成長段階に合わ



せて、小学生・中学生・高校生のそれぞれに閲覧を許可すべきサイトは異なるものとすべきであろう。

そこで、著者は、次のようにすることを提案する。

① すべての携帯電話を小学生以下用（チャイルドホン）、中学生以下用（ジュニアホン）、高校生以下用（ユースホン）、大人用（シニアホン）の四種類に分け、原則として年齢適合機種以外の所持を禁止する。ただし、保護者の許可など、一定の条件を満たす場合の例外は認める。これらは色彩、形状などで一見して分かる形をしていなければならない、その条件は法律で定める。

② 特に一八歳未満の場合、違法所持に対しては刑事罰又は行政罰をもって厳しく対する。罰金や反則金を課すだけではならず、場合によっては少年院送致や少年刑務所での懲役をも科しうることにすべきであろう。そして、併せて親の監督責任を厳しく問うものとする。暴走族などの場合もそうであるが、子供が非行に走る可能性を十分考えず、監督もせずに放置する親の責任こそ極めて重大なのである。

③ チャイルドホン、ジュニアホン、ユースホン（総称して「ヤングホン」と呼ぶ）は、この順に段階的にインターネットのアクセス規制を緩め、シニアホンはもちろん無制限とする。アクセス規制は消極的なフィルタリングでなく積極的な「登録制」をもってし、アクセスを求めるサイト運営者から監視機構「アクセス管理センター」（仮称）に申請して登録することによって初めてヤングホンからアクセスできるものとする。登録すべきか否かは主として教育的見地から判断する。また、ジュニアホンからは、課金を必要とするサイトには一切接続できないようにする。

④ アクセス管理センターは携帯電話各社が共同して設置する民間団体とし、サイトの内容を審査して登録するほか、継続的にサイトの監視を行うとともに、利用者等からの告発を受けてサイトの登録停止を一方的に行う権限を有する。その運営は、法律に基づいて政府が指揮監督する。

今日、日本における若年層によるインターネットアクセスの大部分はパソコンからでなく携帯電話からである。子供がメールを送り受けするのもサイトを見るのも投稿するのも、ほとんどは携帯電話からなのだ。

したがって、《ヤングホン》制度によって携帯電話からのアクセスを発達段階に応じて注意深く規制すれば、子供たちを過保護にすることもなく、自然にインターネットアクセスを規制し、かつ、利用に習熟させることができる。

#### 四 おわりに ——子供たちを真に守るには——

本稿では、子供たちに対する脅威の現代的チャネルとしての「携帯電話」に注目し、その妥当な規制方法について論じた。

既に述べたように、本来は有用な情報機器である携帯電話が子供たちに対する脅威と誘惑のチャネルともなるからと言って、その所持を一方的に禁止しようとするのは単なる時代錯誤である。親も子も、携帯電話を必要としているのだ。しかし、その機能の中には、子供たちにはまだ早すぎるものがある。不必要なものさえある。映画についても「R指定」として《十二歳未満視聴不可》《十五歳未満視聴不可》《十八

《歳未満視聴不可》《制限無し》の四段階があるように、携帯電話にも、主としてインターネットアクセス規制の観点から、この四段階があるべきである。それが、本稿の提言である。

現在は、携帯電話にGPS (Global Positioning System、全球的測位系)機能を持たせ、現在位置を常時発信させて、所持者の位置検出を自動的に行うことも可能である。実際にも企業における営業職の労務管理や運輸業における車両の位置管理などに広く利用されている。この機能を《ヤングホン》に適用すると、家庭での子供の非行防止のための監視機能と誘拐・事故などにおける追跡などの犯罪捜査に極めて有効である(トレーサー機能)。今日、技術的には容易に実現できることであり、実際にも、GPSを使わない初等的なトレーサー機能が極小ゾーン方式の簡易携帯電話PHSで提供されたことがある(いまだこサービス)。もちろん一歩誤れば重大なプライバシー侵害のおそれがあるので、ヤングホンにトレーサー機能をつけることは、法律に根拠を持つものとすべきであろう。しかし、その効果はおそらく絶大である。

子供たちに対する脅威のチャネルは社会の至るところに存在する。残念ながら親や教師さえ子供たちに対する脅威となつてゐることは既に述べたとおりである。著者は既に『危機に立つ社会——日本の未来を負託できる青少年の育成方策に関する一考察——』(平成一五年度財団法人公共政策調査会懸賞論文・優秀賞受賞)において、この問題を論じた。その政策提言の一部は、結果として様々な形で実現に至つてゐる。本稿を補う意味で、併せて参照されたい。

真に子供たちを守るためには、大人たちの覚悟が必要である。子供を餌食にしようと待ちかまえている人間のほとんどは、悪しき大人たちだからである。彼等は子供たちの唯一の財産とも言うべき《若さ》を

搾取すべく都会の闇に潜む。我々は、彼等の邪悪を暴き、その醜行を白日の下にさらし、これを容赦なく断罪して社会から除去しなければならない。

しかし、同時に、精神論だけでは何も実現できない。事を成すに当たって必要なのは、具体的に実行可能な政策である。本稿は、それを、もつとも効果的な「携帯電話の規制」という点に絞って論じたものである。

本稿が日本の子供たちを守ることに寄与するところとなれば幸いである。

# 子供の安全と専業主婦

無職  
長島 幸二(77)

## はじめに

愛知県半田市の市立中学校で、一年生の男子生徒十一人が、担任で妊娠中の女性教諭を「流産させる会」をつくり、女性教諭の椅子に細工をして転倒させようとしたり、給食に異物を混ぜるなど悪質な嫌がらせを繰り返していた(※1)。教諭は給食を食べたが体に異常などはなかった。原因は席替えに対する不

満や、部活動で注意されたことへの腹いせである。学校は関与した生徒と保護者を呼んで注意したが、生徒は反省の態度を示しているとしてその後の指導は不明である。この事件は、いろいろな問題が含まれている。

まず第一に考えさせられることは、加害者が子供であり、子供を被害から守るのではなく、子供を加害者にさせないことを考えなければならぬという悲しい事件である。子供の犯罪はかつて一人での犯行が多かったが（※2）、今回の事件は十一人もの生徒が組織的に悪戯をしていたことである。誘われても断れず、やって良いこと悪いことの判断能力に欠けている。親は子供を犯罪から守る前に、まず自分の身を守るといふ基本を躡る必要があるだろう。

次には自分たちに一番身近な担任を標的にした残忍な悪戯である。生まれてきた子にもし異常があったらどうなるのだろう。親は子供を犯罪者にしないように守らなければならない。

最も憂うべきは、親が子供の行動を把握していないことである。会話があれば子供の悪戯は必ず気付くはずである。家庭に子供の居場所が無いところに問題がある。

学校も事件性が無いとしたのか、注意で終らせている。嚴重注意を避けている。ものが言えない学校にしたのは親ではないのか。モンスターパーセントなる言葉まで生まれている。子供の安全のためには、学校は積極的に家庭や地域に働きかけをしなければならぬ。

地域にも問題がある。大人が思いも因らない発想は、いざれ子供同士にも向けられることになる。級友が大勢居ながら誰一人として止めることもなく、親も異常に気付かない。当然学校にも報告がなく地域の

話題にもならなかった。子供の安全には、地域の力は欠かせないはずなのに、地域が無関心状態となっているのも問題である。

家庭内に子供の居場所を作ることが、子供の安全を守るのである。

### 一 考えさせられる学童保育

近所の公園は、夕方になると子供の声が賑やかである。地域に子供が消えて久しくなったが、ここだけは別世界である。ドッジボールに興じる小学生たち、遊具で遊ぶ幼稚園児、砂遊びをしている幼児、一人で虫と戯れている子など、様々である。指導者も一緒にドッジボールをしている。一人遊びの子に話しかける年輩の指導者。学童保育の子供たちが元気に遊んでいる姿を見ると、今の少子社会に欠けている家族関係を補っているのかと、つくづく考えさせられる光景である。夕方子供たちが家に帰り、「お帰りなさい」の母親の声もない灯の点いていない家で何をするのだろう。ゲーム機や携帯電話で楽しむか。同じような境遇の友達が集まってコンビニの前で群れるのか、繁華街に繰り出して行くのだろう。子供の安全を守るのは家族の団らんのあることである。子育てを他人に任せて親が働く。生活のためか女性の社会進出なのか。育児放棄ではないことを願っている。学童保育は、考えさせられる施設である。

### 二 自分を守る

神奈川県は児童買春の温床になる出会い喫茶に、十八歳未満の立ち入りを禁止する青少年育成条例を施

行した(※3)。日本語大辞典では(講談社)、「買春」は一九七〇年代半ばにできた語と説明され、「ばいしゅん」と読まれている。何故このような不思議な言葉が使われるようになったのか。児童買春は、成人が未成年者を性の対象として買う行為であり、その手法は手を変え品を変えて新しく生まれている。子供が興味半分で喫茶店に出入りしてはいけないことを教えなければならぬ。性犯罪と覚醒剤犯罪は、再犯率が高いと言われているように、子供を性犯罪から守るには、携帯電話の所持を禁止するか、大人の誘いに乗るのは、子供にも問題があることを親は知るべきである。同じ相手に十数回にわたって誘われて被害者となり、嘔然とさせられる。誘いに乗らない子供に育てるのは親の責任である。自分を大切にすることを子供の頃から教え、躾ることは、子供を守る基本でありながら疎かにされてしまっている。

### 三 家族を守る

#### ①、努力義務と努力規定

石川県議会が、小中学生に携帯電話を持たせないよう、保護者に「努力義務」を課す、全国初の条例を決定した(※4)。罰則は付けず、携帯所持に制限を加えたと大きく報道されていた。神奈川県では平成十六年に青少年保護育成条例を改正し、満十八歳未満の若者達の深夜外出を防ぐため、「保護者は特別な事情がなければ、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない」と、全国初の「努力規定」を義務化して提案された(※5)。しかし残念ながらそれ以後、深夜徘徊補導件数は増えるばかりであった。十六年・五四八六三件、以下十七年・五九三八九件、十八年・六九一七一件、十九年・九二四一三件、



二十年・九七五七八件が県警本部少年育成課の資料である。数字の上から見て、条例改正の成果は全く見られなかった。石川県の条例も神奈川県条例も、「努力義務」であり「努力規定」である。石川県の努力義務が神奈川県条例の二の舞にならないことを期待している。残念ながら罰則がない規制には即効性が見られないのが現状である。交通違反のように、保護者に罰金を課すことが、子供を守るためには必要ではないか。

## ②、携帯電話と街作り

携帯電話の所持に関しては賛否があり、それなりのもっともな理由があるが、基本的には必要のないものと思っている。山で遭難した時、これほど大切なものは無いだろう。しかし子供の安全、防犯にも欠かせないと、所持の必要を声高に発言している街頭インタビューを見るが、犯罪のない社会になれば必要のないものである。

犯罪のない街作りには、家庭や地域、社会全体で子供を育てる温かい目が大切である。一軒の家庭でいくら携帯を持つな論しても、「何故家だけ厳しいのか」。「みんなが持っているから」と抵抗されるのは目に見えている。地域、社会全体で同時に足並みを揃えることが効果を上げる取組である。

## ③、子供の涙、子供の居場所

「ひとりの子供の涙は、人類すべての悲しみより重い」。ドストエフスキー「カラマゾフの兄弟」の言葉である。子供には親といえども計り知れない悲しみがあることを知らなければならぬ。灯りの点いていない家に帰る子供は、それが小さい頃からの毎日であり、何も感じない日々となっているのかもしれない。

家族の絆、家族の団らん。温かい親兄弟の思い遣りの心を知らずに成長し、何時の日か自分の孤独に気が付いた時、自分の居場所探しに街に出るか、携帯にのめり込むしかないのではないだろうか。

子供の居場所を無くしているのは親であり家族である。離婚や夫婦の仲違い、会話不足は、増々居づらい場を作っている。「三つ子の魂百まで」と言われるように、特にこの三歳児の時期までに、平和な家庭で育て、親がしつかり抱きとつた育児をすることが大切である。親の代りを保育園の指導者が務めている。抱きかかえてくれた保育園の指導者の肌を子供が忘れないとしたら悲しいことである。物心付いて親の温もりを知らない子供ほど寂しいことはない。

#### ④、躰

親が自分の都合や我が儘な考えで、収入優先の生活をしていることを自覚しない限り、子供の安全を守ることはできない。家族にとって時には命懸けで躰ることが必要である。マークス寿子(※6)氏は、愛情ある衝突が必要と言っている。「家庭内に母親が二人いるような状態になってはならない。父親の役割は特に大事であり、父親は家長という形ではなく、家族をまとめ、どのように妻と協力して子育てをしているかが問われている」と、子供を被害から守るのは、強い絆で結ばれた家族であることを力説している。家族の中心は父親であり、躰に命を懸けることができるのは、精神的に安定した親がないうることである。

## 4、学校が守る

### ①、学校の改革

昭和三十年アメリカ映画の「暴力教室」を見て、大変なショックを受けた。戦勝国アメリカとはあんな国なのか。喫煙、暴力が日常の学校生活なのか。日本は敗戦国でもこんな学校になるはずがないと思っていたが、瞬く間に構内暴力事件や家庭内暴力やいじめという言葉まで生まれてしまった。昭和三十三年頃のことである。その原因はどこにあるのか。どこにあったのかを解明し、思い切った改革をしない限り、問題が起こるたびに幾度となく教育論議が繰り返されることになるだろう。

思い切った改革とは何か。専門家はいつもともなことを発言している。携帯電話の禁止一つにしても、「携帯を使っていいときとわるいときのくべつをはっきりさせるなど、マナーを教える教育に力を入れたい」(※7)と言うようなコメントをしている。子供の自主性を尊重することは、子供の言いなりなることではない。教えるべきことは徹底した仕込みの教育が必要である。それには家庭の教育力を高めない限り実現は不可能である。現体制では学校に子供の安全を任せるのには限界があるだろう。

### ②、家庭の教育力

家庭の教育力を高めるには、時間をかけてでも躰の大切さを説くことである。道徳教育はその基となるものである。またモンスターペアレントという不満分子の排除も、親の協力で可能である。学校として行政への働きかけで、家庭教育の向上を図ることができる。マスコミが総力を挙げて取り組んだ時の効果は、

計り知れないものがある。

### ③、宗教教育

いま学校教育に欠けていることの一つには宗教教育がある。真つ先に親の反発に会うだろう。「天に神あり地に仏あり。天知る地知る我知る。たとえ切り株に腰を下ろして休んでも、立つ時には切り株に感謝せよ」。幼い頃諭された言葉である。何度となく道を踏み外しそうになった時、踏み止まったのはこれらの言葉である。「何故」と疑問を持つことは大切である。しかしいけないことに理屈は要らない。「人は何故人を殺してはいけないのですか」と聞かれ、その理由を多くの学者が答えていた(※8)。何故理由を付けないければならないのか。いけないことはいけないと教えることが何故できなくなってしまったのだろうか。子供達に納得できる説明ができない大人と親は、その權威を失い、子供上位の社会を作ったことに問題があるのである。親孝行は何故しなければならないのかの理屈はいらない。年寄りや親は大切にすることものだと子供の頃から教えることが、ゆくゆくは子供を守る社会を作ることなのである。漢の劉邦は「法三章」で、「殺すな・傷つけるな・盗むな」の三項目で十分と言っている。理屈無しに、最も納得できる法である。畏敬の念を持つ子供に育てなければならぬ。

## 5、地域を守る

### ①、子供を犯罪被害から守る

子供を犯罪被害から守るために、わたしたちは何をすればいいか―。平成十八年の治安世論調査を見る

と(※9)、四十六%の人が「地域とのつながり」が必要と回答している。「親やボランティアがパトロール」や「防犯カメラ設置」と続いていたが、「防犯ブザーや携帯電話などを持たせる」は僅かであり、とつさの場合にどこまで役立つか、疑問視する人が当時は多かった。世論は地域とのつながりを重視しながら、実際には行動に結びついていないのが現状である。見て見ぬ振りはその現れである。

### ②、見て見ぬ振り

団地に住む友人が、団地内で騒いでいた集団に注意したところ、車のガソリタンクの中に砂糖を入れたと嘆いていた。見て見ぬ振りは最悪と、よく投書などに見られるが、何をされるか分からない仕返しには、見て見ぬ振りするのも分かるような気がする。どうしたらいいのか。それに恐れず立ち向かっていく勇氣が必要と、専門家は言うだろう。一つの声から輪を広げ、暴走族に立ち向かった例があった。暴走族を「ださい族」と呼んでキャンペーンを張ったのもその一つだろう。誰かが言いだしっぺにならなければならぬ。

### ③、言いだしっぺ

学校の要望に対して地域力を生かした教育活動を実現するために、文部科学省が推進する「学校支援本部事業」というのがある。学校・家庭・地域が一体となり、子供たちの育成環境を整えていくことが狙いである。地域の安全マップ作りで危険な場所の確認や通学路の安全を確保する活動などが考えられている。担当している人に因れば、「地域教育力の向上に役立っている」とのことである。あまり一般には知られていない事業(※10)だが、文科省が言い出しっぺになっている。マスコミが大きく取り上げ、多くの

人の理解と協力を呼びかけることが、子供の安全を守る大きな力になっていくのではないか。

#### ④、生噛み

神奈川県横須賀市追浜地区では、小中高校の交流を深めようと、小学校正門前で、朝登校してくる児童を、中学、高校の生徒が挨拶をして迎える取組を始めた（※11）。大変面白い取組である。一人っ子で兄弟姉妹がない家庭が増え、兄弟喧嘩をしたことがない子供は、「生噛み」というのを知らない。子供はじゃれ合って噛みつき合っているが、決して本気で噛まない。遊びの中から噛む加減を覚えていく。今の子供たちは生噛みを知らないため、カッとなると本気で相手に危害を与えてしまいます。手加減を知らない子には生噛みを体験させることである。それを教えるのは家族であり学校であり、地域でなければならぬ。子供たちの喧嘩に直ぐ止めに入るのは考えものである。「子供の喧嘩に親が出る。女をいじめるヤサ男」と昔はよくはやしたたてたものである。中高生が小学生に声をかけをする縦の交流は、上下関係を覚える貴重な機会であり、中高生がこのような活動の先頭に立てる地域の活動を広く普及させ、支援をすることが地域では大切である。

### 6、社会が守る

#### ①、国民の意識改革

子供の安全を守るのは、小手先の対応策ではなく、国民の意識改革が必要である。女性の社会進出を賛美してきた社会情勢を変えない限り、子供の安全を、根本から守る対策にはならない。芸能界の離婚は日

常茶飯。人気回復の手段に離婚をしているとしか思えてならない。芸能人の離婚、バツイチは、もはや芸能活動の勳章かのごとく、離婚した後で交流しているのが新しい夫婦の生き方としてテレビでは報道されている。芸能人の特殊な生き方に世間が憧れ、両親の離婚によって被害を受けるのは子供である。

### ②、専業主婦は楽な道

二十歳代女性の専業主婦志向が、上の代より高くなっているという調査結果について、十文字学園女子大の橋本ヒロ子教授（男女平等政策）は、「結婚して家庭に入り楽をしたいという意識は、以前から若い女性に多い」を話している（※12）。何とも理解しかねる話である。専業主婦を「楽」と考えている教授が、男女平等を唱える専門家かと思うと腹立たしさを覚えてくる。コラムニストの深沢真紀さんも、「安全網としての家庭をよりどころとしている。社会に出ることに消極的になっている」という。専業主婦は彼らの言うように楽なものではない。逆につらい子育てから逃げるようにして社会進出をしている女性を数多く見ている。年寄りの親や保育施設に子供をまかせ、自分の能力を発揮したいと働く女性に世間は拍手を送り、相応の恩恵を与えている。一番大切な子育て時期を他人に任せているところに、問題の根元が存在している。専業主婦、子育てに専念している主婦にこそ手当を支給すべきであり、安心して子育て生活できる社会になれば、子供の安全は自と守られてくると信じている。

### ③、終身雇用制度の見直し

終身雇用制も見直さなければならぬ。家族の団らん、親子の絆は、父親の終身雇用で成り立っている。高級マンションに住むことや車に外食。子供にとって本当に必要なのだろうか。貧しくとも笑いと歌声の

絶えない家族こそが理想の家庭ではないだろうか。

産業能率大学が平成二十一年六月二十二日に発表したアンケートで、終身雇用制度を望む今年の新入社員は、前年より七・一ポイント増え、七十三・五%と、一九九〇年の調査開始から始めて七割を超えた。不況で雇用不安が強まる中での安定志向の高まりを裏付けている（※13）というが、終身雇用を望むのは、不況のためだけではないだろう。その大切さが改めて分かってきたからではないか。会社への忠誠心と経営者の終身雇用への思いが、日本の産業を支えてきたのである。収入は少なくとも安定した生活は、心にとりができ、家族の絆を深めることができるのである。終身雇用と、専業主婦手当こそが、「子供の安全を守る方法」である。

### わがこに

子供の安全を守るのは母親である。

子供に逃げ場所を作らず、家庭に居場所を作ること。これが今我が国に求められている大きな課題ではないか。保育園で楽しく過ごせば過ごすほど、灯の点いていない暗い家に帰る寂しさに子供は耐えていかなければならない。それが毎日の生活となり、知らず知らずのうちに定着し、何も感じなくなっているところに、現代の隠れた問題が潜んでいる。寂しさを紛らすためにゲームに走り、同じ境遇の友達と群、繁華街にその逃げ場を求めていく。親の助言には「何故家だけが」と聞く耳持たず、会話のない家族が当たり前となってしまうている。サザエさん家族を理想の家族として求めていけば、子供の安全は必ず守れる



と思っている。

家族の絆を作り育てていくのは母親でなくてはならない。専業主婦が子供を守るのである。専業主婦を楽という発想を持つ学者は現実を知らない研究者にすぎない。主婦が安心して子育てが出来るのは、一家の中心であるべき父親が、将来の生活に不安を抱えることなく働ける職場を持つことである。能力優先主義は、利益のみを追求する企業にとっては当然のことであろう。しかし社員は終生その能力を持続することはできない。年齢とともに必ず能力は衰えていくのである。子育てで、もともと経済的に苦しい時期に、職場に不安を感じながらじっと耐えている身ほど辛いことはない。その時になっても安心して会社のために働ける場が与えられていることが、明るい家庭を作り、家族の絆が深まるのである。終身雇用の大切さを見直し、企業の体質改善こそが子供の安全を守る唯一の道である。

理想の家族が子供の安全を守る。

毎週テレビの視聴率上位を占めている「サザエさん家族」が理想の家族であり、それを目指すことが子供の安全を守ることにつながる。サザエさん家族の磯野家には自家用車がない一般的なサラリーマン家庭だが、毎日の生活には決して不満を持っていない。亭主関白の父親を長としているようだがその実は母親中心の生活である。家族一人ひとりに居場所があり、存在を認めあっている。学校では立たされ長男のカツオ君だが、自分の身を守る術を知っている。一汁一菜の食卓には、父親、母親を敬った場所があり、子供たちには座布団は無い。贅沢ではないが笑いの絶えない家族である。これこそ子供の安全を守る理想の家族である。父親は出世を望むでもなく、といって不満を漏らすこともない。会社に誠心誠意尽くしなが

ら会社にしつかり守られている。終身雇用の典型的な勤め人家族である。隣近所とは家族ぐるみのお付き合い。子供への危険を微塵も感じられない地域である。母親が安心して家事、子育てに専心できるのは、すべて父親の終身雇用から始まっている。

子供の安全を守るのは、専業主婦とそれを支える終身雇用制度であることを、強く提唱したい。専業主婦・子育て手当を出す国にしたいものである。

両親揃った家族を中心に書かせていただいたことをお許しいただきたい。

### 参照資料

- (※1) 読売新聞平成二十一年三月二十八日
- (※2) 平成九年「神戸連続児童殺傷事件」  
十四歳児童頭部切断事件。十年の「西部高速バス乗っ取り事件」等
- (※3) 神奈川新聞六月二十七日
- (※4) 読売新聞六月三十日
- (※5) 神奈川新聞十六年十一月二日社説
- (※6) 読売新聞十二年十一月十五日
- (※7) 神奈川県教育委員会二十年十二月十二日
- (※8) 文芸春秋 十二年十一月号
- (※9) 神奈川新聞十八年九月二十四日
- (※10) タウンニュース二十一年七月三日

(※11) 神奈川新聞二十一年七月二日

(※12) 読売新聞二十一年六月四日

(※13) 読売新聞二十一年六月二十三日

# 子どもの健やかな成長を願って

警察官（大阪府泉大津警察署）

中村みどり

## 一 奈良県児童誘拐殺害事件の衝撃

二〇〇四年一月一七日市立富雄北小学校一年有山楓ちゃん（当時七歳）が下校途中に近くに住む毎日新聞販売店員小林薫（当時三六歳）に誘拐され殺害された。

小林は楓ちゃんに言葉巧みに声をかけて自宅マンションに連れ込み、自室の浴槽に額をつけて水死さ

せ、同日、同県平群町の道路脇側溝に遺体を遺棄したもので、歯が何本か抜かれていたという。楓ちゃんが生存中に抜いたのか、殺害してから抜いたのか想像するだけでもぞつとする。

更に遺体発見後の一二月一四日に楓ちゃんの携帯電話から「次は妹だ」というメールを家族に送りつけ、楓ちゃんの妹に危害を加えることを予告する内容のメールを送っている。

楓ちゃんを亡くし、心身ともに打ちのめされている両親や家族をあざ笑うかのように、まるでゲーム感覚の小林に対し強い腹立たしさを感じた。

小林は一二月三〇日に逮捕され、求刑通り死刑の判決をうけ弁護士が控訴したがこれを取り下げ二〇〇六年一〇月一日死刑判決が確定し死刑囚となった。

何の罪もない楓ちゃんの将来を奪い、最愛の娘を亡くした両親の悲しさ、くやしさを察すると当然の結果であると思う。

「小林死刑囚には性犯罪の前科が！」

この事件の大きな衝撃は、新聞配達や集金など身近なところにいた人が、このような重大な罪を犯したとされたことだけが理由ではない。

小林死刑囚には、二件の前科があった。

一件目は、一九八九年、大阪府箕面市で複数の女兒への強制わいせつ容疑で有罪判決を受け、二件目は、その二年後の一九九一年に五歳の女兒の首を絞める事件を起こし実刑判決を受けている。

誰もが、自宅周辺で新聞配達をして集金を行っている小林がそのような前科があることは知らなかった

はずである。

警察でさえ、そのような前科のある人物がその管轄内に暮らしていることを知らなかったのである。もし、わかっていればもっと早く容疑者を割り出していたと思う。

この事件は、児童に対して性犯罪を犯した前科のある者の所在が、警察において適切に把握されていないことを白日の下にさらしたのである。

そこで、当時の警察庁の漆間巖長官が法務省に対し、再犯率が高いとされている性犯罪者の出所後の住居について警察は把握しておく必要があると提言した。

しかし、法務省は「プライバシーの問題、社会復帰の支障になる」との理由で消極的であったそうである。

ところが、小泉純一郎首相が、出所後の住所は警察が把握する必要があるとの発言を行い、協議の結果、提供情報は一般に開示しない約束で、法務省は警察に情報提供することを了承した。

そして、二〇〇五年六月一日から、児童を対象とした暴力的性犯罪の前歴者を、出所後、原則五年以上「再犯防止措置対象者」として登録し、管轄の警察署がその間、継続的に居住地を確認するなどした防止策がまとめられたという。

対象とされるのは強制わいせつ、強姦、強盗強姦（以上については未遂も含む）及びわいせつ目的略取・誘拐の性犯罪四罪種である。

しかし、執行猶予付有罪判決を受けた人間や少年は対象外となっている。

そして出所者には、情報を提供し、提供を常時更新する義務は負わされていない。提供された情報は公開されない。

地域住民には、自分の子どもの身近なところにいる人が性犯罪の前科をもっているのかどうかを知るはずはない。

## 二 アメリカにおけるメーガン法の制定について

メーガン法とは、アメリカ及び一部の国で性犯罪者による再犯を防ぐ目的で制定された法律で、性犯罪者の出所後の登録、告知・公表を行うことである。

メーガンというのは、アメリカで一九九四年に性的虐待で二回の前歴をもつ犯人に殺害されたメーガン・ニコール・カンカという七歳の女児の名前である。

アメリカでは、法律にその指導者の名前や法律制定の契機となった人物などの名前をつける慣行がある。この法律により、執行猶予になった加害者や刑期を残して保釈された囚人だけではなく、刑期を満了して釈放された者も含めた「性犯罪の加害者」は、住所、氏名、年齢等の個人情報登録することを義務づけられ、その情報を加害者の住む地域に告知・公表するように義務づけられている。

ニュージャージー州では、性犯罪者に対し有罪判決を受けた後、もしくは刑務所から出所してから一五年間、犯罪を犯さず、他者の安全に脅威を与えるおそれがないと証明できるまで登録義務を負わせているらしく、従って義務は一生に及ぶこともありうるとのことである。

### 三 メーガン法の制定は、日本では必要ないか。

私はむしろかしいことはわかりませんが日本でもメーガン法を考える時期にきているのではないかと思う。刑務所を管轄する法務省から出所者の情報を得て、それ以降、情報を収集しなければならないのは警察である。

ただでさえ、いろいろな事件で大変な警察が性犯罪者の出所後の情報を的確に収集することは困難である。もし、的確に収集できたとしても、これらの性犯罪者が性犯罪を繰り返さないように、警察が十分な監視をして犯罪の防止を図ることはできるだろうか。

事件が発生するたびにいろいろな対策が講じられるが、依然として子どもに対する犯罪はあとを絶たない状況である。

もはや、日本でもメーガン法の制定の必要性について考えるべきではないだろうか。

もちろん犯罪者には、刑事未成年者、少年、心身喪失などの刑事責任能力を欠く人間も居り、対象者はどうするか、対象犯罪を先程述べた四罪種にするか、痴漢や下着泥棒など全てを対象とするのかなどさまざまな問題が生じてくる。

また罪種によって登録期間を変えたり、告知・公表を地域全体にするのか、学校等教育関係機関だけにするのか、公表はインターネットでも行うのか等の問題も生じてくる。

もし、メーガン法が制定されるとなると性犯罪者が大きな不利益を受けることになると思われる。



住民から白い眼で見られ、職を失ったり転居しなければならなくなったり、いろいろな嫌がらせを受けると思う。

犯した罪を反省し、更正したいと考えても更正はむずかしいかも知れない。

また性犯罪者が襲われて危害を加えられるかも知れない。

そのためアメリカでは、性犯罪者として危害を加えることは犯罪として処罰されることになっているそうである。

性犯罪者の中には、更正する者も居るかも知れない。

しかし、このような言い方をすれば人権にかかわるかも知れないが、性犯罪というのは「癖」であり、病的なものであると思慮される。

過去の事件から見ると、再犯率が高いことから、被害者やその家族の心情を考えると罪を犯した者の「罰」として当然受けるべきではないだろうか。

性犯罪者の不利益よりも、子どもを性犯罪から守る利益の方が上回って当然であると思う。

軽微な窃盗等であれば、たった一度の過ちとして済ませられるかも知れないが、性犯罪は、被害者にとっては、たった一度の過ちでは済まされないのである。

#### 四 メーガン法は日本の憲法に違反しないか

「プライバシーの権利の侵害」

誰にも他の人には知られたくないと思うような秘密がある。

それがプライバシーであり、プライバシーを侵害されない権利がプライバシーの権利である。

プライバシーの権利は、憲法で言う基本的人権で憲法第一三条の「個人の尊重」

すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする

と定めており、この中の「幸福請求権」に含まれ、基本的人権として保護が認められるべきだとして考えられているそうである。

メーガン法が制定された場合、一定年齢の子どもに対して性犯罪を犯して有罪判決を受けたものは、その氏名・住所等の情報を警察に登録する義務を負わされ、この情報をみだりに収集取得されないというプライバシーの権利が制限される。更に氏名住所等の情報が公表されることになると自己情報をみだりに開示されないというプライバシーの権利が制限されることになる。

これは一三条に違反しないであろうか。

再犯の可能性が高いと認められる一定の重大な犯罪に限定し、更に一定期間経過後は、登録義務を免除するようにすれば、プライバシーをそれほど侵害するものではないのではいかとの説があるようである。

実際、氏名住所等を警察に登録し、警察監視下おかれるだけでは、それほど重大な不利益を受けるとは言えないと思う。

では、告知・公表はどうか。

先程も述べたように、登録された氏名住所等の情報が提供され、公表された場合、有罪判決を受けた者が受ける不利益はかなり大きい。

しかし、性犯罪の被害を受けた子どもの被る身体的精神的負担の大きさ、その子どもその後の成長に与える大きな影響を考えるとやむにやまれないのではないかと思う。

被害にあった子どもが幼小、被害を認識できない場合もあり、一定年齢未満の子どもに対するものに限定して、一定の重大な性犯罪に限定したうえで、更に一定の期間に限定するか又はある一定期間経過後には再犯の危険性がないと証明するような条件をつくれれば、まだ少しはプライバシーの権利を侵害することが少ないように思われる。

## 五 加害者が少年の場合はどうか

少年法によると、一四歳未満の少年には刑事責任能力がなく、刑事責任能力のある少年であっても刑事裁判ではなく、少年法に従って家庭裁判所の少年審判手続きに付されることになっている。

しかし、一定の年齢以上の少年で検察官に逆送されるような重大な犯罪を犯した場合には刑事裁判を受ける。

少年法は「少年の健全育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行う」ことを目的としている。

そして「少年」は「満二十歳に満たない者」をいい、アメリカでは一八歳で成人とされている。

また、少年法第六一条「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年令、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」とあり、少年の実名報道は一切許されないと解されている。

この少年法がある以上、メーガン法の適用は不可能なことにある。

しかし、性犯罪の被害者にとつては、加害者が成人であろうと少年であろうと関係ないのである。

少年法の中で、例外として重大性犯罪を犯し、検察官に送致され、起訴され、刑事裁判に付され裁判所で有罪とされた少年に限定して、登録義務を課し、また告知・公表を行うという方法ならどうか。

もちろん、成人同様に犯した犯罪や年令等に制限をつけてである。

少年は、これから成長し、未来があるということ、あくまでも「健全育成」を基にしている。

しかし、凶悪犯罪で実際につかまえてみれば少年であったということもある。

少年であるからこそ、平然と短絡的に残酷な事件を起こすのかも知れないが、いつも加害者である少年の保護を主に考えられているような気がする。

少年の場合は、成人よりも矯正教育の可能性が高いと思われるからかも知れない。

しかし、被害者にも同じように未来があるように、被害者となる可能性のある子どもを保護するために、必要最小限度、少年に対してもはや何らかの措置はとらなければならないのではないかと思われる。

## 六 子どもを性犯罪から守るためにすべきことは何か

性犯罪者を出所させるのであれば、きちんと治療を施し、性犯罪を繰り返す危険性がなくなつてから釈放すべきだと思う。

必ずしもはつきりしないが、過去の事件でもわかるように、多くの性犯罪者が性犯罪を繰り返していることは否定できないし、多くの子どもが犠牲になっていることも否定できない。

### ○ 治療と矯正

性犯罪の治療や矯正、教育にもつと力を入れることが必要ではないだろうか。

日本では、まだそのような専門家もいないようであるが、出所してからも監視しながら社会復帰できるような方法はないか。

### ○ 性犯罪に厳罰を科す

性犯罪、とりわけ子どもに対する性犯罪にもつと重い刑を科すべきである。

強姦や強制わいせつ罪に死刑や無期懲役も科されていない。

刑が甘すぎるといふ批判の声もあるそうである。

### ○ 特に子どもに対する性犯罪には厳罰を科す。

子どもに対する強姦罪等には、一般とは別にその手口等に依じて死刑や一生仮出所の可能性のない終身刑を導入したらどうか。

無期懲役では、仮出所があるため一生刑務所に入っているわけではない。

刑を厳しくすれば犯罪者も減るのではないかと思う。

○ 性犯罪の監視、取締りの強化

性犯罪を繰り返す危険性がなくなっていなくても出所してくる受刑者が居たり責任能力がなく処罰できない加害者も居る。

アメリカでは、このような性犯罪者は強制的に入院させるそうである。

事件が起きてからでは遅く、地域全体で子どもを保護する仕組みを考えるべきである。

「GPS」による監視も検討すべきであると思う。

また地域住民のボランティアによる登下校時間帯での見守り活動、住宅街や通学路に「防犯カメラ」の設置、幼児や生徒に対して不審者から逃避するための安全教育の反復実施、「子ども一〇番の家」等の緊急時の避難場所の設置等が講じられている。

終わりに

子どもに対する性犯罪は、身体的にも精神的にも大きな負担がかかる。

そして子どもの成長を妨げ一生埋めつくすことのできない傷跡を残す。

まして、このような犯罪は、子どもも未成熟で判断能力も十分なく、自分を守ることができないことを逆手にとった卑劣な行為で絶対に許されるべきではない。

現状では、必ずしも子どもが性犯罪者から十分保護されておらず、性犯罪者が適切に治療教育を受けた  
り監視されていないと思われる。

子どもをもつ保護者は不安感でいっぱいであると思う。

性犯罪に限らず、子どもに対する犯罪があとを絶たない。

警察が子どもを守るために常時パトロールすることは困難であるし、パトロールするだけで子どもに  
対する犯罪を防ぐことも困難である。

二〇〇五年一月一日栃木県今市市の市立大沢小学校一年・吉田有希ちゃん（当時七歳）は下校途中に  
行方不明となり、山林から遺体で発見された。

遺体は全裸で、胸には一カ所の刺し傷があったという。

容疑者は未だに逮捕されていない。

二度とこのような痛ましい事件が起きないように、何か自分たちにできることはないか、何をすべきか  
を真剣に考えていかなければならないと思う。

## 参考文献

性犯罪者から子どもを守る 松井 茂記

## 学校を基軸とした地域コミュニティ再編による 子供（児童）の安全確保について

### 一 安全は如何にして脅かされているのか

子供の安全確保の考察にあたり、まずは、子供の安全が如何にして脅かされているのか分類による検証をしてみる。子供の安全は、大まかに以下の三つの分類により脅かされている。

一つには、加害者が外部に属する場合であり、具体的には、わいせつ、誘拐、暴行、恐喝など、その多

地方公務員（蓮田市役所）

松永 恭武（43）



くが犯罪被害に分類されるもので、対応の中心は警察であると考えられている。二つには、加害者が外部ではなく、子供自身が属する集団やコミュニティのメンバーによりもたらされる被害であり、具体的には虐待やイジメなどがある。こちらは福祉や教育が中心となって対応している。三つ目には、子供自身にも原因があることも多い、あるいは子供自身に十分な能力があれば回避できる被害で、具体例としては交通事故や公園での遊具による事故など、こちらのグループの対応は、家庭や地域、時には行政が主力となっている。

もちろん、現実の被害（事案）はこのように明確に区分されている訳ではなく、色の三原色を例示する三つの円のようになり、それぞれが重なり合って原色（一グループ）のみに分類できるといことはほとんどあり得ない。むしろ、それを分類することによりそれぞれの機関で対応しようとするの方が、かえって問題解決を難しくしている可能性もあるのではないだろうか。

さて、このような事件、事故等の被害（以下、事案）から子供たちを守るため、今でも各関係機関により様々な施策が講じられているが、実態として事案の件数は増加の傾向にある。ある問題の解決に対して相当の努力を払っているにも関わらず、なかなか状況が改善されないとすれば、一度はこれまでの方法を疑ってみる必要がある。そして、そこに課題を見つけたならば、その課題を解決できる方法やシステムについて再検討していくべきであろう。

## 二 事案をどのように検証すべきなのか

現在、何らかの事案（子供の関係に限らず）が発生すると、誰もが事案を起こした当事者やその家族（家庭）にその原因を求めすぎないように感じられる。事実、ほとんどの事案に対して、マスコミを始め多くの対策会議でも、個別ケースの背景（生育歴等）を深く探るために多くの時間を使っている。しかし、我々が早急に導き出さなければならないのは、短期的であってもその対応策であり、現在ある社会資源をどのように活用（組み合わせ）してこれ以降の危険を回避するのかという議論である。なぜなら、子供の安全を確実に守るためには、危険からの分離こそが前段に示した各グループの事案に対して、最も簡単にして早急な解決手段だからである。

例えば、第一のグループについて分かりやすい例としては、拘留や拘禁等の強い強制力により社会から危険を分離する方法がある。また他方では、社会の未然にして自発的な問題回避行動とも言える女性専用車両の導入といった例もある。第二のグループにおける虐待問題の場合でも、子供の最も有効な安全確保の手段は、保護の実施による保護者（在宅）からの分離である。また、第三のグループへの対応としても、極端な例ではあるにせよ、公園からの遊具の撤去、自動車の特定区域への乗入れ禁止、年齢による各種サービスの利用制限などが考えられる。

これらの方法は短期的なものであり、長期的な対応策を検討するためには、やはり事案当事者への深い考察が大切であるが、この長期的な視点での検証の弱点は、仮にその事案の発生原因が当事者の「生育歴

に起因する」ものだと解明ができたとしても、その改善がとても困難で時間を要するものだということだ。また、結果として「個人の資質」に回帰した場合には、逆に短絡的に社会全体の問題ではなく、その個人特有の問題として誤った認識を多くの人々に与え、その段階で問題への興味が消失、同時に社会問題としての思考も停止してしまう恐れがある。根本的な原因は、もちろん事案当事者にあるとしても、その事案発生のための機会の提供は社会（地域や街）にあったとして考えていかないと、当面の危険回避はもとより、その先にある「予防」という考え方も進んでいかない。

犯罪や虐待、イジメ等の状況を考えてみれば明らかであるが「そこに人間がいなければ」当然、事案は起こりようがない。また、人間がそこに存在するからといって、そのような事案が「必ず起きるか」というとそんな事実もない。だとすれば、人間と機会の双方が存在することによって、初めて事案は成立するのだと考えた方がスムーズ。だからこそ、事案（トラブル）の「原因になる人間」と「そうでない人間」が存在するのではなく、一律に「どんな人間も機会（環境）さえ整えば、事案（トラブル）を起こす可能性がある」とまで考え、その周辺環境から機会を奪う方法をまず先に考えて手を打つことこそが必要なのである。

### 三 どのようにその機会を奪っていくのか

さて、事案発生の機会を奪う手段として、我々が取り得る方法は大きく二つに分類される。すなわち、ハードとソフトとの分類である。具体的には、環境（街）の構造に対する働きかけをハード、子供を含め

地域の住民に対する働きかけをソフトと規定する。そして、ここで我々が先行して考えなければならないのは、ソフトの部分をどのように鍛え、そして活用していくかである。

ではなぜ、ハードよりもソフトを先んじて考えるべきなのか。ハードとしての働きかけは、街灯や注意標識、防犯カメラの設置等、街（地域）の構造上から危険箇所や死角を排除することを目的とするものだ。もちろん、街の危険箇所や死角を全て排除できればハード面の対応を主力としても問題はないが、実際問題として、街の構造上の課題は軽微な変更以外なかなか進まないものである。

加えて、人口構成や経済状況の変化によっては、賑やかな商店街がガラージ通りとなったり、大型ショッピングモールの進出によって、大人のみならず子供たちの生活圏が変化することもあり得る。街とは、道路が一本通っただけで人の流れが変わる「生き物」である。人間のいかような努力にも関わらず、未来永劫に渡って安全確保の面でもパーフェクトな街を作ることとは、現在の技術力ではやはり不可能に近い。よって、ハードである街の環境改善を基盤としながらも、その欠落部分を補完する手段として、常にソフトである人への働きかけを優先すべきなのである。

#### 四 これまでの取り組みはどうだったのか

では、これまでソフト面への働きかけは、どのように行われて来たのだろうか。

こちらもその対象を子供とするか、あるいは地域住民等（大人）とするかで分かれるが、それぞれ代表的な取り組みには次のようなものがある。

子供（児童）の能力を高める方法で事案を回避させようとするものに「イカのおすし」のように標語を利用した指導やCAPのようなワークへの参加がある。一方、保護者や地域住民による安全確保を目的とする働きかけでは、地域防犯組織や学校応援団あるいはPTA等によるパトロール活動などがある。

また、子供（児童）の安全確保への取り組みとして一時期主流となった防犯ブザーの配布については、児童への配布が一通り完了したこともあり、現在では、発生後の対応及び事前予防の観点を併せた補完手段として「人の配置」を追加施策として加えることが主流となっているようである。

このように、これまでの対応の主流は、特定のグループ（特に第一）をターゲットとしたものであって、第二のグループに属する自殺や虐待等にはあまり有効に機能しない。また、第三のグループへの対応では、ハードとソフトの両端が必要であり、これらを含めた全てのグループに等しく対応するためには、子供（弱者）の視点から行なう環境整備はもとより、そこに住む人間が子供（弱者）を守り支えることがクルドでスマートだというモチベーションのボトムアップが必要なのである。

## 五 これからの対応はどうあるべきか

例えば、地域防犯活動一つにしても、自治会、防犯組織、PTA等の団体がそれぞれに実施するよりは、連携して実施する方が効率が良い可能性は高い。加えて、協働により役割を分担することが可能となれば、通常時の各団体の負担を軽減すると共に、場面によっては協働してより負荷の大きい取り組みに対応することが可能となるはずである。

その下ごしらえとして、地域コミュニティを子供たちの安全確保のためのコミュニティとして再編する必要があり、地域コミュニティはその変革を受け容れることができるはずである。なぜなら、コミュニティにとつて、メンバーの安心安全の確保とは、元々最優先の目的であるからだ。

一方、コミュニティの問題点としては、内部の軋轢と異分子の排除がつきものであることだ。コミュニティが強ければ強いほど、外部や新規の参入を排除しようとする傾向ができるので、新規メンバーや新しい考えが「異物」として排除されないようなシステムが必要である。これらの課題をクリアしつつ、新しい地域コミュニティを育成していくためには、学校組織を媒介としていくことが有効なのではないかと考えられる。

もちろん、子供に関する事案にはとても多くの類型が存在するので、この方法であれば全ての事案に対して「とても有効だ」とまでは言い難いが、問題の中核をなす子供たち（乳幼児～小中学生まで）に対しては、やはり学校を中心とした地域コミュニティの再編とその強化により対応することが好ましいであろうと考えられるのである。

中学校を卒業、高校以降の段階へ進めば、行動範囲、交友関係は必ずしも地域には限定されなくなるが、それでも生活基盤が地域に残る限りは、地域力（コミュニティ力）の向上は、子供自身がその問題を解決するための後ろ盾となることを含めて、万全ではないが有効ではあるはずだ。

## 六 地域コミュニティの課題とは

さて、その地域力であるが、近年、家庭力と並んでその低下が危ぶまれている。

なぜ、地域力（コミュニティ力）は低下したのか。どうして、地域コミュニティの強化や継続は難しいのか。そして、どのような方法なら地域力（コミュニティ）の再編成が可能となるのか考えなければならぬ。そのためには、地域コミュニティの成立要件を見直してみる必要がある。そして、そこに見えてくるキーワードは、共有できる「利益と経験」なのである。

もともと、地域コミュニティとは利益を共有する共同体のことであった。どの地域においても、自分達（地域）の利益を外部の侵入者から守る（保全）することこそが地域コミュニティの存在意義であったのだ。しかしながら、近年になって社会構造や産業構造が変化してくると、小さな地域コミュニティの範囲内ですら様々な構成員が混在するようになり、それぞれの利益は多様化してしまった。メンバー全員が共有できる利益を見出すことははや困難であり、現在ではインフラ整備の部分のみが数少ない共有利益の中心となっているようである。かつて、行政がその役割を肩代わりするまでの間は、メンバーは普請や水利との呼び名の元に共同で労働に従事していたし、お祭りの本来の目的も、元々は観光客のような外部の者の来訪を期待したものではなく、コミュニティの構成員のみを対象とした祭事であり娯楽であったことから明らかである。

このように、共有する土台がほとんど消失してしまったがため、現在の地域コミュニティは義務感のみ

を強く与え、機能に不全をきたすこととなったのである。だからこそ、地域コミュニティにとっても、子供の安全確保を目的とした、学校を基盤とする再編成に参加する意義と必要がある。なぜなら、学校という媒体は、地域コミュニティを機能不全とした課題のほとんどをクリアできる可能性を含んでいるからである。

## 七 どのように新しいコミュニティを作るのか

仮に、コミュニティで作る安心安全な地域づくりを昔ながらの「桶」に例えるなら底板は共有利益、側面を構成するのは共通の経験を持つ人々、それを纏めているタガが地域内をめぐる情報となる。そして、その「桶」の中に蓄えられる成果こそが「安心安全」ということだろう。

更に詳しく見ていくと、まず底板となる共通利益であるが、総論として子供たちの安全を願わない人間はいないだろうし、自分の子供でなくとも、近所に顔見知りの子供（児童）でもあったりすれば、各論としてもその必要性をより身近に感じられることであろう。また、子供たちにやさしい街（地域）ができれば、いずれは世代や性別の違いを超えて全ての人々にやさしい街となることが理解され、その意味でも地域住民共有の利益であり財産となるはずである。同じく側面となる人についても、学校を基軸とすれば、学校へ通う当事者はもちろん、その保護者、そして卒業生というように同じ経験を持つ、同じ地域の生活者を集めやすい。加えて、新たに地域住民となったグループや世代が異なる場合であっても、子供が同じ学校に通うことは、子供の学校生活を介して大人同士も同じ経験と利益を共有しやすい。



更には、新入生が入って卒業生が出て行くという学校の形態は、コミュニティ独特の「新旧の入れ替えが進まない」「一部の世代の住民に固定しやすい」という組織としての課題も解消しやすいと考えられる。併せて、学校は地域の運動会会場、防災訓練会場、災害時避難場所となるなど、地域住民にとっては、子供の有無に関わらず知っておくべき場所であり、地域社会のランドマーク的な意味を持っている。地域住民が自然に接点をとるには格好の場所なのである。

いずれにせよ、子供たちに関する問題や課題は、学校という場所（空間）を立脚点に考えることが最も好ましい。なぜなら、学校とは子供たちを最優先に考えて作られた施設（空間）であり、そこに集まる人間も子供たちのことを優先的に考えられる人々であるはずだからだ。

## 八 これからのアイテムとしては

これからの学校には、単なる教育機関というだけでなく、地域コミュニティの中核であるという意識を持つてもらおうと共に、地域活動の拠点としての役割も担ってもらう必要がある。同時に行政は、学校がそのような大任を担えるように、ハードとしての施設整備は無論のこと、ソフトを含めたあらゆる面で支援していかねばならない。もちろん、行政主導であったとしても、教育の独立性や学校活動のレベルを下げることなく、その上、積極的に住民の地域活動の拠点としての活用を進めていける方法でなされなければならぬ。

そこで、コミュニティのタグとして人々を纏めていくための情報提供には、メール配信サービスの利用

も視野に入れて考えていくと良いのではないだろうか。携帯電話やメールサービスに類する情報提供アイテムには常に善悪論がつきまとい、世代や年代によっては加入率や利用率がとて低くとも承知している。しかしながら、現段階である年代以降への情報伝達手段として評価した場合、これ以上有効な手段は今のところ見つかっていない。また、今後、世代（時間）を経ていくごとに、その有用性が高まることも疑いようのない事実である。

実際、多くの小中学校では既にこの方法を利用して保護者を中心に情報発信しているようであり、警察や行政でも防犯情報や災害情報の提供にこの方法を導入している。これは、事案が発生した場合の事後対応、予防のための注意喚起の両面において、責任のある機関が正確な情報を早急に配信すること、どのような場合にあっては、情報とは原則として「非公開であるよりも、公開であること」の方が安全性を担保する可能性が高いと考えた結果であろう。

なお、今回の場合における配信の具体例としては、地域の人々に学校行事を周知できれば、興味から自然と注意を喚起、異変に対して感覚的に鋭くなるので、特に依頼をおこなわずとも、結果として行事（事業）及び子供たちの安全性が高まることが期待できる。このような地域の目の積み上げには、被害の危険性や深刻度から、まずは第一のグループからの対応になろうが、いずれは第一グループ以外に対する抑止力としての成果も期待できる。例えば、ドライバーに学校の学期割等を知らせることができれば、長期休暇明けで子供たちとドライバーの双方が交通リズムに慣れていない期間において、相当の注意力をドライバーに喚起することが可能となるであろう。これは、第三のグループへの支援策となる。

## 九 検証、メリットとデメリット

このシステムのメリットは、個人を特定することなく、要件の抽出のみで情報の提供が可能となることである。このシステム自体には大きな個人情報が入った名簿を持つ必要がなく、個人情報意識の変化に対応できる上に、登録制であれば希望者のみに必要な情報を配信できることだ。その自由度こそが強みであり、伸びていくことを期待させる可能性である。この点は、希望者及びそれ以外の利用者の双方に負担を強いる可能性が少ないことも意味する。なぜなら、希望する者と希望しない者の双方が、事前に取得についての選択を行った結果なので、受け取りに際して情報を再選択する必要がなく、素早い情報の取得が可能であると同時に、不必要な情報を押し付けられる心配が少ない。また、聞き取り（見ること・取得）とメモが同時になされているので、繰り返し確認が可能であり、伝達事項が曖昧になる可能性が少なく、自分の取得したいタイミングでの取得も可能である。また、希望者の中でもサイトアップ機能を併用すれば、緊急性の高い必要最小限の情報と対応検討や検証のためのより詳細な情報との区分提供ができる可能性など利点が多い。

一方、デメリットとしては、相手がメールを開いたかどうかまでは確認できないこと。あるいは、メールを受け取った（開いた）からといって、どのような対応を取ったかまでは不明なこと等がある。

但し、これらは類似のどの連絡手段においても、メンバー登録のカチツとした団体の活動には及ばない面であるし、予防や対応のための活動には「網の大きさと編み目の細やかさ」こそが必要であると考える

なら、ゆるい拘束感の注意喚起であっても、より大勢の参加というシステムの方が有用だと考えるべきであろう。

なお、この方法でより大きい注意喚起を維持するために必要なのは、配信サービスが学校情報以外にも、より多くの情報ソースを持つことである。加入率を向上させるためには、大勢の人間にとって有用なシステムである必要がある、そうでなければ本来の目的は果たせない。仮にホストが行政であるとすれば、各種のイベント情報だけでなく、検診等の健康管理に関する情報、狭い地域内ではあるが重要な道路事情に関する情報提供等が可能であろうが、加えて自治会、商工会、あらゆる団体からの情報提供も加えていく必要があるだろう。このアイテムが、生活者に便利なツールであればあるほど加入率は高まり、大勢の人々が情報提供を受けた結果として、初めて子供たちの大きな後方支援者となる可能性がでてくるのである。

#### 一〇 その先にすべきことは何なのか

これまで検証してきた考えは、決して大げさなものではない。冒頭に示したような子供たちの危険、安全のための課題は既にどの地域でも存在する危機である。

これまでそのような事案に遭遇しなかったからといって「我々の地域の問題ではない」とは考えないほうが良い。

子供の問題の大きさに関しては、事実、田舎も都会もあまり関係はない。都会に無関心があるとすれば、田舎には閉塞感があるというだけのことだ。どこに住んでいようとも、乳児〜中学生位までの子供たちが

生きている世界は、実はそれほど広くはない。だからこそ、逃げ場の少ないその狭い世界こそは、安全にして安心な場所として保全しなければならないし、地域、家庭、学校の三者のみが世界のほとんどであるからこそ、同じ三者の工夫と努力と協働によって安全確保を実現できる可能性があるのだ。

繰り返しになるが、事案はどの地域にも発生する可能性があり、万が一にも最初の事案がとて深刻な事案とならない保障もどこにもない。むしろ、これまでに深刻な事案がなければ、それは感謝に値する幸運だと考えた方がよいのであろう。

そして、先行して実現しなければならぬ安全確保（危険回避）はこれまでの検証のとおりだが、長期的な課題として、個々のケースを深く検証、個人の資質と整理するのではなく、社会全体の問題としての起因となった部分については、どのような時間を要しようとも、その起因を排除するための方法を考え続けていかなければならない。

なぜなら、子供を狙った犯罪、あるいは子供たち自身により引き起こされる少年犯罪であったとしても、子供達に関する問題は社会の現実を必ず反映しているはずだからだ。子供たちの世界は狭くとも、大人と同じ世界に繋がりが、視点の高さこそ違えど同じ景色を見ていることを忘れてはならない。そうでなければ、事後対応としていかに危険を回避する努力を続けても、あるいは事案当事者に懲罰を与えその機会の排除を続けたとしても、いずれは物理的（機会制限の）限界に達し、我々は永久に「事案を撲滅したという成果」を受け取ることができないままとなってしまおうであろう。

平成二一年度 懸賞論文

## 「子供の安全をいかに守るか」の応募要項

### 1 テーマ

「子供の安全をいかに守るか」とする。なお、テーマ設定の趣旨は、別記のとおりであるが、応募に当たっては、論点を個別的な問題に絞り込み、テーマをそれに応じたものに適宜変更することとして差支えない。

### 2 応募資格

特に限定しない。

### 3 応募規定

- (1) 応募論文は、パソコン（ワープロ）で打ったもの（A4判、三五字×三〇行、一二ポイント）又はA4判四〇〇字詰め原稿用紙に黒インクか黒ボールペンで書いたものに限る（縦書きでも、横書きでもよい）。
- (2) 原稿枚数は、原稿用紙に換算二〇枚以上三〇枚以下（統計、図、表は別）とし、必ず目次及び二、三枚程度の要約を付ける。
- (3) 応募論文の表紙には、次の事項を漏れなく明記する。

○ 住所（フリガナ、郵便番号、電話番号）

なお、FAXやemailがある場合は、FAX番号やemailアドレスを明記する。

○ 氏名（フリガナ）

○ 生年月日（年齢）

○ 性別

○ 職業等（勤務先、役職名又は学校名、学部、学年等）

○ 論文のテーマ（個別的な論点に応じたテーマで可）

なお、応募論文が未発表のものであることを示すために、「この論文は、未発表のものである」旨、明記すること。

(4) 他の著書、論文等を引用した場合は、その出典を明記する。

(5) 応募論文の著作権は、財団法人公共政策調査会に帰属し、応募論文は、返却しない。

#### 4 締切り

平成二二年九月一日（金）（当日消印有効）

#### 5 応募及び問合せ先

〒一〇二一〇〇九三 東京都千代田区平河町二一八一〇 平河町宮川ビル内

財団法人公共政策調査会

電話 ○三(三二六五) 六二〇一 FAX ○三(三二六五) 六二〇六

## 6 発表及び表彰

- (1) 平成二十二年一二月中の読売新聞に入選者名を発表し、併せて入選者には直接通知する。また、最優秀論文については、平成二十二年一月中の読売新聞にその要旨を掲載する。
- (2) 原則として、最優秀賞1編、優秀賞2編、佳作数編を決定し、入選者には、次により賞状及び副賞を贈呈する。

- ・ 最優秀賞 一編 賞状及び副賞(二〇万円)
- ・ 優秀賞 二編 賞状及び副賞(一〇万円)
- ・ 佳作 数編 賞状及び副賞(五万円)

なお、優秀作品には読売新聞社からも、読売新聞社賞が贈呈される。

- (3) 平成二十二年一月中に授賞式を行う。

## 7 選考委員

- ・ 金山 泰介(警察大学校警察政策研究センター所長)
- ・ 小宮 信夫(立正大学文学部社会学科教授)
- ・ 巽 高英(警察庁生活安全局長)
- ・ 長畑久美子(株)パソナフォスター代表取締役社長)
- ・ 成田 頼明(横浜国立大学名誉教授)
- ・ 野田 健(財)公共政策調査会理事長)



・坂東眞理子（昭和女子大学学長）

・溝口 烈（読売新聞東京本社編集局次長兼社会部長）

（五十音順、敬称略）

## 8 共催

警察大学校警察政策研究センター

## 9 後援

警察庁、読売新聞社

## 10 協賛

財団法人社会安全研究財団

## 「別記」「子供の安全をいかに守るか」のテーマ設定の趣旨

未来を担う子供たちには健やかに育ってほしい。これは、親だけでなく世のすべての人の願いである。しかしながら、子供たちを取り巻く社会環境は、必ずしも安全とは言い難い。

世間の耳目を引く幼女を狙ったわいせつ目的の事件のほか、誘拐や暴行、恐喝事件など子供が被害者となる事件が後を絶たない。児童虐待など精神的な後遺症が残る事件もある。

また、最近では、インターネットを使ったいじめや出会い系サイトの被害者となる子供も急増している。

このほか、交通事故や公園での屋外遊具による事故など日常生活で事故に遭う子供もいる。

このような事件、事故等から子供を守るために様々な施策が講じられているが、まだまだ十分とは言えない。家庭、学校、地域のそれぞれで、あるいはもっと大きく社会全体で、適切な対応が求められている。

この懸賞論文は、子供の安全をいかに守るか、様々な立場、視点から、そして様々な切り口から具体的な提言を求めるものである。

# 平成二二年度懸賞論文「子供の安全をいかに守るか」応募者一覧

(氏名・年齢・職業・テーマ)

- |            |        |                             |
|------------|--------|-----------------------------|
| 青木 優子 (45) | 警察職員   | 子供の安全をいかに守るか                |
| 青柳 毅 (72)  | 無職     | 子供達から見た怖い人達の削除(心の優しい人を育てよう) |
| 新井 史子 (39) | 警察官    | 子供の安全を守るために何をすべきか           |
| 新井 洋平 (29) | 警察官    | 子供の安全を守るための警察の取組みについて       |
| 新木 繁男 (62) | 無職     | 子供の安全をいかに守るか、おはようから始まる明るい一日 |
| 荒木 威 (68)  | 無職     | 私の提言「『皆』市民自主防犯活動のススメー」      |
| 荒木 義弘 (76) | 無職     | 子供達の安全確保                    |
| 飯塚 宏之 (52) | 教諭     | 子どもの安全をいかに守るか、親への警鐘         |
| 井垣佐登美 (35) | 警察官    | 子供の安全をいかに守るか                |
| 伊川 幸雄 (74) | 無職     | 子供の安全をいかに守るか                |
| 井出 日澄 (68) | 画家     | 子供の安全をいかに守るか                |
| 井上 親彦 (57) | 人権擁護委員 | 情報化社会の中で、子供の安全をいかに守るか       |
- 〔退職者(高齢者)を活かした多世代交流の場をとおして〕

- |            |            |                                  |
|------------|------------|----------------------------------|
| 井上 克裕 (36) | 会社員        | インターネットにおける違法・有害情報フィルタリングの問題について |
| 上辻正七郎 (72) | 無職         | 交番の電話番号はオープンに                    |
| 内田 弥生 (44) | 警察官        | 子供の主体性を育て子供を守る〜子供の安全をいかに守るか〜     |
| 岡崎 治 (57)  | 警察官        | 子供の安全をいかに守るか                     |
| 岡崎 理香 (49) | 主婦         | 「子供を犯罪から守る」ということ                 |
| 小柳津昌久 (31) | 警察官        | 子供の守り方                           |
| 景山 律子 (65) | 介護士        | 子供の安全をいかに守るか                     |
| 勝田 絵里 (35) | 主婦         | 我が子の安全は私が守る                      |
| 加藤 和俊 (38) | 会社員        | 大人の経験が子供を守る                      |
| 金子 毅 (47)  | 大学教員 (非常勤) | 子供の安全をいかに守るか〜その手を離してはならない〜       |
| 川角 一郎 (31) | 地方公務員      | 危険の芽を摘む、市町村型子育てコミュニティの醸成         |
| 川村 玲子 (56) | 主婦         | 六色の安全づくり                         |
| 〃 均 (64)   | 無職         |                                  |
| 神林 謙治 (63) | 会社員        | 子供の安全をいかに守るか                     |
| 北村 和彦 (66) | 無職         | 子供の安全をいかに守るか                     |
| 君付 智裕 (22) | 大学生        | 子供を取り巻くアルコール関連問題                 |
| 木村 敏勝 (37) | 地方公務員      | 子供の安全を守るためにできること                 |

- 桐渕 寛大(33) 警察官 子供を取り巻く犯罪の状況と地域を交えた警察活動の推進
- 草野 善朗(64) 無職 乳幼児の期待水準を裏切らない
- 栗原 昭文(78) 無職 自分の安全は自分で守るゝやさしい、強いこころの人間を育てるゝ
- 栗山 卓士(66) 無職 子供の安全をいかに守るか
- 黒鳥千恵子(52) 無職 子供を守るのも大人の役目です
- 古池 季(50) 警察官 子供の安全をいかに守るかゝ市長が歌った「となりのトトロ」ゝ
- 後藤 八夫(74) 無職 子供の安全をいかに守るか
- 小西 明(49) 警察官 子供を犯罪から守る活動のあり方
- 小林 雅子(74) 無職 子供は家族愛に包まれて育つ
- 古味 俊博(60) 警察官 日本の未来は安全・安心できる家庭から
- 笹川 幹夫(29) 地方公務員 戸田市における小学校の放課後を活用した「子供の安全」関連事業の課題と対応
- 笹川 佳男(26) 地方公務員 地域社会において限られた資源の有効活用を図ることによって「子供の安全」を確保する
- 佐生 綾子(44) アルバイト 便利さ快適さの陰で
- 佐渡由貴子(46) 警察職員 子供の安全をいかに守るかゝ私たち大人にできることゝ
- 佐藤 恭子(50) 警察官 子供の安全をいかに守るか

- |            |             |                               |
|------------|-------------|-------------------------------|
| 柴崎 健太 (28) | 地方公務員       | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 柴田 敏明 (58) | 塾経営、区立小学校講師 | 挨拶の累乗・町の団結が子供を守る              |
| 澁谷 敏之 (33) | 警察官         | 子供の被害にかかる犯罪の現状と防犯対策           |
| 杉山亜矢子 (49) | 主婦          | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 清宮 正人 (54) | 地方公務員       | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 瀬来 真治 (24) | 無職          | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 高橋 大輔 (37) | 会社員         | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 高橋 俊郎 (78) | 無職          | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 高間 洋昌      | 警察官         | モラル低下の大人から子供の安全をいかに守るか        |
| 高山 秀幸 (47) | 通訳翻訳官       | 子供たちへの贈り物「いじめ」の視座から           |
| 立花 幸子 (52) | 主婦          | 子供の安全をいかに守るか                  |
| 蓼沼 明 (41)  | 調理師         | こころ                           |
| 谷口 真理 (21) | 大学生         | 携帯電話・インターネットから子どもを守るために必要なこと  |
| 玉木 彰 (51)  | 会社社長        | 危機に立つ社会―《ヤングホン》で子供を守る―        |
| 田村 勇 (43)  | 無職          | 子供を犯罪の恐怖や危険からいかに守るか           |
| 土屋 義光 (29) | 警察官         | 子供に対する犯罪情勢と警察活動の推進及び加害者対策について |
| 戸田 正志 (58) | 警察官         | 子供の安全をいかに守るか                  |

- 長島 幸二 (77) 無職 子供の安全と専業主婦
- 長沼 英雄 (69) 無職 子供の安全をいかに守るか
- 仲野 修 (73) 無職 社会全体が子供を守る連帯使命感をどうすれば持てるか
- 中村みどり 警察官 子どもの健やかな成長を願って
- 橋本 康子 (38) 警察職員 子供の安全をいかに守るか 教育とコミュニティの再構築
- 濱崎 昭義 (73) 無職 子供の安全をいかに守るか
- 林 多美 (55) 主婦 子供の安全を守る 自己防衛力の視点から
- 福田 佳織 (32) 警察官 インターネット社会を生きる子供のためにできること  
 ～子供の安全をいかに守るか～
- 藤田登美子 (68) ボランティア 社会と地域の結束で子供を守ろう
- 前田 英雄 (42) 無職 ここでクダンの子供の安全をいかに守るか
- 松浦 智 (32) 警察官 子供の安全をいかに守るか
- 松田 修平 (52) 警察官 GIS地域安全マップによる子供の犯罪防止
- 松永 恭武 (43) 地方公務員 学校を基軸とした地域コミュニティ再編による子供(児童)の安全確保について
- 水上 正 (77) 無職 子供の安全をいかに守るか
- 宮田 智美 (24) 警察官 子供達を犯罪から守る治安プログラムの構築について

- 宮本雄一郎 (59) 子供多文化共生サポーター 提言 子供を守るキッズ・カード
- 村田圭太郎 (73) 無職 子供の安全をいかに守るか
- 村椿 正美 (37) 警察官 個人の防犯意識を高揚させる～子供の安全をいかに守るか～
- 森岡 貴光 (39) 警察官 子供の安全をいかに守るか
- 矢野 孝子 (73) 主婦 子供の安全をいかに守るか
- 山川 賢治 (33) 警察官 薬物から子供を守り、日本の将来を築くために大人ができる役割とは  
～日本を薬物大国にしないために～
- 大和 剛彦 (43) 高等学校教諭 携帯電話・ネットの被害から子どもたちを守るために
- 山本 哲史 (32) 地方公務員 子供の安全をいかに守るか  
～戸田市におけるセーフコミュニティの必要性と導入可能性～
- 山脇 匡 (74) 無職 人間性に欠ける若者たちよ、子供たちを犠牲にするな
- 横山 亮輔 (21) 大学生 児童ポルノの実態と改正に関する問題の検討
- 吉田 常夫 (60) 会社役員 子供の安全をいかに守るか

以上八六名



この懸賞論文募集事業及び論文集は、財団法人社会安全研究財団の助成により実施し、製作されたものです。  
また、左記の企業のご支援を得て運営されています。

アクサ生命保険株式会社	株式会社クレディセゾン	総合警備保障株式会社
旭化成株式会社	京阪電気鉄道株式会社	株式会社損害保険ジャパン
イオン株式会社	京浜急行電鉄株式会社	大成建設株式会社
井関農機株式会社	KDDI株式会社	大日本印刷株式会社
株式会社イトーヨーカ堂	株式会社神戸製鋼所	太平洋セメント株式会社
ウシオ電機株式会社	コニカミノルタホールディングス株式会社	株式会社たいよう共済
小田急電鉄株式会社	株式会社小松製作所	株式会社大和証券グループ本社
オムロン株式会社	サントリー株式会社	株式会社竹中工務店
オリックス株式会社	清水建設株式会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
株式会社オンワードホールディングス	昭和電工株式会社	中国電力株式会社
鹿島建設株式会社	新日本製鐵株式会社	中部電力株式会社
関西電力株式会社	住友化学株式会社	株式会社電通
九州電力株式会社	住友信託銀行株式会社	東海旅客鉄道株式会社
京セラ株式会社	セイコーエプソン株式会社	株式会社東急エージェンシー
近畿日本鉄道株式会社	西武鉄道株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
株式会社熊谷組	セコム株式会社	東京ガス株式会社
株式会社クラレ	セントラル警備保障株式会社	東京急行電鉄株式会社

- 東京地下鉄株式会社  
 東京電力株式会社  
 株式会社東芝  
 東武鉄道株式会社  
 東北電力株式会社  
 トヨタ自動車株式会社  
 名古屋鉄道株式会社  
 南海電気鉄道株式会社  
 西日本旅客鉄道株式会社  
 株式会社ニチレイ  
 日興コーディアル証券株式会社  
 日産自動車株式会社  
 日新火災海上保険株式会社  
 株式会社日清製粉グループ本社  
 ニッセイ同和損害保険株式会社
- 日本アイ・ビー・エム株式会社  
 日本ガイシ株式会社  
 日本興亜損害保険株式会社  
 日本製紙株式会社  
 日本生命保険相互会社  
 日本電気株式会社  
 日本電信電話株式会社  
 野村ホールディングス株式会社  
 パイオニア株式会社  
 パナソニック株式会社  
 株式会社博報堂  
 阪急電鉄株式会社  
 阪神電気鉄道株式会社  
 東日本旅客鉄道株式会社  
 株式会社日立製作所
- 富士ゼロックス株式会社  
 富士通株式会社  
 株式会社ブリヂストン  
 本田技研工業株式会社  
 みずほ信託銀行株式会社  
 三井住友海上火災保険株式会社  
 株式会社三井住友銀行  
 三菱化学株式会社  
 株式会社三菱東京UFJ銀行  
 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 三菱電機株式会社  
 明治安田生命保険相互会社  
 森ビル株式会社  
 株式会社リコー  
 株式会社りそな銀行

懸賞論文論文集

子供の安全をいかに守るか

平成二十二年三月発行

発行 財団法人公共政策調査会

〒一〇二—〇〇九三

東京都千代田区平河町

二丁目八番一〇号

電話 〇三—三二六五—六二〇一

FAX 〇三—三二六五—六二〇六

印刷 中和印刷株式会社

〒一〇四—〇〇四二

東京都中央区入船

二丁目二番一四号